

カンボジア国
「法制度整備プロジェクト（フェーズ３）」
及び
「裁判官・検察官養成校民事教育
改善プロジェクト（フェーズ２）」
中間レビュー調査報告書

平成 22 年 7 月
(2010年)

カンボジア国
「法制度整備プロジェクト（フェーズ3）」
及び
「裁判官・検察官養成校民事教育
改善プロジェクト（フェーズ2）」
中間レビュー調査報告書

平成22年7月
(2010年)

独立行政法人国際協力機構
公共政策部

序 文

我が国はカンボジア政府に対し、1999 年から「法制度整備プロジェクト（フェーズ 1、2）」を通じて民法・民事訴訟法の起草・立法化を支援しました。その結果、民事訴訟法は 2006 年 7 月に公布、2007 年 7 月に施行され、民法は、2007 年 12 月に公布、2008 年 12 月に施行されました（但し、民法は現在関連法令の整備中につき、適用待ちの段階にあります）。しかしながら、両法案がカンボジア国内において適切に運用されるためには、関連法案の起草が不可欠であり、また、両法はこれまでカンボジアにはなかった概念を多く含んでいることや、特に民法は条文数も多いため、普及活動には時間をかける必要があります。このことから、日本に対し更なる協力の継続について要請があり、司法省が民法・民事訴訟法を適切に運用するための必要な施策をとれるようになることを主眼としたフェーズ 3 を 2008 年 4 月から 4 年間の期間で開始しました。

一方で、国内において両法が適切に運用されるためには、両法を理解する法曹人材を養成する必要があることから、JICA は 2005 年 11 月 2008 年 3 月まで、「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」を実施し、王立裁判官・検察官養成校（RSJP）におけるカリキュラム策定・改訂、教材作成・改訂、教官の能力向上に取り組み、民事教育が行われる土台を構築しました。更に、法曹人材が圧倒的に不足しているカンボジアの現状を踏まえ、今後持続的に同校において民事教育が行われるためには、教官候補生養成及び教材作成により、学校運営の自立発展性を高める必要があるということから、RSJP が自立的に民事教育を実施できるようになることを目指し、2008 年 4 月から 4 年間の期間で、「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ 2）」を開始しました。

両プロジェクトとも、開始から約 2 年の中間地点にあることから、今般中間レビュー調査を実施しました。調査では、両プロジェクトの過去の協力の経緯、実績を踏まえ、現フェーズにて実施してきた活動の実績、成果、課題等を分析するとともに、プロジェクトの残り期間で取り組むべき活動等についてカンボジア国関係者と協議しました。本報告書は、今回のレビュー調査及び協議結果を取りまとめたものであり、今後の技術協力事業を効果的かつ効率的に実施していくための参考として、活用されることを願うものです。

本調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成 22 年 7 月

独立行政法人国際協力機構
公共政策部長 中川 寛章

プロジェクト位置図



首都プノンペン（プロジェクト所在地）

出典：University of Texas, Perry-Castañeda Library Map Collection.

(<http://lib.utexas.edu/maps/cambodia.html>、2010年3月26日アクセス)

現地調査写真



王立司法学院（RAJP）・RSJPとの協議
（2010年2月16日）



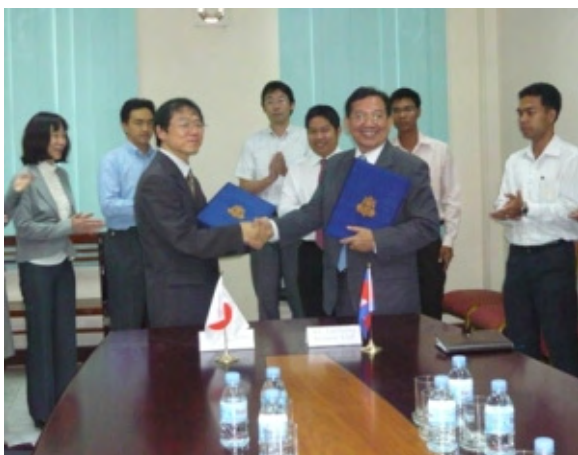
MOJ起草第4班（供託法）へのインタビュー
（2010年2月23日）



王立裁判官・検察官養成校 (RSJP) 教官候補生への
インタビュー（2010年2月24日）



国土管理都市計画建設省（MLMUPC）共同コミッティ
メンバーへのインタビュー（2010年2月25日）



RAJPでの協議議事録（M/M）署名式
（2010年3月3日）



MOJでのM/M署名式
（2010年3月4日）

略 語 表

BAKC	Bar Association of Kingdom of Cambodia	カンボジア弁護士会
CCJAP	Cambodia Criminal Justice Assistance Project	カンボジア刑事司法支援プロジェクト
CLE	Continuing Legal Education	継続教育
CLJR	Council for Legal and Judicial Reform	法・司法改革評議会
C/P	Counterpart	カウンターパート
EWMI	East-West Management Institute	イースト・ウエスト・マネジント・インスティテュート(USAIDの資金で活動している米国を本拠とするNGO)
ICD	International Cooperation Department, Research and Training Institute, Ministry of Justice, Japan	法務省法務総合研究所国際協力部
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
LASSP	Land Administration Sub Sector Program	国土管理サブセクター・プログラム(フィンランド、ドイツ等複数のドナーが国土管理都市計画建設省に対し、土地関連立法や登記システム構築等を支援しているプログラム)
LTC	Lawyers Training Center	弁護士養成校
MLMUPC	Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction :	国土管理都市計画建設省
M/M	Minutes of Meeting	協議議事録
MOEF	Ministry of Economy and Finance, Kingdom of Cambodia	カンボジア経済財務省
MOJ	Ministry of Justice, Kingdom of Cambodia	カンボジア司法省
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリックス
PO	Plan of Operation	活動計画

RAJP	Royal Academy for Judicial Professions	王立司法学院
R/D	Record of Discussions	討議議事録
RSJP	Royal School for Judges and Prosecutors	王立裁判官・検察官養成校
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
WG	Working Group	ワーキング・グループ

「法制度整備プロジェクト（フェーズ３）」

中間レビュー調査結果要約表

１． 案件の概要		
国名：カンボジア		案件名：法制度整備プロジェクト（フェーズ３）
分野：ガバナンス（法・司法）		援助形態：技術協力プロジェクト
所轄部署：公共政策部 法・司法課		協力金額（中間レビュー時点）：約 350,447 千円
協力期間	(R/D 署名日) 2008 年 4 月 8 日	先方関係機関：司法省
	協力期間 2008 年 4 月 9 日～2012 年 3 月 31 日（4 年間）	日本側協力機関：法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会等
１－１ 協力の背景と概要 我が国はカンボジア国（以下「カ」国）政府に対し、1999 年から「法制度整備プロジェクト（フェーズ 1）」を通じて民法・民事訴訟法法案の起草支援を行ってきた。カンボジア国の市場経済化に適合した法の整備を図るべく、日本・カンボジア合同起草チームにより民法・民事訴訟法起草作業を中心に協力が行われ、2003 年 3 月に両法案を「カ」国司法省に引き渡すことにより終了した。その後、このプロジェクトの成果を踏まえ、「カ」国政府は民法・民事訴訟法法案の立法化支援及び附属法令整備を主眼とした継続支援の実施を我が国に要請し、2004 年 4 月から「法制度整備プロジェクト(フェーズ 2)」が開始された。当初 3 年間の計画だったが、関連法令間の調整作業に時間を要したことや、議会における民法の審議に時間を要したことから、2006 年 10 月の終了時評価調査において 1 年間の期間延長が決められ、2008 年 4 月に終了した。フェーズ 2 の成果として、2007 年 7 月に民事訴訟法が適用され、2007 年 10 月に民法が下院を通過し、同年 12 月には成立した。 両法案がカンボジア国内において適切に運用されるには、附属法令の起草が不可欠である。また、民法・民事訴訟法はこれまでカンボジアにはなかった概念を多く含んでいることや、民法は条文数も多いことから、普及活動には時間をかける必要がある。 このような状況を踏まえ、民法・民事訴訟法に関する協力を行ってきた日本に対し、更なる協力の継続について要請があり、2008 年 2 月に事前評価調査を行った。その結果、2008 年度より附属法令起草の軸足をカンボジア側に移し、司法省が民法・民事訴訟法が適切に運用されるために必要な施策を取れるようにすることを主眼としたフェーズ 3 を実施することとなった。		
１－２ 協力内容 (１) 上位目標 民事法制度がカンボジアにおいて適切に機能する。 (２) プロジェクト目標 司法省が、民法・民事訴訟法が適切に運用されるために必要な施策を取れるようになる。		

(3) 成果

1. 司法省にて、民法・民事訴訟法関連法案の起草・立法化に向けて必要な作業が行われる。
2. 司法省にて、司法省から提出された民法・民事訴訟法関連法案のフォロー及び他省庁から提出された法令との調整が行われる。
3. 司法省が司法関係者等に民法・民事訴訟法及び関連法案を運用するための知識を広める。

(4) 投入（中間レビュー時点）

日本側： 総投入額約 157,095 千円

- 長期専門家派遣 5 名
- 短期専門家派遣 10 名
- 研修員受け入れ 22 名
- 国内作業部会 のべ 39 名 等

相手国側：

- カウンターパート配置

プロジェクトディレクター：司法大臣

プロジェクトマネージャー：司法省次官

第一審裁判所所長、最高裁判事、司法省職員等からなるコミッティ、司法省職員からなるサブコミッティおよび起草班

- 施設、事務室

司法省内にプロジェクト用の常設事務所、会議室を確保。

- 運営経費の自己負担

2. 評価調査団の概要

2-1 調査団構成

- | | | |
|--------------|--------|----------------------------|
| (1) 総括 | 森 千也 | JICA 公共政策部ガバナンスグループ次長 |
| (2) 法曹養成 | 西村 恵三子 | 法務省法務総合研究所国際協力部教官 |
| (3) 法整備支援 | 磯井 美葉 | JICA 国際協力客員専門員 |
| (4) 評価企画 | 西畑 絵美 | JICA 公共政策部ガバナンスグループ法・司法課職員 |
| (5) 評価分析 | 樋渡 類 | 有限会社アイエムジー (IMG) |
| (6) 通訳 (日・ク) | 諏訪井 廉 | 財団法人日本国際協力センター (JICE) |

2-2 調査期間：2010 年 2 月 17 日～3 月 5 日

3. 評価結果の概要

3-1 実績の確認

(1) プロジェクト活動および成果の実績

プロジェクト活動はおおむね円滑に行われ、成果が達成されつつあることが確認された。プロジェクト活動の当面の進捗と今後の方向性について、確認された内容の概略は以下のとおりである。

成果 1. 「司法省にて、民法・民事訴訟法関連法案の起草・立法化に向けて必要な作業が行われる。」

今フェーズにおいては、省内で新たに起草作業に参加する職員を育成し、司法省の組織としての能力を強化することにより、民法・民事訴訟法関連法案の起草を司法省が自立的に行えるようサポートしてきた。すなわち、司法省が起草した草案を検討するというアプローチの下、2008年の10月からこれまでの間に、司法省職員を構成メンバーとする5つの起草班が設置されており、法令案の分量・複雑さや関係省庁の有無により班ごとの違いはあるものの、概ね各班の課題に対処しながら着実な進捗を見せている。また各班ともに、リーダーの主体性のもとで新たに意欲ある職員を随時追加してきた。

起草班会合の開催や内容の検討においては、カンボジア側の自主性が大変高まってきた。各班はまず自分たちで検討・起草を進め、解決できない問題についてだけ日本人専門家に質問するようになった。ただし、主に民法についての理解度の低さから、日本人専門家の助言が必要と思われる場面は依然として少なくない。

班会合の議事録を作成して保存・共有するという活動は、十分実施されているとは言い難い状況である。班によっては、議事録の担当を決めて、実質的な法令案の議論の段階に入ってから是要約を作成している。ただしその場合でも検討結果しか記録されていないようである。

法令案の一元管理については、閣僚評議会に提出した法案は立法局が管理している。プロジェクトで起草中の法案については、現状ではプロジェクト事務所のコンピュータで管理されている場合と、起草班メンバーが独自に管理しているものがあるが、将来的には省内のコンピュータで一元管理されることが望ましい。

カンボジア司法省令によって司法省内に設置されたコミッティ（「民法及び民事訴訟法分野担当委員会」、フェーズ2まではワーキング・グループと呼称）では、各起草班の法令案について司法省としての最終的な審議をしてきた。また、フェーズ2において日本の作業部会が起草を支援した、執行官法、裁判寄託省令、人事訴訟法、民事非訴訟事件手続法、民法適用法の各案についても、発令・閣僚評議会での審議に備え、さらに検討を重ねた。カンボジア側で条文を起草して追加したものもある。また、特に民法適用法案では、土地法、担保取引法などの他省庁管轄法案との調整や、婚姻家族法との調整について検討した。しかしコミッティのメンバーには裁判所の仕事に従事している者もあり、また他の者も業務が多忙であるため、定期的に開催することができておらず、議事録の作成も完全には実施できていない。

各起草班メンバーの能力強化の観点で、新たに起草作業に参画した司法省職員の民法、民事訴訟法についての理解度の向上は、自主的に起草・立法作業を行う上で必要不可欠であり、プロジェクト後半の課題である。

成果2. 「司法省にて、司法省から提出された民法・民事訴訟法関連法案のフォロー及び他省庁から提出された法令との調整が行われる」

司法省から提出された法案の審議については、大臣から指名された次官が、テクニカル会合と省庁間会議に出席し、法案によってしかるべき担当者を同行させている。問題があればコミッティに持ち帰って再検討している。閣議および国会では、大臣が参加した上で、法案の詳細説明を同行の次官または次官補が担当している。

民事非訴訟事件手続法案・人事訴訟法案は、閣僚評議会の審議結果を受けて、司法省内で再検討し、2009年8月に閣僚評議会に修正案を提出した。人事訴訟法案は2010年2月19日に閣議決定され、現在国会に上程するために準備中である。民事非訴訟事件手続法案は3月5日に閣議決定された。

他省庁から提出された法令案については、土地法、区分所有権政令、外国人に建物専有部分の所有権を付与するための法律、国際養子縁組法、商業裁判所法、地理的表示に関する法案について、民法・民事訴訟法との抵触の有無や整合性をとるための修正案の検討が、コミッティで行われた。

なお、司法省管轄法令との関係性がないと担当省庁が判断した場合には、閣僚評議会の前に情報を入手することができない。また、閣僚評議会でも情報を入手してから意見を提出しても、法案の大幅な修正は不可能である。このように他省庁管轄法案との調整は困難な場合もあり、今後の懸念が残る。

成果3. 「司法省が司法関係者等に民法・民事訴訟法及び関連法案を運用するための知識を広める」

普及活動は司法省主導のもとに推進されており、普及セミナーおよび教材の配布が計画どおり着実に実施されている。新法理解研修は、教育・普及局が担当している。条文および関連教材の配布業務は、以前はプロジェクトオフィスが担当していたが、現在は司法省に移管され、適切に配布業務が進められている。

司法省が計画・実施した民法・民事訴訟法の普及活動は、カンボジア全土で2008年に7回、2009年に6回、2010年は3月までに既に3回、開催された。2009年には新たに5人の起草班メンバーが講師に加わった。なお当初は、RSJPの継続教育と司法省の普及活動の間で調整が必要と考えられていたが、司法省とRSJP双方の認識では、現在、これら2つの活動は、対象者および内容が異なっているため、調整の必要はそれほど高くない（RSJPの継続教育が裁判官・検察官に対する法曹実務レベルの内容を含むのに対し、司法省の普及活動は、裁判所職員、州の職員、郡長、コミュニケーション長、村長などを含むより幅広い対象者・内容である）。

Q&Aのとりまとめに関しては、民事局が暫定的に担当している。以前は、日本人専門家にも直接質問が寄せられていたが、現在は、民事局が質問受付を一元的に担っており、難しい質問については基本的にはコミッティで審議することになっている。今後民法が適用されれば、裁判官以外にも一般の行政職員や国民から、幅広い質問が寄せられる可能性があるため、司法省でも対応する必要性が高まることが見込まれる。このことから司法省職員の民法理解度を向上させることが急務といえる。

（2）プロジェクト目標及び上位目標の達成の見込み

残りの期間を通じて、いくつかの課題（詳細は後述）に適切に対処することで、プロジェクト目標の達成が見込まれる。

本プロジェクトの上位目標は、「民事法制度がカンボジアにおいて適切に機能する」である。この上位目標の達成のための前提としての不可欠なプロセスである関連法制度の整備、あるいは、民法・民事訴訟法及び関連法の普及活動、他の法令との調整等については、現在、プロジェクト活動として、司法省が鋭意進めているところであるが、一方で、上位目標の達成のためには、裁判所、国土省土地管理局（土地登記）、地方行政機関などの関係官庁においても、これらの法律が適切に理解され、運用されることが必要となる。また、公務員や官庁だけでなく、弁護士、市民、企業なども、これらの法

令を理解し、適切に活用することが必要となる。現在のプロジェクト活動による制度整備及び法曹・公務員への普及活動に加えて、これらの条件が全体的に整えば、上位目標が達成できるといえる。

PDM で設定されたプロジェクト目標の各指標に対する実績と見込み・課題は以下のとおりである：

ア. 司法省による付属法令・運用指針の起草実績及び日本側の関与の変化

- 法令案の分量・複雑さや関係省庁の有無により、起草班ごとに進捗のばらつきはあるが、予定していた法令案は上述のとおり概ね着実に起草されている。
- 第1班（不動産登記関連省令）は、国土管理都市計画建設省（MLMUPC）との定期的な共同コミッティの開催が、MLMUPC 側メンバーが多忙であることおよびメンバーが少ないことにより困難であったが、今次レビュー調査において MLMUPC 高官により、メンバーの増員および MLMUPC 内での準備会合の実施など、前向きな協力姿勢が表明された。
- 第5班が担当している「法人登記に関する司法省令」は多くの省庁との整合性を図る必要があるため、他省庁の起草法案の情報収集を行っている段階である。
- 起草班会合の開催や内容の検討において、カンボジア側の自主性が大変高まってきた。各班はまず自分たちで検討・起草を進め、解決できない問題についてだけ日本人専門家に質問するようになった。ただし、主に民法についての理解度の低さから、日本人専門家の助言が必要と思われる場面は依然として少なくない。起草班メンバーを中心として司法省職員の民法理解度を向上させることが、プロジェクト後半における課題である。

イ. 司法省による民法・民事訴訟法関連法案の立法プロセスにおける調整実績及び日本側の関与の変化

- 司法省から発出された後の審議状況の確認・内部共有や、他省庁管轄の法令案についての確認などは、現在までのところカンボジア側が主体となって順調・適切になされてきている。
- 日本側の関与については、以前に比べてカンボジア側が必要とする際にのみ助言をするという形が中心となってきた。

ウ. 司法省による普及活動の実績及び日本側の関与の変化

- 普及活動は前述のとおり、司法省主導のもとに推進されている。普及セミナーおよび教材の配布は計画どおり着実に実施された。
- Q&A のとりまとめに関しては、民事局が暫定的に担当している。民法が適用されれば司法省でも回答していく必要性は高まるため、このことから司法省職員の民法理解度を向上させることが急務である。

3-2 評価結果の要約

- (1) 妥当性：極めて高い

カンボジア政府は、引き続き司法分野における人材育成を重視している。2004 年 7 月に発表された国家開発戦略である「四辺形戦略」、2008 年の「第二次四辺形戦略」で明らかになっているとおり、司法改革は引き続き高い優先順位を与えられている。また、より具体的には、2003 年の「法・司法制度改革戦略」や 2005 年の「法司法制度改革短期・中期行動計画」において、立法の枠組みの近代化が司法分野の 7 重点分野の一つと位置づけられている。カンボジアにおいて民事法制度を適切に機能させるために最も重要な政府機関のひとつが司法省であるため、司法省の人材育成及び組織の強化が、民法・民事訴訟法の関連法令の起草や普及活動を効率的・効果的に運営するうえで不可欠である。今次レビュー調査では本プロジェクトがこれらニーズに対応するものである旨確認された。

本プロジェクトはまた、日本の ODA 計画や戦略とも一貫性を有している。2002 年の「カンボジア国別援助計画」、2009 年の「法制度整備支援に関する基本方針」および JICA の「国別援助実施方針(2009 年)」で、民事法制度の構築と向上はカンボジアに対する重要政策中枢支援であり、日本は民法・民事訴訟法の運用・普及支援の継続により、法司法制度改革の推進に貢献する方針が定められている。

加えて、これまでフェーズ 1、2 において民法・民事訴訟法の起草・立法化支援を日本が実施してきた経緯を踏まえると、他ドナーに比してなお日本に技術的な優位性がある。また今フェーズでは、民法・民事訴訟法関連法令の起草・普及活動において、司法省職員が、より主体性を発揮し、自立的に民法・民事訴訟法の適切な運用のために必要な施策を取れるようになることを目指しており、このアプローチは上述のニーズを満たす上での妥当性が高いことが確認された。

(2) 有効性(予測): 高い有効性が見込まれるものの、プロジェクト後半に取り組むべき課題も残っている

成果 1. 「司法省にて、民法・民事訴訟法関連法案の起草・立法化に向けて必要な作業が行われる」に関しては、5 つの起草班が、班ごとのばらつきはあるものの、概ね各班の課題に対処しながら着実な進捗を見せている。意欲ある新たな職員も随時追加され、起草班メンバー自ら検討を進める・草案を作るといった手法が完全に定着した。起草班会合での検討経緯を記録に残すことは、今後の法令解釈の資料に供するという観点からも重要であるが、必ずしも十分には実施されていないのが現状である。決定事項とその理由を起草メモの形で簡単に残しておく等の工夫が必要である。成果 1 達成のための課題は、起草班メンバーの民法・民事訴訟法の理解度向上である。日本人専門家からのより積極的なインプットが有効と思われる。

成果 2. 「司法省にて、司法省から提出された民法・民事訴訟法関連法案のフォロー及び他省庁から提出された法令との調整が行われる」に関しては、前述のとおり着実に行われており、これまでどおり活動することで達成が見込まれるが、他省庁間管轄の法令案との調整の時機を逸することのないよう、引き続き情報収集に努めることが望ましい。

成果 3. 「司法省が司法関係者等に民法・民事訴訟法及び関連法案を運用するための知識を広める」については、新法理解研修および条文や教材の配布を教育・普及局が担当し、適切に実施されている。ただし Q&A のとりまとめについては、司法省内の体制整備と職員の民法理解度を向上させることが重要であるといえる。

これら産出されつつある成果を目標達成に結びつけるためには、前述の課題に適切に対処する必要

がある。

（３） 効率性：比較的高い。

投入については、一部法曹人材の日本国内におけるリクルートの困難から、長期専門家の派遣が遅れたケースがあった。しかし、全体に、前フェーズに引き続き、常駐の専門家と日本における支援体制（民法作業部会、民事訴訟法作業部会、不動産登記にかかる実務アドバイザーグループ、および、日本国法務省）の組み合わせ、また短期専門家による現地セミナーや、本邦研修といった複数の形態を活用した支援のあり方は、カウンターパートが適時かつ広がりや深みのある助言を得ることができ、また実務上のニーズに即した情報提供ができる方策であり、効率性の促進要因となっている旨が確認された。日本側支援体制については、一部普及に必要な教科書・解説の出版の遅れがあったが、その他の法令ドラフトに対するコメントや本邦研修を通じたインプットについては適切に行われた。また、実施中の「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ２）」や「弁護士会司法支援プロジェクト」との間で、条文や法令解説等の出版物が共有されており、今後も引き続き共有がなされることで、効率性が更に高まっていくことが期待される。

コミッティ会合が適時開催されるかどうかは、プロジェクトの効率性に与える影響が大きい。コミッティ会合が予定通り開かれ、主体的に遅延なく起草でき、さらに成果をあげるために、コミッティの構成を再編し、新しいメンバーを入れる必要がある。

（４） インパクト

プロジェクトに関わっている司法省職員の立法技術および法の理解・解釈の経験は、起草班での活動を通じて着実に蓄積されている。これは司法省が民事分野以外の法令を起草・普及していく上でも活用されている。

立法局は本プロジェクトでの活動を通じて PDM 手法に関する知識を獲得し、同局の５か年計画を作成する際に自らそれを取り入れた。

（５） 自立発展性

本プロジェクトでは、プロジェクトの目標および成果に、司法省における民法・民事訴訟法が適切に運用できることの自立発展性を埋め込んでいるため、基本的には目標・成果の達成が自立発展性と直結している。

今フェーズでは、ここまで、カンボジア側が法案を起草し、日本人側は、起草された法案に対してコメントをする手法を採用してきた。これにより、カンボジア側の自立傾向は非常に高まったと言ってよく、今後もこの手法を続けることによって、プロジェクトの自立発展性が高まっていくと見込まれる。

一方で、新たに起草活動に参加した職員の民法・民事訴訟法の理解は、まだ十分なものとは言えない。今後、法案の起草・検討の効率を上げ、プロジェクトの成果・活動の自立発展性を一層高めるた

めには、司法省職員の間で、民法・民事訴訟法の基本的な体系について、一定程度の理解を共有することが必要と考えられる。そのためには、条文の背景を理解している日本人専門家からのインプットも必要と考えられる。

民事訴訟法のうち特に起草に必要とされる部分については、一定の理解が進んでいると考えられ、今後は、起草班内において、新しく参画したメンバーに対するインプットを自主的に行うことが必要である。

自立発展性を阻害する最大のリスクのひとつは、資金面・人員配置面での継続性である。引き続き司法省から政府に対し、予算措置・人員強化を働きかけることが必要である。

3－3. 今後の活動に向けた提言

(1) 起草班会合の記録

起草班会合の記録について、多くの班の場合個人の指摘メモに留まる形で、法令案の議論の過程を記録として十分に残してはいない。しかしながら、将来の法令解釈の参考として起草の過程を記録するためには、結論のみでなく、少なくとも結論に至った理由、できれば議論の簡単な経緯も記録されることが望ましい。必ずしも長大な議事録を作成する必要はないが、会合中に起草メモの形で決定事項とその理由を記録し、すぐにファイリングしておく等の省力的な方法で、起草過程の記録を残していくことが望まれる。

(2) 民法理解度の向上に向けた日本人専門家によるインプット

民法起草時にカンボジア側で関わった司法省職員や裁判官などのコミッティメンバーは、現在大変多忙であり、起草班での起草作業は彼らではなく、司法省の中堅・若手職員が担っている現状にある。彼らの民法理解度を向上させることが、今後起草作業の効率・自立性を高めるために重要であると考えられる。このためには、これまで行われている司法省による民法理解度向上のための勉強会の開催といった努力に加え、条文の背景を理解している日本人専門家からのインプットが必要となる。司法省内外での新法普及のための講師候補、アシスタント講師となる人材の育成を目標として、講義内容を設定することが望ましい。ただし、他の司法省職員もオブザーバーとして自由に参加できることとする等、司法省職員の自発性を損なわないよう、双方で協議して適切なアプローチや内容を検討していくことが望まれる。

(3) コミッティ会合の臨機応変な開催

裁判所の仕事に従事しているコミッティメンバーもあり、また他の者も業務が多忙であるため、定期的を開催することができていないことは、プロジェクト活動の円滑な進捗に影響を及ぼす要因になっている。コミッティ会合については、意思決定できる高官の都合にあわせて臨機応変に開催されることが望まれる。

「裁判官・検察官養成高民事教育改善プロジェクト（フェーズ２）」

中間レビュー調査結果要約表

1. 案件の概要		
国名：カンボジア		案件名：裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ２）
分野：ガバナンス（法・司法）		援助形態：技術協力プロジェクト
所轄部署：公共政策部 法・司法課		協力金額（中間レビュー時点）：約 223,637 千円
協力期間	(R/D 署名日) 2008 年 3 月 21 日	先方関係機関：王立司法学院 (RAJP)・王立裁判官・検察官養成校 (RSJP)
	協力期間 2008 年 4 月 1 日～2012 年 3 月 31 日（４年間）	日本側協力機関：法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会等
１－１ 協力の背景と概要 我が国はカンボジア政府に対し、1999 年から「法制度整備プロジェクト（フェーズ 1, 2）」を通じて民法・民事訴訟法の起草・立法化を支援してきている。その結果、2007 年 7 月に民事訴訟法がカンボジアにおいて適用され、民法も 2007 年 12 月に公布された。 しかしながら、両法案はカンボジアにとって新しい概念を含んでおり、同国で両法案が適切に運用されるためには両法律を理解する法曹人材を養成する必要があるとして、2005 年 11 月より王立裁判官・検察官養成校（RSJP）において、「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」を開始し、2008 年 3 月に終了した。 「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」（2005.11～2008.3）では、RSJP におけるカリキュラム策定・改訂、教材作成・改訂、教官の能力向上に取り組んできた。カリキュラムや教材が揃わないまま講義が進められていたプロジェクト開始前と比較すると、カリキュラムが策定され、教材が一部作成され、同校において民事教育が行われる土台ができつつあった。。しかしながら、1990 年代前半までの内戦と社会的混乱の影響により、カンボジアでは法曹人材が絶対的に不足している状況であり、同校においても教官不足が大きな課題となっていたため、持続的に同校において民事教育が行われるためには、教官候補生養成及び教材作成により、自立発展性を高める必要があるということが終了時評価において課題として挙げられた。 このような中、これまで同校において民事教育改善に取り組んできた日本に対し、更なる協力の継続について要請があり、2008 年 2 月に事前調査が行われ、RSJP が自立的に民事教育を実施できるようになることを目指し、フェーズ 2 が開始された。		
１－２ 協力内容 （１）上位目標 カンボジアにおいて民法・民事訴訟法に基づいて適切に民事裁判が行われるようになる。		

(2) プロジェクト目標

RSJPにおいて民法・民事訴訟法に則った裁判官・検察官に対する裁判実務に関する教育（以下、「民事教育」）が自立的に実施できるようになる。

(3) 成果

1. 組織的に学校運営（教官確保・カリキュラム策定）を行うノウハウがRSJPに蓄積される。
2. 教材作成・改訂のノウハウが教官及び教官候補生に蓄積される。
3. 民事に関する継続教育が行われる。

(4) 投入（中間レビュー時点）

日本側： 総投入額約 98,272 千円

- － 長期専門家派遣 2 名
- － 短期専門家派遣 9 名
- － 研修員受け入れ 24 名
- － 国内作業部会 のべ 10 名 等

相手国側：

- － カウンターパート配置

プロジェクトディレクター：RAJP学院長

プロジェクトマネージャー：RSJP校長

プロジェクト運営管理：RAJP事務局長

第一審裁判所判事、控訴裁判所判事、最高裁判事、司法省職員等からなる教官および教官候補生

- － 施設、事務室

RSJP 内にプロジェクト用の常設事務所、会議室を確保。

- － 運営経費の自己負担

2. 評価調査団の概要

2-1 調査団構成

- | | | |
|-------------|--------|----------------------------|
| (1) 総括 | 森 千也 | JICA 公共政策部ガバナンスグループ次長 |
| (2) 法曹養成 | 西村 恵三子 | 法務省法務総合研究所国際協力部教官 |
| (3) 法整備支援 | 磯井 美葉 | JICA 国際協力客員専門員 |
| (4) 評価企画 | 西畑 絵美 | JICA 公共政策部ガバナンスグループ法・司法課職員 |
| (5) 評価分析 | 樋渡 類 | 有限会社アイエムジー（IMG） |
| (6) 通訳（日・ク） | 諏訪井 廉 | 財団法人日本国際協力センター（JICE） |

2-2 調査期間：2010 年 2 月 17 日～3 月 5 日

3. 評価結果の概要

3-1 実績の確認

- (1) プロジェクト活動および成果の実績

プロジェクト活動はおおむね円滑に行われ、成果が達成されつつあることが確認された。プロジェ

クト活動の当面の進捗と今後の方向性について、確認された内容の概略は以下のとおりである。

成果 1. 「組織的に学校運営（教官確保・カリキュラム策定）を行うノウハウが RSJP に蓄積される」

日本人専門家と RSJP マネジメント層は必要な際には常時協議できる関係を維持しており、プロジェクト運営上の必要に応じて適宜協議を重ねてきた。教官候補生もこれらの協議には適宜参加している。

フェーズ 1 に引き続き教官候補生の養成が進められ、今フェーズ初年度から教官アシスタント制が導入された。教官候補生の採用基準は、(1)成績、(2)本人の希望、(3)適性、(4)裁判官であること(民事教育のため)である。教官候補生の採用計画については、毎年 7 名ずつ採用していくことで RAJP/RSJP と日本側の間では共通認識に至っている。実際、今レビュー調査時点までに 1 期生（フェーズ 1 で養成）、2 期生、3 期生がそれぞれ 7 名ずつ採用され、1 期生は既に教官アシスタントとして活動している。そのうち 2 名は書記官養成校では教官として単独で講義を担当している。

なお、専任教員の確保については、PDM では「常勤及び非常勤の教官数が増加する」との指標が挙げられているが、RAJP/RSJP では「学校側としては、将来的には専任教官を確保したいと思っているが、カンボジアの司法人材が圧倒的に不足しているという現状に鑑みれば、現場実務への配置を優先すべきであり、そのため当校の専任教官は将来的に確保を希望するものの当面は現実的ではない」と認識しており、日本人専門家も、このような認識を共有している。専任教官を確保できない点は、複数の教官候補生に教官ミーティングや模擬裁判等に関与させることで、学校での教育実施に対する一貫したコミットメントを高める等の方法で補ってきた。

教育体制については、現在のカリキュラムは、民法、民事訴訟法がほぼ同程度の時間数の講義が行われており、RSJP では主に手続法を中心とした実務教育に重点をおきたいということと、現状の民法浸透度の両方から考えると、バランス的に問題はないといえる。これまでのところ、予定していた教官が講義できなくなった場合に教官候補生が代理を務めるなど、日本人専門家が講義をせずとも RSJP のリソースだけでカリキュラムどおりに講義が運営されるようになってきている。また、教官と教官候補生が共同で講義を実施する割合が減り、教官候補生だけで講義する割合が着実に上がってきている。また、2009 年の模擬裁判は 2008 年に比べて、教官候補生がより主導する形で運営された。

教官ミーティングは、教材作成計画やカリキュラムの検討を目的として開催されており、学校側が完全に開催のイニシアティブをとっているとは言えないものの、教官候補生が議論の主体となっている。RAJP/RSJP の幹部は、組織的なナレッジマネジメントとして、議事録を作成して共有することの重要性を認識しており、一般的な会議に関しては内容を要約した議事録を作成し、重要な会議に関しては詳細な講義録を作成している。

成果 2. 「教材作成・改訂のノウハウが教官及び教官候補生に蓄積される」

教官候補生の養成活動の実績として、毎週開催されている教官候補生ワーキンググループで、教官候補生が日本人専門家の支援のもと、「不動産強制売却の模擬記録・マニュアル」等のマニュアル・教材を作成しており、これらは全国の裁判所や RSJP 学生へ配布され活用されている。また、カンボジアでの現地セミナー、JICA-Net セミナーおよび本邦研修への参加、あるいは日本人専門家に日常的に質

問・相談するといった活動を通じて、教官候補生は知識や経験を蓄積し、教材の草稿を担えるようになってきた。ある教官候補生は、自らの学習および実務での活用を企図して、JICA-Net セミナーで得た知識をもとに、日本人専門家の助言を仰ぎながら、督促手続のマニュアルを自主的に作成した。

関係者（カンボジア側・日本側）によれば、プロジェクトを通じて作成・改訂されたこれら教材は、日本人専門家および日本側支援体制による助言のもとに作成されており、RSJP での教育において概ね適切な内容に仕上がっているとの認識が共有されている。このうち4編のマニュアルについては、日本人専門家による講義にもとづいて教官候補生が草稿し、日本人専門家によるコメントを反映させて完成させている。作成する教材については、教官ミーティングで教官候補生自身が提案し、決定するようになっており、日本人専門家が、教材の内容を決定し作成していた前フェーズに比べると、カンボジア側が主体となって教材整備を行う体制が構築されつつある。

教官候補生からは、教材作成に関する日本人専門家の助言は今後も必要であるとの意見が出されており、教官候補生が、より自立的に教材作成を進めるためのノウハウや知識を、プロジェクト後半で更に培っていくことが必要である。

今次調査では、民法の理解が限られていること及び民法教育の重要性について、学校運営側と認識を共有した。RSJP 学生については、民事訴訟法は理解が進んできているものの民法については十分とは言えないとの評価が、教壇に立っている教官候補生1期生からも報告された。プロジェクト後半では、民法の適用を見据え、例えばRSJPで民法教育を充実させるために講義計画を作成するなど、具体的な取り組みについても今後学校側と日本人専門家との間で協議を進めていくことが確認された。

成果3. 「民事に関する継続教育が行われる」

RSJP における継続教育は、2008年にRAJPのイニシアティブにより、EWMI（East-West Management Institute: USAIDの資金で活動している米国を本拠とするNGO）の支援を受けて開始された。学校側がドナーを招いて行った担当分野の協議会合を経て、JICAが民事分野の一部を担当することになった。民事分野の継続教育は、2009年は1コースあたり5日間の日程で行われ、学校側が決定した教育項目に沿って、3日間はカンボジア人教官が、1日は日本人専門家が、もう1日は他ドナーが担当した。（2008年は、半日を日本人専門家が担当した。）

継続教育では、年間計画に基づき参加者を6グループに分け、それぞれ5日間のセッションをプノンペンで実施している。受講者総数（裁判官および検察官）は、2008年は187人、2009年は206人、2010年は269人（予定）となっている（2009年以降の増分は毎年のRSJP卒業生である）。下級裁判所の裁判官・検察官は受講が義務づけられていることもあり、ほとんど全員が参加している。RSJPでは参加者からのフィードバックを終了後に取り纏めて、どのテーマを強化すべきか分析し、その結果に基づいて毎年内容を改善している。

本プロジェクトでは、保全についてのレクチャーを各セッション半日或いは1日担当した。2009年は学校側の発案でQ&Aスタイルが採用され、事前に全国の裁判所から質問を収集し、各講師が回答準備を担当した。日本人専門家はこのスタイルの導入および実践に際して助言した。

（2）プロジェクト目標及び上位目標の達成の見込み

教官候補生が養成され、講義や教材作成、模擬裁判などでも大きな役割を果たすようになってきており、特に民法理解の向上に配慮することにより、プロジェクト目標は達成される見込みが高い。

本プロジェクトの上位目標は、「カンボジアにおいて民法・民事訴訟法に基づいて適切に民事裁判が行われるようになる」である。RSJPにおいて、今後の民法の適用を見据えて、民法教育をさらに充実させることができれば、プロジェクト終了後も、民法、民事訴訟法に関する十分な教育を受け、適切な運用能力をもった卒業生を輩出することができる見込みは高いが、上位目標の達成には、RSJPでの教育を受けていない既存の裁判官に対する民法の普及が必要となり、RSJPの継続教育をもってしても時間がかかることが予想されるほか、弁護士能力向上、民事執行や保全などの関連制度の整備・普及も必要となる。

PDMで設定されたプロジェクト目標の各指標に対する実績と見込み・課題は以下のとおりである：

ア. 民事教育に関する授業実施状況

- 現在のカリキュラムは、民法、民事訴訟法がほぼ同程度の時間数で行われている。
- 2009年の模擬裁判は2008年に比べて、教官候補生がより主導する形で運営された。教官候補生はコーディネーターやチューターとしての役割を全うし、学生に対して助言や講評を与えた。日本人専門家が、講評を準備する段階で教官候補生に助言を行ったところ、それを基に教官候補生が適切な講評をした。
- 民法の理解度については、学校運営側は学校における民法教育の必要性を認識しているところ、民事訴訟法に比較して、民法に対する学生の理解が十分とは言えないとの評価が教官候補生1期生からも報告されている。プロジェクト後半では、民法の適用を見据え、民法教育の充実に向けて具体的な取り組みが必要である。

イ. 教官（アシスタント教官を含む）の数が増加する

- RAJP/RSJPでは、2012年まで毎年7名ずつ、計35名の教官候補生を養成する計画で、レビュー調査時点で21名の教官候補生が養成されている。
- RAJP/RSJPマネジメント層による教官候補生の養成方針は、教官候補生ワーキング・グループ、現地セミナー等の日本側からのインプットを活用してできるだけ知識を習得させ、教壇に立たせる時期を見定めるというものである。
- 教官候補生1期生は、今フェーズ開始初年度から7名全員がアシスタント教官として活動している。

ウ. カリキュラムの策定状況

- カリキュラムについては、上記ア. のとおり、バランスよく策定されている。

エ. RSJP 内部で教材作成ができる体制が整備・維持される

- 教材作成の中心である教官候補生ワーキンググループでは、教官候補生が教材の作成・改訂経験を積み、草稿を担えるようになった。また、教官ミーティングで教官候補生自身が教材作成計画を提案し、決定するようになった。日本人専門家が、教材の内容を決定し作成していた前

フェーズに比べると、カンボジア側が主体となって教材整備を行う体制が構築されつつある。

- 教官候補生は、教官候補生ワーキンググループ、本邦研修、現地セミナーおよび JICA-Net セミナー等において、教材作成に関するノウハウや知識を習得している。
- 全国の裁判官から来る多くの質問とその回答が Q&A 集としてまとめられた。その結果、地方裁判所からの質問がさらに増えた。
- 民法については未だ教材が作成されておらず、今後教材作成の前提となる教官候補生の民法についての理解を深める必要がある。
- 教官候補生からは、教材作成に関する日本人専門家の助言は今後も必要であるとの意見が出された。教官候補生が、より自立的に教材作成を進めるためのノウハウや知識を、プロジェクト後半で培うことが必要である。

3-2 評価結果の要約

(1) 妥当性：極めて高い

カンボジア政府は、引き続き司法分野における人材育成を重視している。2004 年 7 月に発表された国家開発戦略である「四辺形戦略」、2008 年の「第二次四辺形戦略」で明らかになっているとおり、司法改革は引き続き高い優先順位を与えられている。また、より具体的には、2003 年の「法・司法制度改革戦略」や 2005 年の「法司法制度改革短期・中期行動計画」において、「司法サービスを強化すること」が司法分野の 7 重点分野の一つと位置づけられている。また本プロジェクトの枠組みは、カンボジアにおける法曹人材の育成に関する主要機関である RAJP (RSJP) のニーズを満たしていることが、改めて確認された。ポル・ポト政権下で法・司法制度が崩壊し、法曹人材が壊滅に近い状態となったカンボジアでは、法曹人材の不足は現在も引き続き深刻であり、健全な社会・経済開発を妨げる大きな阻害要因となっている。人材の育成及び組織の強化が、民事教育を効率的・効果的に運営するうえで不可欠であり、本プロジェクトがこれらニーズに対応するものである旨確認された。

本プロジェクトはまた、日本の ODA 計画や戦略とも一貫性を有している。2002 年の「カンボジア国別援助計画」、2009 年の「法制度整備支援に関する基本方針」および JICA の「国別援助実施方針(2009 年)」で、民事法制度の構築と向上はカンボジアに対する重要政策中枢支援であり、裁判官・検察官養成校への人材育成支援等の継続により、法司法制度改革の推進に貢献する方針が定められている。

加えて、これまで法制度整備プロジェクト（フェーズ 1、2）において民法・民事訴訟法の起草・立法化支援を日本が実施してきた経緯、さらには本プロジェクト（フェーズ 1）で RSJP の民事教育にかかるカリキュラム策定や教材作成を支援してきた経緯を踏まえると、他ドナーに比してなお日本に技術的な優位性がある。また今フェーズでは、学校運営の根幹をなす教官採用・養成計画、カリキュラム検討、教材作成といった活動において、カンボジア側カウンターパート職員・教員が、より主体性を発揮し、自立的に民事教育の実施を行えるようになることを目指しており、このアプローチは上述のニーズを満たす上での妥当性が高いことが確認された。

(2) 有効性（予測）：高い有効性が見込まれるものの、プロジェクト後半に取り組むべき課題も残

っている

成果 1. 「組織的に学校運営（教官確保・カリキュラム策定）を行うノウハウが RSJP に蓄積される」に関しては、状況に応じて適時 RAJP・RSJP 経営陣と日本人専門家とのミーティングが開催されており、日本側がイニシアティブを取らずとも、必要な内容が選択され議論されつつある。また、教官ミーティングについては、教官が多忙につき参加できない場合でも、教官候補生が主体的に議論するようになっている。RSJP において民法教育の実施は重要であるが、民法は複雑で、学生の理解度も限定的である。教官および教官候補生の養成については、アシスタント教官を務める人数が着実に増加しており、特に 1 期生のうち 2 人は書記官養成校においてアシスタントではなく教官を務めるといった好ましい成果が既に産出されている。また教官候補生が単独で講義する割合が増加している。学校運営ノウハウの組織的な蓄積の観点では、RAJP・RSJP 経営陣と日本人専門家との会合や模擬裁判の準備会合等に教官候補生も参加することで、経験を共有する人数を増やすという工夫がなされている。

成果 2. 「教材作成・改訂のノウハウが教官及び教官候補生に蓄積される」に関しては、前述のとおり各種教材が作成されており、数の観点から一定の進捗があったと評価できる。また作成された教材の内容は日本人専門家のチェックを経ているため、適切であると考えられる。また、教官候補生が教材をドラフトするなどしてカンボジア側の関与が深まってきたことや、作成すべき教材が学校側から提案されるようになったことで、教材の内容及びレベルをカンボジア側で活用しやすいように設定することが可能となったことなどは大きな進歩である。プロジェクト後半では、日本人専門家のインプットを得ずとも教官候補生自ら調査・検討して教材を作成することに少しずつ取り組み始めることが必要である。

成果 3. 「民事に関する継続教育が行われる」については、全国の下級裁判所の全裁判官・検察官が継続教育への参加を義務づけられており、RSJP ではこれに基づいて全員参加できるよう計画・運営しているため、量としては適切な成果が産出されていると言える。参加者の理解度についても、教官候補生（講師や参加者としての立場）からの聞き取りや、学校側が 2008 年に開催した際に集めたフィードバックによると、概ね理解度も高く、良好な評価を得ている。

これら産出されつつある成果を目標達成に結びつけるためには、前述の課題に適切に対処する必要がある。プロジェクト目標の達成見込みを検証する上で、どのような指標により「ノウハウが蓄積された」と判断するのか、引き続きカンボジア側と日本側で日常的に意見交換をしていくことが望まれる。

（３） 効率性：比較的高い

年度毎の計画に沿って、適切なタイミング・量の投入が行われた。フェーズ 1 に引き続き、常駐の専門家と日本における支援体制（アドバイザーグループ、日本国法務省）の組み合わせ、及び短期専門家による現地セミナーや JICA-Net セミナー、本邦研修といった複数の形態を活用した支援のあり方は、カウンターパートが適時かつ広がりや深みのある助言を得ることができ、また実務上のニーズに即した情報提供ができる方策であり、効率性の促進要因となっている旨が確認された。

また、RAJP・RSJP マネジメント層と日本人専門家は頻繁に会合を持ち、また教官候補生は疑問点を

すぐに日本人専門家に相談することができている。こうした良好なコミュニケーションもプロジェクトの効率性を高めている。

民法についての日本側インプットのあり方は、民法の基礎を中心として、民法全体を体系的に理解しうる講義をその主眼とすることが肝要である。これを通じ、今後カンボジア側が自主的に民法の理解を深化させることが可能になると考えられる。

(4) インパクト

教材作成ワーキンググループで作成した強制執行のマニュアル等は地方裁判所に配布され、RSJP 内部のみならず実務の現場で活用されている。ある教官候補生は、自らの学習および実務での活用を企図して、JICA-Net セミナーで得た知識をもとに、日本人専門家の助言を仰ぎながら、督促手続きのマニュアルを自主的に作成した。

また、前述のとおり、1 期生の教官候補生のうち 2 名は、書記官養成校で教官として単独で講義を担当している。

さらに、プノンペン市首都裁判所では、日本側が提供した判決書等多数の書式をカンボジアに適合するように修正して実際に使っている。

その他のインパクトとして、全国の裁判官から来る多くの質問とその回答が Q&A 集としてまとめられた。その結果、地方裁判所からの質問がさらに増えた。ただし、本プロジェクト終了後に Q&A 集の作成と配布を日本人専門家の支援なしで実施して行くためには、実務で時に発生する複雑な問題に回答できる能力の向上や、質問及び回答の取りまとめ作業に時間を割くことができる担当者の配置が課題である。

(5) 自立発展性

本プロジェクトでは、プロジェクトの目標および成果に、RSJP における民事教育の自立発展性を埋め込んでいるため、基本的には目標・成果の達成が自立発展性と直結している。したがって、前述した RSJP の組織あるいは人員のキャパシティ向上に関する各種課題は、プロジェクト終了後の自立発展性の観点からも、プロジェクト後半の活動において解決に向けた工夫が求められる。

継続性を担保する政策・計画的要素としては、RAJP の 5 か年計画 (2008-2012 年) の存在が挙げられる。司法省、司法官職高等評議会および RAJP で協議した結果、約 600 人の裁判官・検察官が必要という判断に至り、RAJP ではそれに基づいて 5 か年計画を策定し、2008-2012 年の間に毎年 55 人の裁判官・検察官を養成する予定としている。

自立発展性を阻害する最大のリスクのひとつは、教官候補生が様々な理由で活動に参加できなくなることである。家庭・健康上の理由、転勤等により活動が継続できなくなるというリスクは排除できない。RAJP・RSJP マネジメント層からは、現時点の育成計画は、RSJP だけではなくその他の養成校を含む RAJP 全体の学校運営の持続性を考えれば十分とは言えないとの懸念が表明された。資金面の自立発展性については、まずは教官への謝金を学校で全額負担できるようになることが望まれるため、引き続き学校側から政府に対し予算措置を働きかけることが必要である。これらのリスクについてはプ

プロジェクト後半の活動期間においても継続的に注視していく必要がある。

3－3. 今後の活動に向けた提言

(1) 指標の具体化

今次調査では、プロジェクト目標の達成見込みを検証する上で、どのような指標により「ノウハウが蓄積された」と判断するのか、さまざまな定量的・定性的な見方について議論をしたが、より具体化を図ることが望まれる。今後、「学校運営のノウハウ」や「教材作成のノウハウ」といった指標について、カンボジア側と日本側で日常的に意見交換をし、具体化をしていくことが望ましい。

(2) 民法適用を見据えた民事教育

民法の理解が限られていること及び民法教育の重要性について、学校運営側と認識を共有したことから、プロジェクト後半では、民法の適用を見据えて、RSJP で民法教育を充実させるための具体的な取り組みが必要であり、学校側と日本人専門家との間で協議を進めることが望ましい。

第1章 中間レビュー調査の概要

1-1 調査団派遣の目的

1970年代から20年にわたり内戦を経験したカンボジア国（以下「カ」国）では、1993年に新憲法を発布して新体制となつて以降、法制度及び司法改革を国家の最重要課題の一つとして位置づけている。しかしながら、内戦の結果、既存の法制度が破壊され、また、法曹人材を含む知識層の人口も激減したことから、自力で法制度整備を行える状況になかった。このためわが国は、1999年に「法制度整備プロジェクト」を開始し（2003年にフェーズ1が終了した後は、2004年から2008年まで「法制度整備プロジェクト（フェーズ2）を通じ）、日カ合同起草チームによる民法・民事訴訟法の起草支援、立法化支援及び関連法令の起草支援を実施した。その結果、民事訴訟法は2006年7月に公布され、2007年7月に施行され。民法は、2007年12月に公布され、2008年12月に施行された。但し、民法については、現在関連法令の整備中につき、適用待ちの段階にある。

ポル・ポト政権時代以降、「カ」国には、市民生活における法律関係を体系的に定めた民法のような基本法がなく、婚姻家族法や、契約及びその他の責任に関する政令38号、1992年と2001年の各土地法など、一部の分野に関する法令があるのみだった。このため、多くの市民にとって「民法」そのものが新しい概念であると同時に、わが国の支援によって成立した新しい民法、民事訴訟法で使用されている概念には、法律家や司法省職員にとっても馴染みのないものが含まれていた。

また、民法は条文数も多いため、普及活動には時間をかける必要があることから、これまで「カ」国において民法・民事訴訟法に関する協力を行ってきた日本に対し、更なる協力の継続について要請があり、関連法令起草の軸足を「カ」国側に移し、司法省が民法・民事訴訟法が適切に運用されるために必要な施策をとれるようにすることを主眼とし、「法制度整備プロジェクト（フェーズ3）」（以下、「司法省プロジェクト」）を2008年4月から4年間の期間で開始した。

一方で、国内において両法が適切に運用されるためには両法を理解する法曹人材を養成する必要があるとして、2005年11月より王立裁判官・検察官養成校（RSJP）において、「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」を開始し、2008年3月に終了した。同プロジェクトでは、RSJPにおけるカリキュラム策定・改訂、教材作成・改訂、教官の能力向上に取り組み、カリキュラムや教材が揃わないまま講義が進められていたプロジェクト開始前と比較すると、カリキュラムが策定され、教材が一部作成され、同校において民事教育が行われる土台が構築されたと言える。

しかしながら、1990年代前半までの内戦と社会的混乱の影響により、「カ」国では法曹人材が圧倒的に不足している状況であり、同校においても教官不足が大きな課題となっている。今後、持続的に同校において民事教育が行われるためには、教官候補生養成及び教材作成により、学校運営の自立発展性を高める必要があるということが終了時評価において課題として挙げられた。このような中、これまで同校において民事教育改善に取り組んできた日本に対し、更なる協力の継続について要請があり、RSJPが自立的に民事教育を実施できるようになることを目指し、2008年4月から4年間の期間で、「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2）」（以下、「RSJPプロジェクト」）を開始した。

「司法省プロジェクト」は、2008年4月9日から2012年3月31日、「RSJP プロジェクト」は2008年4月1日から2012年3月31日を実施期間としており、プロジェクト開始から約2年の中間地点にあることから、中間レビュー調査を実施した。調査では、以下に挙げるとおり、両プロジェクトの過去の協力の経緯、実績を十分に踏まえ、現フェーズにて実施してきた活動の進捗状況をレビューするとともに、プロジェクト目標及び成果の達成見込み、及び現時点での5項目評価の見通しを評価し、更にプロジェクトの残り期間で実施すべき活動等について確認し、カウンターパート機関とのミニッツ（協議議事録：英文）に取りまとめた。

（中間レビュー調査団の目的）

- （１） 「司法省プロジェクト」及び「RSJP プロジェクト」の両プロジェクトについて、R/D（Record of Discussions：討議議事録）および PDM（Project Design Matrix：プロジェクト・デザイン・マトリックス）に基づき、これまでのプロジェクトの実績、計画達成見込みおよび実施プロセスについて調査・確認する。
- （２） 評価5項目（妥当性、有効性の予測、効率性、インパクトの予測、自立発展性の見込み）の観点から「カ」国関係者とともに両プロジェクトのレビューを行う。
- （３） （１）及び（２）の結果に基づき、関係者と協議を行い、今後プロジェクトで行うべき活動について確認し、必要に応じ改訂 PDM 案を作成する。
- （４） 上記協議結果を関係者間で合意し、ミニッツにまとめる。

１－２ 調査団構成

- | | | |
|------------|--------|----------------------------|
| （１）総括 | 森 千也 | JICA 公共政策部ガバナンスグループ次長 |
| （２）法曹養成 | 西村 恵三子 | 法務省法務総合研究所国際協力部教官 |
| （３）法整備支援 | 磯井 美葉 | JICA 国際協力客員専門員 |
| （４）評価企画 | 西畑 絵美 | JICA 公共政策部ガバナンスグループ法・司法課職員 |
| （５）評価分析 | 樋渡 類 | 有限会社アイエムジー（IMG） |
| （６）通訳（日・ク） | 諏訪井 廉 | 財団法人日本国際協力センター（JICE） |
- *法務省から黒川弘務 官房審議官、赤根智子 法務総合研究所国際協力部長、北田祐一 秘書課国際室国際協力係長（3月3日～5日）、和多田愛 法務総合研究所国際協力部国際協力専門官（2月25日～3月5日）がオブザーバー参加。

１－３ 調査日程

附属資料 I のとおり

2月17（水）～3月5日（金）

*諏訪井団員は、2月19日（金）～3月5日（金）

*磯井団員は、2月21日（月）～3月5日（金）

*西村団員は、2月23日（火）～3月5日（金）

*森団長は、2月25日（木）～3月5日（金）

１－４ 主要面談者

附属資料Ⅱのとおり

第2章 「カンボジア法制度整備プロジェクト（フェーズ3）」現状と実績

2-1 投入実績

附属資料 III. 1. 「ミニッツ（署名版）」Annex2 のとおり。

2-2 プロジェクト目標の達成に向けた活動進捗状況

プロジェクトは PDM 上の計画に沿って着実な進捗を見せてきた。今次調査で確認された内容の概略は以下のとおりである。

2-2-1 PDM の改訂

2008 年 12 月の運営指導調査団来訪中に、当初の PDM（表 2-1 参照）について、プロジェクト開始から 1 年が経ち、プロジェクト内での起草体制が固まったこと、フェーズ 3 での課題がより明確化したことを受け、それらを PDM に反映する必要性が生じたため、司法省との間で PDM の改訂案に係る協議を重ねた結果、2009 年 7 月 29 日にアン・ヴォン=ヴァタナ司法大臣、米田 JICA カンボジア事務所所長により PDM 改訂のミニッツが結ばれた。改訂版 PDM は、表 2-2 のとおり。

（当初の PDM からの主な修正ポイント）

- ・ 当初は①組織作り、②起草ができる、③普及できるという切り分けであったが、組織作りと起草、普及は重複する部分があるため、時間軸に従い、①省内での起草（組織作り含む）、②法令案提出後のフォロー（体制含む）、③立法後の普及（体制含む）という切り口で整理した。
- ・ 組織作りについては、当初は起草に関する組織作りしか含まれていなかったが、それまでプロジェクトオフィスが担っていた起草・立法化・普及等に関するロジ業務も徐々にカ側に移譲していくこととしたため、その点を含めた。
- ・ 成果 1 では、起草に必要な人材育成を含めているが、必ずしも日本側のみが司法省の人材養成を行うものではないため、「カ」国側の努力も促す（継続的な研修開催の実績という指標を追加）。また「カ」国司法省側に委譲する業務を踏まえ、起草に必要な体制作りの指標を整理した。
- ・ 成果 2 では司法省が起草した法令案の立法化フォロー及び他省庁起草の法令案との調整に分けて指標を設定した。
- ・ 成果 3 では、「カ」国司法省側に委譲する業務を踏まえ、普及に必要な体制作りの指標を追加した。Q & A 集作成については、運営指導調査時に「カ」国司法省側からも問題意識として提示されたものであり、今後取り組む必要性が高いと思われたため、指標としても「作成された Q & A 集」を追加した。

表2-1 法制度整備プロジェクト(フェーズ3) 開始当初 PDM
ターゲットグループ：司法省 (MOJ)
対象地域：プノンペン

Version 0
作成日：2008年2月5日

プロジェクトの概要	指標	指標入手手段	外部条件
<上位目標> 民事法制度がカンボジアにおいて適切に機能する。	1. 民法適用後の民事裁判の質	・ 司法関係者へのヒアリング	
	2. 民法に則った裁判外での紛争解決の質	・ 弁護士への質問票、聞き取り調査	
	3. 社会規範としての民法の適用度合い	・ 弁護士への質問票、聞き取り調査	
	4. 民法に則った法人登記、供託の利用状況	・ 法人登記、供託の利用実績	
<プロジェクト目標> 司法省が、民法・民事訴訟法が適切に運用されるために必要な施策を取れるようになる。	1. 起草された法令における日本側の関与の変化	・ 起草された法令 ・ 専門家、司法省への質問票、聞き取り調査	・ 関連法令の立法過程が中断されない。 ・ 司法省所掌以外の民事分野の法令が適切に整備される。
	2. 運用指針と関連資料作成、新法理解研修の実施における日本側の関与の変化	・ 専門家、司法省への質問票、聞き取り調査	
	3. 起草された法令におけるサブ・コミッティの関与の変化	・ 起草された法令 ・ 専門家、司法省への質問票、聞き取り調査	
	4. 運用指針と関連資料作成、新法理解研修の実施におけるサブ・コミッティの関与の変化	・ 専門家、司法省への質問票、聞き取り調査	
<成果> 1. 司法省内に民法・民事訴訟法運用に必要な事項を検討する組織が確立する。	1-1 司法省内の組織体制及び外部の有用人材の活用状況度合い	・ 専門家、司法省関係者に対するヒアリング	
	1-2 司法省の組織体制の運営ルールの確立	・ 専門家、司法省関係者に対するヒアリング	
	1-3 開催された検討会合の開催数と検討に必要なメンバーの参加度合い	・ 検討会合記録 ・ 専門家、司法省関係者に対するヒアリング	
	1-4 検討結果の記録を残す体制の有無	・ 検討会合記録 ・ 専門家、司法省関係者に対するヒアリング	
	1-5 検討会合における司法省のイニシアティブの度合い（準備状況、検討内容、発言内容、及びアジェンダ設定）	・ 検討会合記録 ・ 専門家、司法省関係者に対するヒアリング	
	2-1 民法・民事訴訟法を運用するために必要な事項を適切に定めた関連法案の起草実績とその内容	・ 起草された法令	
	3-1 資料の種類、数、配布先と活用状況	・ 配布記録 ・ 司法関係者に対する質問票、聞き取り調査	
	3-2 新法理解研修の実施回数と参加者の新法の概要に関する理解度	・ 新法理解研修実施実績 ・ 研修講師・参加者に対する質問票、聞き取り調査	
	3-3 民法・民事訴訟法を運用するために必要な事項を適切に定めたインスタレーションの数と内容	・ インスタレーション	

<活動>	<日本>	<投入>	
0-1 上位目標、プロジェクト目標、成果それぞれの指標につき現状を調査する。(ベースラインの設定)。		<カンボジア>	・ 共同所管の法令の起草に際して、他省庁の協力が得られる。
0-2 ベースラインにつき日本側・カンボジア側双方で共有する。		<カンボジア>	
1-1-1 司法省において民法・民事訴訟法の運用に必要な事項を検討する組織のあり方を検討する。	<長期専門家> ・ 法制度整備支援 ・ 附属法令起草支援/援助協調 ・ 業務調整	<カウンターパート> ・ プロジェクト責任者：司法大臣	
1-2-1-1 の検討結果をもとに、実働可能な体制を作る。		<カンボジア> ・ プロジェクト・マネージャー：司法省次官（立法化担当）	
1-3 必要に応じて1-2 で作られた体制のメンバー入れ替えを検討する。			
1-4 1-2 以降の活動を通して、起草に関して必要な手順、懸案事項を組織として把握・蓄積する。	・ 附属法令起草支援 2 名×0.5 月×3 回/年	・ 構成員： コミッティ（フェーズ2 まではワーキンググループと呼称）：次官、最高裁判事、控訴裁判事等 サブ・コミッティ：民事局、立法局等司法省職員中心	
2-1 司法省にて起草が必要な関連法令の優先順位をつける。			
2-2 司法省にて年間計画を策定する。	<研修員受入> ・ 短期本邦研修 (8 名×0.5 ヶ月×1 回/年)		
2-3 司法省にて適切な制度を検討する。			
2-4 司法省にて関連法令を起草する。			
2-5 司法省にて立法化に必要な手続きを行う。	<供与機材> ・ 追って検討	<施設・機材> ・ 司法省内の長期専門家用オフィス ・ セミナーWVS 開催のための会議室・教室 ・ その他関連施設・機材	前提条件
2-6 必要に応じて司法省にて他省庁との法案の調整を行う。			
2-7 それぞれの過程において記録を残すことにより、組織として知識を蓄積する。			
2-8 日本側からは、上記各段階で、アドバイスを行う。			
3-1 司法省にて教科書や逐条解説等、実務に必要な資料を司法関係者及び必要に応じて、その他関係者に配布する。	<現地業務費> ・ 現地セミナー開催費用等	<ローカル・コスト> ・ カンボジア職員の給与 ・ 供与機材に関する税関手続費用、国内移動費、保管費用、設置費用 ・ 施設・資機材維持管理費用	
3-2 司法省にて司法関係者に対する民法・民事訴訟法の新法理解研修を、RSJP と調整しつつ実施する。			
3-3 司法省にて民事訴訟法・民法の運用にあたり、必要なインストラクション等を検討する。	<国内支援体制> ・ 民法作業部会、民事訴訟法作業部会		
3-4 司法省にて3-3 で検討した指針を作成する。			
3-5 司法省において民法・民事訴訟法の運用に関して寄せられた質問記録を作成する。			
3-6 司法省が3-5 の質問の集約やその対応について検討する。			
3-7 司法省に3-3 から3-6 までの検討過程を記録に残し、組織として知識を蓄積する。			
3-8 日本側からは、上記各段階でアドバイスを行う。			

表2-2 法制度整備プロジェクト（フェーズ3） 改訂PDM

プロジェクト名:法制度整備プロジェクト(フェーズ3)

ターゲットグループ:司法省(MOJ)

Version 2.6
作成日:

2009 年 1 月 29 日(現地) Ver.2.1
2009 年 3 月 5 日(本部) Ver.2.2
2009 年 4 月 8 日(現地) Ver.2.3
2009 年 4 月 24 日(コミティ会合) Ver.2.4
2009 年 5 月 4 日(本部コメント) Ver.2.5
2009 年 6 月 8 日(司法省コメント) Ver.2.6

期間: 2008 年 4 月 9 日～2012 年 3 月 31 日

対象地域:ブナンベン

プロジェクトの概要	指標	指標入手手段	外部条件
<上位目標> 民事法制度がカンボジアにおいて適切に機能する。 <プロジェクト目標> 司法省が、民法・民事訴訟法が適切に運用されるために必要な施策を取れるようになる。	1. 民法適用後の民事紛争解決手続及び内容の質 2. 日常生活における民法の浸透	- 司法関係者への聞き取り調査 - 司法関係者への聞き取り調査	
	1. 司法省による付属法令・運用指針の起草実績及び日本側の関与の変化 2. 司法省による民法・民事訴訟法関連法案の立法プロセスにおける調整実績及び日本側の関与の変化 3. 司法省による普及活動の実績及び日本側の関与の変化	- 起草された法令 - 専門家、司法省への質問票、聞き取り調査 - 専門家、司法省への質問票、聞き取り調査 - 専門家、司法省への質問票、聞き取り調査	- 関連法令の立法過程が中断されない。 - 司法省所管以外の民事分野の法令が適切に整備される。 - 司法省で長期的な人材育成が行われる。
	1-1 民法・民事訴訟法関連法令案及び運用指針の起草計画作成及び起草実績 1-2 起草する体制(起草班等)の形成実績 1-3 起草班によって開催された会合の記録及び管理実績 1-4 コミティによって開催された会合の記録及び管理実績 1-5 最新の法令・法案データの一元的管理実績 1-6 プロジェクト関係者の起草・立法に関する知識向上とその他の継続的な研修開催実績(参加者数、講師、テーマ)	- 起草された法令 - 専門家、司法省関係者に対する聞き取り調査 - 会合記録 - 会合記録 - 管理されている法令・法案データ - 専門家、司法省関係者に対する聞き取り調査 - 研修開催実績、研修成果調査	- 司法省に適切な人員配置が行われる。 - 共同所管の法令の起草に際して、他省庁の協力が得られる。
2. 司法省にて、司法省から提出された民法・民事訴訟法関連法案のフォロー及び他省庁から提出された法令との調整が行われる。 3. 司法省が司法関係者等に民法・民事訴訟法及び関連法案を運用するための知識を広める。	2-1 司法省から提出された法令案の審議情報のコミティ内での共有と意見提出及びその記録 2-2 他省庁起草の法令案との調整の議論及び議事録 3-1 普及する体制の形成実績(新法理解研修の実施、教材・法令配布体制) 3-2 法令及び教材、種類、数及び配布先 3-3 新法理解研修の実績と研修内容の記録	- コミティ会合記録 - 専門家、司法省関係者に対する聞き取り調査 - 配布記録 - 司法関係者に対する質問票、聞き取り調査 - 新法理解研修実施実績 - 研修講師・参加者に対する質問票、聞き取り調査	
	3-4 新法理解研修における講師/講師アシスタントの人数と研修実績	専門家、司法省関係者に対する聞き取り調査	
	3-5 Q & Aとりまとめ組織の形成、Q&A 集の作成実績	Q&A 集	

＜活動＞	＜日本＞	＜投入＞
0-1 上位目標、プロジェクト目標、成果それぞれの指標につき現状を調査する。(ベースラインの設定)	＜長期専門家＞	＜カンボジア＞
0-2 ベースラインにつき日本側・カンボジア側双方で共有する。	・ 法制度整備支援 ・ 附属法令起草支援/援助協調 ・ 業務調整	＜カウンターパート＞ ・ プロジェクト責任者:司法大臣 ・ プロジェクト・マネージャー:司法省次官(立法化担当) ・ 構成員:
1-1-1 起草・修正等が必要な法案の一覧及びその優先順位を検討する。	＜短期専門家＞	コミッティ(フェーズ2まではワーキンググループと呼称):次官、最高裁判事、控訴裁判事等、司法省付判事 サブ・コミッティ:民事局、立法局等司法省職員中心
1-2-1 起草する法令ごとの起草班を設置する。	・ 附属法令起草支援(2名×0.5月×3回/年)	
1-2-2 メンバーを選出する。	＜研修員受入＞	
1-2-3 必要に応じて改編する。	・ 短期本邦研修(8名×0.5ヶ月×1回/年)	
1-3-1 各起草班が起草会合を開催する。	＜供与機材＞	＜施設・機材＞
1-3-2 会議録を記録し、記録を管理する。	・ おって検討	・ 司法省内の長期専門家用オフィス ・ セミナー/WS開催のための会議室・教室 ・ その他関連施設・機材
1-4-1 コミッティ会合を自主的に開催し、法令案を審議する。	＜現地業務費＞	
1-4-2 議事録を作成し、一元的に管理する。	・ 現地セミナー開催費用等	
1-5-1 最新の法令・法案データを管理する担当を決める。	＜国内支援体制＞	＜ローカル・コスト＞
1-5-2 最新の法令・法案を一元的に管理する。	・ 民法作業部会、民事訴訟法作業部会 ・ 必要に応じて小部会設置	・ 供与機材に関する税関手続費用、国内移動費、保管費用、設置費用 ・ 施設・資機材維持管理費用
1-6-1 継続的な研修を企画し、実施する。		
1-6-2 研修議事録を作成し、教材を作成する。		
2-1-1 コミッティ内での共有の方法を決める。		
2-1-2 各法案につき、審議情報を確認する担当者を決める。		
2-1-3 審議情報をコミッティ内で共有し、必要に応じて意見を提出する。		
2-2-1 他省庁起草法令案の情報を収集する方法を決める。		
2-2-2 留意すべき法令案が確認され次第、コミッティ内で担当者を決める。		
2-2-3 必要に応じて司法省担当の法令との調整につき、コミッティ内で議論を行なう。		
2-2-4 議論の内容を議事録に収める。		

前提条件

3-1-1 新法理解研修の体制(講師・講師アシスタントの養成、議事録作成等)を組織し、実施する。 3-1-2 法令・逐条解説・教科書の配布体制を組織する。(担当・方法決める) 3-2-1 新法令の教材を作成する 3-2-2 新法令及び教材を迅速・効率的に配布する。 3-3-1 新法理解研修を RSJUP と調整しつつ、実施する。 3-3-2 新法理解研修の議事録を作成し、教材として関係組織に配布する。 3-4-1 新法理解研修の講師候補、講師アシスタント候補を選出する。 3-4-2 講師候補、講師アシスタントに対する研修を実施する。 3-4-3 講師候補、講師アシスタントが普及セミナーで講義を行う。 3-5-1 民法・民事訴訟法の運用上の質問をとりまとめ、回答を送付する担当を決定する。 3-5-2 質問に対して統一的な回答を作成するメカニズムを組織する。 3-5-3 回答を各裁判所に迅速に送付する。 3-5-4 Q&A 集を制作し、出版・配布する。 3-5-5 質問・回答の中から、法令改正に必要な情報を抽出し、次の立法作業につなげる。	
--	--

2-2-2 成果1の達成状況

成果1 「司法省にて、民法・民事訴訟法関連法案の起草・立法化に向けて必要な作業が行われる。」

(1) 起草作業

民法・民事訴訟法の関連法令案及び運用指針の起草・立法化作業は、今フェーズ開始早々の2008年の5月に計画が策定され、それに基づいて実施されてきた。また今フェーズにおいては、省内で新たに起草作業に参加する職員を育成し、司法省の組織としての能力を強化することにより、民法・民事訴訟法関連法案の起草を司法省が自立的に行えるようサポートした。すなわち、司法省が起草した草案を検討するというアプローチの下、2008年の10月からこれまでの間に、司法省職員を構成メンバーとする5つの起草班が設置された。後述するように班ごとの違いはあるものの、概ね各班の課題に対処しながら着実な進捗を見せている。また各班ともに、リーダーの主体性のもとで新たに意欲ある職員を随時追加してきた。

各班の作業実績は以下のとおりである。

【第1班（不動産登記に関する法令）】

- ・司法省内部の起草班会合は計45回、国土管理都市計画建設省(Ministry of Land Management, Urban Planning, and Construction: MLMUPC)との共同コミッティ会合は計27回開催されている。
- ・2008年12月および2009年1月に、短期専門家が司法省に派遣され、民法・民事訴訟法と土地法の調整に関するセミナーと調査を行った。
- ・2009年2月に実施された本邦研修において、MLMUPCと司法省との間で覚書が交わされ、ひとまずは、包括的な法律を作成するのではなく、暫定的に、共同省令等で実務上の必要性に対応することなどが確認された。これにもとづき、民事訴訟法及び民法それぞれに関する登記の共同省令の検討を開始した。
- ・2010年1月に、短期専門家が派遣され、共同コミッティとともに調査を行った。
- ・民事訴訟法に関する登記の共同省令については、草案は司法省内の検討を経てほぼ準備が整っているが、MLMUPCとの協議は、MLMUPCのメンバーの多忙等の理由により、予定通りには進んでいない。
- ・司法省の起草班では、さらに上記共同省令の添付として書記官嘱託書式案を作成し、すでに裁判所とMLMUPCの合意を得た。
- ・民法に関する登記の共同省令は、司法省内の起草班会合において骨子が準備された段階であり、今後、法案を起草してから共同コミッティ会合で検討されることになっている。
- ・司法省内の起草班会合は週1回、その他に中心メンバーによる準備会合も必要に応じて開催されている。準備会合において司法省職員が法令案を起草し、詳細項目に関して自ら確認・検討した上で、起草班会合において、日本人専門家とさらに検討している。

【第2班（「裁判官の数が足りない始審裁判所に対する裁判官の填補に関する司法省令」、「手数料の納付が必要な申立て、申立て手数料の額、裁判を求める申立て以外の事務の手数料並びに手数料以外の裁判費用の額及び訴訟の目的の価額の算定基準に関する2007年7月7日付省令28KY号の別表1及び別表3を改正する省

令))】

- ・「裁判官の数が足りない始審裁判所に対する裁判官の填補に関する司法省令」は、2008年12月19日にコミッティ¹での審議を終了し発出された。
- ・「手数料の納付が必要な申立て、申立て手数料の額、裁判を求める申立て以外の事務の手数料並びに手数料以外の裁判費用の額及び訴訟の目的の価額の算定基準に関する2007年7月7日付省令28KY号の別表1及び別表3を改正する省令」は、2009年1～3月にコミッティで審議され、2009年6月22日に発出された。
- ・班としての会合は、省令案をコミッティに提出するまでに10回開催された。

【第3班（「執行官選考の条件及び手続きに関する省令」、「国庫から支給が必要となる執行官の収入の基準額に関する政令」）】

- ・2009年10月に「執行官選考の条件及び手続きに関する省令」の班内草案を完了したが、コミッティ審議で改定することとなり、改めて2010年1月に修正版をコミッティに提出した。
- ・2010年1月に「国庫から支給が必要となる執行官の収入基準額に関する政令」の起草作業を開始した。
- ・正式な会合の開催実績は、計9回である。第3班は、担当者が起草して班長が確認し、班会合での最終的な協議・専門家の助言を得て完成させるという作業スタイルである。

【第4班（供託法）】

- ・初会合は担当の日本人専門家が着任した後の2009年4月に開催された。
- ・2009年7月に第1次草案が完成し、9月の供託法案の準備に関する本邦研修で民法作業部会・民事訴訟法作業部会と重要な基本的事項について協議を実施した。
- ・2009年10～11月に供託法案と裁判寄託省令との関係等の検討課題についてコミッティで審議された。
- ・裁判寄託省令をもとにし、全面的に改定された新たな草案が2009年12月に準備され、起草班での検討が開始された。
- ・起草班会合は平均週1回、その他に中心メンバーによる準備会合も必要に応じて開催されている。準備会合において司法省職員が法令案を起草し、詳細項目に関して自ら確認・検討した上で、起草班会合において、日本人専門家とさらに検討している。
- ・起草班会合は、準備会合と起草会合で合計24回開催されている。

【第5班（法人登記に関する司法省令）】

- ・初会合は、2009年11月に開催された。
- ・内務省と外務・国際協力省によるNGO法案（あるいは政令案）との分掌・抵触が問題となるため、同法案についての情報を収集する必要がある。2010年1月の起草班会合で内務省への質問状を準備した。現在、質問は準備し終わっており、内務省と協議の時間を調整中である。
- ・第5班では他にも調整が必要となりうる関係省庁の洗い出しを進めており、教育・青少年・スポーツ省、商務省、環境省、外務・国際協力省、情報省、鉱工業エネルギー省、観光省、農林水産省、開発評議会、労働職業訓練省、宗教省、社会福祉省などが考えられる。

¹ カンボジア司法省令によって司法省内に設置された「民法及び民事訴訟法分野担当委員会」のこと。フェーズ2まではワーキング・グループと呼称していた。

- ・今後、司法省側発案により、関係省庁を集めて、法人制度に関するワークショップを開催することを検討している。
- ・起草班会合は計4回開催されている。

【その他（裁判寄託省令関連の通達）】

- ・数名の司法省職員と日本人専門家により「寄託金保管用の当座預金口座開設に関する通達」が起草され、2010年1月6日に発出された。
- ・「立てるべき担保の額の基準」および「担保取消決定（民事訴訟法73条）を出すべき場合の列挙」は今後準備される予定。

（2）会合議事録の作成

班会合の議事録を作成して保存・共有するという活動は、十分実施されているとはいえない状況である。原因として司法省から最もよく聞かれたものは、メンバーが多忙で、議事録作成の余裕がないということであった。多くの場合各個人の私的なメモにとどまっており、会合後に議事録の形に整理して保管することは十分にできていない。班によっては、議事録の担当を決めて、実質的な法令案の議論の段階に入ってからには要約を作成している場合もある。ただしその場合においても、検討結果しか記録されていないようである。

（3）文書の一元管理

法令案の一元管理については、閣僚評議会に提出した時点での法案のソフトデータは、立法局が保管している。但し、司法省側から閣僚評議会に提出した以降の法案のソフトデータは閣僚評議会が管理することになっており、司法省は国会提出後にデータを得ることができない。プロジェクトで起草中の法案については、プロジェクト事務所のコンピュータで管理されている場合と、起草班メンバーが独自に管理しているものがある。各班ともに最新版電子データの管理者・修正作業者を特定のメンバーに限定しているとはいえ、属人的な管理となっているため、紛失や遺漏等の懸念があることを、調査団から司法省側へ伝えた。設備やITリテラシーの問題等があり短期間での解決は難しいが、将来的には司法省内のコンピュータで一元管理されることが望ましい。

フェーズ2で起草した民法適用法についても、現在は日本人専門家が管理しているが、本フェーズ終了までには司法省職員が自立的に管理できるよう移管していく必要があると思われる。

（4）コミッティ会合

コミッティ会合は、前述のとおり各起草班の法令案について司法省としての最終的な審議をしてきた。また、フェーズ2において日本の作業部会が起草支援した、執行官法、裁判寄託省令、人事訴訟法、民事非訴訟事件手続法、民法適用法の各案についても、発令・閣僚評議会での審議に備え、さらに検討を重ねた。カンボジア側で条文を起草して追加したものもある。また、特に民法適用法案では、土地法、担保取引法などの他省庁管轄法案との調整や、婚姻家族法との調整について検討した。本フェーズでのコミッティ会合開催回数は92回である。しかしコミッティのメンバーには裁判所の仕事に従事している者もあり、また他の者も業務が多忙であるため、定期的に行うことができておらず、また議事録の作成も完全には実施できていない。コミッティメンバーへの聞き取りでは、こうした現状について問題意識を有している旨表明された²。

² この状況への対応策として、「コミッティ会合を、意思決定できる高官が出席できる都合にあわせて不定期・臨機応変に開催する」という案も提示されたが、現地ミニッツ協議では、そのような方針では結局開催できないことになるとの懸念も大きかった。具体的な対応策については今後の検討に委ねざるを得なか

なお、コミッティでは、半年に1度プロジェクトの進捗確認も行っている。

(5) 起草班メンバーの能力強化

司法省では、2009 年以降、ヒー・ソピア次官の要請により毎週火曜日にルッティ司法省付判事による勉強会を開催している。勉強会は2時間で、ルッティ判事が最初の90分で民法の条文を解釈し、旧法と新法の違いを解説し、残りの30分では日本人専門家も参加して、日本人専門家が質問に回答する形式をとっている。

起草班メンバーの民法・民事訴訟法の理解が不十分であるという問題意識は、カンボジア側と日本側で共通している。特に新たに起草作業に参加した職員は、民法・民事訴訟法の起草時の議論に参加していないうえに、大学で受けた民事教育も、多くは旧法に基づいたものであり、十分とはいえないため、両法に関する理解度は非常に低いようである。

新たに起草作業に参画した司法省職員の理解度の向上は、今後、自主的に起草・立法作業を行う上で必要不可欠であり、プロジェクト後半の課題であるといえる。現状では、起草作業に必要な知識を持つ職員が少ないために、高官レベルのメンバーが参加できなければ、起草班会合が開催できない状況となっているが、起草班メンバーからは、新たに起草作業に参画した職員の理解が進めば、多忙な高官が欠席しても、実質的な議論はその他の職員の間で進め、ある程度進んだところで高官の承認を得るという形をとることもできるようになり、起草が効率的に進むようになるのではないかという意見も聞かれた。そのほか、複数の起草班メンバーから、ルッティ判事の勉強会に加えて、日本人専門家からも定期的に（例えば週1、2回）民法の全体像を把握できるような講義を実施してもらいたいという要望が出され、民法については日本人専門家による講義が必要であるということが、カンボジア側・日本側双方で確認された。

講義の対象・レベルについては、成果3の司法省が実施する新法普及活動に絡めて、講師候補、アシスタント講師となる人材の育成を目標として、内容の設定をすることが望ましい。但し、講義の参加者については、学習したいという司法省側の意欲を損なわないように、講師候補、アシスタント講師に限らず、他の司法省職員もオブザーバーとして自由に参加できるようにすることが望ましい³。講義の開催時間帯については、就業時間中は他の業務や起草班会合で忙しく出席が難しい職員が多いことから、就業時間外の講義実施を望む声も多かった。

この講義開催については、司法省と日本人専門家の間で、今後具体的な内容や開催方式の検討を進めることとなった。

2-2-3 成果2の達成状況

成果2. 「司法省にて、司法省から提出された民法・民事訴訟法関連法案のフォロー及び他省庁から提出された法令との調整が行われる」

司法省から提出された法案の審議については、大臣から指名された次官が、閣僚評議会の「テクニカル会合（旧名称：第一会合）」⁴と省庁間会合に出席し、法案によってしかるべき担当者を同行させている。必要があればコミッティに持ち帰って再検討している。閣

ったが、今次調査で明らかになったのは、開催運営の工夫にとどまらず、コミッティの再編等を通じ、特定の高官が参加できない場合でも議論が進むようにしていくための対策が欠かせない、という関係者の共通認識である。

³ ただし、司法省職員の自立発展性の観点から、オブザーバー参加者が内容面でついていけない部分については、毎週火曜日のルッティ判事による勉強会や、講師候補・アシスタント候補に別途質問するなどして、司法省職員内での解決をはかるよう促すことが望ましい。

⁴ テクニカル会合とは、閣僚評議会に提出された法案がまず審議される場であり、法律家委員会と経済・社会・文化委員会のメンバーから構成される。

議および国会では、大臣が参加した上で、法案の詳細説明を同行の次官または次官補が担当している。

民事非訴訟事件手続法案及び人事訴訟法案は、閣僚評議会の審議結果を受けて、司法省内で再検討し、2009年8月に閣僚評議会に修正案を提出した。人事訴訟法案は2010年2月19日に閣議決定され、現在国会に上程するために準備中である。民事非訴訟事件手続法案は2010年3月5日に閣議決定するための準備中である。⁵

他省庁から提出された法令案については、以下のとおり民法・民事訴訟法との抵触の有無や整合性をとるための修正案の検討が、コミッティで行われた。

- ・土地法（MLMUPC）：不動産登記制度につき調整中。
- ・区分所有権政令（MLMUPC）：閣僚評議会の省庁間会合で、司法省が提出した意見について審議した。
- ・外国人に建物専有部分の所有権を付与するための法律（MLMUPC）：閣僚評議会の省庁間会合に提出する前に、民法との整合性に関し司法省の意見および修正が求められた。
- ・国際養子縁組法（社会福祉省）：社会福祉省の案に対して、司法省から、民事非訴訟事件手続法等との整合性をとるための修正案を提出し、多くが採用されて法案が成立した。
- ・商業裁判所法（商業省）：商業省の起草案に対して意見を提出。
- ・貿易救済措置（Trade Remedy）法案（商業省）：2009年10月に、民法・民事訴訟法との抵触の有無をコミッティ会合で検討した。クメール語版において、民法及び民事訴訟法の用語が正しく用いられるよう指摘することとなった。
- ・地理的表示に関する法案（商業省）：2009年10月に、民法・民事訴訟法との抵触の有無をコミッティ会合で検討した。

なお、司法省管轄法令との関係性がないと担当省庁が判断した場合には、閣僚評議会の前に情報を入手することができず、閣僚評議会で情報を入手してから意見を提出しても、法案の大幅な修正は不可能であるため、他省庁管轄法案との調整は、困難な場合もあり、今後の懸念が残る。今フェーズでは、これまでのところ、成果2の達成を大きく阻害するような支障は起きていないが、本質的な課題としては、省庁間での情報収集・共有の仕組みが体系的に整備されることが必要であり、司法省内にとどまらない政府全体の調整力の問題であると言える。

2-2-4 成果3の達成状況

成果3. 「司法省が司法関係者等に民法・民事訴訟法及び関連法案を運用するための知識を広める」

新法理解研修は、教育・普及局が担当している。条文および関連教材の配布業務は、以前はプロジェクトオフィスが担当していたが、現在は司法省に移管され、適切に配布業務が進められている（教材の配布実績は附属資料 III. 1. 「ミニッツ（署名版）」Annex 1（2）参照）。

民法逐条解説は2010年前半に刊行予定である。民法教科書は、日本側で一部を作成し、民法起草に携わったカンボジア側メンバーと日本側専門家経験者が共同でその他の部分を担当している。

司法省が計画・実施した民法・民事訴訟法の普及活動は、カンボジア全土で2008年に7

⁵ 2010年3月5日に、予定どおり閣議決定された。

回、2009年に6回、2010年は3月までに既に3回開催された。2009年には新たに5人の起草班メンバーが講師に加わった。なお当初は、RSJPの継続教育と司法省の普及活動の間で調整が必要と考えられていたが、司法省とRSJP双方の認識では、現在、これら2つの活動は、対象者および内容が異なっているため、調整の必要はそれほど高くないと考えられている（RSJPの継続教育が裁判官・検察官に対する法曹実務レベルの内容を含むのに対し、司法省の普及活動は、裁判所職員、州の職員、郡長、コミュニケーション長、村長などを含むより幅広い対象者・内容である）。

外部（裁判所等）からの質問の受付窓口と回答送付は、民事局が暫定的に担当している。以前は、日本人専門家にも直接質問が寄せられていたが、現在は、民事局が質問受付を一元的に担っており、難しい質問については基本的にはコミッティで審議することになっている。今後民法が適用されれば、裁判官以外にも一般の行政職員や国民から、幅広い質問が寄せられる可能性があるため⁶、司法省でも体系的に対応し、Q&A集を作成する必要性がさらに高まることが見込まれる。このことから司法省職員の民法理解度を向上させることが急務といえる。

また、司法省教育・普及局長が、普及セミナーにおいて参加者から出された質問についてのQ&A集案を作成した。

2-2-5 プロジェクト目標及び上位目標の達成の見込み

本プロジェクトの目標は「司法省が、民法・民事訴訟法が適切に運用されるために必要な施策を取れるようになる」である。残りの期間を通じて、いくつかの課題（詳細は後述）に適切に対処することで、この目標は達成が見込まれる。

本プロジェクトの上位目標は、「民事法制度がカンボジアにおいて適切に機能する」である。この上位目標の達成のための前提としての不可欠なプロセスである関連法制度の整備、あるいは、民法・民事訴訟法及び関連法の普及活動、他の法令との調整等については、現在、プロジェクト活動として、司法省が鋭意進めているところであるが、一方で、上位目標の達成のためには、裁判所、国土省土地管理局（土地登記）、地方行政機関などの関係官庁においても、これらの法律が適切に理解され、運用されることが必要となる。また、公務員や官庁だけでなく、弁護士、市民、企業なども、これらの法令を理解し、適切に活用することが必要となる。現在のプロジェクト活動による制度整備及び法曹・公務員への普及活動に加えて、これらの条件が全体的に整えば、上位目標が達成できるといえる。

PDMで設定されたプロジェクト目標の各指標に対する実績と見込み・課題は以下のとおりである：

（1）司法省による付属法令・運用指針の起草実績及び日本側の関与の変化

- 法令案の分量・複雑さや関係省庁の有無により、起草班ごとに進捗のばらつきはあるが、予定していた法令案は上述のとおり概ね着実に起草されている。
- 第1班（不動産登記関連省令）は、MLMUPCとの定期的な共同コミッティの開催が、MLMUPCが多忙であることおよびメンバーが少ないことにより困難であ

⁶司法省高官からは、裁判官が実務上直面している問題について、司法省に質問が寄せられているとの説明があった。他方、RSJPからの聴取では、民事訴訟実務については、各地の裁判官から教官候補生を通じてRSJPに寄せられる質問も多いように見受けられた。ただし、現在適用されている民事訴訟法に関する質問は、主に裁判官から寄せられているのに対し、民法が適用された場合、より広い層からの質問が司法省に寄せられることが予想される。

ったが、今次レビュー調査において MLMUPC 高官により、メンバーの増員および MLMUPC 内での準備会合の実施など、前向きな協力姿勢が表明された。

- 第5班が担当している「法人登記に関する司法省令」は多くの省庁との整合性を図る必要があるため、他省庁の起草法案の情報収集を行っている段階である。
- 起草班会合の開催や内容の検討において、カンボジア側の自主性が大変高まってきた。各班はまず自分たちで検討・起草を進め、解決できない問題についてだけ日本人専門家に質問するようになった。ただし、主に民法についての理解度の低さから、日本人専門家の助言が必要と思われる場面は依然として少なくない。起草班メンバーを中心として司法省職員の民法理解度を向上させることが、プロジェクト後半における課題である。

（２）司法省による民法・民事訴訟法関連法案の立法プロセスにおける調整実績及び日本側の関与の変化

- 司法省から発出された後の審議状況の確認・内部共有や、他省庁管轄の法令案についての確認などは、現在までのところカンボジア側が主体となって順調・適切になされてきている。
- 日本側の関与については、以前に比べて、カンボジア側が必要とする際にのみ助言をするという形が中心となってきた。

（３）司法省による普及活動の実績及び日本側の関与の変化

- 普及活動は前述のとおり、司法省主導のもとに推進されている。普及セミナーおよび教材の配布は計画どおり着実に実施された。
- Q&A のとりまとめに関しては、民事局が暫定的に担当している。民法が適用されれば司法省でも回答していく必要性は高まるため、このことから司法省職員の民法理解度を向上させることが急務である。

２－３ 評価結果

２－３－１ 妥当性

極めて高い。

カンボジア政府は、引き続き司法分野における人材育成を重視している。2004 年 7 月に発表された国家開発戦略である「四辺形戦略」で明らかになっており、司法改革は引き続き高い優先順位を与えられており、2008 年に発足した新内閣は、これまでの四辺形戦略の枠組みをそのまま引き継いだ「第二次四辺形戦略」を策定している。また、より具体的には、2003 年に発表された「法・司法制度改革戦略」や 2005 年に発表された「法司法制度改革短期・中期行動計画」において、「立法の枠組みの近代化」が司法分野の 7 重点分野の 1 つと位置づけられている。これらの政策動向に関しては、今次調査においても変更がない旨を司法省に確認した。なお、「法司法制度改革短期・中期行動計画」は、対象期間を 2008 年までとしており、法・司法改革評議会（CLJR）では 2010 年にそのレビューを予定している。

カンボジアにおいて民事法制度を適切に機能させるために最も重要な政府機関のひとつが司法省である。司法省では民法・民事訴訟法の関連法令の起草や普及活動を進められる人材の不足が現在も引き続き課題となっている。人材の育成及び組織の強化が、民法・民事訴訟法の関連法令の起草や普及活動を効率的・効果的に運営するうえで不可欠であり、本プロジェクトがこれらニーズに対応するものである旨、司法省と日本側との間で確認さ

れた。

本プロジェクトはまた、日本の ODA 計画や戦略とも一貫性を有している。2002 年に策定された日本政府の「カンボジア国別援助計画」において、民事法制度の構築と向上はカンボジアに対する重要政策中枢支援と位置づけられている。2009 年に開催された第 21 回経済海外協力会議では、「法制度整備支援に関する基本方針」が策定され、民法・民事訴訟法関連法令の起草や司法関係機関の組織強化に対する更なる支援の必要性が確認された。また、JICA の対カンボジア「国別援助実施方針(2009 年)」では、民法・民事訴訟法の運用・普及支援の継続により、法司法制度改革の推進に貢献する方針が定められている。

加えて、これまでフェーズ 1、2 において民法・民事訴訟法の起草・立法化支援を日本が実施してきた経緯を踏まえると、他ドナーに比してなお日本に技術的な優位性があり、引き続き日本が関連法令の起草や新法普及活動および人材育成に協力することは、従来の協力の成果を高めることに資するものである。今次調査においても司法省からは、その点が繰り返し強調された。

今フェーズでは、民法・民事訴訟法関連法令の起草・普及活動において、司法省職員が、より主体性を発揮し、自立的に民法・民事訴訟法の適切な運用のために必要な施策を取れるようになることを目指している。起草作業においては、まずカンボジア側が起草を行い、日本人専門家によるコメントを踏まえ、草案を完成させるアプローチが採られている。この点は、日本側が起草作業の大部分を担当していた以前のフェーズより、司法省側の主体性が着実に高まったと評価できる。このアプローチについては、後述のとおり一定の成果をあげつつあることが今次調査で明らかになっており、上述のニーズを満たす上での妥当性が高いことが確認された。

2-3-2 有効性の予測

高い有効性が見込まれるものの、プロジェクト後半に取り組むべき課題も残っている。

まず、成果 1.「司法省にて、民法・民事訴訟法関連法案の起草・立法化に向けて必要な作業が行われる」に関しては、5つの起草班が、班ごとのばらつきはあるものの、概ね各班の課題に対処しながら着実な進捗を見せている。意欲ある新たな職員も随時追加され、起草班メンバー自ら検討を進める・草案を作るといった手法が完全に定着した。特に民事訴訟法に関する不動産登記の共同省令案および供託法案は、司法省職員が主体的に起草作業を担った最初の大きな成果である。

起草班会合での検討経緯を記録に残すことは、今後の法令解釈の資料に供するという観点からも重要であるが、必ずしも十分には実施されていないのが現状である。決定事項とその理由を起草メモの形で簡単に残しておく等の工夫が必要である。

成果 1. 達成のための課題は、起草班メンバーの民法・民事訴訟法の理解度向上である。これまで、起草班において主体的に起草作業が担われているものの、基本法令の理解不足による起草作業の停滞も指摘された。この点、日本人専門家からのより積極的なインプットが有効と思われるが、ここまで培ってきた司法省職員の自発性を損なわないよう、双方で協議して適切なアプローチを検討していくことが望まれる。

次に、成果 2.「司法省にて、司法省から提出された民法・民事訴訟法関連法案のフォロー及び他省庁から提出された法令との調整が行われる」に関しては、前述のとおり着実に行われており、これまでどおり活動することで達成が見込まれる。ただし、他省庁間管轄の法令案との調整の時機を逸することのないよう、引き続き積極的な情報収集に努めることが望ましい。

最後に、成果 3「司法省が司法関係者等に民法・民事訴訟法及び関連法案を運用するための知識を広める」については、新法理解研修および条文や教材の配布を教育・普及局が担

当し、適切に実施されている。ただし外部（裁判所等）からの Q&A のとりまとめについては、民法が適用されれば司法省にも多く質問が寄せられることが予想されるため、それに対応するためにも司法省内の体制整備⁷と職員の民法理解度を向上させることが重要であるといえる。

これら産出されつつある成果を目標達成に結びつけるためには、前述の課題に適切に対処する必要がある。またプロジェクト目標の達成には、外部条件「司法省に適切な人員配置が行われる」および「共同所管の法令の起草に際して、他省庁の協力が得られる」が満たされる必要がある。1 点目の外部条件については、慢性的な人員不足の状況ではあるものの、現在のところプロジェクトの遂行に支障をきたしてはならない。2 点目の外部条件については、起草班第 1 班（不動産登記関連省令）の活動において、MLMUPC との共同コミッティが、MLMUPC メンバーが多忙であることにより定期的開催できず、起草作業の進捗に影響を与えていた。しかし今次レビュー調査において MLMUPC 高官により前向きな協力姿勢が表明されたため、状況の改善が期待される。第 5 班（法人登記関連省令）も、内務省・外務省をはじめ多くの省庁からの協力を得る必要があり、こちらも引き続き注視する必要がある。

2-3-3 効率性

比較的高い。

投入については、一部法曹人材の日本国内におけるリクルートの困難から、長期専門家の派遣が遅れたケースがあった。前フェーズに引き続き、常駐の長期専門家と日本における支援体制（民法作業部会、民事訴訟法作業部会、不動産登記にかかる実務アドバイザリーグループ、及び日本国法務省）の組み合わせ、また、短期専門家による現地セミナーや本邦研修といった複数の形態を活用した支援のあり方は、カウンターパートが適時かつ広がりや深みのある助言を得ることができ、また実務上のニーズに即した情報提供ができる方策であり、効率性の促進要因となっている旨が確認された。なお、このようなさまざまな手法の組み合わせによる効率性をさらに高めるために、司法大臣からは、「本邦研修や長期研修から帰国した人材が、一定期間司法省で働くような制限を設けることも検討したい」との提案があった。日本側支援体制については、一部普及に必要な教科書・解説の出版の遅れがあったが、その他の法令ドラフトに対するコメントや本邦研修を通じたインプットについては適切に行われた。また、実施中の「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ 2）」や「弁護士会司法支援プロジェクト」との間で、条文や法令解説等の出版物が共有されており、今後も引き続き共有がなされることで、効率性が更に高まっていくことが期待される。

コミッティ会合が適時開催されるかどうかは、プロジェクトの効率性に与える影響が大きい。コミッティ会合が予定通り開かれ、主体的に遅延なく起草でき、さらに成果をあげるために、コミッティの構成を再編し、新しいメンバーを入れる必要がある。

2-3-4 インパクトの予測

プロジェクトに関わっている司法省職員の立法技術および法の理解・解釈の経験は、起草班での活動を通じて着実に蓄積されている。これは司法省が民事分野以外の法令を起

⁷ カンボジア司法省からは日本人専門家も加わって回答していく「共同メカニズム」を構築できないかとの要望も聞かれたが、調査団からは「まずカンボジア側で自ら運用可能な体制を検討し日本側に提案するべきであり、日本の支援の在り方はその提案をベースとして、実現方法について検討・支援をする」旨返答し、了解を得た。

草・普及していく上でも活用されている。

また、立法局は本プロジェクトでの活動を通じて PDM 手法に関する知識を獲得し、同局の5か年計画を作成する際に自らそれを取り入れた。

2-3-5 自立発展性の見込み

本プロジェクトでは、プロジェクトの目標および成果に、司法省における民法・民事訴訟法が適切に運用できることの自立発展性を埋め込んでいるため、基本的には目標・成果の達成が自立発展性と直結している。

今フェーズでは、ここまで、起草作業をカンボジア側の手に移す方針を採り、日本側が法案を用意してきた前フェーズまでの方法と異なり、カンボジア側が法案を起草し、日本側は、起草された法案に対してコメントをする手法を採用してきた。これにより、カンボジア側も、日本人専門家の助言や、本邦研修、短期専門家来訪の機会を活用したり、自分たちで情報収集したりしながら、起草班ごとに法案を起草してきた。司法省内の起草班会合やコミッティ、MLMUPC との共同コミッティにおいても、起草班の担当者が、起草した法案の内容を説明したり、制度の説明をしたりするようになっている。

このように、起草班に起草作業を委ねたことによって、カンボジア側の自立傾向は非常に高まったと言ってよく、今後もこの手法を続けることによって、プロジェクトの自立発展性が高まっていくと見込まれる。

一方で、新たに起草活動に参加した職員の民法・民事訴訟法の理解は、まだ十分なものとは言えず、そのために、起草法令の趣旨や内容について、起草班内部で他者に明確に説明できない等、検討作業がスムーズに進まない場合もある。

今後、法案の起草・検討の効率を上げ、プロジェクトの成果・活動の自立発展性を一層高めるためには、司法省職員の間で、民法・民事訴訟法の基本的な体系について、一定程度の理解を共有することが必要と考えられる。

そのためには、これまで行われている司法省による民法理解度向上のための勉強会の開催といった自発的努力に加え、条文の背景を理解している日本人専門家からのインプットも必要と考えられる。その際、日本人からのインプットに依存し、自立発展性を損なうことのないように、知識移転のアプローチについては、双方で工夫を重ねることが望まれる。例えば、講義や質疑応答はカンボジア側参加者ができるだけ記録に残し積極的に活用すること、司法省職員同士で教え合うこと等により、その知識の普及と定着を図ることなどが考えられる。

一方で、民事訴訟法のうち特に起草に必要とされる部分については、一定の理解が進んでいると考えられ、今後は、新しく起草班に参画したメンバーに対するインプット（知識の共有）を起草班内で自主的に行うことが必要である。ただし、必要な場合は日本側が協力することも考えられる。

また協議を通じて、本プロジェクトの将来的な持続性を担保するために、本プロジェクトの諸活動が司法省の戦略計画に組み込まれることが検討されるべきとの共通理解に至った。

自立発展性を阻害する最大のリスクのひとつは、資金面・人員配置面での継続性である。引き続き司法省から政府に対し、予算措置・人員強化を働きかけることが必要である。

第3章 「カンボジア裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2）」現状と実績

3-1 投入実績

附属資料 IV. 1. 「ミニッツ（署名版）」Annex 2 のとおり。

3-2 プロジェクト目標の達成に向けた活動進捗状況

プロジェクト活動は PDM 上の計画に沿って概ね円滑に行われ、成果が達成されつつあることが確認され、プロジェクト目標達成の見込みは高いと判断された。プロジェクト活動の当面の進捗と今後の方向性について、今次調査で確認された内容の概略は以下のとおりである。

3-2-1 成果1の達成状況

成果1. 「組織的に学校運営（教官確保・カリキュラム策定）を行うノウハウが RSJP に蓄積される。」

日本人専門家と RSJP マネジメント層は必要な際には常時協議できる関係を維持しており、プロジェクト運営上の必要に応じて適宜協議を重ねてきた。記録に残っている会合だけでも 2008 年度に 17 回、2009 年度には 9 回実施しており、またこれら以外にも日常的に議論をしている。協議内容は、教官アシスタント制の導入、継続教育の計画、模擬裁判の準備等であった。教官候補生および RAJP/RSJP 職員も適宜参加している。

フェーズ1に引き続き教官候補生の養成が進められ、今フェーズ初年度から教官アシスタント制が導入された。教官候補生の採用基準は、（1）成績、（2）本人の希望、（3）適性、（4）裁判官であること（民事教育のため）である。裁判官は成績上位の者から任地を選択できるため、成績上位者から教官候補生を採用することでプノンペン近郊に赴任できる確率が高まり、学校へ通いやすくなる。

教官候補生の採用計画については、文書化こそなされていないものの、毎年7名ずつ採用していくことで RAJP/RSJP と日本側の間では共通認識に至っている。実際、今レビュー調査時点までに、RSJP 1期ないし3期卒業生の中から、各7名が教官候補生として採用されており、1期生は既に教官アシスタントとして活動している。そのうち2名は書記官養成校では教官として単独で講義を担当している。この採用計画は、教官候補生にふさわしい人材の供給量や裁判所への配置を優先すべき実情などを踏まえて総合的に定められたものである。

なお、RAJP 学院長は、プロジェクト期間中4年で35名の教官候補生（1期生7名を含む）を養成するという計画は、RSJP 以外の養成校を含む RAJP 全体の学校運営の持続性を考えれば十分とは言えないものの、数的制約の中で出来るだけ人材の質・量ともに高めていく努力をしていきたい、との認識を持っている。

また、PDM に指標として掲げられている「常勤・非常勤の教官数の増加」と専任教官の確保との関係について、RAJP/RSJP では、「学校側としては、将来的に専任教官を確保したい」と思っているが、カンボジアの司法人材が圧倒的に不足しているという現状に鑑みれば、現場実務への配置を優先するべきであり、そのため当校の専任教官は将来的に確保を希望するものの当面は現実的ではない」と認識しており、日本人専門家も、このような RAJP/RSJP の認識は適切であるとともに、現役実務家が非常勤教官となることのメリットも大きいとの意見であった。専任教官を確保できない点は、複数の教官候補生に教官ミーティングや

模擬裁判等に関与させることで、学校での教育実施に対する一貫したコミットメントを高める等の方法で補ってきた。

RSJP の生徒に対する教育体制として、現在のカリキュラムでは、民法、民事訴訟法につきほぼ同程度の時間数の講義が行われている。RSJP が実務家養成校であることからすれば、同校では手続法を中心とした実務教育に重点をおくべきであること、及び民法が未だ適用に至っていない現状に鑑みれば、現在のカリキュラムでバランス的に問題はないといえる。これまでのところ、予定していた教官が講義できなくなった場合に教官候補生が代理を務めるなど、日本人専門家が講義をせずとも RSJP のリソースだけでカリキュラムどおりに講義が運営されるようになってきている。また、教官と教官候補生が共同で講義を実施する割合が減り、教官候補生だけで講義する割合が着実に上がってきている。これは、2008 年度は前者が 156 時間で後者が 115 時間であったが、2009 年度には前者が 109.5 時間で後者が 165 時間となっているという統計から明らかである。また、2009 年の模擬裁判は 2008 年に比べて、教官候補生がより主導する形で運営された。

養成活動の実績として、毎週金曜日に開催されている教官候補生ワーキング・グループで、教官候補生が日本人専門家の支援のもとで教材を作成している。その開催実績は 2008 年度 28 回、2009 年度 23 回であった。また、カンボジアでの現地セミナー、JICA-Net セミナーおよび本邦研修への参加、あるいは日本人専門家に日常的に質問・相談するといった活動を通じて、教官候補生は知識や経験を蓄積しつつある。更に、教官候補生の間で電話や E-mail を使って議論をすることもある。RAJP 学院長・RSJP 校長からは、これら日本の支援を通じて、人材養成の質・量ともにできるだけ高めていくべく活動を継続して行く旨表明があった。

教官ミーティングは、教材作成計画やカリキュラムの検討を目的として 2008 年度に 2 回、2009 年度に 1 回開催されており、学校側が完全に開催のイニシアティブをとっているとは言えないものの、まだ教官アシスタントとして活動した実績のない教官候補生が議論の主体となっている。RAJP/RSJP の幹部は、組織的なナレッジマネジメントとして、議事録を作成して共有することの重要性を認識しており、一般的な会議に関しては内容を要約した議事録を作成し、重要な会議に関しては詳細に講義録を作成している。

3-2-2 成果 2 の達成状況

成果 2. 「教材作成・改訂のノウハウが教官及び教官候補生に蓄積される」

教官候補生の養成活動の実績として、毎週金曜日に開催されている教官候補生ワーキング・グループで、教官候補生が、日本人専門家の支援のもと、「不動産強制売却の模擬記録・マニュアル」等のマニュアル・教材を作成しており、これらは全国の裁判所や RSJP 学生へ配布され活用されている。また、カンボジアでの現地セミナー、JICA-Net セミナーおよび本邦研修への参加、あるいは日本人専門家に日常的に質問・相談するといった活動を通じて、教官候補生は知識や経験を蓄積し、教材の草稿を担えるようになってきた。ある教官候補生は、自らの学習および実務での活用を企図して、JICA-Net セミナーで得た知識をもとに、日本人専門家の助言を仰ぎながら、督促手続のマニュアルを自主的に作成した。

中間レビュー時点での教材作成・改訂実績は以下のとおりである。

1 民事訴訟関係【模擬裁判用事案】

- ①ソック・サムバット事案（賃貸借）（2008. 12）
- ②株式会社サリカ事案（所有権に基づく動産引渡し）（2009. 12）

2 民事執行関係

- ③不動産強制売却模擬記録・マニュアル（2009. 12 完成・発刊待ち）

- ④代替執行・間接強制模擬記録・マニュアル（起案・コメント中）
- ⑤執行手続に対する不服申立てに関する教材（2010. 1 から着手）

3 民事保全関係

- ⑥不動産仮差押え模擬記録・マニュアル（2009. 3）
- ⑦民事保全頻出質問集(44 問)（2009. 5）

4 共通

- ⑧民事訴訟法に関する質問集 2008（2008 年 6 月～2009 年 3 月、113 問）（2009. 9）
- ⑨民事訴訟法に関する質問集 2009（2009 年 4 月～2009 年 12 月、123 問）（編集中）

* 以上のほかに、教官候補生が自主的に「督促手続マニュアル」（手続の解説と参考書式）を作成した。

上記③④⑤⑥の作成プロセスは、日本人専門家による講義にもとづいて教官候補生が草稿し、日本人専門家によるコメントを反映させて完成させるというものであった。

また教官候補生は、必要に応じて、日本人専門家との質疑応答や協議、本邦研修などを通じて、教材を改訂した（例えば民事訴訟第 1 審手続マニュアルは 2010 年初に改訂第 2 版が完成している）。

関係者（カンボジア側・日本側）によれば、プロジェクトを通じて作成・改訂されたこれら教材は、日本人専門家および日本側支援体制による助言のもとに作成されており、RSJP での教育において概ね適切な内容に仕上がっているとの認識が共有されている。作成する教材については、教官ミーティングで教官候補生自身が提案し、決定するようになっており、日本人専門家が、教材の内容を決定し、作成していた前フェーズに比べると、カンボジア側が主体となって教材整備を行う体制が構築されつつある。とはいえ、教官候補生からは、教材作成に関する日本人専門家の助言は今後も必要であるとの意見が出されており、教官候補生が、より自立的に教材作成を進めるためのノウハウや知識を、プロジェクト後半で更に培っていくことが必要である。

今次調査では、民法の理解が限られていること及び民法教育の重要性について、学校運営側と認識を共有した。RSJP 生徒の理解度については、民事訴訟法は理解が進んでいるものの民法については十分とは言えないとの評価が、教壇に立っている教官候補生 1 期生からも報告された。例えば、民事訴訟法講義のケーススタディの際に、民法の実体法が理解できていないがために、課題が解決できない事例が散見されるとのことである。

プロジェクト後半では、民法の適用を見据え、例えば RSJP で民法教育を充実させるために講義計画を作成するなど、具体的な取り組みについても今後学校側と日本人専門家との間で協議を進めていくことが確認された。

3-2-3 成果 3 の達成状況

成果 3. 「民事に関する継続教育が行われる」

RSJP における継続教育は、2008 年に RAJP のイニシアティブにより、EWWI の支援を受けて開始された。学校側がドナーを招いて行った担当分野の協議会合を経て、JICA が民事分野の一部を担当することになった。民事分野の継続教育は、1 コースあたり 5 日間の日程で行われ、学校側が決定した教育項目に沿って、3 日間はカンボジア人教官が、1 日は日本人専門家が、もう 1 日は他ドナーが担当した（2008 年は日本人専門家の講義は半日間、2009 年は 1 日間）。JICA は実施費用の 4 日間分を負担している。

継続教育では、年間教育計画を策定した上、対象者を始審裁判所に所属する全裁判官及

び検察官(但し RSJP 卒業生は免除される場合もある)とし、参加者を 1 グループ 35-40 人程度に分け、合計 6 グループに対して、5 日間のセッションをプノンペンで実施している。受講者総数は、2008 年は 187 人、2009 年は 206 人、2010 年は 269 人(予定)となっている(2009 年以降の増分は毎年の RSJP 卒業生である)。始審裁判所の裁判官・検察官は受講が義務づけられていることもあり、ほとんど全員が参加している。RSJP では参加者からのフィードバックを終了後に取り纏めて、どのテーマを強化すべきか分析し、その結果に基づいて毎年内容を改善している。

RSJP プロジェクトでは、保全についてのレクチャーを各セッションで担当しており、1 セッションあたり、2008 年は半日、2009 年は 1 日であった。2009 年は学校側の発案で Q&A スタイルが採用され、事前に全国の裁判所から質問を収集し、各講師が回答準備を担当した。日本人専門家はこのスタイルの導入および実践に際して助言した。

2008 年度には、司法省による民法・民事訴訟法の普及セミナーおよび RSJP における継続教育に関して、過去に特定の講師に過度な負荷がかかったため、対応策のひとつとして RSJP の継続教育において教官候補生を活用することが提示され、2009 年度の継続教育においては、教官候補生が民事分野の講義の一部を担当した⁸。

3-2-4 プロジェクト目標及び上位目標の達成の見込み

RSJP プロジェクトの目標は、「RSJP において民法・民事訴訟法に則った裁判官・検察官に対する裁判実務に関する教育が自立的に実施できるようになる」である。教官候補生が養成され、講義や教材作成、模擬裁判などでも大きな役割を果たすようになってきており、特に民法理解の向上に配慮することでプロジェクト目標は達成される見込みが高い。

本プロジェクトの上位目標は、「カンボジアにおいて民法・民事訴訟法に基づいて適切に民事裁判が行われるようになる」である。RSJP において、今後の民法の適用を見据えて、民法教育をさらに充実させることができれば、プロジェクト終了後も、民法、民訴に関する十分な教育を受け、適切な運用能力をもった卒業生を輩出することができる見込みは高いが、上位目標の達成には、RSJP での教育を受けていない既存の裁判官に対する民法の普及が必要となり、RSJP の継続教育をもってしても時間がかかることが見込まれるほか、弁護士能力向上、民事執行や保全などの関連制度の整備・普及も必要となる。

PDM で設定されたプロジェクト目標の各指標に対する実績と見込み・課題は以下のとおりである：

(1) 民事教育に関する授業実施状況

- 現在のカリキュラムは、民法、民事訴訟法がほぼ同程度の時間数で行われている。
- 2009 年の模擬裁判は 2008 年に比べて、教官候補生がより主導する形で運営された。教官候補生はコーディネーターやチューターとしての役割を全うし、学生に対して助言や講評を与えた。日本人専門家が、講評を準備する段階で教官候補生に助言を行ったところ、それを基に教官候補生が適切な講評をした。
- 民法の理解度については、学校運営側は学校における民法教育の必要性を認

⁸ カウンターパートからはこうした認識が表明されたが、日本人専門家によれば、2008 年に司法省高官が継続教育の講師を担当できない際に RSJP 教官候補生が代理で担当し、2009 年はそれを踏襲したものであって、司法省と RSJP が調整したかどうかは定かではない。また 2008 年に RSJP の継続教育が 11~12 月に 5~6 週間集中して行われた際には司法省プロジェクトにも影響があり、結果として積極的な調整は行われなかったという側面も指摘された。

識しているところ、民事訴訟法に比較して、民法に対する学生の理解が十分とは言えないとの評価が教官候補生 1 期生からも報告されている。プロジェクト後半では、民法の適用を見据え、民法教育の充実に向けて具体的な取り組みが必要である。

(2) 教官（アシスタント教官を含む）の数が増加する

- RAJP/RSJP では、2012 年まで毎年 7 名ずつ、計 35 名の教官候補生を養成する計画で、レビュー調査時点で 21 名の教官候補生が養成されている。
- RAJP/RSJP マネジメント層による教官候補生の養成方針は、教官候補生ワーキング・グループ、現地セミナー等の日本側からのインプットを活用してできるだけ知識を得させ、教壇に立たせる時期を見定めるというものである。
- 教官候補生 1 期生は、今フェーズ開始初年度から 7 名全員がアシスタント教官として活動している。

(3) カリキュラムの策定状況

- カリキュラムについては、上記（1）のとおり、バランスよく策定されている。

(4) RSJP 内部で教材作成ができる体制が整備・維持される

- 教材作成の中心である教官候補生ワーキング・グループでは、教官候補生が教材の作成・改訂経験を積み、草稿を担えるようになった。また、教官ミーティングで教官候補生自身が教材作成計画を提案し、決定するようになった。日本人専門家が、教材の内容を決定し、作成していた前フェーズに比べると、カンボジア側が主体となって教材整備を行う体制が構築されつつある。
- 教官候補生は、教官候補生ワーキング・グループ、本邦研修、現地セミナーおよび JICA-Net セミナー等において、教材作成に関するノウハウや知識を習得している。
- 全国の裁判官から来る多くの質問とその回答が Q&A 集としてまとめられた。その結果、地方裁判所からの質問がさらに増えた。
- 民法については未だ教材が作成されておらず、今後教材作成の前提となる教官候補生の民法についての理解を深める必要がある。
- 教官候補生からは、教材作成に関する日本人専門家の助言は今後も必要であるとの意見が出された。教官候補生が、より自立的に教材作成を進めるためのノウハウや知識を、プロジェクト後半で培うことが必要である。

3-3 評価結果

3-3-1 妥当性

極めて高い。

カンボジア政府は、引き続き司法分野における人材育成を重視している。2004年7月に発表された国家開発戦略である「四辺形戦略」で明らかになっており、司法改革は引き続き高い優先順位を与えられており、2008年に発足した新内閣は、これまでの四辺形戦略の枠組みをそのまま引き継いだ「第二次四辺形戦略」を策定している。また、より具体的には、2003年に発表された「法・司法制度改革戦略」や2005年に発表された「法司法制度改革短期・中期行動計画」において、司法サービスを強化することが司法分野の7重点分野の一つと位置づけられている。これらの政策動向に関しては、今次調査においても変

更がない旨を司法省に確認した。なお、「法司法制度改革短期・中期行動計画」は、対象期間を2008年までとしており、法・司法改革評議会では2010年にそのレビューを予定している。法・司法改革評議会に出席しているRAJP事務局長からは、法曹人材育成について、戦略・方針に変更はないことを確認した。

またRSJPプロジェクトの枠組みは、カンボジアにおける法曹人材の育成に関する主要機関であるRAJP (RSJP) のニーズを満たしていることが、改めて確認された。カンボジアでは、法曹人材の不足は現在も引き続き深刻であり、健全な社会・経済開発を妨げる大きな阻害要因となっている。RAJP・RSJP経営陣との間で、人材の育成及び組織の強化が、民事教育を効率的・効果的に運営するうえで不可欠であり、本プロジェクトがこれらニーズに対応するものである旨確認された。

RSJPプロジェクトはまた、日本のODA計画や戦略とも一貫性を有している。2002年に策定された日本の「カンボジア国別援助計画」において、民事法制度の構築と向上はカンボジアに対する重要政策中枢支援と位置づけられている。2009年に開催された第21回経済海外協力会議では、「法制度整備支援に関する基本方針」が策定され、民法・民事訴訟法関連法令の実務教育の拡充や人材育成への更なる支援の必要性が確認された。また、JICAの「カンボジア国別援助実施方針(2009年)」では、裁判官・検察官養成校への人材育成支援の継続により、法司法制度改革の推進に貢献する方針が定められている。

加えて、これまで法制度整備プロジェクト（フェーズ1、2）において民法・民事訴訟法の起草・立法化支援を日本が実施してきた経緯、さらには本プロジェクト（フェーズ1）でRSJPの民事教育にかかるカリキュラム策定や教材作成を支援してきた経緯を踏まえると、他ドナーに比してなお日本に技術的な優位性があり、引き続き日本が民事教育を中心にRSJPのキャパシティ強化に協力することは、従来の協力の有効性を高めることに資するものである。今次調査においてもRAJPマネジメント層及び教官候補生からは、その点が繰り返し強調された。

今フェーズでは、学校運営の根幹をなす教官採用・養成計画、カリキュラム検討、教材作成といった活動において、カンボジア側カウンターパート職員・教員が、より主体性を発揮し、自立的に民事教育の実施を行えるようになることを目指している。例えば、教材作成においては、まず、教官ミーティングの際に、教官候補生が中心となって作成すべき教材について協議・決定し、日本人専門家による講義を踏まえて、教官候補生が教材をドラフトするアプローチが採られている。この点は、作成すべき教材について日本人専門家が決めていた前フェーズより、学校側の主体性が高まったと評価できる。このアプローチについては、一定の成果をあげつつあることが今次調査で明らかになっており、さらに有効性や効率性を高めるためにプロジェクトの後半での改善は望まれるものの、上述のニーズを満たす上での妥当性が高いことが確認された。

3-3-2 有効性の予測

高い有効性が見込まれるものの、プロジェクト後半に取り組むべき課題も残っている。

成果1及び3については、全般的に着実な進捗が見られる一方で、いくつかの課題が残っている。なお、ほぼ全ての活動が重大な遅滞なく実施されているが、プロジェクト開始後の状況変化等に応じて調整されているものもある。

まず、成果1.「組織的に学校運営（教官確保・カリキュラム策定）を行うノウハウがRSJPに蓄積される」に関しては、状況に応じて適時RAJP・RSJP経営陣と日本人専門家とのミーティングが開催されており、日本側がイニシアティブを取らずとも、必要な内容が選択され議論されている。また、教官ミーティングについては、教官が多忙につき参加できない場合でも、教官候補生が主体的に議論するようになっている。

RSJPIにおいて民法教育の実施は重要であるが、民法は複雑で、学生の理解度も限定的で

ある。学校運営側も、この認識は共有している。民法の適用を見据え、例えばRSJPで民法教育を充実させるための講義計画の作成等、具体的な取り組みについても今後学校側と日本人専門家との間で協議を進めていくことが確認された。

教官および教官候補生の養成については、アシスタント教官を務める人数が着実に増加しており、特に1期生のうち2人は書記官養成校において、アシスタントではなく教官を務めるといった好ましい成果が既に産出されている。また教官候補生が単独で講義する割合が増加していることも、教官候補生のRSJPの教育実施における活用の着実な向上を示している。

学校運営ノウハウの組織的な蓄積の観点では、RAJP・RSJP経営陣と日本人専門家との会合や模擬裁判の準備会合等に教官候補生も参加することで、経験を共有する人数を増やすという工夫がなされている。これにより有効性の向上が十分に期待できるため、プロジェクト後半も積極的に継続されるべき施策である。

次に、成果2.「教材作成・改訂のノウハウが教官及び教官候補生に蓄積される」に関しては、前述のとおり各種教材が作成されており、数の観点から一定の進捗があったと評価できる。また、作成された教材の内容は日本人専門家のチェックを経ているため、適切であると考えられる。これまで日本人専門家が支援してきた民事訴訟法の教材については、マニュアルという形式が実務家養成のために有用であった。しかし、今後民法教育を充実させるうえでは、司法省が作成中の教科書を活用することに加えて、ケーススタディ等の教材を作成する必要がある。また、上述のとおり教材作成に必要な民法の知識及び理解が不足している現状に対しても、何らかの方策を講じる必要がある。

教官候補生が教材をドラフトするなどしてカンボジア側の関与が深まってきたことや、作成すべき教材が学校側から提案されるようになったことで、教材の内容及びレベルをカンボジア側で活用しやすいように設定することが可能となったことなどは大きな進歩である。プロジェクト後半では、日本人専門家のインプットを得ずとも教官候補生自ら調査・検討して教材を作成することに少しずつ取り組み始めることが必要である。

最後に、成果3.「民事に関する継続教育が行われる」については、全国の下級裁判所の全裁判官・検察官が継続教育への参加が義務づけられており、RSJPではこれに基づいて全員参加できるよう計画・運営しているため、量としては適切な成果が産出されていると言える。参加者の理解度についても、教官候補生（講師や参加者としての立場）からの聞き取りや、学校側が2008年に開催した際に集めたフィードバックによると、概ね理解度も高く、良好な評価を得ている。

これら産出されつつある成果を目標達成に結びつけるためには、前述の課題に適切に対処する必要がある。なお、プロジェクト目標の達成に必要な外部条件「財務省に提出された予算書が承認される」、「クメール・ルージュ裁判、商事裁判所によりRSJPの人員体制が影響を受けない」、「司法官職高等評議会により人員配置の配慮がなされる」、「裁判所に対する人員提供要請が受け入れられる」のうち、講師謝金については、現在政府とドナーが折半して負担しているところ、政府による全額負担を目指して学校側が財務省へ予算を申請しているが、現時点では承認されていない。また、クメール・ルージュ裁判等によるRSJPへの影響については、実際にクメール・ルージュ裁判等により教官が多忙をきわめ、講義が一部実施できなくなったものの、このことによって教官候補生1期生がアシスタント教官として講義を実施する機会を得たという副次的な効果があり、当初懸念されたように、RSJPでの教育が不能ないし著しく困難になるという事態は生じなかった。

3点目の外部条件は、採用した教官候補生の任地がプノンペン近郊になるよう、司法官職高等評議会から人員配置上の配慮を得られることが必要であるというものである。教官候補生は、RSJP卒業生の成績上位者から採用しており、初任地は成績順に任地を選択するという方法が採用されているため、成績上位者である教官候補生がプノンペン近郊に赴任する可能性は高い。しかし、裁判官は原則として任官後4年周期で異動となる。学校としては同評議会に対し、教官候補生の転勤先をプノンペン近郊に留めるよう要望している。

現在までのところ、教官候補生が遠隔地に転勤して人員体制に影響が出たというケースは無いが、この点については引き続き留意する必要がある。

一方、裁判所に対する人員提供要請については、どの裁判所も教官候補生の学校側への協力について好意的であり、引き続き協力は得られる見込みである。

今次調査では、プロジェクト目標の達成見込みを検証する上で、どのような指標により「ノウハウが蓄積された」と判断するのか、さまざまな定量的・定性的な見方について議論をしたが、この点については引き続きカンボジア側と日本側で日常的に意見交換をしていくことが望まれる。

3-3-3 効率性

比較的高い。

年度毎の計画に沿って、適切なタイミング・量の投入が行われた。フェーズ1に引き続き、常駐の専門家と日本における支援体制（法曹養成アドバイザーグループ、日本国法務省）の組み合わせ、及び短期専門家による現地セミナーや JICA-Net セミナー、本邦研修といった複数の形態を活用した支援のあり方は、カウンターパートが適時かつ広がりや深みのある助言を得ることができ、また実務上のニーズに即した情報提供ができる方策であり、効率性の促進要因となっている旨が確認された。

また、RAJP・RSJP マネジメント層と日本人専門家は頻繁に会合を持ち、また教官候補生は疑問点をすぐに日本人専門家に相談することができている。こうした良好なコミュニケーションもプロジェクトの効率性を高めている。

民法についての日本側インプットのあり方は、民法の基礎を中心として、民法全体を体系的に理解しうる講義を主眼とすることが肝要である。これを通じ、今後カンボジア側が自主的に民法の理解を深化させることが可能になると考えられる。

3-3-4 インパクトの予測

教材作成ワーキング・グループで作成した強制執行のマニュアル等は地方裁判所に配布され、RSJP 内部のみならず実務の現場で活用されている。またある教官候補生は、自らの学習および実務での活用を企図して、JICA-Net セミナーで得た知識をもとに、日本人専門家の助言を仰ぎながら、督促手続きのマニュアルを自主的に作成した。

また、1期生の教官候補生のうち2名は、書記官養成校で教官として単独で講義を担当している。

さらに、プノンペン市首都裁判所では、日本側が提供した判決書等多数の書式をカンボジアに適合するように修正して実際に使っている。

その他のインパクトとして、全国の裁判官から来る多くの質問とその回答が Q&A 集としてまとめられた。その結果、地方裁判所からの質問がさらに増えた。ただし、RSJP プロジェクト終了後に Q&A 集の作成と配布を日本人専門家の支援なしで実施して行くためには、実務で時に発生する複雑な問題に回答できる能力の向上や、質問及び回答の取りまとめ作業に時間を割くことができる担当者の配置が課題である。

3-3-5 自立発展性の見込み

RSJP プロジェクトでは、プロジェクトの目標および成果に、RSJP における民事教育の自立発展性を埋め込んでいるため、基本的には目標・成果の達成が自立発展性と直結している。したがって、前述した RSJP の組織あるいは人員のキャパシティ向上に関する各種課題は、プロジェクト終了後の自立発展性の観点からも、プロジェクト後半の活動において解決に向けた工夫が求められる。

一方で継続性を担保する政策・計画的要素としては、RAJP の5か年計画(2008-2012 年)の存在が挙げられる。カンボジアでは今後、各種特別裁判所が立ち上げられる予定であることから、多くの法曹人材が必要となる。この認識に立ち、MOJ、司法官職高等評議会および RAJP で協議した結果、約 600 人の裁判官・検察官が必要という判断に至ったとのことである。RAJP ではそれに基づいて5か年計画が策定されており、その中で 2008-2012 年の間に毎年 55 人の裁判官・検察官を養成する予定としている。

自立発展性を阻害する最大のリスクのひとつは、教官候補生が様々な理由で活動に参加できなくなることである。教官候補生にインタビューした範囲では、今後も RAJP と密に協力し合いたいとの声が多く、彼らが所属している裁判所からも、RAJP で教官候補生として経験を積むことで、裁判所へも知識面でのフィードバックが得られるため、教官候補生が RAJP に協力することについて好ましい評価がされている。一方で、家庭・健康上の理由、転勤等により活動が継続できなくなるというリスクは排除できない。また、RAJP・RSJP マネジメント層からは、プロジェクト期間中4年で35名(フェーズ1で養成された7名を含む)の教官候補生を養成するという現時点の育成計画は、RSJP だけではなくその他の養成校を含む RAJP 全体の学校運営の持続性を考えれば、数的に十分とは言えないとの懸念が表明された。

資金面の自立発展性については、まずは教官への謝金を学校で全額負担できるようになることが望まれるため、引き続き学校側から政府に対し予算措置を働きかけることが必要である。

これらのリスクについてはプロジェクト後半の活動期間においても継続的に注視していく必要がある。

表3-2 裁判官・検察官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2）プロジェクト・デザイン・マトリックス

Version 0

作成日：2008年2月2日

プロジェクト名：裁判官・検察官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2）

期間：2008年4月1日～2012年3月31日

ターゲットグループ：王立裁判官検察官養成校（RSJP）

対象地域：ブロンペン

プロジェクトの概要		指標	指標入手手段	外部条件
＜上位目標＞ カンボジアにおいて民法・民事訴訟法に基づいて適切に民事裁判が行われるようになる。		1. 民法・民事訴訟法適用以降の民事裁判例のうち、民法・民事訴訟法に基づいて行われた民事裁判事例の質	・ 裁判官他法曹人材へのヒアリング	
	＜プロジェクト目標＞ RSJPにおいて民法・民事訴訟法に則った裁判官・検察官に対する裁判実務に関する教育（以下、「民事教育」という）が自立的に実施できるようになる。	1. 民事教育に関する授業実施状況（カンボジア人教官の授業の数、カリキュラム等の作成過程におけるカンボジア人の関わり方）がフェーズ1よりも大きくなる） 2. 教官（常勤及び非常勤）の数が増加する。 3. カリキュラムの策定状況 4. RSJP内部で教材作成ができる体制が整備・維持される。	・ 授業実施実績 ・ 講義録 ・ RSJP、専門家への質問票・聞き取り調査 ・ 教官の確保実績 ・ カリキュラムの策定実績 ・ RSJP、専門家への質問票・聞き取り調査	・ 裁判所に RSJP 卒業生が配置される。 ・ 弁護士、国民が民法・民事訴訟法を理解する ・ 司法省が必要な書式や附属法令を適切に準備する。
＜成果＞ 1.組織的に学校運営（教官確保・カリキュラム策定）を行うノウハウがRSJPに蓄積される。 2.教材作成・改訂のノウハウが教官及び教官候補生に蓄積される。		1-1 定例ミーティングの開催数及び検討内容の変遷 1-2 教官ミーティングの開催数及び検討内容の変遷 1-3 RAJPにおいて教官もしくはRSJPにおいてアシスタント教官を勤める教官候補生の数 2-1 教官及び教官候補生が教材作成・改訂した教材数 2-2 教官及び教官候補生が作成した教材の内容（RSJPで活用するに相応しい内容か否か） 2-3 教官、教官候補生が教材作成において果たした役割及びその変遷 3-1 継続教育の実施回数と継続教育における参加者の理解度	・ 定例ミーティング記録 ・ 教官ミーティング記録 ・ 学校へのヒアリング ・ 作成された教材 ・ RSJP、専門家への質問票・聞き取り調査 ・ RSJP、専門家への質問票・聞き取り調査 ・ 継続教育の実施実績 ・ 参加者による継続教育の評価	・ 財務省に提出された予算書が承認される。 ・ クメール・ルージュ裁判、商事裁判所により RSJP の人員体制が影響を受けない。 ・ 司法官職高等評議会により、人員配置の配慮がなされる。 ・ 裁判所に対する人員提供要請が受け入れられる。
3.民事に関する継続教育が行われる。				

＜活動＞	＜投入＞	
	＜日本＞	＜カンボジア＞
0-1 日本人専門家が上位目標、プロジェクト目標、成果それぞれ の指標につき現状を調査・報告する。（ベースラインの設定）。		
0-2 ベースラインにつき RSJP 関係者他と広く共有する。		
1-1 RSJP マネジメント層と日本人専門家により民事教育に関 する定例ミーティングを開催する。（学校運営の方針に関するミ ーティング）（必要に応じて若手職員を入れる）	＜長期専門家＞ ・ 法曹養成アドバイザー ・ 業務調整	＜カウンターパート＞ ・ プロジェクト責任者：RAJP 学院長 ・ プロジェクト・マネージャー：RSJP 学校長
1-2 教官の条件及び必要な教官数を検討する。	＜短期専門家＞ ・ 法曹養成アドバイザー 3 名×0.5 ヶ月×2 回／ 年	・ RAJP 事務局長はマネジメントに責任を 負う。
1-3 教官確保の計画（いつまでに何人、どこから、どのように） を策定する。		・ ワーキング・グループ構成員：RSJP 校長、 教官、教官候補生等
1-4 1-3 をもとに、人員確保のため関係機関との協議 調整を行 い、必要な予算申請書を作成する。		・ その他事務局員
1-5 1-3 をもとに、教官候補生の養成計画（いつまでに何人、ど のように）を策定する。	＜研修員受入＞ ・ 短期本邦研修 14 名×0.5 ヶ月×1 回／年	＜施設・機材＞ ・ RSJP 内の長期専門家用オフィス ・ セミナーWS 開催のための会議室・教室 ・ その他関連施設・機材
1-6 1-5 をもとに、教官候補生を選出する。	＜供与機材＞	＜ローカル・コスト＞ ・ カンボジア職員の給与 ・ 供与機材に関する税関手続費用、国内移動 費、保管費用、設置費用 ・ 施設・資機材維持管理費用
1-7 教官候補生の養成する。（授業のアシスタント、書記官・執 行官養成校での授業の実施等を含む）	・ 追って検討	
1-8 学院長校長を主体とした教官ミーティングを開催し、カリ キュラム及び教材作成指針について検討し起案する。	＜現地業務費＞ ・ WG 活動経費、現地セミナー開催費用等	
1-9 1-8 のカリキュラムをもとに RSJP が教官を確保する。	＜国内支援体制＞ ・ アドバイサリー・グループ	
1-10 カリキュラムに基づき、民事教育（新規教育）を実施する。 1-11 上記の各過程において、必要に応じて日本側により適宜適 切に助言が行われる。		
2-1 教官及び教官候補生が、民事教育に関する教材を作成する。		
2-2 必要に応じて、関係機関から教材作成メンバーを招へいす る。		
2-3 教官及び教官候補生が、必要に応じて、上記教材を改訂す る。		
2-4 上記の各過程において、必要に応じて日本側により適宜適 切に助言が行われる。		
3-1 継続教育が、司法省との協議を行いつつ、RSJP により計 画・立案される。		
3-2 策定したカリキュラムに基づき、継続教育を実施する。		
3-3 上記の各過程において、必要に応じて日本側により適宜適 切に助言が行われる。		
		前提条件

第4章 今後の計画への提言

4-1 「カンボジア法制度整備プロジェクト（フェーズ3）」

（1）起草班会合の記録

起草班会合の記録について、多くの班の場合個人の指摘メモに留まる形で、法令案の議論の過程を記録として十分に残してはいない。しかしながら、将来の法令解釈の参考として起草の過程を記録するためには、結論のみでなく、少なくとも結論に至った理由、できれば議論の簡単な経緯も記録されることが望ましい。必ずしも長大な議事録を作成する必要はないが、会合中に起草メモの形で決定事項とその理由を記録し、すぐにファイリングしておく等の省力的な方法で、起草過程の記録を残していくことが望まれる。

（2）民法理解度の向上に向けた日本人専門家によるインプット

民法起草時にカンボジア側で関わった司法省職員や裁判官などのコミッティメンバーは、現在大変多忙であり、起草班での起草作業は彼らではなく、司法省の中堅・若手職員が担っている現状にある。彼らの民法理解度を向上させることが、今後起草作業の効率・自立性を高めるために重要であると考えられる。このためには、これまで行われている司法省による民法理解度向上のための勉強会の開催といった努力に加え、条文の背景を理解している日本人専門家からのインプットが必要となる。司法省内外での新法普及のための講師候補、アシスタント講師となる人材の育成を目標として、講義内容を設定することが望ましい。ただし、他の司法省職員もオブザーバーとして自由に参加できることとする等、司法省職員の自発性を損なわないよう、双方で協議して適切なアプローチや内容を検討していくことが望まれる。

（3）コミッティ会合の臨機応変な開催

裁判所の仕事に従事しているコミッティメンバーもおり、また他の者も業務が多忙であるため、定期的に行うことができていないことは、プロジェクト活動の円滑な進捗に影響を及ぼす要因になっている。コミッティ会合については、意思決定できる高官の都合にあわせて臨機応変に開催されることが望まれる。

4-2 「カンボジア裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2）」

（1）指標の具体化

今次調査では、プロジェクト目標の達成見込みを検証する上で、どのような指標により「ノウハウが蓄積された」と判断するのか、さまざまな定量的・定性的な見方について議論をしたが、より具体化を図ることが望まれる。今後、「学校運営のノウハウ」や「教材作成のノウハウ」といった指標について、カンボジア側と日本側で日常的に意見交換をし、具体化をしていくことが望ましい。

（2）民法適用を見据えた民事教育

民法の理解が限られていること及び民法教育の重要性について、学校運営側と認識を共有したことから、プロジェクト後半では、民法の適用を見据えて、RSJP で民法教育を充実させるための具体的な取り組みが必要であり、学校側と日本人専門家との間で協議を進めることが望ましい。

第5章 調査団所感

5-1 団長所感

一般に援助依存度が高いと言われているカンボジアにおいて、カウンターパート側のオーナーシップとそれを裏づけるコミットメントを引き出すことは、同国でどのような協力を実施する上においても、非常に大きな課題である。

法制度整備プロジェクトは、フェーズ3に入ってから、カウンターパートである司法省職員が主体的に活動を行う仕組みの定着に腐心してきた。具体的には、民法関連法案の起草について、司法省職員自らが先ず起草を行うことを基本として、日本人専門家は適宜カウンターパート側からの質問に答えるのみにとどめるという、相手側を敢えて突き放す方法をとってきた。フェーズ3協力開始に当たり、司法省側からは、とても自分たちだけでゼロから法案を起草することなど不可能だとするコメントもあったと聞くが、今回の中間レビューまでの活動進捗を見る限り、多くの司法省職員は、取り組み姿勢として、自らの本来業務として関連法案の起草作業に主体的かつ積極的に携わっており、結果としてフェーズ3が目指したカンボジア側のオーナーシップ醸成は成功していると言えるだろう。もちろん、司法省職員の民法に関する理解度はいまだ高いとは言えない。しかしながら、主体的に民法に取り組もうとする姿勢があるが故に、特に若手職員からは、もっと深く民法を理解したいという意欲も湧き起こっているように感じた。このため、少なくとも司法省内におけるプロジェクトへのオーナーシップは、着実に高まっていると言えることができよう。

一方、裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトについても、教官候補生の育成を続ける中で、民事分野の教育に対するRSJP全体のオーナーシップは高まっていると言える。ただし、RSJPプロジェクトには財政面における構造的問題、すなわち教官となる講師への謝金に対してJICAが一部補填を行っているという現状があり、今後、この予算をRSJP側がいかに独自に確保し得るかが、プロジェクト終了後の自立発展性を確保するうえでのカンボジア側のコミットメントの表れであることから、この点に対する先方の今後の努力を大いに注視する必要がある。

今回の中間レビューの結果として見れば、いずれのプロジェクトにおいても、カウンターパート側の本来業務を改善・強化するための支援という、所謂Capacity Buildingのアプローチをこれまでのところ忠実に再現することができていると評価でき、今後とも現在の活動を継続することによって、最終的な司法省及びRSJP側の自立発展性に繋がる成果を導き出すことができるものと期待される。

5-2 法曹養成団員所感

RSJPプロジェクトでは、これまでのところ、現地セミナーや本邦研修などの各種セミナー、民事第一審マニュアル改訂や不動産強制売却手続等の各種マニュアルの作成、模擬裁判での生徒に対する指導などを通じ、民事訴訟法についての適切なインプットが施され、民事訴訟法の基礎知識や教材作成ノウハウなども着実に蓄積されつつある。

また、マネジメント面についても、適宜教官ミーティングを開催して教官候補生がカリキュラム策定及び教材作成のイニシアティブをとっているほか、2009年12月に実施された模擬裁判では、RSJPが自主的にスケジュールを策定し、教官候補生1期生2名がコーディネーターとして実際の模擬裁判運営を行い、各教官候補生が日本人専門家の助言を受けて模擬裁判の講評を行うなど、飛躍的な進歩を遂げている。

一方、民法については、教官候補生の理解も未だ不十分と言わざるを得ない。本来、実務家養成校であるRSJPでは、民法の基礎教育よりはむしろ、実務に特化した教育がなされるべきであるが、大学における民事教育が十分とはいえず、民法を教授しうる人材が極端に不足している現状にあつては、RSJPにおける民法教育は非常に重要である。特に、民法は全体を俯瞰した体系的な理解が不可欠である一方、実務家教育に相応しいトピックを

取捨選択することも必要であることから、日本側による民法適用を見据えた支援が望まれる。具体的には、RSJP における民法教育に資するよう、実務家教育に必要不可欠な項目をとりまとめた講義要綱及びこれに対応する解説書を、日本人専門家の助言のもと、教官候補生の自主性を更に発展させる方法で作成するといった方策が考えられる。

なお、民法の理解不足は、司法省においても深刻な問題である。司法省プロジェクトでは、現在、民事訴訟法及び民法の関連附属法案起草支援を行っているところ、民法の理解が不足しているために起草作業が難航することが懸念されている。もとより、RSJP における民事教育は、実務家である裁判官養成をその目的としており、立法技術の基礎としての民法習得とは目的を異にする。しかしながら、民法の基本原則の理解を共通の根底としている以上、両プロジェクトが何らかの形で協働する方策を検討すべきである。

5-3 法整備支援団員所感

レビュー期間中に、法制度整備プロジェクトで、国土省との共同コミッティ会合を傍聴する機会を得たが、その中で、司法省職員は、国土省側メンバーから仮差押制度について説明を求められて、カンボジアにおけるこれまでの制度との違いを、民事訴訟法中の根拠条文を示しながら説明していた。当初予想していたよりも、カンボジア側の理解は進んでいると感じたが、このような、司法省職員の理解の向上、それに加え、自ら相手に説明しようとする姿勢は、フェーズ3に入ってから、現地専門家が、司法省の職員に起草作業を委ね、議論についても、相手から出された質問に答えるのみとする方法をとってきたことの大きな成果であると考えられる。

ここに至るまでには、カンボジア側にも、日本人専門家側にも、大きな苦労があり、両者の間に軋轢もあったことがうかがえる。たとえば、起草班メンバーへのインタビューでも、当初は、日本側の姿勢の変化に対して、カンボジア人の間で不満があったという声も聞かれた。しかし、その後、自分たちで知識を得る努力をし、また、日本人専門家が敢えてそのような姿勢をとっていることの意味も理解して、現在では、自分たちで起草案を作りながら、専門家にも質問して助言を得ることができるようになったとのことであった。手を差し伸べたり、代わりに作業をしたりする方がむしろ容易とも考えられるところ、そのような方法をとらず、カンボジア側の自主性を醸成した専門家の忍耐に敬意を表したい。

一方、プロジェクト期間にも限りがある中で、民法・民事訴訟法の適用・普及のためには、まだ多くの制度整備が必要とされている。現在のようなアプローチは、カンボジア側の意識を変え、オーナーシップを高めるために大いに有効であったと考えるが、他方で早く両法を普及させる要請も高いため、もう少し積極的かつ柔軟な支援を提供し、関連法令の起草作業を促してもよいのではないかと考えている。これまでの専門家のご尽力の結果、カウンターパートの自立心が著しく向上した今の段階であれば、多少積極的に助言しても、より自主的に検討してもらえるのではないかと期待している。

さらに、カンボジア側へのインタビューでは、必ずといってよいほど、民法がまだよくわからないという声が出た。この点についても、これまで、日本人側は直接インプットをせず、カンボジア側で民法を理解している人が同僚や部下に教えるべきという方針で活動してきた。しかし、民法の起草に関わり、これを理解している人材は、全員が非常に多忙で、部下に教える時間的余裕がなかったり、ときにその理解にも誤解が見られたりするため、カンボジア側の努力のみでは、理解度を向上させることはまだ難しいように感じられる。今後は、この点についても、日本側ももう少し踏み込んだ支援をして、少なくとも、司法省内部で民法を十分理解し、他人に教えることのできる人材を増やすことが、今後の自立発展性を確保するためにも、必要であると考えられる。

民法の理解については、RSJP プロジェクトにおける教官候補生についても同様のことが言える。RSJP の学生や教官候補生が大学の法学部で受けてくる民法教育の多くは、新民法に基づいておらず、内容やレベルも均一でないようであり、たとえば、RSJP の消費貸借に関する講義で、消費貸借という言葉がクメール語では「食べるために借りる」となってい

ることもあって、学生がそもそもの概念を理解するのに時間がかかる、とのインタビュー結果もあった。民法適用開始に備え、新規教育及び継続教育の体制を整えることが重要である。

一方、学校は、教官候補生を活用して講義や教材作成を進めながら、順調に運営されており、教官候補生たちも、裁判官業務と両立させつつ、教材作成やアシスタント教官としての業務に、高いモチベーションで取り組んでいたのが頼もしかった。

附属資料

附属資料Ⅰ 中間レビュー調査日程

附属資料Ⅱ 中間レビュー調査面会者一覧

附属資料Ⅲ 「カンボジア法制度整備プロジェクト（フェーズ３）」

1. 中間レビュー ミニッツ署名版
2. 達成度グリッド
3. 評価グリッド
4. 面談記録

附属資料Ⅳ 「カンボジア裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ２）」

1. 中間レビュー ミニッツ署名版
2. 達成度グリッド
3. 評価グリッド
4. 面談記録

附属資料Ⅴ ドナー等面談記録

中間レビュー調査日程

日時			予定
2月16日	火		移動日
2月17日	水	9:00 11:00 15:30 17:00	RSJPプロジェクト専門家打合せ 王立法律経済大学訪問(名古屋大学日本法センター訪問) JICA事務所打合せ(小林次長、亀井所員) 司法省プロジェクト専門家打合せ
2月18日	木	9:00 11:00 15:00 16:00	RAJP学院長、事務局長、RSJP校長インタビュー RSJP教官候補生インタビュー フランスRAJP支援窓口訪問 USAID(EWMI)訪問
2月19日	金	8:00 9:00 16:00	司法省プロジェクト専門家打合せ 起草第5班メンバーインタビュー(班長:イエン・シナー次官補) 起草第3班メンバーインタビュー(班長:ブン・ホン次官補)
2月20日	土		資料整理
2月21日	日		団内打合せ
2月22日	月	9:00 11:00 14:00 16:00	JICA事務所打合せ 司法省プロジェクト専門家打合せ 司法省コミッティメンバー協議(ソピア次官参加) 民法適用法協議(ソピア次官、ブン・ホン次官補、カオ・ルット次官補参加)
2月23日	火	9:00 15:00	起草第4班メンバーインタビュー(+第2班)(班長:カオ・ルット次官補) 起草第1班メンバーインタビュー(班長:ソティアヴィ次官)
2月24日	水	9:00 14:00	RSJPプロジェクト専門家打合せ RSJP(教官)教官候補生インタビュー、意見交換
2月25日	木	8:00 14:00	RAJP学院長、事務局長、RSJP校長表敬訪問・協議 国土省共同コミッティメンバーインタビュー
2月26日	金	8:00 10:00 14:00 17:00	裁判所関連の支援を行っているドナー訪問(CGJAP) 司法省専門家打合せ RAJP学院長、事務局長、RSJP校長との協議(M/M協議) JICA事務所打合せ(鈴木所長、小林次長、亀井所員)
2月27日	土		団内打合せ
2月28日	日		資料整理
3月1日	月	9:00 11:00 14:00 15:00 15:00	司法省協議(フィリッパ教育・普及局長) 司法大臣表敬 RAJP/RSJP協議(M/M案最終協議) 大使館表敬(大使)(調査団は二手に分かれる) 司法省協議(ソティアヴィ次官)
3月2日	火	9:00 PM	MOJ協議(M/M案協議)(コミッティメンバー)(カオ・ルット次官補参加) M/M修正
3月3日	水	8:00 11:00 PM	M/M案最終協議(ソピア次官) RAJP/RSJP M/M署名 M/M修正
3月4日	木	9:00 15:30	BAKC訪問 MOJ M/M署名
3月5日	金	10:00 15:00 21:10	JICA事務所報告 大使館報告 調査団員 プノンペン発(TG 585)
3月6日	土	07:30	成田空港着(TG 642)

中間レビュー調査面会者一覧

(1) 司法省

H.E. Ang Vong Vathana
H.E. Hy Sophea
H.E. Chan Sotheavy
Mr. Bun Honn
H.E. Koeut Rith
H.E. Pen Pichsaly
H.E. Yean Sina
Mr. Chuon Tech
Mr. Touch Tharith
Mr. Tith Rithy
Ms. Nil Philippe
Mrs. Mao Phiron
Mr. Sar Phoumra
Mr. Keo Setha
Mr. Khy Chhit
Mr. Seng Puth
Mr. Soch Sophannara
Mrs. Phan Chanly
Mr. Theng Cheang

大臣
次官（立法担当）
次官（民事担当）
次官補（刑事担当）
次官補（検察担当）
技術総局長
次官補（民事担当）
副内部監査官
民事局長
司法省付判事
教育・普及局長
民事局次長
民事局次長
民事局次長
刑事局次長
立法局次長
立法局次長
総務局次長
内部監査局総務課長

(2) RAJP/RSJP

H.E. Tep Darong
H.E. Vann Phann
H.E. Keut Sekano
Mr. Hout Heang
Mr. Kong Tarachhath
Mr. Chaing Sinath
Mr. Nguon Vuthy
Mr. Nguon Ratana
Mr. Seng Neang

RAJP 学院長
RSJP 校長
RAJP 事務局長
カンダル州一審裁判所判事
コンボンチュナン州一審裁判所判事
プノンペン首都裁判所判事
コンボンチュナン州一審裁判所判事
プルサット州一審裁判所判事
プノンペン首都裁判所判事

(3) 国土管理都市計画建設省

H.E. Siek Vanna
Mr. Chhy Leang、
Mr. Path Sok、

国土管理都市計画建設省
国土管理都市計画建設省
国土管理都市計画建設省

Mr. Ing Chang	国土管理都市計画建設省
Mr. Khin Bo	国土管理都市計画建設省
Ms. Pech Katy	国土管理都市計画建設省
Mr. Khin Bo	国土管理都市計画建設省
Ms. Pech Katy	国土管理都市計画建設省

（４）弁護士会

Mr. Chiv Songhak	弁護士会会長
Mr. Suon Visal	弁護士会事務局長
Mr. In Van Chhoan	弁護士養成校事務局長

（５）現地専門家

【法制度整備プロジェクト（フェーズ３）】

坂野一生	専門家
清原博	専門家
寺内こずえ	業務調整員

【裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ２）】

建元亮太	専門家
森田隆	業務調整員

【弁護士会司法支援プロジェクト】

神木篤	専門家
-----	-----

（６）在カンボジア日本大使館

黒木雅文	大使
若杉友紀	三等書記官

（７）JICA カンボジア事務所

鈴木康次郎	所長
小林雪治	次長
亀井直子	所員
Mr. Phok Phira	現地職員

（８）ドナー関係者

・ EWMI

Mr. Rajah Shah	Deputy Chief of Party
----------------	-----------------------

Mr. Steven M. Austermiller	Legal Education Specialist
----------------------------	----------------------------

Mr. Peng Sokunthea

Legal Officer

・ フランス支援窓口

Ms. Cindy Rince

Coordinator

・ CCJAP (Cambodia Criminal Justice Assistance Project)

Mr. Marcus Cox

Consultant, Agulhas

Mr. David Moore

Australian Team Leader, CCJAP

Mr. Don Whinfield

Federal Agent, Program analysis, International
Deployment Group, Australian Federal Police

Mr. Chor Siek Veng

National Adviser, Capacity Building and Aid
Effectiveness, CCJAP

Mr. Kong Phallack

Managing Partner

Ms. Seng Sophea

Interpreter

MINUTES OF MEETINGS
BETWEEN
THE JAPANESE MID-TERM REVIEW TEAM AND
THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE ROYAL GOVERNMENT OF
CAMBODIA
ON JAPANESE TECHNICAL COOPERATION
FOR
THE LEGAL AND JUDICIAL DEVELOPMENT PROJECT (PHASE 3)

The Japanese Mid-term Review Team (hereinafter referred to as “the Team”) organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”), headed by Mr. Senya Mori, Deputy Director General, Public Policy Department of JICA, visited the Kingdom of Cambodia from 17th February to 5th March 2010, for the purpose of the mid-term review of the Legal and Judicial Development Project (Phase 3) (hereinafter referred to as “the Project”).

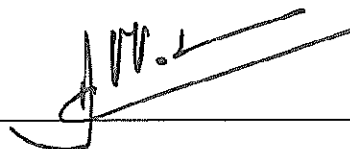
During its stay in the Kingdom of Cambodia, the Team had a series of discussions with the Cambodian authorities concerned (hereinafter referred to as “the Cambodian side”), reviewed the progress of the Project as well as the plans for the remaining period of the Project.

As a result of the discussions, the both sides came to reach a common understanding concerning the matters referred to in the document attached hereto.

Phnom Penh, 4th March, 2010



Mr Senya Mori
Deputy Director General
Public Policy Department
Japan International Cooperation Agency
Japan



H.E. Ang Vong Vathana
Minister of Justice
Kingdom of Cambodia



1. Objectives of the Mid-term Review

The objectives of the Mid-term Review are set forth below:

- 1) To review the progress of project activities and the prospects for achieving the project purpose based on the Record of Discussion and the Project Design Matrix (hereinafter referred to as “PDM”);
- 2) To review the Project in terms of the five evaluation criteria of Relevance, Effectiveness, Efficiency, Impact, and Sustainability;
- 3) To discuss the Project activity plans for the remaining Project term;
- 4) To discuss the necessary revisions for the PDM, if necessary.

2. Progress of the Project and Plans for the Remaining Project Term

The Cambodian Ministry of Justice (hereinafter referred to as “MOJ”) authorities and the JICA Mid-term Review Team, through subsequent survey reviews and discussions, confirmed that the Project has made steady progress as per the PDM and has been producing tangible results. Concerning the progress in dealing with the project activities and plans for the remaining project term, a summary of the contents verifying this are set forth below:

- (1) Output 1: MOJ takes necessary measures for drafting and legislating laws related to the Civil Code and the Code of Civil Procedure

(i) Drafting activities

Early in the beginning of this phase in May of 2008 a plan was settled on relating to activities for the drafting and legislating of the laws and regulations relating to the Civil Code (hereinafter referred to as “CC”) and the Code of Civil Procedure (hereinafter referred to as “CCP”), and based thereon activities were put into practice. Moreover, within this phase newly joined officials to the drafting activities (hereinafter referred to as “the newly joined officials”) were trained and institutional capacity building of MOJ on drafting of the laws and regulations relating to CC and CCP by themselves was supported. Specifically, under the approach utilizing discussions for the drafts created by MOJ, since October 2008 to the present, MOJ officials had been placed as members in 5 Drafting Groups that were established in MOJ. As will be seen, though there are differences between each group, steady progress has been shown in general with the tasks of each group. Moreover, each group added the new and highly motivated officials whenever necessary according to the initiative of its leader.



The results of each team's activities are as follows:

Group 1 (Laws and regulations relating to the Registration of Immovable Assets)

- The internal MOJ Drafting Group meeting convened 45 times, while Joint Committee meetings together with the Ministry of Land Management, Urban Planning, and Construction (hereinafter referred to as “MLMUPC”) were held a total of 27 times.
- In December, 2008 and January 2009, the Short-term Experts were dispatched to MOJ and conducted the seminars and surveys on the adjustment between CC and CCP and Land Law. During the training held in Japan in February 2009, a memorandum was exchanged between MOJ and MLMUPC and, in the meantime, in place of creating a comprehensive law, the two parties recognized the need to tentatively address necessary practical operations issues through the Inter-ministerial Prakas. According to this step, discussions for the Inter-ministerial Prakas on Immovable Registration pertaining to CCP and the Inter-ministerial Prakas on Immovable Registration pertaining to CC, respectively, started.
- In January, 2010, the Short-term Experts was dispatched to MOJ and conducted surveys together with the Joint Committee members.
- Concerning the Inter-ministerial Prakas on Immovable Registration pertaining to CCP, a draft was processed and passed internal discussion at MOJ. However, discussion with MLMUPC has not been progressing as MLMUPC members have been too busy.
- The Drafting Group created draft sample formats of entrustment letters from court clerk as an annex to the above mentioned Inter-ministerial Prakas on Immovable Registration Pertaining to the CCP and the draft samples were approved by the courts and MLMUPC.
- The outline of the Inter-ministerial Prakas on Immovable Registration pertaining to CC is prepared within the MOJ internal Drafting Group meeting. After drafting of the contents of the Inter-ministerial Prakas, it will be discussed within the Joint Committee meeting.
- The MOJ internal Drafting Group meetings are held once a week with meetings occurring with core members whenever deemed necessary. Within the preparation meeting, MOJ officials are drafting the Inter-ministerial Prakas, and by verifying and examining detailed items themselves,



discussions are made within the Drafting Group meeting together with Japanese Experts.

Group 2 (Prakas on Supplement of Judges to the Provincial Courts which are Lacking of Judges and Prakas on Motions which Require Payment of Filing Fees and Amounts thereof, Amount of Fees for Acts Other than Decision, and Standards for Calculation of Amounts of Court Costs other than Filing Fees and the Cost related to the Nature of the Case)

- Prakas to amend Prakas on Supplement of Judges to the Provincial Courts which are Lacking of Judges issued on 17th July, 2007, passed the deliberations within the meeting of the Committee in charge of CC and CCP (hereinafter referred to as “the Committee”) and was promulgated on 19th December, 2008.
- Prakas to amend appended table 1 and 3 of Prakas No. 28 KY of 7th July, 2007 on Motions which Require Payment of Filing Fees and Amounts thereof, Amount of Fees for Acts Other than Decision, and Standards for Calculation of Amounts of Court Costs Other than Filing Fees and the Cost related to the Nature of the Case was deliberated in the Committee meetings from January to March 2009, and was finally promulgated on 22nd June, 2009.
- The group meetings to draft these Prakas were held 10 times before presenting the draft to the Committee meeting.

Group 3 (Prakas on Formalities, Procedure and Requirements for Bailiff Selection and Sub-decree on the Amount of Bailiff's Minimum Income which Requires the Government's Supplement)

- In October 2009 the internal group completed draft of Prakas on Formalities, Procedure and Requirements for Bailiff Selection, and then the Committee deliberations instructed the group to amend it. The amended draft of Prakas was then submitted to the Committee in January 2010.
- The drafting of Sub-decree on the Amount of Bailiff's Minimum Income which Requires the Government's Supplement was initiated in January 2010.
- Formal Drafting Group meetings held a total of 9 times. The Group 3 leader is responsible for review the draft which Drafting Group member in charge created and the reviewed draft is completed through the final discussions in



the group meetings with the Japanese Experts' advice.

Group 4 (Law on Deposit)

- The first meeting was convened after the Japanese expert in charge arrived in April 2009.
- The first draft was completed in July 2009 and implemented discussions on the necessary fundamental matters with the Supporting Group on CC and Supporting Group on CCP in training held in Japan on preparation of drafting Law on Deposit in September 2009.
- From October to November 2009, deliberations were held by the Committee concerning the agenda on the relations between the Prakas on Court Deposit Procedure and the Law on Deposit.
- The new draft of Law on Deposit, a completely revised based on Prakas on Court Deposit Procedure, was prepared in December 2009, and discussion was begun within the Drafting Group.
- The Drafting Group meeting was convened an average of once a week, and preparatory meetings involving core members were convened as deemed necessary. The draft of Law on Deposit was formed by MOJ officials after confirming and examining the detailed matters thereof within preparatory meetings, and was discussed with Japanese Expert in the Drafting Group meeting.
- The Drafting Group meeting together with the Preparatory meeting was convened 24 times.

Group 5 (Prakas on Registration of Juristic Persons)

- The first meeting was held in November 2009.
- Due to issues arising relating to jurisdiction and conflicts with the draft of the law or sub-decree on NGO by the Ministry of Interior and Ministry of Foreign Affairs and International Cooperation, the gathering of information concerning that draft law is necessary. The January 2010 Drafting Group meeting prepared a questionnaire to be sent to the Ministry of Interior. The preparation of questionnaire has currently been completed, and the arranging of a time to meet with the Ministry of Interior to discuss the matter is currently being undertaken.
- Within this group, necessary adjustments are being considered for other related ministries and agencies such as the Ministry of Education, Youth,



and Sports; Ministry of Commerce; Ministry of Environment; Ministry of Foreign Affairs and International Cooperation; Ministry of Information; Ministry of Industry Mines and Energy; Ministry of Tourism; Ministry of Agriculture, Forestry, and Fisheries; Council for the Development of Cambodia; Ministry of Labor and Vocational Training; Ministry of Religions and Cults; and the Ministry of Social Affairs, Veteran and Youth Rehabilitation are being considered.

- In the future, based on a proposal of the MOJ side, relevant ministries and agencies will be assembled and the Workshop on Registration of Juristic Persons will be convened.
- The Drafting Group Meeting was held 4 times.

Other Drafting Activities

- Through a number of officials of MOJ and Japanese Experts the “Instruction for opening bank account for deposit in each court” was drafted and promulgated on 6th January, 2010.
- Plans have been made for the future preparation of “Guideline on Standard of Calculation of Amount of Security” and “Instruction Concerning Ruling of Cancellation of Security (CCP Article 73)”

(ii) Creation of Meeting Minutes

The activities for creating, sharing and preserving the meeting minutes of the Drafting Group meetings that are being implemented cannot be said to be sufficient. The most common reason provided for this fact from MOJ was that members were busy and did not have the extra time for producing the minutes. In most circumstances, individuals write their own memos of the meeting and the compiling of those memos into a minute form has been insufficient. In some groups, the individual responsible for the minutes is decided and in entering the substantial discussion stage for law and regulation draft, the summary has been created, however, only the discussion results are recorded in such situation.

(iii) Uniform Management of Articles

Concerning the uniform management of law and regulation drafts, the draft law submitted to the Council of Ministers is being managed by the Department of Legislative Affairs within MOJ. Concerning the draft laws and regulations in the process of being drafted by the Project, the Drafting Group member personally manages



the draft in some cases and they are managed through a project office computer in other cases. In the future, it is desirable that this activity should be uniformly managed through MOJ departmental computers.

(iv) Committee Meetings

The Committee meetings are the final deliberation step of MOJ concerning each of the above mentioned draft laws and regulations of the Drafting Groups. The laws drafted during Phase 2 in support of the Japanese Supporting Groups such as Law on Bailiff, Prakas on Court Deposit Procedure, Law on the Procedure of Litigation relating to Personal Status, Law on Non-Litigation Civil Procedure and Law on Application of the Civil Code, were also deliberated within the Committee meetings. Concerning some of these Laws, the Cambodian side drafted and added some articles. Concerning the Law on Application of the Civil Code, the Committee deliberated the adjustment of laws submitted by other ministries such as the Land Law and the Secured Transaction Law, and Law on Marriage and Family especially.

There were a total of 92 convened Committee meetings during this phase. However, as some Committee members are also engaged in court activities and others are busy with work activities, it has not been possible to convene meetings at regular intervals and it has not been possible to create the meeting minutes. By listening to the Committee members through the Review Team, the situation has been recognized among members.

Every 6 months a project progress review is performed by the Committee.

(v) Concerning the capacity development of all Drafting Group members

Based on the request of H.E Hy Sophea, Secretary of State, every Tuesday a study group is convened through by Judge Tith Rithy through MOJ. This study group event lasts for two hours with the first 90 minutes involving interpretations and differences between the old and new versions of CC articles by Judge Rithy, and the last 30 minutes involving a question and answer session with Japanese Expert who participate in only that last section.

The understanding that the comprehension of CC and CCP by the Drafting Group members is insufficient is shared by both the Cambodian and Japanese sides. Particularly for the newly joined officials, there has been a lack of participation in discussions at the time of CC and CCP drafting with much of the education they received in university relating to civil law matters based on the old code. As their comprehension cannot be said to be sufficient, the understanding of both codes remains



very low.

The improving of the understanding of the newly joined officials is imperative to independently implement drafting and legislating activities in the future, and can be said to be an issue for the remaining term of the Project. Currently, since the number of officials possessing the knowledge necessary for drafting activities is few, the Drafting Group meetings are cancelled if the high-ranking officials possessing the knowledge cannot attend. Some of the Drafting Group members expressed their opinion that if the newly joined officials gained more of the knowledge necessary for drafting activities, they could proceed with substantive discussions and afterward, request the high-ranking officials' approval even if they are absent from the meetings. Some of the officials gave their view that drafting activities may be conducted more efficiently in this manner.

Additionally, there is a general demand from some Drafting Group members, in addition to the study group of Judge Rithy, for the providing of a lecture at regular intervals (for example once or twice a week) with the goal of providing an understanding of CC in its entirety by Japanese Experts. In reference to CC, it was mutually affirmed by both the Japanese and Cambodian sides that the lectures provided by the Japanese Experts are necessary.

Concerning the target group and level of the lectures, it is desirable to design the contents of the lectures with the aim of training individuals as prospective lecturers and assistant lecturers for the dissemination activities of the new Codes under Output 3. However, lecture participants are not limited to prospective lecturers and assistant lecturers, but may also include other MOJ officials who are able to freely participate as observers. Concerning the time period of the lectures, as many officials are busy with other work and Drafting Group meetings during working hours and thus are unable to attend, many individuals have voiced the opinion that the lectures should be convened during off-work hours.

In relation to the convening of this lecture, MOJ and the Japanese Experts will pursue discussions concerning the contents and methods for convening the meetings at a future time.

- (2) Output 2: MOJ follows-up on laws submitted by MOJ and makes necessary adjustment to laws submitted by other ministries.

Concerning the below deliberation activities for the draft laws submitted from MOJ, specified Secretaries of State and/or Under-secretaries of State nominated by the



Minister attend the First Meeting of the Council of Ministers (First Meeting is set aside for deliberating over laws submitted to Council of Ministers as the first step in the deliberation; the Meeting consists of members from the Council of the Jurists, Economic, Social and Cultural Council) and the Inter-ministerial Meeting, accompanied by relevant officers in charge of each respective law. Draft laws are discussed again in the Committee when necessary. In the Cabinet Meeting, the National Assembly and the Senate with the Minister attending the deliberation session, the Secretaries of State, Under-secretaries and the accompanying officers in charge give an account of the relevant draft law.

The draft Law on the Procedure of Litigation relating to Personal Status was approved at the Cabinet Meeting on the 19th of February 2010. The draft is being prepared for submission to the National Assembly and the draft Law on Non-Litigation Civil Procedure is in preparation for a Cabinet Council decision on 5th March.

Achievements of adjustment to laws submitted by other ministries are as follows:

- Land Law (MLMUPC): Currently being adjusted in relation to immovable property registration systems;
- Sub-decree on Management and Use of Co-owned Buildings (MLMUPC): The opinion submitted by MOJ was deliberated in the Inter-ministrial Meeting of the Council of Ministers;
- Law on Provision of Ownership Rights of Private Portions of Co-owned Buildings to Foreigners (MLMUPC): MOJ was asked to submit an opinion and to revise the draft law from the perspective of consistency with CC before its submission to the Inter-ministrial Meeting of the Council of Ministers.
- Law on Inter-Country Adoption (Ministry of Social Affairs, Veteran and Youth Rehabilitation: MSAVYR): MOJ proposed the revisions to the draft Law prepared by MSAVYR in order to ensure consistency between relevant laws including the Law on Non-Litigation Civil Procedure. The Law was finally enacted with many of the proposed revisions from MOJ approved.
- Law on Commercial Courts (Ministry of Commerce: MOC): MOJ submitted an opinion to the draft Law prepared by the MOC.
- Law on Trade Remedies (MOC): The Committee discussed in October 2009 whether the Law may conflict with CC or CCP. Finally the Committee decided to point that the terms in CC and CCP must be used appropriately in



the Khmer version of the Law

- Law on Geographical Indications (MOC): The Committee discussed in October 2009 whether the Law may conflict with CC or CCP.

When a draft law is deemed by the relevant ministry not to be related to laws and regulations under MOJ jurisdiction, MOJ cannot obtain the relevant information before the meeting of the Council of Ministers and it is impossible to make any major revisions if MOJ submits an opinion after the meeting of the Council of Ministers. There is concern about the inability to make adjustments with some laws and regulations under another ministry's jurisdiction.

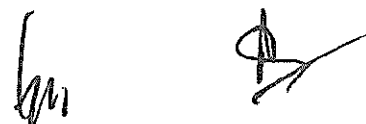
- (3) Output 3: MOJ disseminates knowledge for implementing the CC, the CCP and ancillary laws to relevant parties in the legal and judicial field.

Department of Legal Education and Dissemination is in charge of the dissemination seminars for CC and CCP. Although the project office used to distribute CC, CCP, and commentaries and textbooks related to CC and CCP, MOJ takes on this responsibility and appropriately distribute them at present (as to a record of these book distributions, see Annex 1(2) List of Books in Inventory).

Textbook on CC will be published in the first half of 2010. The Japanese Supporting Group wrote some parts of the Textbook on CC and the Cambodian Committee members concerned with drafting CC with the Japanese Supporting Group members and the Ex-Japanese Experts of the Project has written and will write the remainder of the Textbook.

Dissemination seminars for CC and CCP MOJ planned and implemented were held 7 times in 2008, 6 times in 2009 and 3 times in 2010 (as of March 2010). Five Drafting Group members started to join the seminars as trainers in 2009.

At first, it was considered necessary to make adjustment between the dissemination seminars of CC and CCP held by MOJ, and Continuing Legal Education held by Royal School for Judges and Prosecutors (hereinafter referred to as "RSJP"). However, at present, both sides have recognized that there exists no great necessity for such adjustments as these two seminars have different target groups and contents. For example, Continuing Legal Education held by RSJP contains contents concerning the professional legal practices for judges and prosecutors. On the other hand, dissemination seminars held by MOJ have broader



target groups and contents, such as for court clerks, officials of Provincial offices, Heads of Districts, Heads of Communes, the Chiefs of the village, etc.

The Department of Civil Affairs is tentatively in charge of compiling the Q&As. Although inquiries for CC and CCP used to be sent directly to the Japanese Experts, as well as officials of MOJ, they now request those who have inquiries concerning CC and CCP to send them to MOJ directly. With the application of CC, it will be expected that various inquiries on CC will be sent to MOJ by not only judges but also the public administrative officials and the citizens, and that MOJ will be required to respond to them. Taking this into consideration, improving the understanding of CC by MOJ officials is a pressing issue.

3. Prospects for the Achievement of Project Purpose

The Project Purpose is stated as “the MOJ is able to take necessary measures to implement the Civil Code and the Code of Civil Procedure appropriately.” This Purpose will be achieved on condition that some issues (as described later) are properly addressed during the remaining term of the Project.

The results, prospects, and tasks concerning each of the project purpose indicators set forth in the PDM are discussed below:

- (1) The record of drafting laws, regulations and instructions by MOJ and the degree of involvement of the Japanese side in drafting law:
 - Although there are differences in progress made by each of the groups according to volume and the complexity of the related law as well as the involvement of other ministries, in general steady progress has been shown with the drafting of planned laws and regulations as indicated earlier.
 - The Group 1 has faced difficulty in consistently convening Joint Committees with MLMUPC as members thereof have been few and too busy. However, in the course of this Review a senior official of MLMUPC expressed his positive ideas towards cooperation including the appointment of additional members to the Joint Committee and the setting-up of the preparatory meeting within MLMUPC.
 - The Group 5 is collecting information on draft laws prepared by other ministries in order to ensure consistency between them and the draft Prakas on Registration of Juristic Persons.



- Cambodian counterpart officials have increasingly become more independent in the holding of the Drafting Group meetings and discussing the contents of draft laws. Each team of Drafting Group members discusses and drafts the laws by themselves to the greatest extent possible before approaching the Japanese Experts about any irresolvable issues. However, still there is a need for them to seek the advice of the Japanese Experts mainly due to their limited comprehension of CC. The improving of the understanding of CC by MOJ officials, mainly the members of the Drafting Groups, is an issue to be addressed in the remaining Project term.
- (2) The record of adjustments to laws relating to CC and CCP by MOJ and the degree of involvement of the Japanese side in the adjustment process:
- Cambodian side has up to the present steadily and properly taken initiative in performing the following activities and internally sharing information on the deliberation of draft laws submitted by MOJ, and in the monitoring of laws submitted by other ministries.
 - As for the degree of involvement of the Japanese side, the approach wherein advice is provided by the Japanese Experts only when the Cambodian side necessitates has been shared more widely than before.
- (3) The record of dissemination seminars for CC and CCP conducted by MOJ and the degree of involvement of the Japanese side in the seminars:
- As mentioned above dissemination activities have been promoted under the initiative of MOJ. Dissemination Seminars and the distribution of education materials have been conducted steadily as planned.
 - The Department of Civil Affairs is tentatively in charge of compiling the Q&As. With the enactment of CC, it will be expected that various inquiries on CC will be sent to MOJ by not only judges but also the public administration officials and citizens, and that MOJ will be required to respond to them. Taking this into consideration, improving the understanding of CC by MOJ officials is a pressing issue.

4. Evaluation of the Project from the Five Evaluation Criteria

Evaluation results are provided in Annex 3 hereto.



5. Recommendations

(1) Records of the meetings of the Drafting Groups

In the records of the drafting process, not only the results but also the reasons for why such results were arrived as well as, if possible, a brief outline of the discussion process should be included for the future reference which is necessary for interpreting laws. The records do not always need to include all the details of the discussion, but the records could be kept in an efficient format such as by filing short memos within which decisions and reasons are written during the meetings.

(2) Japanese Experts inputs for the improvement of the understanding of CC

In addition to the efforts by MOJ such as holding internal lessons on CC, which already have been so implemented thus far, inputs from Japanese Experts who understand the background of each article would be necessary to improve the understanding of CC by newly joined MOJ officials. The contents of the inputs should be determined to properly cultivate prospective lecturers and assistant lecturers of dissemination seminars inside and outside of MOJ, though other officials should also be freely admitted to the lessons as observers. Appropriate approaches and contents should be considered through mutual consultation not to obstruct the self-initiated efforts of MOJ officials.

(3) Committee meetings

The Committee meeting should be held regularly as scheduled, and the Committee itself should be reorganized with the possibility of adding new members in order to enhance independent activities in drafting without delays and to achieve better results.

6. Next Steps

- (1) To consider efficient methods for making records of the Drafting Groups and implementation and use of those records in each group.
- (2) To begin discussions on the method for inputs by Japanese Experts so as to improve the understanding of CC.
- (3) To begin considering the reorganization of the Committee.

Annex

1 Achievement/Progress



- (1) Achievement/Progress Grid
 - (2) List of Books in Inventory
- 2 Inputs
 - (1) Japanese Expert
 - (2) Counterpart personnel
 - (3) Counterpart Training
 - (4) Equipment
 - (5) Project Activity Cost
 - (6) Japanese Advisory Group
- 3 Summary Result of Evaluation
- 4 Project Activity Schedule (Planned/Actual)



Annex 1 (1) Achievement/Progress Grid
The Legal and Judicial Development Project (Phase 3)

	Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Achievement/progress
Activities	0-1 Study baseline indicators on the overall goal, project purpose and outputs of the Project.	- The extent to which The situation was understood at The beginning of The Project - The existent of baseline indicators in documents	Interview with Japanese experts	The meeting on baseline indicators was held and shared in May 2008
	0-2 Share results of the baseline study in 0-1 between the Japanese and Cambodian sides.	The extent to which The common understanding mentioned above exists	Interview with Japanese experts and MOJ members of Committees	The meeting on baseline indicators was held and shared in May 2008
	1-1-1 Examine list of laws which need to be drafted or modified, and puts priorities among them	The existence of the prioritized list of laws	List of laws	● The plan to draft and legislate laws related the CC and the CCP was formulated in May 2008
	1-2-1 Set up drafting groups for each laws	The extent to which drafting groups are established	Member lists of drafting groups	● In the Phase 3, Japan has supported the MOJ by enhancing MOJ's institutional capacity through training newly-joined officials so that MOJ can independently draft and legislate laws related to the CC and the CCP ● With introducing the approach in which MOJ officials take initiative in drafting laws and regulations and then discuss with Japanese experts, 5 drafting groups consisted of MOJ officials have been established since Oct. 2008.

1-2-2 Select members	The extent to which members are selected	(same as above)	Same as above.
1-2-3 Re-form groups, when necessary	The extent to which the groups are re-formed	(same as above)	● May, June, July, August in 2009 ● Each group added the new and highly motivated officials whenever necessary according to the initiative of its leader.
1-3-1 Have drafting meetings by each drafting group	The record of meetings held by drafting groups	Record of meetings	[Group II] (Immovable Registration) ● The internal MOJ meeting convened 45 times, while Joint Committee meetings together with MLMUPC were held a total of 27 times. ● In Dec. 2008 and Jan. 2009, the Short-term Experts were dispatched to MOJ and conducted the seminars and surveys on the adjustment between CC and CCP and Land Law ● During the training held in Japan in Feb. 2009, a memorandum was exchanged between MOJ and MLMUPC and, in the meantime, in place of creating a comprehensive law, the two parties recognized the need to tentatively address necessary practical operations issues through the Inter-ministerial Prakas. According to this step, discussions for the Inter-ministerial Prakas on Immovable Registration pertaining to CCP and the Inter-ministerial Prakas on Immovable Registration pertaining to CC, respectively, started. ● In Jan. 2010, the Short-term Expert was dispatched to the MOJ and conducted surveys together with the Joint Committee members. ● Concerning the Inter-ministerial Prakas on Immovable Registration pertaining to CCP, a draft was processed and passed internal discussion at MOJ. (Discussion with MLMUPC has not been progressing as MLMUPC members have been too busy.)

1-3-1 Have drafting meetings by each drafting group (cont.)	The record of meetings held by drafting groups	Record of meetings	[Group II (Immovable Registration) (Continued)] ● The MOJ internal Drafting Group meetings are held once a week with meetings occurring with core members whenever deemed necessary. Within the preparation meeting, MOJ officials are drafting the Inter-ministerial Prakas, and by verifying and examining detailed items themselves, discussions are made within the Drafting Group meeting together with Japanese Experts. ● The Group created draft sample formats of entrustment letters from court clerk as an annex to the above mentioned Inter-ministerial Prakas on Immovable Registration Pertaining to the CCP and the draft samples were approved by the courts and MLMUPC. ● The outline of the Inter-ministerial Prakas on Immovable Registration pertaining to CC is prepared within the MOJ internal Drafting Group meeting. After drafting of the contents of the Inter-ministerial Prakas, it will be discussed within the Joint Committee meeting.
---	--	--------------------	---




1-3-1 Have drafting meetings by each drafting group (cont.)	The record of meetings held by drafting groups	Record of meetings [Group III] (Prakas on Supplement of Judges to the Provincial Courts which are Lacking of Judges, Prakas on motions which require payment of filing fees and amounts thereof, amounts of fees for acts other than decisions, and standards for calculation of amounts of court costs other than filing fees and the cost related to the nature of the case) ● Prakas to amend Prakas on Supplement of Judges to the Provincial Courts which are Lacking of Judges issued on 17th July, 2007, passed the deliberations within the meeting of the Committee in charge of the CC and CCP and was promulgated on 19th December, 2008. ● Prakas to amend appended table 1 and 3 of Prakas No. 28 KY of 7th July, 2007 on Motions which Require Payment of Filing Fees and Amounts thereof, Amount of Fees for Acts Other than Decision, and Standards for Calculation of Amounts of Court Costs Other than Filing Fees and the Cost related to the Nature of the Case was deliberated in the Committee meetings from January to March 2009, and was finally promulgated on 22nd June, 2009. ● The group meetings to draft these Prakas were held 10 times before presenting the draft to the Committee meeting.
--	---	--




i-3-1 Have drafting meetings by each drafting group (cont.)	The record of meetings held by drafting groups	Record of meetings [Group III] (Prakas on Formalities, Procedure and Requirements for Bailiff Selection, Sub-decree on the amount of bailiffs Minimum Income which requires the government's supplement) ● In October 2009 the internal group completed draft of Prakas on Formalities, Procedure and Requirements for Bailiff Selection, and then the Committee deliberations instructed the group to amend it. The amended draft of Prakas was then submitted to the Committee in January 2010. ● The drafting of Sub-decree on the Amount of Bailiffs Minimum Income which Requires the Government's Supplement was initiated in January 2010. ● Formal Drafting Group meetings held a total of 9 times. The Group leader is responsible for review the draft which Drafting Group member in charge created and the reviewed draft is completed through the final discussions in the group meetings with the Japanese Experts' advice.
--	---	--

1-3-1 Have drafting meetings by each drafting group (cont.)	The record of meetings held by drafting groups	Record of meetings	[Group IV] (Law on Deposit) ● The first meeting was convened after the Japanese expert in charge arrived in April 2009. ● The first draft was completed in July 2009 and implemented discussions on the necessary fundamental matters with the Supporting Group on CC and Supporting Group on CCP in training held in Japan on preparation of drafting Law on Deposit in September 2009. ● From October to November 2009, deliberations were held by the Committee concerning the agenda on the relations between the Prakas on Court Deposit Procedure and the Law on Deposit. ● The new draft of Law on Deposit, a completely revised based on Prakas on Court Deposit Procedure, was prepared in December 2009, and discussion was begun within the Drafting Group. ● The Drafting Group meeting was convened an average of once a week, and preparatory meetings involving core members where convened as deemed necessary. The draft of Law on Deposit was formed by MOJ officials after confirming and examining the detailed matters thereof within preparatory meetings, and was discussed with Japanese Expert in the Drafting Group meeting. ● The Drafting Group meeting together with the Preparatory meeting was convened 24 times.
---	--	--------------------	---




1-3-1 Have drafting meetings by each drafting group (cont.)	The record of meetings held by drafting groups	[Group VI] (Prakas on Registration of Juristic Persons) • The first meeting was held in November 2009. • Due to issues arising relating to jurisdiction and conflicts with the draft of the law or sub-decree on NGO by the Ministry of Interior and Ministry of Foreign Affairs and International Cooperation, the gathering of information concerning that draft law is necessary. The January 2010 Drafting Group meeting prepared a questionnaire to be sent to the Ministry of Interior. The preparation of questionnaire has currently been completed, and the arranging of a time to meet with the Ministry of Interior to discuss the matter is currently being undertaken. • Within this group, necessary adjustments are being considered for other related ministries and agencies such as the Ministry of Education, Youth, and Sports; Ministry of Commerce; Ministry of Environment; Ministry of Foreign Affairs and International Cooperation; Ministry of Information; Ministry of Industry Mines and Energy; Ministry of Tourism; Ministry of Agriculture, Forestry, and Fisheries; Council for the Development of Cambodia; Ministry of Labor and Vocational Training; Ministry of Religions and Cults; and the Ministry of Social Affairs, Veteran and Youth Rehabilitation are being considered. • In the future, based on a proposal of the MOJ side, relevant ministries and agencies will be assembled and the Workshop on Registration of Juristic Persons will be convened. • The Drafting Group Meeting was held 4 times.
---	--	---

1-3-1 Have drafting meetings by each drafting group (cont.)	The record of meetings held by drafting groups	Record of meetings	<u>Others</u> ● Through a number of officials of MOJ and Japanese Experts the “Instruction for opening bank account for deposit in each court” was drafted and promulgated on 6th January, 2010. ● Plans have been made for the future preparation of “Guideline on Standard of Calculation of Amount of Security” and “Instruction Concerning Ruling of Cancellation of Security (CCP Article 73)”
1-3-2 Keep record of each drafting meetings	The extent to which the record of meetings are kept	(same as above)	● The activities for creating, sharing and preserving the meeting minutes of the Drafting Group meetings that are being implemented cannot be said to be sufficient. ● The most common reason provided for this fact from MOJ was that members were busy and did not have the extra time for producing the minutes. ● In most circumstances, individuals write their own memos of the meeting and the compiling of those memos into a minute form has been insufficient. ● In some groups, the individual responsible for the minutes is decided and in entering the substantial discussion stage for law and regulation draft, the summary has been created, however, only the discussion results are recorded in such situation.

1-4-1 Have Committee meetings under MOJ's initiative and discuss laws	The record of Committee meetings	(same as above)	● The Committee meetings are the final deliberation step of the MOJ concerning each of the above mentioned draft laws and regulations of the Drafting Groups. ● The laws drafted during Phase 2 in support of the Japanese Supporting Groups such as Law on Bailiff, Prakas on Court Deposit Procedure, Law on the Procedure of Litigation relating to Personal Status, Law on Non-Litigation Civil Procedure and Law on Application of the Civil Code, were also deliberated within the Committee meetings. ● Concerning some of these Laws, the Cambodian side drafted and added some articles. Concerning the Law on Application of the Civil Code, the Committee deliberated the adjustment of laws submitted by other ministries such as the Land Law and the Secured Transaction Law, and Law on Marriage and Family especially. ● There were a total of 92 convened Committee meetings during this phase. ● As some Committee members are also engaged in court activities and others are busy with work activities, it has not been possible to convene meetings at regular intervals and it has not been possible to create the meeting minutes. By listening to the Committee members through the Review Team, the situation has been recognized among members. ● Every 6 months a project progress review is performed by the Committee.
1-4-2 Keep record of Committee meetings and keep them in one allocated location	The extent to which the record of meetings are kept in one allocated location	(same as above)	Record of Committee meetings were not taken

1-5-1 Appoint person to be in charge of collecting latest laws and draft law	The existence of the list of persons in charge	List of persons in charge	The Legislation Affairs Department will collect the latest laws and the drafts of laws.
1-5-2 Collect and compile latest laws and draft laws and keep them in one allocated location	The extent to which the latest laws are kept in one allocated location	Interview with Japanese experts and CPs	● The draft law submitted to the Council of Ministers is being managed by the Department of Legislative Affairs. ● Concerning the draft laws and regulations in the process of being drafted by the Project, the Drafting Group member personally manages the draft in some cases and they are managed through a project office computer in other cases.
1-6-1 Make a plan for continuous internal seminars and conduct them	- The record of seminars - Participants' level of understanding	- Record of seminars - Interview with participants	● Based on the request of H.E Hy Sophea, Secretary of State, every Tuesday a study group is convened through by Judge Tith Rithy through MOJ. ● This study group event lasts for two hours with the first 90 minutes involving interpretations and differences between the old and new versions of CC articles by Judge Rithy, and the last 30 minutes involving a question and answer session with Japanese Expert who participate in only that last section.
1-6-2 Keep record of internal seminars and prepare instructional materials	The extent to which seminar records and instructional materials are prepared	- Record of seminars - Instructional materials	● Records of the study session were not taken. ● The understanding that the comprehension of the CC and CCP by the Drafting Group members is insufficient. Particularly for the newly joined officials, there has been a lack of participation in discussions at the time of the CC and CCP drafting with much of the education they received in university relating to civil law matters based on the old code. As their comprehension cannot be said to be sufficient, the understanding of both codes remains very low.

2-1-1 Determine a process of sharing information on deliberation	The process of information sharing	Process through and extent to which information is shared	- Concerning the below deliberation activities for the draft laws submitted from MOJ, specified Secretaries of State and/or Under-secretaries of State nominated by the Minister attend the First Meeting of the Council of Ministers and the Inter-ministerial Meeting, accompanied by relevant officers in charge of each respective law. Draft laws are discussed again in the Committee when necessary. - In the Cabinet Meeting, the National Assembly and the Senate with the Minister attending the deliberation session, the Secretaries of State, Under-secretaries and the accompanying officers in charge give an account of the relevant draft law.
2-1-2 Appoint person to be in charge of collecting information concerning deliberation on each draft law	The extent to which persons in charge are appointed	Interview with Japanese experts and CTs	Same as activity 2-1-1.
2-1-3 Share information on deliberation in Committee meeting and submit comments, when necessary	The extent to which information is shared and comments are submitted	- Record of meeting - Interview with CPs - opinion paper	- The draft Law on the Procedure of Litigation relating to Personal Status was approved at the Cabinet Meeting on the 19th of February 2010. - The draft is being prepared for submission to the National Assembly and the draft Law on Non-Litigation Civil Procedure is in preparation for a Cabinet Council decision on 5th March.
2-2-1 Determine a process of collecting information on laws drafted by other ministries	The process of collecting information on laws drafted by other ministries	- Process of collecting information - Extent to which information is collected	Same as activity 2-1-1.

2-2-2 In each case where law adjustment is deemed necessary, appoint person to be in charge in Committee meeting	The extent to which persons in charge are appointed	Interview with Japanese experts and CPs	When a draft law is deemed by the relevant ministry not to be related to laws and regulations under MOJ jurisdiction, MOJ cannot obtain the relevant information before the meeting of the Council of Ministers and it is impossible to make any major revisions if MOJ submits an opinion after the meeting of the Council of Ministers.
2-2-3 Share information and hold discussions when adjustments are needed on drafts of laws by other ministries and ones by MOJ	The extent to which discussions are held	- Record of discussions - Interview with Japanese experts and CPs	● Land Law (MLMUPC): Currently being adjusted in relation to immovable property registration systems; ● Sub-decree on Management and Use of Co-owned Buildings (MLMUPC): The opinion submitted by MOJ was deliberated in the Inter-ministerial Meeting of the Council of Ministers; ● Law on Provision of Ownership Rights of Private Portions of Co-owned Buildings to Foreigners (MLMUPC): MOJ was asked to submit an opinion and to revise the draft law from the perspective of consistency with the CC before its submission to the Inter-ministerial Meeting of the Council of Ministers. ● Law on Inter-Country Adoption (MSAVYR): MOJ proposed the revisions to the draft Law prepared by MSAVYR in order to ensure consistency between relevant laws including the Law on Non-Litigation Civil Procedure. The Law was finally enacted with many of the proposed revisions from MOJ approved. ● Law on Commercial Courts (MOC): MOJ submitted an opinion to the draft Law prepared by the MOC. ● Law on Trade Remedies (MOC): The Committee discussed in October 2009 whether the Law may conflict with CC or CCP. Finally the Committee decided to point that the terms in CC and CCP must be used appropriately in the Khmer version of the Law ● Law on Geographical Indications (MOC): The Committee discussed in October 2009 whether the Law may conflict with CC or CCP.

2-2-4 Keep records of discussion (2-2-3)	The extent to which records are kept	Record of discussions	The records of meetings were not taken
3-1-1 Establish a system (cultivation of human resources: lecturers, assistant lecturers, keeping seminar records, etc.) of seminars on the CC, the CCP and ancillary laws, and implement seminars	- The extent to which the system of seminars is established- The extent to which the seminars are implemented	- Number of trained lecturers and assistant lecturers- Record of lectures- List of conducted lectures	Department of Legal Education and Dissemination is in charge of the dissemination seminars for CC and CCP.
3-1-2 Establish a system for distributing laws, commentaries, textbooks and other necessary materials (decide persons in charge and procedure of distribution)	- The extent to which the distribution system is established - The assignment of persons in charge - The existence of the distribution procedure	- Interview with and CPs - Distribution list	Although the project office used to distribute CC, CCP, and commentaries and textbooks related to CC and CCP, MOJ takes on this responsibility and appropriately distribute them at present (as to a record of these book distributions, see List of Books in Inventory in the Annex 1 Achievement Grid).
3-2-1 Develop necessary instructional materials of the CC, the CCP and ancillary laws	The extent to which the necessary instructional materials are developed	- Interview with and CPs - Instructional materials	Textbook on CC will be published in the first half of 2010. The Japanese Supporting Group wrote some parts of the Textbook on CC and the Cambodian Committee members concerned with drafting CC with the Japanese Supporting Group members and the Ex-Japanese Experts of the Project has written and will write the remainder of the Textbook.
3-2-2 Distribute the materials developed in 3-2-1 promptly and efficiently	The extent to which the materials developed in 3-2-1 are distributed	- Interview with and CPs - Instructional materials - Publications of new laws	Described in Annex 1 (2) List of Books in Inventory.

3-3-1 Conducts dissemination seminars on the CC, the CCP and ancillary laws for relevant parties in the legal and judicial field, in coordination with RSJP	The extent to which the coordination with RSJP is made	- Interview with Japanese experts and CPs (of both MOJ and RSJP projects)	- Dissemination seminars for CC and CCP: MOJ planned and implemented were held 7 times in 2008, 6 times in 2009 and 3 times in 2010 (as of March 2010). - At first, it was considered necessary to make adjustment between the dissemination seminars of CC and CCP held by MOJ, and Continuing Legal Education held by RSJP. However, at present, both sides have recognized that there exists no great necessity for such adjustments as these two seminars have different target groups and contents. For example, Continuing Legal Education held by RSJP contains contents concerning the professional legal practices for judges and prosecutors. On the other hand, dissemination seminars held by MOJ have broader target groups and contents, such as for court clerks, officials of Provincial offices, Heads of Districts, Heads of Communes, the Chiefs of the village, etc.
3-3-2 Keep records of dissemination seminars and distribute them as instructional materials	The extent to which the seminar records are prepared and distributed	- Seminar records - Distribution list	The records of seminars were not taken
3-4-1 Select prospective lecturers and assistant lecturers	The extent to which the prospective lecturers and assistant lecturers are selected	List of lecturers and assistant lecturers	Five Drafting Group members started to join the seminars as trainers in 2009.
3-4-2 Conduct internal seminars for prospective lecturers and assistant lecturers	The extent to which the internal seminars are conducted	- List of conducted seminars	N/A

3-4-3 Conduct dissemination seminars by prospective lecturers and assistant lecturers	The extent to which the seminars are conducted by lecturers and assistant lecturers	- List of conducted seminars - Participants list - Seminar records	Same as activity 3-3-1.
3-5-1 Appoint people/department to be in charge of receiving inquiries on the implementation of the CC, the CCP and sending replies	The extent to which the people/department are appointed	Interview with Japanese experts and CPs	- The Department of Civil Affairs is tentatively in charge of compiling the Q&As. - Although inquiries for CC and CCP used to be sent directly to the Japanese Experts, as well as officials of MOJ, they now request those who have inquiries concerning CC and CCP to send them to MOJ directly.
3-5-2 Formulate mechanism which provide unified answers to inquiries	The extent to which the mechanism is formulated	Interview with Japanese experts and CPs	With the application of CC, it will be expected that various inquiries on CC will be sent to MOJ by not only judges but also the public administrative officials and the citizens, and that MOJ will be required to respond to them. Taking this into consideration, improving the understanding of CC by MOJ officials is a pressing issue.
3-5-3 Provide answers immediately to each court	The extent to which the answers are provided	Records of answers provided	Same as activity 3-5-1 and 3-5-2.
3-5-4 Publish and distribute Qs&As	The extent to which Qs&As are published and distributed	- Qs&As - Distribution list	Same as activity 3-5-1 and 3-5-2.
3-5-5 Select necessary information for revision of laws from Qs&As and reflect such information in the process of drafting laws	The extent to which Qs&As are selected and reflected in the drafting processes	Interview with Japanese experts and CPs	Same as activity 3-5-1 and 3-5-2.

Output 1	MOJ takes necessary measures for drafting and legislating laws related to the CC and the CCP	1-1 Making plans for and the record of drafting laws, regulations and instructions related to the CC and the CCP	Drafted laws, regulations and instructions	Same as activity 1-1-1
		1-2 The record of formation of drafting organizations (ex. drafting groups)	Interview with Japanese experts and MOJ officials	Same as activity 1-2-1
		1-3 The record of meetings held by drafting groups and record of filings	Records of meetings	Same as activity 1-3-1 and 1-3-2.
		1-4 The record of meetings held by Committee and record of filings	Records of Committee meetings	Same as activity 1-4-1 and 1-4-2.
		1-5 The existence of a system for compiling latest laws and drafts of laws in one allocated location	- Records of compiled law and drafts of law - Interview with Japanese experts and MOJ officials	Same as activity 1-5-1 and 1-5-2.
		1-6 Increase of knowledge on drafting among the concerned project personnel and the record of continuous training (number of participants, lecturers, topics)	- Records of training - Questionnaire to participants and lecturers in training	Same as activity 1-6-1 and 1-6-2.

Output 2	MOJ follows up laws submitted by MOJ and makes necessary adjustment for laws submitted by other ministries	2-1 The records of sharing information on deliberation of laws submitted by MOJ and submission of comments by MOJ 2-2 The deliberation and the records of the deliberation on adjustment between laws submitted by other ministries	Records of Committee meetings	Same as activity 2-1-1 and 2-1-3.
			Records of Committee meetings	Same as activity 2-1-1 and 2-1-3.
Output 3	MOJ disseminates knowledge for implementing the CC, the CCP and ancillary laws to relevant parties in the legal and judicial field.	3-1 The formation of a system for dissemination (conducting seminars, distributing the codes and text books)	Interview with Japanese experts and MOJ officials	Same as activity 3-1-1 and 3-1-2.
		3-2 The number, the variety, the distribution list of laws and instructional materials	- Records of distribution - Questionnaire and interview with relevant parties in the legal and judicial field	Same as activity 3-2-1 and 3-2-2.
		3-3 The records of dissemination seminars and their contents	- Records of seminars held - Questionnaire and interview with lecturer and participants	Same as activity 3-3-1 and 3-3-2.

		3-4 The number of lectures and assistant lecturers in the dissemination seminars	Interview with Japanese experts and MOJ officials	Same as activity 3-4-1.
		3-5 The formation of an organization for compiling Qs&As on the CC, the CCP and ancillary laws, and compilation of Qs&As publication	Q&A publication	Same as activity 3-5-1 and 3-5-2.
Project Purpose	The Ministry of Justice (MOJ) is able to take necessary measures to implement the Civil Code (CC) and the Code of Civil Procedure (CCP) appropriately.	1. The record of drafting laws, regulations and instructions by MOJ and the degree of involvement of the Japanese side in drafting law	- Drafted laws - Questionnaire and interview with Japanese experts and MOJ officials	● Although there are differences in progress made by each of the groups according to volume and the complexity of the related law as well as the involvement of other ministries, in general steady progress has been shown with the drafting of planned laws and regulations as indicated earlier. ● Cambodian counterpart officials have increasingly become more independent in the holding of the Drafting Group meetings and discussing the contents of draft laws. Each team of Drafting Group members discusses and drafts the laws independently to the greatest extent possible before approaching the Japanese Experts about any irresolvable issues. ● There routinely is a need for them to seek the advice of the Japanese Experts mainly due to their limited comprehension of CC.

	2. The record of adjustment among laws related to the CC and the CCP by MOJ and the degree of involvement of the Japanese side in those adjustment process	Questionnaire and interview with Japanese experts and MOJ officials	● Cambodian side has up to the present steadily and properly the taken initiative in performing the following activities and internally sharing information on the deliberation of draft laws submitted by MOJ, and in the monitoring of laws submitted by other ministries. ● As for the degree of involvement of the Japanese side, the approach wherein advice is provided by the Japanese Experts only when the Cambodian side necessities has been shared more widely than before.
	3. The record of dissemination seminars on the CC and the CCP conducted by MOJ and the degree of involvement of the Japanese side in the seminars	Questionnaire and interview with Japanese experts and MOJ officials	● As mentioned above dissemination activities have been promoted under the initiative of MOJ. Dissemination Seminars and the distribution of education materials have been conducted steadily as planned. ● The Department of Civil Affairs is tentatively in charge of compiling the Q&As. With the enactment of CC, it will be expected that various inquiries on CC will be sent to MOJ by not only judges but also the public administration officials and citizens, and that MOJ will be required to respond to them. Taking this into consideration, improving the understanding of CC by MOJ officials is a pressing issue.
Overall Goal	The legal system relevant to civil matters functions appropriately	Interview with relevant parties in the legal and judicial field	Too early to evaluate
		Interview with relevant parties in the legal and judicial field	Too early to evaluate

Annex 1(2) List of Books in Inventory

No	Item	Original Copy at Printing	Distributed	Number of Copy in inventory
1	Text Book I of Code of Civil Procedure	5000 <i>Re-printed on 28/07/2009: 3000 Copies</i> Total: 8000	Feb 2008 to Sep 2008 = 327 Oct 2008 to Mar 2009 = 2506 Apr 2009 to Sep 2009 = 2322 Oct 2009 to Jan 2010 = 308 Total: 5463	2537
2	Text Book II of Code of Civil Procedure	3000 <i>Re-printed on 13/08/2009: 3000 Copies</i> Total: 6000	Apr 2009 to Sep 2009 = 2501 Oct 2009 to Jan 2010 = 370 Total: 2871	3129
3	Code of Civil Procedure	1 st Printing: 13000 2 nd Printing: 1000 3 rd Printing: 2000 Total: 16000	Aug 2006 to Mar 2007 = 3817 Apr 2007 to Sep 2007 = 3760 Oct 2007 to Mar 2008 = 1544 Apr 2008 to Sep 2008 = 1647 Oct 2008 to Mar 2009 = 1556 Apr 2009 to Sep 2009 = 1133 Oct 2009 to Jan 2010 = 519 Total: 13976	2024
4	Commentary of Code of Civil Procedure	1 st Printing: 5000 2 nd Printing: 2000 3 rd Printing: 2000 4 th Printing: 2000 5 th Printing: 1000 Total: 12000	Feb 2007 to Sep 2007 = 5955 Oct 2007 to Mar 2008 = 1088 Apr 2008 to Sep 2008 = 1152 Oct 2008 to Mar 2009 = 1490 Apr 2009 to Sep 2009 = 996 Oct 2009 to Jan 2010 = 301 Total: 10982	1018
5	Civil Code	1 st Printing: 12005 2 nd Printing: 5000	Feb 2008 to Sep 2008 = 11336 Oct 2008 to Mar 2009 = 1660	3359

		3 rd Printing: 1000 Total: 18005	Apr 2009 to Sep 2009 = 1135 Oct 2009 to Jan 2010 = 515 Total: 14646	
6	Commentary of Civil Code Part 1 (book 1 to book 3)	Printing: 5500 Copies Total: 5500 Copies	Jan 2009 = 510 Total: 510	4990
7	Commentary of Civil Code Part 6 (book 8 to book 9)	Printing: 6000 Copies Total: 6000 Copies	Total = 6000	6000
8	Commentary of Prakas on Court Deposit Procedure	1 st Printing = 150 2 nd Printing = 300 3 rd Printing = 150 4 th Printing = 300 5 th Printing = 400 Total: 1300 Copies	Total = 943	357

Updated on 16th February, 2010 by Kim Pichda

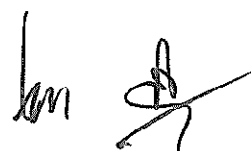
Annex 2(1) Japanese Expert

1 Long-term Expert

	NAME	FIELD	PERIOD	
1	Mr Issei Sakano	Technical Assistance in Legal and Judicial Field	9 Apr 2008	8 Apr 2010
2	Ms Kana Manabe	Relevant Laws/Donor Coordination	9 Apr 2008	28 Sep 2008
3	Mr Atsushi Kamiki	Support for drafting of Relevant Laws	9 Apr 2008	30 Apr 2008
4	Ms Kozue Terauchi	Project Coordinator	19 May 2008	18 May 2010
5	Mr Hiroshi Kiyohara	Relevant Laws/Donor Coordination	30 Mar 2009	29 Mar 2011

2 Short-term Expert

	NAME	FIELD	PERIOD	
1	Mr Tsuneco Matsumoto	Civil Code and Land Law	28 Dec 2008	31 Dec 2008
2	Ms Kana Manabe	Civil Code and Land Law	28 Dec 2008	31 Dec 2008
3	Ms Miha Iizuka (Isoi)	Immovable Property Registration	11 Jan 2009	31 Jan 2009
4	Mr Morio Takeshita	Code of Civil Procedure	22 Dec 2009	27 Dec 2009
5	Mr Koichi Miki	Code of Civil Procedure	23 Dec 2009	27 Dec 2009
6	Mr Junichi Matsushita	Code of Civil Procedure	23 Dec 2009	27 Dec 2009
7	Mr Kazuhiko Yamamoto	Code of Civil Procedure	23 Dec 2009	27 Dec 2009
8	Ms Tomoko Sawamura	Immovable Property Registration	11 Jan 2010	15 Jan 2010
9	Mr Minoru Iino	Immovable Property Registration	11 Jan 2010	16 Jan 2010
#	Ms Miha Isoi	Immovable Property Registration	11 Jan 2010	16 Jan 2010



Annex 2(2) Counterpart Personnel

- 1 H.E Ang Vong Vathana, Minister of Justice Project Director
- 2 H.E Hy Sophea, Secretary of State of MOJ Project Manager
- 3 H.E Chan Sotheavy, Secretary of State of * assists the Project Manager when necessary

4 Committee Member

	NAME	POSITION
1	H.E Ang Vong Vathana	Minister of Justice
2	H.E Hy Sophea	Secretary of State of MOJ
3	H.E Chan Sotheavy	Secretary of State of MOJ
4	H.E Bun Honn	Under-Secretary of State of MOJ
5	H.E.Koeut Rith	Under-Secretary of State of MOJ
6	H.E.Yean Sina	Under-Secretary of State of MOJ
7	H.E.Pen Pichsaly	Technical Director General of MOJ
8	H.E. Phov Samphy	Legal Research and Development Director General of MOJ
9	Mr Chuon Tech	Deputy Inspector General of MOJ
10	Mr Touch Tharith	Director of Civil Affairs Department of MOJ
11	Mr Tith Rithy	Judge of MOJ
12	H.E You Bunleng	President of Appeal Court
13	Ms Khiev Sokha	Vice Technical Director General of MOJ → Judge at Supreme Court
14	H.E Kong Srim	Deputy Prosecutor General of Appeal Court → Vice President of Supreme Court
15	Mr Mong Monichariya	Judge at Supreme Court → President of Court of First Instance of Preah Shihanouk Province
16	Mr You Ottara	Judge at Supreme Court
17	Mr Saly Theara	Judge at Appeal Court → Judge at Supreme Court
18	Mr Soeung Panhavuth	Director of Prosecution Dept of MOJ → Judge at Supreme Court
19	Mr Samreth Sophal	Judge at Appeal Court
20	Mr Hing Thirith	Judge at Stung Treng Court → Prosecutor at Supreme Prosecutors Office

5 Sub-Committee Member

	NAME	POSITION
1	Mr Touch Tharith	Director of Civil Affairs Department of MOJ
2	Ms Nil Philippe	Director of Legal Education and Laws Dissemination Department of MOJ
3	Ms Mao Phirun	Deputy Director of Civil Affairs Department of MOJ → Inspector of MOJ
4	Mr Sar Phoumra	Deputy Director of Civil Affairs Department of MOJ → Director of Prosecution Department of MOJ
5	Mr Keo Setha	Deputy Director of Civil Affairs Department of MOJ
6	Mr Khy Chhit	Deputy Director of Criminal Affairs Department of MOJ → Inspector of MOJ
7	Mr Seng Puthy	Deputy Director of Legislation Affairs Department of MOJ
8	Mr Soch Sophanna	Deputy Director of Legislation Affairs Department of MOJ → Inspector of MOJ
9	Ms Phan Chanly	Deputy Director of Administration Department of MOJ → Acting Director of Administration Department of MOJ
10	Mr Theng Cheang	Director of Administration Office of Internal Audit Department of MOJ

* Many other MOJ officers are the members of the Drafting Groups of the laws and regulations related to the Civil Code and Code of Civil Procedure.

* The Joint Committee between MOJ and the Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction was

Annex 2(3) Counterpart Training

1 Immovable Property Registration (9 Feb 2009 - 21 Feb 2009)

	NAME	POSITION	MINISTRY	PERIOD
1	H.E. Chan Sotheavy	Secretary of State	MOJ	9 Feb 2009 - 21 Feb 2009
2	H.E. Bun Honn	Under-Secretary of State	MOJ	9 Feb 2009 - 21 Feb 2009
3	H.E. Yean Sina	Under-Secretary of State	MOJ	9 Feb 2009 - 21 Feb 2009
4	Ms Khiev Sokha	Vice Technical Director General	MOJ	9 Feb 2009 - 21 Feb 2009
5	Mr Tith Rithy	Judge	MOJ	9 Feb 2009 - 21 Feb 2009
6	Mr Touch Tharith	Director of Civil Affairs Department	MOJ	9 Feb 2009 - 21 Feb 2009
7	Ms Nil Philippe	Director of Legal Education and Laws Dissemination Department	MOJ	9 Feb 2009 - 21 Feb 2009
8	Mr Keo Setha	Deputy Chief of Civil Affairs Department	MOJ	9 Feb 2009 - 21 Feb 2009
9	Ms Phan Chanly	Acting Director of Administration Department	MOJ	9 Feb 2009 - 21 Feb 2009
10	Mr Theng Cheang	Chief of Administration Office of Internal Audit	MOJ	9 Feb 2009 - 21 Feb 2009
11	H.E. Lim Voan	General Director of General Department of Cadastre and Geography	Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction	9 Feb 2009 - 13 Feb 2009
12	H.E. SiekVanna	Director of Cadastral Protection Department	Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction	9 Feb 2009 - 21 Feb 2009
13	Mr Huy Phap	Director of Land Management Department	Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction	9 Feb 2009 - 21 Feb 2009
14	Mr Chhy Leang	Deputy Director of Cadastral Protection Department	Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction	9 Feb 2009 - 21 Feb 2009

2 Law on Deposit (8 Sep 2009 - 18 Sep 2009)

	NAME	POSITION	MINISTRY	PERIOD
1	H.E. Koeut Rith	Under-Secretary of State	MOJ	8 Sep 2009 - 18 Sep 2009
2	Mr Chuon Tech	Deputy General Inspector	MOJ	8 Sep 2009 - 18 Sep 2009
3	Mr Tith Rithy	Judge	MOJ	8 Sep 2009 - 18 Sep 2009
4	Mr Touch Tharith	Director of Civil Affairs Department	MOJ	8 Sep 2009 - 18 Sep 2009
5	Mr Sar Phoumra	Director of Prosecution Affairs Department	MOJ	8 Sep 2009 - 18 Sep 2009
6	Mr Khy Chhit	Inspector of Juridical General Inspectorate	MOJ	8 Sep 2009 - 18 Sep 2009
7	Mr Soch Sophannara	Inspector of Inspector's Headquarter	MOJ	8 Sep 2009 - 18 Sep 2009
8	Ms Phan Chanly	Acting Director of Administration Department	MOJ	8 Sep 2009 - 18 Sep 2009

Annex 2(4) Equipment

(USD)

	FY 2008			FY 2009 * until the end of		
	ITEM	UNIT	PRICE	ITEM	UNIT	PRICE
1	IC Recorder	1	285	UPS	1	430
2	Server	1	2,725			
3	UPS	1	415			
4	Book Shelf	4	1,480 (370/unit x 4)			
5	Cabinet with lock	1	230			
6	Air conditioner	2	2,500(1,250/unit x 2)			
7	Back-up equipment for server	1	925			
8	Laptop Computer	1	935			
9	Photocopier	1	10,450			
10	Projector	1	1,560			
11	Laptop Computer	8	7,680 (960/unit x 8)			
12	Cabinet with lock	1	230			
13	Server	1	1,115			
14	Photocopier	1	10,450			
15	Air conditioner	2	3,000 (1,500/unit x 2)			
TOTAL			48,267			430

GRAND TOTAL

48,697

Annex 2(5) Project Activity Cost

(USD)

BREAKDOWN	FY 2008	FY 2009 * until the end of Dec 2009
workshop, seminar, etc	23,023.42	12,524.19
translation, printing, publishing	112,518.90	74,411.60
research	0.00	0.00
office maintenance	29,596.96	5,386.63
other	6,589.22	1,400.62
TOTAL	171,728.50	93,723.04

Input by Cambodian side

Project Office

Project Meeting Room

Electricity

Water

Seminar on the Civil Code and the Code of Civil Procedure (2008-2009)

Bottled water for each meeting

Annex 2 (6) Japanese Advisory Group

Member List of Supporting Group on Code of Civil Procedure

No	NAME	Position, Institution	FY2008	FY2009
			12 persons	12 persons
1	Mr Morio Takeshita	(Chairman) Chancellor, Surugadai Univ	○	○
2	Mr Toshio Uehara	Professor, Hitotsubashi Univ	○	○
3	Mr Kazuhiko Yamamoto	Professor, Hitotsubashi Univ	○	○
4	Mr Junichi Matsushita	Professor, Tokyo Univ	○	○
5	Mr Koich Miki	Professor, Keio Univ	○	○
6	Mr Tatsuo Ikeda	Professor, Osaka Univ	○	○
7	Mr Masahiko Omura	Professor, Chuo Univ	○	○
8	Mr Masahiro Takada	Professor, Osaka City Univ	○	○
9	Mr Kozo Yanagida	Judge, Tokyo High Court	○	○
10	Ms Yoshiko Honma	Lawyer, Japan Federation of Bar Associations	○	○
11	Mr Haruki Kitamura	Attorney, Civil Affairs Bureau, Ministry of Justice	○	—
12	Mr Tsunehisa Saito	Attorney, Civil Affairs Bureau, Ministry of Justice (a successor for Mr Kitamura)	—	○
13	Mr Tomoki Miyazaki	Lecturer & Government Attorney, ICD, Ministry of Justice	○	○

Member List of Supporting Group on Civil Code

No	NAME	Position, Institution	FY2008	FY2009
			15 persons	15 persons
1	Mr Akio Morishima	(Chairman) Chair, Japan Climate Policy Center	○	○
2	Mr Michitaro Urakawa	Professor, Waseda Univ	○	○
3	Mr Kaoru Kamata	Professor, Waseda Univ	○	○
4	Mr Masayuki Tanamura	Professor, Waseda Univ	○	○
5	Mr Yutaka Yamamoto	Professor, Kyoto Univ	○	○
6	Mr Tsuneo Matsumoto	Professor, Hitotsubashi Univ	○	○
7	Mr Ikufumi Niimi	Professor, Meiji Univ	○	○
8	Mr Toyohiro Nomura	Professor, Gakushuin Univ	○	○
9	Mr Yoshihisa Nomi	Professor, Gakushuin Univ	○	○
10	Mr Keita Sato	Professor, Chuo Univ	○	○
11	Mr Atsushi Motoyama	Professor, Ritsumeikan Univ	○	○
12	Mr Hisaya Hatanaka	Associate Professor, Fukuoka Univ	○	○
13	Mr Toshifumi Minami	Judge, Tokyo High Court	○	○
14	Mr Fumitaka Hayashi	Attorney, Civil Affairs Bureau, Ministry of Justice (a successor for Mr Shimada)	○	—
15	Mr Hiroshi Tomita	Attorney, Civil Affairs Bureau, Ministry of Justice (a successor for Mr Hayashi)	—	○
16	Mr Taijin Yoshino	Attorney, Civil Affairs Bureau, Ministry of Justice (a successor for Mr Tomita)	—	○
17	Mr Kenichi Kikigawa	Lecturer & Government Attorney, ICD, Ministry of Justice	○	—
18	Ms Emiko Nishimura	Lecturer & Government Attorney, ICD, Ministry of Justice	—	○

Member List of Advisory Group on the Immovable Property Registration (established in 2009)

No	NAME	Position, Institution	FY2009
			8 persons
1	Mr Toshifumi Minami	Judge, Tokyo High Court	○
2	Mr Michitaro Urakawa	Professor, Waseda Univ	○
3	Mr Toyohiro Nomura	Professor, Gakushuin Univ	○
4	Mr Tsuneo Matsumoto	Professor, Hitotsubashi Univ	○
5	Ms Tomoko Sawamura	Attorney, Civil Affairs Bureau, Ministry of Justice	○
6	Ms Emiko Nishimura	Lecturer & Government Attorney, ICD, Ministry of Justice	○
7	Mr Minoru Iino	Secretary, Gotanda Notary Office	○
8	Ms Miha Isoi	JICA Visiting Senior Advisor	○

hm *B*

Annex 2 (6) Japanese Advisory Group

Record of Supporting Group on Code of Civil Procedure

No	DATE
88	28 June 2008
89	3 Oct 2008
90	9 Jan 2009
91	31 Mar 2009
92	17 July 2009
93	24 Oct 2009
94	23 Jan 2010

Record of Supporting Group on Civil Code

No	DATE
105	21 Apr 2008
106	3 July 2008
107	29 Aug 2008
108	23 Oct 2008
109	25 Dec 2008
110	23 Feb 2009
111	27 Apr 2009
112	24 June 2009
113	3 Sep 2009
114	7 Dec 2009
115	10 Feb 2010

Record of Advisory Group on the Immovable Property Registration

No	DATE
1	13 Aug 2009
2	13 Nov 2009

Two handwritten signatures in black ink, one on the left and one on the right, positioned at the bottom right of the page.

ANNEX 3: Summary Result of Evaluation

1. Relevance

The relevance of this project is deemed to be extremely high.

The Royal Government of Cambodia has continued its focus on human resource development in the legal and judicial sector. This became clear in the “Rectangular Strategy” of the National Development Strategy published in July, 2004 and the legal and judicial reform continues to be given a high priority. The new cabinet inaugurated in 2008 has left the Rectangular Strategy largely intact with the “Second Rectangular Strategy”. More specifically, within the “Strategy for Legal and Judicial Reform” published in 2003 and the “Plan of Action for Implementing the Strategy for Legal and Judicial Reform” published in 2005, modernization of the legislative framework was one of the 7 strategic objectives for the legal and judicial sector, and the MOJ went so far as to confirm that there has been no change in this policy trend in the course of this Review. Moreover, the “Plan of Action for Implementing the Strategy for Legal and Judicial Reform” had a target duration up to 2008 and a review is planned by the Council for Legal and Judicial Reform in 2010.

The MOJ is one of the more important governmental institutions in relation to the civil case aspects of the Cambodian legal system, which allows it to function. The lack of sufficient human resources in MOJ still remains a challenge for the drafting and disseminating of laws and regulations related to the CC and the CCP. It was affirmed between the Cambodian and Japanese sides that the development of human resource and institutional capacity is essential for efficient and effective implementation of the drafting and dissemination activities regarding the CC, the CCP, and related laws and regulations, and that this project has been confirmed to deal with these needs.

The Project is patently consistent with Japan ODA plans and strategy. Within the “Cambodia Country Assistance Programs” of Japan settled in 2002, the building and improving of the civil case system was positioned as “Japanese Cooperation to Support the Formulation of Key Government Policies” for Cambodia.

Within the 21st Overseas Economic Cooperation Council meeting held in 2009, the “Basic Policy of Assistance for Legal and Judicial System Development” was decided upon and it was acknowledged that further support was necessary for the drafting of the laws and regulations related to the CC and the CCP and for the capacity development of legal and judicial institutions. Moreover, within JICA’s “Country Assistance

Two handwritten signatures in black ink, one on the left and one on the right, appearing to be initials or names.

Implementation Strategy for Cambodia (2009)”, a policy for contributing to the promotion of legal system reforms through the continuation of support to implementation and dissemination of the CC and the CCP was decided upon.

Additionally, since the support for the draft and legislation of the CC and the CCP was carried out by Japan up to the present within the Legal and Judicial Development Project (Phase 1 and 2), Japan has technical advantages as compared to other donors, and Japan’s continuing cooperating in the drafting of the relevant laws and regulations, conducting of dissemination activities, and development of human resources contribute to the enhancing of effectiveness of existing development cooperation. Within the Review as well, the MOJ counterpart officials repeatedly stressed that point.

In the current phase, the overall goal of MOJ officials demonstrating more independent initiative in taking necessary measures to appropriately implement the CC and the CCP through drafting and dissemination activities regarding the laws and regulations related to the CC and the CCP is being sought. The adopted approach requires that with their drafting activities the Cambodian counterpart officials first prepare a draft of the laws and regulations, and then later finalize it while also reflecting the comments of the Japanese Experts. On this point, the MOJ side can be evaluated as steadily becoming more independent as compared to previous Phases in which a large part of the drafting activities were conducted by the Japanese side. This approach, which the upcoming results of this Review revealed to have definite outcomes, was verified as being valid in terms of the above specified needs.

2. Effectiveness

Despite being deemed to be highly effective, the remaining term of the Project will contain several challenges that will need to be addressed.

To begin, concerning Output 1 of “MOJ takes necessary measures for drafting and legislating laws related to the CC and the CCP,” there exist differences between each of the groups and in general steady progress has been shown with the tasks of each group. Each group added new and highly motivated officials whenever necessary and the approach, wherein Drafting Group members independently examine and draft the laws and regulations, and then discussions are made with Japanese Experts at the Drafting Group meeting, has been completely established. More specifically, the draft Inter-ministerial Prakas on Immovable Registration Pertaining to the CCP and the draft



Law on Deposit are the first and greatest accomplishments in which the MOJ officials have taken the initiative in drafting activities.

The meeting minutes drafting activities for the Drafting Group meetings that are currently being implemented cannot be said to be sufficient despite its importance from a standpoint of being materials necessary for the future interpretation of the laws and regulations. It is necessary for the records to be kept in an efficient way such as through filing short memos in which decisions and reasons are written during the meetings.

The challenge for achieving Output 1 is the improvement of the Drafting Group members' understanding of the CC and CCP. Though the drafting activities have so far been implemented on the initiative of Drafting Group members, it was pointed out that there have been delays in drafting activities due to an insufficient understanding of the basic laws and regulations. In such cases, more positive active input from the Japanese Experts would be effective, however, it is desirable that the Cambodian and Japanese sides mutually discuss and determine the appropriate methods in order not to inhibit MOJ officials' self-initiated development efforts during the first half of the Project period.

Secondly, concerning Output 2 of "MOJ follows-up on laws submitted by MOJ and makes necessary adjustment to the laws submitted by other ministries," as mentioned prior, it is being steadily implemented and expected to be achieved by continuing with the activities implemented thus far. However, the continued gathering of information in order not to miss the timing of the adjustment for the laws submitted by other ministries is desirable.

Finally, concerning Output 3 of "MOJ disseminates knowledge for implementing the CC, the CCP, and ancillary laws to relevant parties in the legal and judicial field," the Department of Legal Education and Dissemination has taken charge of the dissemination seminars for the CC and CCP, and distribution of the CC, CCP, and commentaries and textbooks related to CC and CCP. It is observed that these activities are being implemented appropriately. However, concerning the compiling the Q&As, with the application of CC, it will be expected that various inquiries concerning the CC will be sent to MOJ. In order to handle this, the mechanisms within MOJ will need to be built up and improvement in officials' understanding of the CC should be considered of great importance.

In order to tie these outputs to the Project Purpose, it is necessary for the above points to be adequately addressed (details are provided in "Recommendations" and "Next Steps"). Yet, of the important assumptions, "MOJ allocates its personnel appropriately" and "in drafting inter-ministerial laws, cooperation is obtained from the counter-part



ministries,” are necessary for achieving the Project Purpose. Concerning the first important assumption, although MOJ is suffering from a chronic personnel shortage, there has yet to be seen any obstacles to the Project activities to the present. Concerning the second important assumption, in activities of Drafting Group 1, the Joint Committee has not been able to convene meetings at regular intervals since MLMUPC members have been preoccupied and that has been affecting the progress of the drafting activities. However, during this Review survey, high-ranking officials of MLMUPC expressed a more positive attitude towards cooperation in drafting activities and the improvement of the current situation is expected. Since the drafting activities within Drafting Group 5 require the cooperation of many ministries such as the Ministry of Interior and Ministry of Foreign Affairs and International Cooperation, continuous attention should be paid to the future progression.

3. Efficiency

The efficiency of the project is deemed to be comparatively high.

As for inputs, the dispatch of Japanese Expert was delayed in a certain point due to difficulties in recruiting legal professions within Japan. Continuing over from the prior phase, a combination of Japanese long-term experts and the Support System in Japan (the Supporting Group on the Civil Code, the Supporting Group on the Code of Civil Procedure, Advisory Group on the Immovable Property Registration and the Japanese Ministry of Justice), as well as various forms of support activities such as local seminars by short-term Experts and trainings in Japan have allowed counterparts to receive timely, wide ranging and in-depth advice and to adapt information to practical needs. It is well recognized that this combination has promoted efficiency. As for the Support System in Japan, inputs through the comments on the drafts and trainings in Japan were performed appropriately; however the publication of some textbooks and commentaries was delayed.

Moreover, the printed copies of codes and commentary were shared with “the Project for the Improvement of the Training on Civil Matters at the Royal School for Judges and Prosecutors of the Royal Academy for Judicial Professions (Phase 2)” and “the Project for Legal and Judicial Cooperation with the Bar Association of the Kingdom of Cambodia”, and this scheme should be continued to be implemented over the remaining term of the project as it is expected to increase effectiveness.

Handwritten signature and initials, possibly 'bm' and 'A', with a long horizontal line extending from the signature.

The consistent holding of Committee meetings has a significant influence on effectiveness of the project. The Committee meeting should be held regularly as scheduled, and the Committee itself should be reorganized with the possibility of adding new members in order to enhance independent activities in drafting without delays and to achieve better results.

4. Impact

The MOJ officials involved with the Project have come to accumulate skills and experience in drafting and interpreting laws through activities in the Drafting Groups. These skills and experience are beneficial for drafting and dissemination not only in their civil case matters but in other fields as well.

Additionally, the Department of Legislative Affairs has increased their knowledge of PDM methodologies and adopted them in their 5-year plan.

5. Sustainability

Since the sustainability of the appropriate implementation of CC and CCP has been fundamentally imbedded in the achievement of the Project Purpose and Outputs, the achievement of the Project Purpose and the Project Outputs are thus directly linked to sustainability.

In the current Phase, that the drafting of laws should be shifted from the Japanese side to the Cambodian side was held as a working principle. As a result, unlike the method utilized in the last Phase wherein the Japanese side prepared the first draft, in the current Phase the Japanese side has limited itself to commenting on the prepared drafts of the Cambodian side.

Consequently, each Drafting Group on Cambodian side has drafted laws utilizing the advice of Japanese Experts, their trainings in Japan and the visit of short-term Experts to Cambodia in addition to gathering information themselves. The officials of the Drafting Groups are able to explain the contents of the draft laws and related systems within the Drafting Group meetings, Committee, and Joint Committee.

By limiting drafting activities to the Drafting Groups, it can be said that a predilection for sustainability has arisen and it is expected to continue to rise with use of the above-mentioned method.

Handwritten signature and initials, likely representing the author or reviewer of the document.

On the other hand, as comprehension of CC and CCP by the officials taking part in the drafting of new laws is not perfect, there have been cases where examination could not proceed smoothly due to that knowledge limitation preventing a full explanation of the intent and the content of the drafted laws from being made.

In order to raise the efficiency of drafting and discussion process, and the sustainability of Outputs and activities of the Project, an understanding of the basic CC and CCP systems is considered to be necessary to a certain degree.

Towards that end, inputs from Japanese Experts who understand the background of drafting are thought to be necessary in addition to the present effort of holding study meetings to improve the understating of CC in MOJ. In that case, it is desirable that an approach for transferring the knowledge should be devised so as to keep the Cambodian side from relying on the inputs of the Japanese side and to prevent the degrading of sustainability. For example, by recording lecture questions and answer to the greatest extent possible and to utilize those records actively, to actively and consistently take part in the lectures, and to teach internally within MOJ are possible methods for promoting and developing knowledge.

On the other hand, the understanding of the elements of CCP necessary for drafting activities has been developed to a certain degree and self-initiated inputs to newly joined members in the Drafting Groups will be necessary hence forth. In that case, the Japanese side will cooperate with their activities when necessary.

To ensure the future sustainability of the outputs of the Project, the Cambodian and Japanese sides reached a common understanding through the discussion to consider the various activities of the Project would be incorporated into the strategic plan of MOJ.

One of the bigger risks is the continuity in regards to budget and human resources. It is necessary for MOJ to work through the government to arrange for a budget and the strengthening of human resource capacity.



Annex 4 Project Activity Schedule (Planned/Actual)

	2008			2009			
	Apr. - June	Jul. - Sep.	Oct. - Dec.	Jan. - Mar.	Apr. - June	Jul. - Sep.	Oct. - Dec.
1. MOJ takes necessary measures for drafting and legislating laws related to the CC and the CCP							
0-1 Study baseline indicators on the overall goal, project purpose and outputs of the Project.	●						
0-2 Share results of the baseline study in 0-1 between the Japanese and Cambodian sides.	●						
1-1-1 Examine list of laws which need to be drafted or modified, and puts priorities among them	●						
1-2-1 Set up drafting groups for each laws	●		●				
1-2-2 Select members	●		●				
1-2-3 Re-form groups, when necessary							
1-3-1 Have drafting meetings by each drafting group							
Group 1: Land Registration							
Group 2 (1): Prakas on Supplement of Judges to the Provincial Courts which are Lacking of Judges							
Group 2 (2): Prakas on motions which require payment of filing fees and amounts thereof, amounts of fees for acts other than decision, and standards for calculation of amounts of court costs other than filing fees and the cost related to the nature of the case							
Group 3(Law on Bailiff)							
(1) Prakas on Formalities, Procedure and Requirements for Bailiff Selection							
(2) Sub-decree on the amount of bailiff's Minimum Income which requires the government's supplement							
Group 4: Law on Deposit							
Group 5: Prakas on Registration of Juristic Persons							
Instructions related with Prakas on Court Deposit Procedure							
(1) Instruction for Opening Bank Account for Deposit in Each Court							
(2) Guideline on Standard of Calculation of Security							
(3) Instruction Concerning Ruling of Cancellation of Security							
1-3-2 Keep record of each drafting meetings							
1-4-1 Have Committee meetings under MOJ's Initiative and discuss laws							
1-4-2 Keep record of Committee meetings and keep them in one allocated location							
1-5-1 Appoint person to be in charge of collecting latest laws and draft laws							
1-5-2 Collect and compile latest laws and draft laws and keep them in one allocated location							
1-6-1 Make a plan for continuous internal seminars and conduct them							
1-6-2 Keep record of internal seminars and prepare instructional materials							

Legend

Planned ● →
Actual ◆ →

Seminar on Land Registration
(by Japanese Professors)

Prakas was promulgated

Prakas was promulgated

The records were not generally taken

The records were not generally taken

Annex 4 Project Activity Schedule (Planned/Actual)

	2008			2009			
	Apr. - June	Jul. - Sep.	Oct. - Dec.	Jan. - Mar.	Apr. - June	Jul. - Sep.	Oct. - Dec.
OUTPUT 2: MOJ follows up laws submitted by MOJ and makes necessary adjustment for laws submitted by other ministries.							
2-1-1 Determine a process of sharing information on deliberation						→	
2-1-2 Appoint person to be in charge of collecting information concerning deliberation on each draft law					●		
2-1-3 Share information on deliberation in Committee meeting and submit comments, when necessary	→						
2-2-1 Determine a process of collecting information on laws drafted by other ministries					→		
2-2-2 In each case where law adjustment is deemed necessary, appoint person to be in charge in Committee meeting							
2-2-3 Share information and hold discussions when adjustments are needed on drafts of laws by other ministries and ones by MOJ	→						
2-2-4 Keep records of discussion (2-2-3)							
OUTPUT 3: MOJ disseminates knowledge for implementing the CC, the CCP and ancillary laws to relevant parties in the legal and judicial field.							
3-1-1 Establish a system (cultivation of human resources: lecturers, assistant lecturers, keeping seminar records, etc.) of seminars on the CC, the CCP and ancillary laws, and implement seminars					● ◆		
3-1-2 Establish a system for distributing laws, commentaries, textbooks and other necessary materials (decide persons in charge and procedure of distribution)					● ◆		
3-2-1 Develop necessary instructional materials of the CC, the CCP and ancillary laws					→		
(1) Commentary of CC	→						
(2) Textbook of CC	→						
(3) Others	→						
3-2-2 Distribute the materials developed in 3-2-1 promptly and efficiently	→						
3-3-1 Conducts dissemination seminars on the CC, the CCP and ancillary laws for relevant parties in the legal and judicial field, in coordination with RSJP	◆◆◆				◆◆◆◆	CC and CCP seminar by MOJ	◆
						Seminar for Judges and Prosecutors from Supreme Court	
					◆	Seminar on Prakas on Court Deposit Procedure	
3-3-2 Keep records of dissemination seminars and distribute them as instructional materials							
3-4-1 Select prospective lecturers and assistant lecturers						→	
3-4-2 Conduct internal seminars for prospective lecturers and assistant lecturers						→	
3-4-3 Conduct dissemination seminars by prospective lecturers and assistant lecturers				◆◆	Prakas on Court Deposit Procedure (JICA-Net seminar by Japanese Professors)		
3-5-1 Appoint people/department to be in charge of receiving inquiries on the implementation of the CC, the CCP and sending replies					●		
3-5-2 Formulate mechanism which provide unified answers to inquiries					●		

Annex 4 Project Activity Schedule (Planned/Actual)

	2008			2009			
	Apr. - June	Jul. - Sep.	Oct. - Dec.	Jan. - Mar.	Apr. - June	Jul. - Sep.	Oct. - Dec.
3-5-3 Provide answers immediately to each court					③		
3-5-4 Publish and distribute Qs&As					②		
3-5-5 Select necessary information for revision of laws from Qs&As and reflect such information in the process of drafting laws					③		
Relevant laws and regulations prepared during phase 2							
Law on the Procedure of Litigation relating to Personal Status							
Law on Non-Litigation Civil Procedure							
Law on Bailiif							
Prakas on Court Deposit Procedure							
Law on Application of the Civil Code							

bm *dp*

達成度ゲリッド

カンボジア法制度整備プロジェクト（フェーズ3）

	活動内容	確認事項	情報源	実績・達成度
活動	0-1 上位目標、プロジェクト目標、成果それぞれの指標につき現状を調査する。（ベースラインの設定）。	・ 開始当初の現状把握 状況・報告書類	・ 専門家インタビュー	● 2008 年 5 月にベースラインに関するミーティングを実施し共有した。
	0-2 ベースラインにつき日本側・カンボジア側双方で共有する。	・ 上記の共有状況	・ 専門家、司法省コミッテイメンバー	● 2008 年 5 月にベースラインに関するミーティングを実施し共有した。
	1-1-1 起草・修正等が必要な法案の一覧及びその優先順位を検討する。	・ 法案一覧（優先度付） の有無	・ 法案一覧	● 民法・民事訴訟法の関連法令案及び運用指針の起草・立法化作業は、当フェーズ開始早々の 2008 年の 5 月に計画が策定された。
	1-2-1 起草する法令ごとの起草班を設置する。	・ 起草班設置状況	・ 起草班名簿	● 今フェーズにおいては、省内で新たに起草作業に参加する職員を育成し、司法省の組織としての能力を強化することにより、民法・民事訴訟法関連法案の起草を司法省が自立的に行えるようサポートした。 ● 司法省が起草した草案を検討するというアプローチの下、2008 年の 10 月からこれまでの間に、司法省職員を構成メンバーとする 5 つの起草班が設置された。
	1-2-2 メンバーを選出する。	・ 起草班メンバー選出状況	・ 起草班名簿	(同上)
	1-2-3 必要に応じて改編する。	・ 起草班メンバー改編状況	・ 起草班名簿	● 2009 年の 5、6、7、8 月に改編された。 ● 各班ともに、リーダーの主体性のもとで新たに意欲ある職員を随時追加してきた。

1-3-1 各起草班が起草会合を開催する。	・ 起草班会合開催実績	・ 議事録 【第1班（不動産登記に関する法令）】 ● 司法省内部の起草班会合は計45回、国土管理都市計画建設省(MLMUPC)との共同コミッティ会合は計27回開催されている。 ● 2008年12月および2009年1月に、短期専門家が司法省に派遣され、民法・民事訴訟法と土地法の調整に関するセミナーと調査を行った。 ● 2009年2月に実施された本邦研修において、MLMUPCと司法省との間で覚書が交わされ、ひとまずは、包括的な法律を作成するのではなく、暫定的に、共同省令等で実務上の必要性に対応することなどが確認された。これにもとづき、民事訴訟法及び民法それぞれに関する登記の共同省令の検討を開始した。 ● 20010年1月に、短期専門家が派遣され、共同コミッティとともに調査を行った。 ● 民事訴訟法に関する登記の共同省令については、草案は司法省内の検討を経てほぼ準備が整っているが、MLMUPCとの協議は、MLMUPCのメンバーの多忙等の理由により、あまり進んでいない。 ● 司法省の起草班では、さらに上記共同省令の添付として書記官嘱託書式案を作成し、すでに裁判所とMLMUPCの合意を得た。 ● 民法に関する登記の共同省令は、司法省内の起草班会合において骨子が準備された段階であり、今後、法案を起草してから共同コミッティ会合で検討されることになっている。 ● 司法省内の起草班会合は週1回、その他に中心メンバーによる準備会合も必要に応じて開催されている。準備会合において司法省職員が法令案を起草し、詳細項目に関して自ら確認・検討した上で、起草班会合において、日本人専門家とさらに検討している。
------------------------------	--------------------	---

1-3-1 各起草班が起草会合を開催する。 (続き)	・ 起草班会合開催実績	・ 議事録	【第2班（「裁判官の数が足りない始審裁判所に対する裁判官の填補に関する司法省令」、「手数料の納付が必要な申立て、申立て手数料の額、裁判を求める申立て以外の事務の手数料並びに手数料以外の裁判費用の額及び訴訟の目的の価額の算定基準に関する2007年7月7日付省令28KY号の別表1及び別表3を改正する省令」）】 ● 「裁判官の数が足りない始審裁判所に対する裁判官の填補に関する司法省令」は、2008年12月19日にコミッティでの審議を終了し発出された。 ● 「手数料の納付が必要な申立て、申立て手数料の額、裁判を求める申立て以外の事務の手数料並びに手数料以外の裁判費用の額及び訴訟の目的の価額の算定基準に関する2007年7月7日付省令28KY号の別表1及び別表3を改正する省令」は、2009年1～3月にコミッティで審議され、2009年6月22日に発出された。 ● 班としての会合は、省令案をコミッティに提出するまでに10回開催された。
1-3-1 各起草班が起草会合を開催する。 (続き)	・ 起草班会合開催実績	・ 議事録	【第3班（「執行官選考の条件及び手続きに関する省令」、「国庫から支給が必要となる執行官の収入の基準額に関する政令」）】 ● 2009年10月に「執行官選考の条件及び手続きに関する省令」の班内草案を完了したが、コミッティ審議で改定することとなり、改めて2010年1月に修正版をコミッティに提出した。 ● 2010年1月に「国庫から支給が必要となる執行官の収入基準額に関する政令」の起草作業を開始した。 ● 正式な会合の開催実績は、計9回である。第3班は、担当者が起草して班長が確認し、班会合での最終的な協議・専門家の助言を得て完成させるという作業スタイルである。

1-3-1 各起草班が起草会合を開催する。(続き)	・ 起草班会合開催実績	・ 議事録	【第4班(供託法)】 ● 初会合は担当の日本人専門家が着任した後の2009年4月に開催された。 ● 2009年7月に第1次草案が完成し、9月の供託法案の準備に関する本邦研修で民法作業部会・民事訴訟法作業部会と重要な基本的事項について協議を実施した。 ● 2009年10～11月に供託法案と裁判寄託省令との関係等の検討課題についてコミッティで審議された。 ● 裁判寄託省令をもとにし、全面的に改定された新たな草案が2009年12月に準備され、起草班での検討が開始された。 ● 起草班会合は平均的に週1回、その他に中心メンバーによる準備会合も必要に応じて開催されている。準備会合において司法省職員が法令案を起草し、詳細項目に関して自ら確認・検討した上で、起草班会合において、日本人専門家とさらに検討している。 ● 起草班会合は、準備会合と起草会合で合計24回開催されている。
1-3-1 各起草班が起草会合を開催する。(続き)	・ 起草班会合開催実績	・ 議事録	【第5班(法人登記に関する司法省令)】 ● 初会合は、2009年11月に開催された。 ● 内務省と外務・国際協力省によるNGO法案(あるいは政令案)との分掌・抵触が問題となるため、同法案についての情報を収集する必要がある。 ● 2010年1月の起草班会合で内務省への質問状を準備した。現在、質問は準備し終わっており、内務省と協議の時間を調整中である。 ● 第5班ではほかにも調整が必要となりうる関係省庁の洗い出しを進めており、教育・青少年・スポーツ省、商務省、環境省、外務・国際協力省、情報省、鉱工業エネルギー省、観光省、農林水産省、開発評議会、労働職業訓練省、宗教省、社会福祉省などが考えられる。 ● 今後、司法省側発案により、関係省庁を集めて、法人制度に関するワークショップを開催することを検討している。 ● 起草班会合は計4回開催されている。

1-3-1 各起草班が起草会合を開催する。(続き)	・ 起草班会合開催実績	・ 議事録	【その他（裁判寄託省令関連の通達）】 ● 数名の司法省職員と日本人専門家により「寄託金保管用の当座預金口座開設に関する通達」起草され、2010 年 1 月 6 日に発出された。 ● 「立てるべき担保の額の基準」および「担保取消決定(民事訴訟法 73 条)を出すべき場合の列挙」は今後準備される予定。
1-3-2 会議録を記録し、記録を管理する。	・ 起草班会合議事録管理状況	・ 議事録	● 班会合の議事録を作成して保存・共有するという活動は、十分実施されていない。 ● 原因として司法省から最もよく聞かれたものは、メンバーが多忙で、議事録作成の余裕がないということである。 ● 多くの場合各個人の私的なメモにとどまっており、会合後に議事録の形に整理して保管することは十分にできていない。 ● 班によっては、議事録の担当を決めて、実質的な法令案の議論の段階に入ってから是要約を作成している場合もある。ただしその場合においても、検討結果しか記録されていないようである。
1-4-1 コミッティ会合を自主的に開催し、法令案を審議する。	・ コミッティ会合の開催実績	・ 議事録	● コミッティ会合は、各起草班の法令案について司法省としての最終的な審議をしてきた。 ● フェーズ 2 において日本の作業部会が起草支援した、執行官法、裁判寄託省令、人事訴訟法、民事非訴訟事件手続法、民法適用法の各案についても、発令・閣僚評議会での審議に備え、さらに検討を重ねた。 ● カンボジア側で条文を起草して追加したものもある。また、特に民法適用法案では、土地法、担保取引法などの他省庁管轄法案との調整や、婚姻家族法との調整について検討した。 ● 本フェーズでのコミッティ会合開催回数は 92 回である。 ● コミッティのメンバーには裁判所の仕事に従事している者もあり、また他の者も業務が多忙であるため、定期的に開催することができておらず、また議事録の作成も完全には実施できていない。コミッティメンバーへの聞き取りでは、こうした現状について問題意識を有している旨表明された。 ● 半年に 1 度プロジェクトの進捗確認も行っている。

1-4-2 議事録を作成し、一元的に管理する。	・ コミッティ会議事録の管理状況	・ 議事録	● コミッティのメンバーには裁判所の仕事に従事している者もあり、また他の者も業務が多忙であるため、議事録の作成も完全には実施できていない。
1-5-1 最新の法令・法案データを管理する担当を決める。	・ 担当者名簿の有無	・ 担当者名簿	● 閣僚評議会に提出した時点での法案のソフトウェアは、立法局が保管している。但し、司法省側から閣僚評議会に提出した以降の法案のソフトウェアは閣僚評議会が管理することになっており、司法省は国会提出後にデータを得ることができない。 ● プロジェクトで起草中の法案については、プロジェクト事務所のコンピュータで管理されている場合と、起草班メンバーが独自に管理しているものがある。
1-5-2 最新の法令・法案を一元的に管理する。	・ 法令の管理状況	・ C/P インタビュー ・ 専門家インタビュー —	● 各班ともに最新版電子データの管理者・修正作業者を特定のメンバーに限定しているとはいえ、属人的な管理となっているため、紛失や遺漏等の懸念がある。 ● 設備や IT リテラシーの問題等があり短期間での解決は難しいが、将来的には司法省内のコンピュータで一元管理されることが望ましい。 ● フェーズ 2 で起草した民法適用法についても、現在は日本人専門家が管理しているが、本フェーズ終了までには司法省職員が自立的に管理できるよう移行していく必要があると思われる。
1-6-1 継続的な研修を企画し、実施する。	・ 起草・立法にかかる知識向上のための研修の開催実績 ・ 参加者の理解度	・ 研修実績 ・ 参加者インタビュー —	● 司法省では、2009 年以降、ヒー・ソピア次官の要請により毎週火曜日にルッティ司法省付判事による勉強会を開催している。 ● 勉強会は 2 時間で、ルッティ判事が最初の 90 分で民法の条文を解釈し、旧法と新法の違いを解説し、残りの 30 分では日本人専門家も参加して、日本人専門家が質問に回答する形式をとっている。

1-6-2 研修議事録を作成し、教材を作成する。	・ 議事録、教材作成状況	・ 教材 ・ 講義録	● 議事録は作成されていない。 ● 起草メンバーの民法・民事訴訟法の理解が不十分であるという問題意識は、カンボジア側と日本側で共通している。特に新たに起草作業に参加した職員は、民法・民事訴訟法の起草時の議論に参加していないうえに、大学で受けた民事教育も、多くは旧法に基づいたものであり、十分とはいえないため、両法に関する理解度は非常に低いようである。
2-1-1 コミッティ内での共有の方法を決める。	・ 共有の方法	・ 共有の方法と共有の状況	● 司法省から提出された法案の審議については、大臣から指名された次官が、閣僚評議会のテクニカル会合（旧名称：第一会合）と省庁間会合に出席し、法案によって仕かるべき担当者を同行させている。問題があればコミッティに持ち帰って再検討している。 ● 閣議および国会では、大臣が参加した上で、法案の詳細説明を同行の次官または次官補が担当している。
2-1-2 各法案につき、審議情報を確認する担当者を決める。	・ 担当者の任命状況	・ C/P インタビュー ・ 専門家インタビュー	● 活動 2-1-1 と同様。
2-1-3 審議情報をコミッティ内で共有し、必要に応じて意見を提出する。	・ 共有・審議状況、意見の提出状況	・ 議事録 ・ C/P インタビュー ・ 意見書	● 民事非訴訟事件手続法案・人事訴訟法案は、閣僚評議会の審議結果を受けて、司法省内で再検討し、2009 年 8 月に閣僚評議会に修正案を提出した。 ● 人事訴訟法案は 2010 年 2 月 19 日に閣議決定され、現在国会に上程するたに準備中である。民事非訴訟事件手続法案は 2010 年 3 月 5 日に閣議決定するための準備中である。
2-2-1 他省庁起草法案の情報を収集する方法を決める。	・ 他省庁起草法案の情報収集方法	・ 他省庁起草法案の情報収集方法と収集状況	● 活動 2-1-1 と同様。

2-2-2 留意すべき法令案が確認され次第、コミッティ内で担当者を決める。	・ 担当者の任命状況	・ C/P インタビュー ・ 専門家インタビュー —	● 司法省管轄法令との関係性がないと担当省庁が判断した場合には、閣僚評議会の前に情報を入手することができず、閣僚評議会で情報を入手してから意見を提出しても、法案の大幅な修正は不可能であるため、他省庁管轄法案との調整は、困難な場合もある。 ● 今フェーズでは、これまでのところ、成果2の達成を大きく阻害するような支障は起きていない。
2-2-3 必要に応じて司法省担当の法令との調整につき、コミッティ内で議論を行なう。	・ 法令間の調整に関する議論の状況	・ 議事録 ・ 専門家インタビュー — ・ C/P インタビュー	● 土地法 (MLMUPC) : 不動産登記制度につき調整中。 ● 区分所有権政令 (MLMUPC) : 閣僚評議会の省庁間会合で、司法省が提出した意見について審議した。 ● 外国人に建物専有部分の所有権を付与するための法律 (MLMUPC) : 閣僚評議会の省庁間会合に提出する前に、民法との整合性に関し司法省の意見および修正が求められた。 ● 国際養子縁組法 (社会福祉省) : 社会福祉省の案に対して、司法省から、民事非訴訟事件手続法等との整合性をとるための修正案を提出し、多くが採用されて法案が成立した。 ● 商業裁判所法 (商業省) : 商業省の起草案に対して意見を提出。 ● 貿易救済措置 (Trade Remedy) 法案 (商業省) : 2009 年 10 月に、民法・民事訴訟法との抵触の有無をコミッティ会合で検討した。クメール語版において、民法及び民事訴訟法の用語が正しく用いられるよう指摘することとなった。 ● 地理的表示に関する法案 (商業省) : 2009 年 10 月に、民法・民事訴訟法との抵触の有無をコミッティ会合で検討した。
2-2-4 議論の内容を議事録に収める。	・ 議事録作成状況	・ 議事録	● 議事録は作成されていない。

3-1-1 新法理解研修の体制（講師・講師アシスタントの養成、議事録作成等）を組織し、実施する。	・新法理解研修の体制構築状況 ・新法理解研修の実施状況	・講師、講師アシスタント養成状況 ・講義録 ・講義実績表	● 新法理解研修は、教育・普及局が担当している。
3-1-2 法令・逐条解説・教科書の配布体制を組織する。（担当・方法決める）	・法令、逐条解説、教科書の配布体制 ・配布担当者 ・配布方法	・C/P インタビュー ・配布先リスト	● 条文および関連教材の配布業務は、以前はプロジェクトオフィスが担当していたが、現在は司法省に移管され、適切に配布業務が進められている。
3-2-1 新法令の教材を作成する	・新法令教材作成状況	・教材 ・C/P インタビュー	● 民法逐条解説は 2010 年前半に刊行予定である。民法教科書は、日本側で一部を作成し、民法起草に携わったカンボジア側メンバーと日本側専門家経験者が共同でその他の部分を担当している。
3-2-2 新法令及び教材を迅速・効率的に配布する。	・新法令、教材の配布状況	・C/P インタビュー ・配布先リスト ・新法令の掲載物	● 教材の配布実績は附属資料 III. 1. 「ミニッツ（署名版）」Annex1（2）参照。
3-3-1 新法理解研修を RSJP と調整しつつ、実施する。	・RSJP との調整状況	・C/P インタビュー ・専門家インタビュー ・RSJP C/P インタビュー ・RSJP 専門家インタビュー ・RSJP 議事録	● 司法省が計画・実施した民法・民事訴訟法の普及活動は、カンボジア全土で 2008 年に 7 回、2009 年に 6 回、2010 年は 3 月までに既に 3 回、開催された。 ● 当初は、RSJP の継続教育と司法省の普及活動の間で調整が必要と考えられていたが、司法省と RSJP 双方の認識では、現在、これら 2 つの活動は、対象者および内容が異なっているため、調整の必要はそれほど高くない（RSJP の継続教育が裁判官・検察官に対する法曹実務レベルの内容を含むのに対し、司法省の普及活動は、裁判所職員、州の職員、郡長、コミュニケーション長、村長などを含むより幅広い対象者・内容である）。
3-2-2 新法理解研修の議事録を作成し、教材として関係組織に配布する。	・議事録の作成、配布状況	・議事録 ・配布先リスト	● 議事録は作成されていない。

3-4-1 新法理解研修の講師候補、講師アシスタント候補を選出する。	・ 講師、講師アシスタントの選出状況	・ 講師、講師アシスタント名簿	● 2009 年には新たに 5 人の起草班メンバーが講師に加わった。
3-4-2 講師候補、講師アシスタントに対する研修を実施する。	・ 講師、講師アシスタントの研修実施状況	・ 研修実績表	● 特に実施されていない。
3-4-3 講師候補、講師アシスタントが普及セミナーで講義を行う。	・ 講師、講師アシスタントの普及セミナーにおける講義実施状況	・ 研修実績表 ・ 出席者リスト ・ 講義録	● 活動 3-3-1 と同様。
3-5-1 民法・民事訴訟法の運用上の質問をとりまとめ、回答を送付する担当を決定する。	・ 担当者決定状況	・ C/P インタビュー ・ 専門家インタビュー —	● 外部（裁判所等）からの質問の受付窓口と回答送付は、民事局が暫定的に担当している。 ● 以前は、日本人専門家にも直接質問が寄せられていたが、現在は、民事局が質問受付を一元的に担っており、難しい質問については基本的にはコミッティで審議することになっている。
3-5-2 質問に対して統一的な回答を作成するメカニズムを組織する。	・ 回答メカニズムの組織状況	・ C/P インタビュー ・ 専門家インタビュー —	● 今後民法が適用されれば、裁判官以外にも一般の行政職員や国民から、幅広い質問が寄せられる可能性があるため、司法省でも体系的に対応し、Q&A 集を作成する必要性がさらに高まることが見込まれる。このことから司法省職員の民法理解度を向上させることが急務といえる。 ● 司法省高官からは、裁判官が実務上直面している問題について、司法省に質問が寄せられているとの説明があった。他方、RSJP からの聴取では、民事訴訟実務については、各地の裁判官から教官候補生を通じて RSJP に寄せられる質問も多いように見受けられた。ただし、現在適用されている民事訴訟法に関する質問は、主に裁判官から寄せられているのに対し、民法が適用された場合、より広い層からの質問が司法省に寄せられることが予想される。
3-5-3 回答を各裁判所に迅速に送付する。	・ 回答送付状況	・ 送付実績 ・ 回答書	● 活動 3-5-1 および 3-5-2 と同様。

成果 1	3-5-4 Q&A 集を制作し、出版・配布する。	・ Q&A 集の出版、配布状況	・ Q&A 集 ・ 配布先リスト	● 活動 3-5-1 および 3-5-2 と同様。
	3-5-5 質問・回答の中から、法令改正に必要な情報を抽出し、次の立法作業につなげる。	・ 質問・回答の検討状況	・ C/P インタビュー ・ 専門家インタビュー —	● 活動 3-5-1 および 3-5-2 と同様。
	司法省にて、民法・民事訴訟法関連法案の起草・立法化に向けて必要な作業が行われる。	1-1 民法・民事訴訟法関連法令案及び運用指針の起草計画作成及び起草実績	・ 起草された法令	● 活動 1-1-1 と同様。
		1-2 起草する体制（起草班等）の形成実績	・ 専門家、司法省関係者に対する聞き取り調査	● 活動 1-2-1 と同様。
		1-3 起草班によって開催された会合の記録及び管理実績	・ 会合記録	● 活動 1-3-1 および 1-3-2 と同様。
		1-4 コミッテイによって開催された会合の記録及び管理実績	・ 会合記録	● 活動 1-4-1 および 1-4-2 と同様。
		1-5 最新の法令・法案データの一元的管理実績	・ 管理されている法令・法案データ ・ 専門家、司法省関係者に対する聞き取り調査	● 活動 1-5-1 および 1-5-2 と同様。

		1-6 プロジェクト関係者の起草・立法に関する知識向上とその他の継続的な研修開催実績（参加者数、講師、テーマ）	・研修開催実績、研修成果調査	● 活動 1-6-1 および 1-6-2 と同様。
成果 2	司法省にて、司法省から提出された民法・民事訴訟法関連法案のフォロー及び他省庁から提出された法令との調整が行われる。	2-1 司法省から提出された法令案の審議情報のコミッティ内での共有と意見提出及びその記録 2-2 他省庁起草の法令案との調整の議論及び議事録	・コミッティ会合記録 ・コミッティ会合記録	● 活動 2-1-1 および 2-1-3 と同様。
成果 3	司法省が司法関係者等に民法・民事訴訟法及び関連法案を運用するための知識を広める。	3-1 普及する体制の形成実績（新法理解研修の実施、教材・法令配布体制） 3-2 法令及び教材、種類、数及び配布先 3-3 新法理解研修の実績と研修内容の記録	・専門家、司法省関係者に対する聞き取り調査 ・配布記録 ・司法関係者に対する質問票、聞き取り調査 ・新法理解研修実施実績 ・研修講師、参加者に対する質問票、聞き取り調査	● 活動 3-1-1 および 3-1-2 と同様。 ● 活動 3-2-1 および 3-2-2 と同様。 ● 活動 3-3-1 および 3-3-2 と同様。

		3-4 新法理解研修における講師/講師アシスタントの人数と研修実績	・ 専門家、司法省関係者に対する聞き取り調査	● 活動 3-4-1 と同様。
		3-5 Q&A とりまとめ組織の形成、Q&A 集の作成実績	・ Q&A 集	● 活動 3-5-1 および 3-5-2 と同様。
プロジェクト目標	司法省が、民法・民事訴訟法が適切に運用されるために必要な施策を取れるようになる。	1. 司法省による付属法令・運用指針の起草実績及び日本側の関与の变化	・ 起草された法令	● 法令案の分量・複雑さや関係省庁の有無により、起草班ごとに進捗のばらつきはあるが、予定していた法令案は上述のとおり概ね着実に起草されている。 ● 第 1 班（不動産登記関連省令）は、MLMUPC との定期的な共同コミッティの開催が、MLMUPC が多忙であることおよびメンバーが少ないことにより困難であったが、今次レビュー調査において MLMUPC 高官により、メンバーの増員および MLMUPC 内での準備会合の実施など、前向きな協力姿勢が表明された。 ● 第 5 班が担当している「法人登記に関する司法省令」は多くの省庁との整合性を図る必要があるため、他省庁の起草法案の情報収集を行っている段階である。 ● 起草班会合の開催や内容の検討において、カンボジア側の自主性が大変高まってきた。各班はまず自分たちで検討・起草を進め、解決できない問題についてだけ日本人専門家に質問するようになった。 ● 主に民法についての理解度の低さから、日本人専門家の助言が必要と思われる場面は依然として少なくない。
		2. 司法省による民法・民事訴訟法関連法案の立法プロセスにおける調整実績及び日本側の関与の変化	・ 専門家、司法省への質問票、聞き取り調査	● 司法省から発出された後の審議状況の確認・内部共有や、他省庁管轄の法令案についての確認などは、現在までのところカンボジア側が主体となつて順調・適切になされてきている。 ● 日本側の関与については、以前に比べてカンボジア側が必要とする際にのみ助言をするという形が中心となってきた。

		3. 司法省による普及活動の実績及び日本側の関与の変化	・ 専門家、司法省への質問票、聞き取り調査	● 普及活動は前述のとおり、司法省主導のもとに推進されている。普及セミナーおよび教材の配布は計画どおり着実に実施された。 ● Q&A のとりまとめに関しては、民事局が暫定的に担当している。民法が適用されれば司法省でも回答していく必要性は高まるため、このことから司法省職員の民法理解度を向上させることが急務である。
上位目標	民事法制度がカンボジアにおいて適切に機能する。	1. 民法適用後の民事紛争解決手続及び内容の質 2. 2. 日常生活における民法の浸透	・ 司法関係者への聞き取り調査	● プロジェクト目標の達成、すなわち民法・民事訴訟法関連法制度の整備、他の法令のとの調整、及び民法・民事訴訟法及び関連法の普及活動は、民事法制度がカンボジアにおいて適切に機能するために、非常に重要な貢献を果たすと想定される。但し、上位目標の達成には、この他に、裁判所、MLMUPC（土地登記）、地方行政機関などの関係官庁においてもこれらの法律が適切に理解され、運用されることが必要である。また、公務員、官庁だけでなく、弁護士、市民、企業等もこれらの法令を理解し、適切に活用することが必要になる。

評価グリッド
カンボジア法制度整備プロジェクト（フェーズ3）

5 項目その他の基準	評価設問		判断基準・方法	結果
	大項目	小項目		
0-a. 実績				
0-a-1 投入	投入は計画どおりか	日本側投入	・ 計画と実績の比較（大幅な乖離がない） ・ 投入の遅れ等により活動が支障を来たしていない	● 年度毎の計画に沿って、適切な質・量の投入が行われた。投入の詳細は、附属資料 II.1.「ミニッツ（署名版）」Annex2 のとおり。 ● 一部法曹人材の日本国内におけるリクルートの困難から、長期専門家の派遣が遅れたケースがあった。 ● 前フェーズに引き続き、常駐の長期専門家と日本における支援体制（民法作業部会、民事訴訟法作業部会、不動産登記にかかる実務アドバイザーグループ、及び日本国法務省）の組み合わせ、また、短期専門家による現地セミナーや本邦研修といった複数の形態を活用した。 ● 日本側支援体制については、一部普及に必要な教科書・解説の出版の遅れがあったが、その他の法令ドラフトに対するコメントや本邦研修を通じたインプットについては適切に行われた。
	カンボジア側投入		(同上)	● カウンターパート配置 - プロジェクトディレクター：司法大臣 - プロジェクトマネージャー：司法省次官 - 第一審裁判所所長、最高裁判事、司法省職員等からなるコミッティ、司法省職員からなるサブコミッティおよび起草班 ● 施設、事務室 - 司法省内にプロジェクト用の常設事務所、会議室を確保。 ● 運営経費の自己負担

	0-a-2 成果	成果は計画通り産出されているか		・ 目標と実績の比較（大幅な乖離がない）	プロジェクト活動はPDM上の計画に沿って概ね円滑に行われ、成果が達成されつつあることが確認された（詳細は達成度グリッドを参照）。
	0-a-3 プロジェクト目標	プロジェクト目標達成の見込みはあるか			残りの期間を通じて、いくつかの課題に適切に対処することで、この目標は達成が見込まれる（各指標についての現状と今後の課題は、達成度グリッドを参照）。
0-b. 実施プロセス					
	0-b-1 活動	活動は計画通りに実施されているか	進捗に問題はないか	・ 計画と実績の比較	プロジェクト活動はPDM上の計画に沿って概ね円滑に行われ、成果が達成されつつあることが確認された（詳細は達成度グリッドを参照）。
	0-b-2 技術移転の方法	技術移転の方法に問題はないか	ある場合、どの分野におけるどの技術移転方法に問題があるか、その解決方法は何か	- 計画と実績の比較（進捗の大幅な遅れがない） - C/Pの理解度・能力の深まり	- 技術移転の方法の適切性に関し良い兆候が観察された。すなわち、起草班会合の開催や内容の検討において、カンボジア側の自主性が大変高まってきた。各班はまず自分たちで検討・起草を進め、解決できない問題についてだけ日本人専門家に質問するようになった。 - 主に民法についての理解度の低さから、日本人専門家の助言が必要と思われる場面は依然として少なくない。起草メンバーを中心に司法省職員の民法理解度を向上させることが、プロジェクト後半における課題である。
	0-b-3 プロジェクトのマネジメント体制	モニタリングの仕組みが構築されているか		- 各活動のモニタリング担当者配置 - モニタリングの様式及び結果の処理方法についての、合意と実施 - 関係者会議の定期開催	コミッティでは、半年に1度プロジェクトの進捗確認を行っている。ただし、コミッティの定期的な開催には課題も認識されている。
		意思決定は円滑に行われているか		・ プロジェクト実施機関内の迅速な意思決定	コミッティのメンバーには裁判所の仕事に従事している者もあり、また他の者も業務が多忙であるため、定期的に開催することができない。コミッティメンバーへの聞き取りでは、こうした現状について問題意識を有している旨表明された。
		JICA 本部及び在外		・ 連携・協力不足に起因す	連携・協力の体制は整備されており、適時に協力ができているが、内容

		事務所との連絡・協力体制は整備されているか		る活動遅延等の有無	面での認識共有が十分でない場合がある。
		カンボジア側 C/P 機関の連絡・協力体制は整備されているか		(同上)	● 特に問題は認められない。
	0-b-4 実施機関や C/P のプロジェクトに 対する認識の高さ	実施機関は高いオーナーシップをもって取り組んでいるか (C/P の配置状況、外部関係機関との連絡・調整など)		・ C/P 配置に対する配慮 ・ 活動内容への高い関心表明 ・ 的確かつ迅速な連絡・調整	● 起草班会合の開催や内容の検討において、カンボジア側の自主性が大変高まってきた。各班はまず自分たちで検討・起草を進め、解決できない問題についてだけ日本人専門家に質問するようになった。 ● 司法大臣からは、「本邦研修や長期研修から帰国した人材が、一定期間司法省で働くような制限を設けることも検討したい」との提案があった。
	0-b-5 適切な C/P 配置	プロジェクトの業務量及び業務内容に見合った能力のある C/P が十分な人数配置されているか		・ C/P 配置人数の計画との対比 ・ C/P 配置に起因する活動遅延その他の支障	● 起草班は、各班ともにリーダーの主体性のもとで新たに意欲ある職員を随時追加してきた。 ● 新たに起草作業に参画した司法省職員の理解度の向上は、今後、自主的に起草・立法作業を行う上で必要不可欠であり、プロジェクト後半の課題であるといえる。現状では、起草作業に必要な知識を持つ職員が少ないために、高官レベルのメンバーが参加できなければ、起草班会合が開催できない状況となっているが、起草班メンバーからは、新たに起草作業に参画した職員の理解が進めば、多忙な高官が欠席しても、実質的な議論はその他の職員の間で進め、ある程度進んだところで高官の承認を得るという形をとることもできるのではないかという意見も聞かれた。効率的に進むようになるのではないかとこの意見も聞かれた。
	0-b-6 その他の問題	その他、プロジェクトの実施過程で生じている問題はあるか	ある場合、その原因は何か		● 特にその他の問題が生じているとは認められない。
	1. 妥当性				

1-1 必要性	プロジェクトは、対象国の地域・社会の状況やニーズに合致しているか		● カンボジア政府は、引き続き司法分野における人材育成を重視している。2004年7月に発表された国家開発戦略である「四辺形戦略」で明らかに becoming とおり、司法改革は引き続き高い優先順位を与えられており、2008年に発足した新内閣は、これまでの四辺形戦略の枠組みをそのまま引き継いだ「第二次四辺形戦略」を策定している。 ● 2003年に発表された「法・司法制度改革戦略」や2005年に発表された「法司法制度改革短期・中期行動計画」において、「立法の枠組みの近代化」が司法分野の7重点分野の1つと位置づけられている。 ● これらの政策動向に関しては、今次調査においても変更がない旨を司法省に確認した。なお、「法司法制度改革短期・中期行動計画」は、対象期間を2008年までとしており、法・司法改革評議会では2010年にそのレビューを予定している。
	プロジェクトは、ターゲットグループの状況やニーズに合致しているか		● カンボジアにおいて民事法制度を適切に機能させるために最も重要な政府機関のひとつが司法省である。司法省では民法・民事訴訟法の関連法令の起草や普及活動を進められる人材の不足が現在も引き続き課題となっている。人材の育成及び組織の強化が、民法・民事訴訟法の関連法令の起草や普及活動を効率的・効果的に運営するうえで不可欠である。
1-2 優先度	上位目標はカンボジア国の開発政策との整合性が高いか		● 「第二次四辺形戦略」でも司法改革が引き続き高い優先順位を与えられており、その司法改革の戦略・計画でも「立法の枠組みの近代化」を進めることが重点分野の一つとなっている。
	プロジェクトは、日本の援助政策・JICAの国別事業実施計画との整合性が高いか		● 2002年に策定された日本の「カンボジア国別援助計画」において、民事法制度の構築と向上はカンボジアに対する重要政策中核支援と位置づけられている。 ● 2009年に開催された第21回経済海外協力会議では、「法制度整備支援に関する基本方針」が策定され、民法・民事訴訟法関連法令の起草や司法関係機関の組織強化に対する更なる支援の必要性が確認された。 ● JICAの「カンボジア国別援助実施方針(2009年)」では、民法・民事訴訟

					訟法の運用・普及支援の継続により、法司法制度改革の推進に貢献する方針が定められている。
1-3 手段としての適切性	プロジェクトのアプローチ及び対象地域は、適切な選択か	近隣地域で実施されている JICA の他のプロジェクトとの協力・連携は、適切に行われているか。その結果、何かしらの効果を上げているか	・ 本プロジェクトのアプローチの、他地域への適用可能性 ・ 対象地域のニーズ適合性 ・ JICA の他プロジェクトの活動内容との重複 ・ 他プロジェクトとの協力・交流	● 今フェーズでは、民法・民事訴訟法関連法令の起草・普及活動において、司法省職員が、より主体性を発揮し、自立的に民法・民事訴訟法の適切な運用のために必要な施策を取れるようになることを目指している。起草作業においては、まずカンボジア側が起草を行い、日本人専門家によるコメントを踏まえ、草案を完成させるアプローチが採られている。この点は、日本側が起草作業の大部分を担当していた以前のフェーズより、司法省側の主体性が着実に高まったと評価できる。このアプローチについては、一定の成果をあげつつある。 ● このアプローチは人材不足に悩む他の途上国でも有用であると思われる。また日本人専門家の、C/P に主導権を徐々に渡していく方針もキャッシュ・ディベロップメントを目的としたプロジェクトに広く応用が可能であろう。 ● JICA 他プロジェクトの活動内容との重複は認められない。 ● カンボジアでの裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトとは情報や成果物（教材等）を相互に共有し、相乗効果の発現に努めている。 ● カンボジアにおいて民事法制度を適切に機能させるために最も重要な政府機関のひとつが司法省である。	
	ターゲットグループの選定は適正か（対象、規模など）		・ 技術的・物理的優位性の有無 ・ 技術普及できる仕組み・規模・行政的又は法的的位置づけの有無 ・ 活動実施に過不足のない人員配置		

		ターゲットグループ以外へ波及性はあるか	- 普及の仕組みの整備 - プロジェクトへの評価・関心の高さ - 技術のカンボジア全土への普及可能性	- 司法省は新法のカンボジア全土への普及を担当する政府機関であり、本プロジェクトでも普及活動を支援している。 - 各裁判所からあがってくる質問のとりまとめ（Q&Aの作成）に関しては、民事局が暫定的に担当している。民法が適用されれば司法省でも回答していく必要性は高まるため、このことから司法省職員の民法理解度を向上させることにより、質問に適切に対処することによる裁判所や他の行政機関への波及効果が期待できる。 - 特に問題は認められない。	- 司法省は新法のカンボジア全土への普及を担当する政府機関であり、本プロジェクトでも普及活動を支援している。 - 各裁判所からあがってくる質問のとりまとめ（Q&Aの作成）に関しては、民事局が暫定的に担当している。民法が適用されれば司法省でも回答していく必要性は高まるため、このことから司法省職員の民法理解度を向上させることにより、質問に適切に対処することによる裁判所や他の行政機関への波及効果が期待できる。
		効果の受益や費用の負担が公平に分配されるか	- 受益者設定の偏り - プロジェクト成果の実用に関する制限の有無		
	1-4 援助協調	他のドナーとの援助協調及び相乗効果が期待できるか		- CCJAP プロジェクトは、本格的な活動を開始したばかりであるが、裁判所において民事訴訟法が実際にどのように適用されているかについて、情報源の一つとなりうる。現在は刑事中心だが、将来、先方から要望があれば、民法・民事訴訟法・関連法の普及で連携も考えられる。 - LASSP のコンポーネントに、国土管理都市計画省に対する土地登記制度構築の支援が含まれており、プロジェクトとの間でも適宜情報共有が行なわれている。	- CCJAP プロジェクトは、本格的な活動を開始したばかりであるが、裁判所において民事訴訟法が実際にどのように適用されているかについて、情報源の一つとなりうる。現在は刑事中心だが、将来、先方から要望があれば、民法・民事訴訟法・関連法の普及で連携も考えられる。 - LASSP のコンポーネントに、国土管理都市計画省に対する土地登記制度構築の支援が含まれており、プロジェクトとの間でも適宜情報共有が行なわれている。
	1-5 日本の技術の優位性	日本の技術の優位性はあるか	- 類似の協力事例 - 国内における技術的蓄積	これまでフェーズ1、2において民法・民事訴訟法の起草・立法化支援を日本が実施してきた経緯を踏まえると、他ドナーに比してなお日本に技術的な優位性があり、引き続き日本が関連法令の起草や新法普及活動および人材育成に協力することは、従来の協力の成果を高めることに資するものである。今次調査においても司法省からは、その点が繰り返し強調された。	これまでフェーズ1、2において民法・民事訴訟法の起草・立法化支援を日本が実施してきた経緯を踏まえると、他ドナーに比してなお日本に技術的な優位性があり、引き続き日本が関連法令の起草や新法普及活動および人材育成に協力することは、従来の協力の成果を高めることに資するものである。今次調査においても司法省からは、その点が繰り返し強調された。
	1-6 その他	プロジェクト開始以降、プロジェクトを取り巻く環境（政策、経済、社会など）の		- 特に認められない。 「司法制度改革短期・中期行動計画」は、対象期間を2008年までとしており、法・司法改革評議会では2010年にそのレビューを予定している。	- 特に認められない。 「司法制度改革短期・中期行動計画」は、対象期間を2008年までとしており、法・司法改革評議会では2010年にそのレビューを予定している。

	変化はないか			
2. 有効性 (見込み)				
2-1 成果の達成	成果は達成されているか			● プロジェクト活動はPDM上の計画に沿って概ね円滑に行われ、成果が達成されつつある（詳細は達成度グリッドを参照）。 ● 5つの起草班が、班ごとのばらつきはあるものの、概ね各班の課題に対してしながら着実な進捗を見せている。意欲ある新たな職員も随時追加され、起草班メンバー自ら検討を進める・草案を作るといった手法が完全に定着した。特に民事訴訟に関する不動産登記の共同省令案および供託法案は、司法省職員が主体的に起草作業を担った最初の大きな成果である。 ● 起草班会合での検討経緯を記録に残すことは、今後の法令解釈の資料に供するという観点からも重要であるが、必ずしも十分には実施されていないのが現状である。決定事項とその理由を起草メモの形で簡単に残しておく等の工夫が必要である。 ● 成果 1.達成のための課題は、起草班メンバーの民法・民事訴訟法の理解度向上である。これまで、起草班において主体的に起草作業が担われているものの、基本法令の理解不足による起草作業の停滞も指摘された。この点、日本人専門家からのより積極的なインプットが有効と思われるが、ここまで培ってきた司法省職員の自発性を損なわないよう、双方で協議して適切なアプローチを検討していくことが望まれる。
		1. 司法省にて、民法・民事訴訟法関連法案の起草・立法化に向けて必要な作業が行われる		● 着実に行われている。これまででおり活動することで達成が見込まれる。 ● ただし、他省庁間管轄の法令案との調整の時機を逃すことのないよう、引き続き積極的な情報収集に努めることが望ましい。
		2. 司法省にて、司法省から提出された民法・民事訴訟法関連法案のフォロー及び他省庁から提出された法令との調		

				整が行われる		3. 司法省が司法関係者等に民法・民事訴訟法及び関連法案を運用するための知識を広める	● 新法理解研修および条文や教材の配布を教育・普及局が担当し、適切に実施されている。 ● ただし、外部（裁判所等）からの Q&A のとりまとめについては、民法が適用されれば司法省にも多く質問が寄せられることが予想されるため、それに対応するためにも司法省内の体制整備と職員の民法理解度を向上させることが重要であるといえる。 ● これら産出されつつある成果を目標達成に結びつけるためには、いくつかの課題に適切に対処する必要がある（各指標についての現状と今後の課題は、達成度グリッドを参照）。 ● 今フェーズで採用している技術移転のアプローチ（民法・民事訴訟法関連法令の起草・普及活動において、司法省職員が、より主体性を発揮し、自立的に民法・民事訴訟法の適切な運用のために必要な施策を取れるようになることを目指す）が、これまでのところ順調な成果達成に大きく貢献しているものと考えられる。 ● 新たに起草作業に参画した司法省職員の理解度の向上は、今後、自主的に起草・立法作業を行う上で必要不可欠であり、プロジェクト後半の課題であるといえる。 ● 複数の起草班メンバーから、ルッティ判事の勉強会に加えて、日本人専門家からも定期的に（例えば週 1～2 回）民法の全体像を把握できるような講義を実施してもらいたいという要望が出され、民法については日本人専門家による講義が必要であるということが、カンボジア側・日本側双方で確認された。 ● その他に達成すべき成果は特に認められない。
	2-2 プロジェクト目標の達成見込み	プロジェクト目標は達成される見込みか	促進する要因はあるか				● 新法理解研修および条文や教材の配布を教育・普及局が担当し、適切に実施されている。 ● ただし、外部（裁判所等）からの Q&A のとりまとめについては、民法が適用されれば司法省にも多く質問が寄せられることが予想されるため、それに対応するためにも司法省内の体制整備と職員の民法理解度を向上させることが重要であるといえる。 ● これら産出されつつある成果を目標達成に結びつけるためには、いくつかの課題に適切に対処する必要がある（各指標についての現状と今後の課題は、達成度グリッドを参照）。 ● 今フェーズで採用している技術移転のアプローチ（民法・民事訴訟法関連法令の起草・普及活動において、司法省職員が、より主体性を発揮し、自立的に民法・民事訴訟法の適切な運用のために必要な施策を取れるようになることを目指す）が、これまでのところ順調な成果達成に大きく貢献しているものと考えられる。 ● 新たに起草作業に参画した司法省職員の理解度の向上は、今後、自主的に起草・立法作業を行う上で必要不可欠であり、プロジェクト後半の課題であるといえる。 ● 複数の起草班メンバーから、ルッティ判事の勉強会に加えて、日本人専門家からも定期的に（例えば週 1～2 回）民法の全体像を把握できるような講義を実施してもらいたいという要望が出され、民法については日本人専門家による講義が必要であるということが、カンボジア側・日本側双方で確認された。 ● その他に達成すべき成果は特に認められない。
	2-3 因果関係	成果は、プロジェクト目標を達成するために十分であるか	促進する要因はあるか				● 新法理解研修および条文や教材の配布を教育・普及局が担当し、適切に実施されている。 ● ただし、外部（裁判所等）からの Q&A のとりまとめについては、民法が適用されれば司法省にも多く質問が寄せられることが予想されるため、それに対応するためにも司法省内の体制整備と職員の民法理解度を向上させることが重要であるといえる。 ● これら産出されつつある成果を目標達成に結びつけるためには、いくつかの課題に適切に対処する必要がある（各指標についての現状と今後の課題は、達成度グリッドを参照）。 ● 今フェーズで採用している技術移転のアプローチ（民法・民事訴訟法関連法令の起草・普及活動において、司法省職員が、より主体性を発揮し、自立的に民法・民事訴訟法の適切な運用のために必要な施策を取れるようになることを目指す）が、これまでのところ順調な成果達成に大きく貢献しているものと考えられる。 ● 新たに起草作業に参画した司法省職員の理解度の向上は、今後、自主的に起草・立法作業を行う上で必要不可欠であり、プロジェクト後半の課題であるといえる。 ● 複数の起草班メンバーから、ルッティ判事の勉強会に加えて、日本人専門家からも定期的に（例えば週 1～2 回）民法の全体像を把握できるような講義を実施してもらいたいという要望が出され、民法については日本人専門家による講義が必要であるということが、カンボジア側・日本側双方で確認された。 ● その他に達成すべき成果は特に認められない。

		外部条件は、現時点においても正しいか。外部条件が満たされる可能性は高いか			● 外部条件「司法省に適切な人員配置が行われる」については、慢性的な人員不足の状況ではあるものの、現在のところプロジェクトの遂行に支障をきたしてはいない。 ● 外部条件「共同所管の法令の起草に際して、他省庁の協力が得られる」については、起草班第1班（不動産登記関連省令）の活動において、MLMUPC との共同コミッティが、MLMUPC メンバーが多忙であることにより定期的に開催できず、起草作業の進捗に影響を与えていた。しかし今次レビュー調査において MLMUPC 高官により前向きな協力姿勢が表明されたため、状況の改善が期待される。第5班（法人登記関連省令）も、内務省・外務省をはじめ多くの省庁からの協力を得る必要があり、こちらも引き続き注視する必要がある。
3. 効率性					
	3-1 成果の産出度	成果の産出度は適切か		・ 目標と実績の比較	● プロジェクト活動はPDM上の計画に沿って概ね円滑に行われ、成果が達成されつつある（詳細は達成度グリッドを参照）。
		成果の産出を促進・阻害する要因はあるか	促進する要因はあるか		● 「2-2 プロジェクト目標の達成見込み」と同様。 ● 実施中の「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2）」や「弁護士会司法支援プロジェクト」との間で、条文や法令解説等の出版物が共有されており、今後も引き続き共有がなされることで、効率性が更に高まることが期待される。
			阻害する要因はあるか		● 「2-2 プロジェクト目標の達成見込み」と同様。 ● コミッティ会合が適時開催されるかどうかは、プロジェクトの効率性に与える影響が大きい。コミッティ会合が予定通り開かれ、主体的に遅延なく起草でき、さらに成果をあげるために、コミッティの構成を再編し、新しいメンバーを入れる必要がある。
	3-2 因果関係	成果を産出するため十分な投入であったか		・ 投入の不足或いは不適切性に起因する遅延その他の支障の発生	● 投入については、一部法曹人材の日本国内におけるリクルートの困難から、長期専門家の派遣が遅れたケースがあった。しかし、全体に、前フェーズに引き続き、常駐の長期専門家と日本における支援体制（民

					法作業部会、民事訴訟法作業部会、不動産登記にかかる実務アドバイザーグループ、及び日本国法務省）の組み合わせ、また、短期専門家による現地セミナーや本邦研修といった複数の形態を活用した支援のあり方は、カウンターパートが適時かつ広がりや深みのある助言を得ることができ、また実務上のニーズに即した情報提供ができる方策であり、効率性の促進要因となっている旨が確認された。 ● 日本側支援体制については、一部普及に必要な教科書・解説の出版の遅れがあったが、その他の法令ドラフトに対するコメントや本邦研修を通じたインプットについては適切に行われた。
	3-3 タイミング	計画に沿って活動を行うために、過不足ない質・量の投入がタイミングよく実施されたか		・ 計画に沿ったタイミングでの投入実施 ・ タイミングに起因する遅延その他の支障の発生	(同上)
	3-4 コスト	類似プロジェクトと比較して、総投入コストは妥当であるか		・ 類似案件の総投入コストとの比較	(比較可能なプロジェクトが存在しない)
4. インパクト（見込み）					
	4-1 上位目標の達成見込み	上位目標は達成される見込みか		・ 裁判官・検察官に任命される RSJP 修了生の数 ・ RSJP 修了生の民事裁判手続にかかる理解度	● プロジェクト目標の達成、すなわち民法・民事訴訟法関連法制度の整備、他の法令のとの調整、及び民法・民事訴訟法及び関連法の普及活動は、民事法制度がカンボジアにおいて適切に機能するために、非常に重要な貢献を果たすと想定される。但し、上位目標の達成には、この他に、裁判所、MLMUPC（土地登記）、地方行政機関などの関係官庁においてもこれらの法律が適切に理解され、運用されることが必要である。また、公務員、官庁だけでなく、弁護士、市民、企業等もこれらの法令を理解し、適切に活用することが必要になる。

		上位目標の達成を促進・阻害する要因はあるか	促進する要因はあるか		プロジェクトに関わっている司法省職員の立法技術および法の理解・解釈の経験は、起草班での活動を通じて着実に蓄積されている。これは司法省が民事分野以外の法令を起草・普及していく上でも活用されている。
			阻害する要因はあるか		特に認められないが、前述のとおり新たに起草作業に参画した司法省職員の理解度の向上は、今後、自主的に起草・立法作業を行う上で必要不可欠であり、プロジェクト後半のみならず、上位目標の達成に向けて継続的に取り組まれるべき課題となるであろう。
4-2 因果関係		上位目標とプロジェクト目標は乖離していないか	プロジェクトの結果がどの程度上位目標の達成に貢献するか		
		外部条件は、現時点においても正しいか。外部条件が満たされる可能性は高いか		.	特に問題は認められない。
4-3 波及効果		上位目標以外の効果・影響が想定されるか	マイナスの影響については、それを軽減するための対策は採られているか	プロジェクト実施前後の変化	立法局は本プロジェクトでの活動を通じて PDM 手法に関する知識を獲得し、同局の 5 か年計画を作成する際に自らそれを取り入れた。
		ジェンダー、民族、社会的階層の違いにより、異なった影響はあるか		(同上)	特に問題点は認められない。
		その他のマイナスの影響はあるか。それを取り除くための方策は何か			特に問題点は認められない。

5. 自立発展性（見込み）					● 本プロジェクトでは、プロジェクトの目標および成果に、司法省における民法・民事訴訟法が適切に運用できることの自立発展性を埋め込んでいるため、基本的には目標・成果の達成が自立発展性と直結している。
	5-1 政策・制度面	政策支援は協力終了後も継続するか			● 「司法制度改革短期・中期行動計画」は、対象期間を2008年までとしており、法・司法改革評議会では2010年にそのレビューを予定している。これらの政策動向に関しては、今次調査においても変更がない旨を司法省に確認した。
	5-2 組織・財政面	協力終了後も、効果を上げていくための活動を実施するに足る組織能力はあるか			● 今フェーズでは、ここまで、起草作業をカンボジア側の手に移す方針を採り、日本側が法案を用意してきた前フェーズまでの方法と異なり、カンボジア側が法案を起草し、日本側は、起草された法案に対してコメントをする手法を採用してきた。これにより、カンボジア側も、日本人専門家の助言や、本邦研修、短期専門家来訪の機会を活用したり、自分たちで情報収集したりしながら、起草班ごとに法案を起草してきた。司法省内の起草班会合やコミッティ、MLMUPCとの共同コミッティにおいても、起草班の担当者が、起草した法案の内容を説明したり、制度の説明をしたりするようになっている。 ● このように、起草班に起草作業を委ねたことによって、カンボジア側の自立傾向は非常に高まったと言ってよく、今後この手法を続けることによって、プロジェクトの自立発展性が高まっていくと見込まれる。
		活動成果を研修・普及していくための組織的枠組みは整備されているか			● 民事訴訟法のうち特に起草に必要とされる部分については、一定の理解が進んでいると考えられ、今後は、新しく起草班に参画したメンバーに対するインプット（知識の共有）を起草班内で自主的に行うことが必要である。ただし、必要な場合は日本側が協力することも考えられる。

		必要な事業計画(短期・長期)を整備しているか			・	● 協議を通じて、本プロジェクトの将来的な持続性を担保するために、本プロジェクトの諸活動が司法省の戦略計画に組み込まれることが検討される必要がある。
		実施機関のプロジェクトに対するオーナーシップは、十分に確保されているか			・	● 司法省職員の高いオーナーシップが観察されている。
		経常経費を含む予算の確保は行われているか。予算措置は十分に講じられているか			・	● 自立発展性を阻害する最大のリスクのひとつは、資金面・人員配置面での継続性である。引き続き司法省から政府に対し、予算措置・人員強化を働きかける必要がある。
	5-3 技術面	カンボジアにおいて適用可能かつ実用的な技術が移転されているか			・	● 「1-3 手段としての適切性」にて言及したとおり、カンボジア側 C/P 職員が、より主体性を発揮し、自立的に起草作業・普及作業を担えるようになることを目指した技術移転アプローチを採用しており、成果が出始めている。 ● これまで行われている司法省による民法理解度向上のための勉強会の開催といった自発的努力に加え、条文の背景を理解している日本人専門家からのインプットも必要と考えられる。その際、日本人からのインプットに依存し、自立発展性を損なうことのないように、知識移転のアプローチについては、双方で工夫を重ねることが望まれる。例えば、講義や質疑応答はカンボジア側参加者ができるだけ記録に残し積極的に活用すること、司法省職員同士で教え合うこと等により、その知識の普及と定着を図ることなどが考えられる。
		普及のメカニズムはプロジェクトに取り込まれているか			・	● 関係者を対象とした研修実施の仕組み ● 技術移転の仕組みや教材等の準備

		関連機関との業務提携・連携関係が良好に維持され、発展していく見通しはあるか			● 司法院、司法官職高等評議会およびRAJPで協議した結果としてRAJPの5か年計画(2008-2012年)が策定されている例に見られるように、関連各機関との良好な関係が認められる。 ● RSJPとのコミュニケーションについても、特に問題は認められない。現状は司法省次官がRSJPで教官を兼務していることもあり、自然と情報共有される条件が整っている。普及活動についてのRSJPと司法省の住み分けに関しては、両機関の間に共通認識がある。
		C/Pスタッフの多くが、プロジェクト終了後も実施機関に残る見通しはあるか			● 特に問題点は認められない。
		資機材の維持管理は適切に行われているか			● 特に問題点は認められない。
	5-4 社会・文化・環境面	女性、貧困層等への配慮不足により持続性を妨げる可能性はないか			● 特に問題点は認められない。
		環境への配慮不足により、持続性を妨げる可能性はないか			● 特に問題点は認められない。
	5-5 その他	自立発展性を阻害するその他の要因はあるか			● 新たに起草活動に参加した職員の民法・民事訴訟法の理解は、まだ完全なものとは言えず、そのために、起草法令の趣旨や内容について、起草班内部で他人に明確に説明できない等、検討作業がスムーズに進まない場合もある。 ● 今後、法案の起草・検討の効率を上げ、プロジェクトの成果・活動の自立発展性を一層高めるためには、司法省職員の間で、民法・民事訴訟法の基本的な体系について、一定程度の理解を共有することが必要

と考えられる。

質問票#	大分類	小分類	宛先	質問			
					2/19 第5班(法人登記)メンバー(班長:イエン・シナー次官補) Mr. Khy Chit キャン・ソアナ Ms. Phan Chanly Mr. Or Pichveasna Mr. Nou Sackdey H.E Yean Sina	2/19 第3班(「執行官選考の条件及び手続きに関する省令」、「国庫から支給が必要となる執行官の収入の基準額に関する政令」)メンバー(班長:ブン・ホン次官補) Ms. サイム・サイムヴィエタイ Mr. Yet Rithya Mr. Nou Rithya Mr. Hong Vanvatana H.E. Choun Tech H.E. Bun Honn Ms. Nil Philippe Ms. Chun Chamroeun Ms. You Lay Mr. Ty Vichet Mr. Khy	2/22 日本人専門家
	活動	0-2	MOJ全体	司法省プロジェクトのベースライン指標(プロジェクトの目標成果の指標:2008/5に合意したもの)はどの程度共有されていますか？	—	—	—
	活動	1-3	MOJ全体	各起草グループの、ミーティング開催実績(日時、内容、参加者、合計回数など)を教えてください。	[H.Y Yean]まだ4回。11月に初回はMs. Khiev Sokhaとだけ話していたが、彼女は間もなく離任した。その後12月に1回目を開催し、どのように進めるかを話した。1/8に2回目は内務省と外務省から情報が入って、内務省のNGO法案で法人登録を検討していた。両省は政令を制定しようとしていたが、その資料を入手したので、そこまでの内容や問題点を確認した。1/21に3回目を実施。4回目を1/28に開き、MOJ単独では何も出来ないので、内務省と外務省の結果を見てから考えようということになった。ここまで資料をベースに検討した結果、関連省庁は10くらいに及ぶだろうと考えている。教育省、商業省、環境省、外務省、情報省、産業省、観光省、農務省、CDC、労働省。関係してくる法令等を各省庁が準備している段階。	[西畑]「執行官選考の条件及び手続きに関する政令」は発出済みと聞いているが？ [H.E. Bun] 一部修正しなければならない部分がある。法案を閣僚評議会に出そうとしたところ、コミッティーから問題点を指摘されて指し戻され、起草班で検討中。昨日もミーティングを開き、2つの大きな問題点を検討した。今後も起草班で検討して、コミッティーに報告する予定。収入基準額の方はこれから準備する予定。	
1	活動	1-3	MOJ全体	各起草グループの、ミーティング議事録の作成担当者、作成実績(日時、作成者など)、保管場所を教えてください。	[Ms. Phan]H.E. Yeanと相談して開催時期を検討し周知している。内容の議論には入っていないので、議事録はまだ取り始めている。 [Ms. Phan]供託に関しては水曜午後に定例会合を開いている。不動産登記は水曜日の午前中、木曜は他省庁とのミーティング。供託班については、議事録担当者はいない。但し、問題がある時にコミッティに報告するためには会合での協議内容を文書にする。供託法の場合は骨格が既にできている、詳細な部分の議論を現在している。会合には、毎回日本人専門家も参加している。 [Mr. Khy] 執行官関連法班についても定例MTGを開いているが、メンバーは他の起草班との兼務が多い、会議室の空きがない場合などにはキャンセルになる。議事録作成者は決まっていない。 [西畑]議事録をとらないのは必要がないと考えているからか、それとも人手が足りないからか？ [Ms. Phan]人がいないのが問題だ。メンバーは、皆局長や次長級以上なので他の仕事が多いため、本当は議事録を取りたくても取れない。他の省庁との会合の時には記録をとるが。 [Mr. Khy] 起草班メンバーは会合以外にも事前の調査などが必要。議事録の専任担当は必要だと思う。つまり事務方の職員として。 [Ms. Phan]JICAから人員の追加配置を申し入れてもらえれば嬉しいが、予算がつかどうか？問題である。 [Mr. Khy] 記録をとるように言われたことがあるが、会合や地方出張が続いて整理出来なかった。	[西畑] 起草班会合はどういう運営で開催されているか？ [H.E. Bun] 木曜午後に定例を設定していたが、多忙で、省外の会合とも重なり、なかなか開催できなかったため、適宜、皆があいているタイミングで毎週開催することに変更した。 Ms. Philippeがその都度会議招集をしている。議事録は交代で取るようにしている。起草班は18名いるが、若い職員が法案作成技術を学びたいと参加を希望している。Ms. サイム も、新しく希望して参加している。今日参加していない何人かは、裁判官になって起草班を外れる可能性もあるので、今後多少減るかもしれない。	
2	活動	1-5	MOJ全体	最新の法律・法案をどのように一元管理していますか？	[Mr. Khy] 成立した法案は、総務総局が管理していたが、現在は立法局が管理している。ハードコピーしか管理していない。電子データは各個人が持っている。起草中の法案については、JICAのコンピュータに、そこに全ての最新版が入っている。みんながアクセスできる。 刑法については、フランスが提供したコンピュータで同じようなやり方で管理している。 [Mr. Or] 管理用のPCは別に一台あって、JICAスタッフが管理している。誰でもアクセスできるわけではない。最新データを使う時はそれを借りて使用している。 [Mr. Khy] メンバーの一人が、管理PCからUSBにコピーして持ち出し、修正作業をする。USBをもつある人が修正作業中は、他のWGメンバーは作業しないようにし、他の人が修正するときにはUSBを渡し作業をし、作業が完了したら、またJICAスタッフを経由して管理PCに戻すという運用。 [Mr. Or] 不動産登記については、省令の中身は大体できているが、国土省が会合に応じられないのでなかなかできない。	[H.E. Bun] Ms. Philippeが一貫して管理しており、法案作成が全て完了した時点でプロジェクトオフィスにデータを渡すようにしている。会合中は紙面の上で編集作業をする。会合後にMs. Philippeが責任をもって電子データに反映している。	

質問票 #	大分類	小分類	宛先	質問	2/19 第5班(法人登記)メンバー(班長:イエン・シナー次官補) Mr. Khy Chit キャン・ソアナ Ms. Phan Chanly Mr. Or Pichveasna Mr. Nou Sackdey H.E Yean Sina	2/19 第3班(「執行官選考の条件及び手続きに関する省令」、「国庫から支給が必要となる執行官の収入の基準額に関する政令」)メンバー(班長:ブン・ホン次官補) Ms. サイム・サイムヴィエタイ Mr. Yet Rithya Mr. Nou Rithea Mr. Hong Vanvatana H.E. Choun Tech H.E. Bun Honn Ms. Nil Philippe Ms. Chun Chamroeun Ms. You Lay Mr. Ty Vichet Mr. Khy	2/22 日本人専門家
3	活動	1-6	MOJ 全体	司法省内部でのCC、CCP関連の勉強会の開催実績(日時、講師、参加者、研修内容など)を教えてください。	[Mr. Or] 毎週火曜日に内部の民法勉強会をやっている。 [Ms. Phan] 自分は別の会議や仕事が多くてほとんど参加できない。日本人専門家による講義を週一回とか二回くらいやってもらえれば嬉しい。まだ日本人専門家から聞きたいことがたくさんあるため、起草班メンバーの民法関連の理解度はまだまだ不十分だと思う。内部勉強会は、CC/CCPの条文を見ながら読んで解釈するというやりかた。日本人専門家は勉強会の間中ずっとは同席しておらず、ルティさんが自主的に教えている。	[西畑] ルティ判事の内部勉強会に参加しているか？ [H.E. Bun] 今日出席しているメンバーは誰も参加していない。 [西畑] 執行官関連法の班なので、CCについてはあまり関係がないかもしれないが、起草作業を進める上でCC/CCPの理解は十分なものか？ [H.E. Bun] 確かにこの起草班はCCとはあまり関係ないのだが、若手のMOJ職員は他のどんな法令の起草に今後携わるか分からないので、CCはしっかり理解しておく必要があると考えている。 [Mr. Nou] 神木専門家のRSJPでの早期レッスンに出ている。 [Ms. Philippe] 私も出ていた。多忙で出られなくなったが。 [H.E. Bun] 二人とも、ルティ判事の勉強会と比較して神木専門家の方を選んだわけではない。二人は最初から神木専門家のレッスン(2年前から実施)に出ていたという経緯。業務がない早朝の時間帯の方が参加しやすいということはある。日本人専門家は、どういう経緯でCC/CCPが起草されたかということを知っているため、そちらから学びたいということもあるだろう。	[清原専門家] 毎週火曜日の内部勉強会には、自分が同席しており、質問があったら回答するようにしている。
4	活動	1-6	MOJ 全体	研修を通じて参加者の理解度は向上していますか？何か課題を感じていれば教えてください。	—	—	[磯井] 理解度について何か感じたこと等はあるか。 [坂野専門家] ルティ判事のことばかり察すると、物上保証人は保証人とは違うので、債務を負うわけではないということはまだ理解していない。 [清原専門家] 起草作業に関係するところは、不動産執行とか仮差押等はある程度基本的なところが理解できてきたと思う。訴訟手続に関しては、起草するものが何もないので、何も分かっていないに等しいのではないか。ラジオ出演の際のやりとりでも、訴訟手続の全体チャートすら自分の頭で描けていない。しかし、執行だけは分かっている。民法については何も手のつけようがない。旧法の頭で物事をやっている様子。 [磯井] 自主勉強会の後の質問はどんなことが出るか。 [清原専門家] ルティ判事は旧法と新法の違いを説明している。そこはある程度若手も理解している様子。質問は、新法の内容、各条文のあてはまる具体例は？、というものがほとんど。 [坂野専門家] 司法省職員は、RSJPと違って、新民法の教育をうけていない人達なので。
7	活動	2-1	MOJ 全体	MOJが提出した法案の審議情報をコミッティ内で共有するプロセスと担当者を教えてください。	—	[西畑]審議情報を共有する担当者は、コミッティ内でどのように決まるのか？ [H.E. Bun]ほとんどヒー・ソビア次官が対応している。ただし、誰か別の担当者もつく。法案によって一緒に行く担当者が違う。閣僚評議会の会議場は狭いので、同席できる人は4、5人。国会審議の場合は10人くらいが同行する。省庁間会議は大臣は参加しないでヒー・ソビア次官に一任されているが、そこに次官補らが一緒に参加する。閣議の時、国会の時は大臣が参加する。詳しい部分はヒー・ソビア次官が説明する。	[坂野専門家] システム、プロセスはできていない。しかし実際には審議情報の共有ということはアドホックに回している。したがってPDMの活動の順番どおりに成果は出していないが、やることはやっている。 [磯井] もともとのPDMの意図が、アドホックではなくてシステムとプロセスの設定・定義をするべきだ、ということであれば、プロジェクト後半でそこをやった方が良いというまとめ方ができであろう。
8	活動	2-1	MOJ 全体	MOJが提出した法案の審議に対してコミッティから意見提出した実績(法案名、内容、日付など)を教えてください。	—	—	—
9	活動	2-2	MOJ 全体	他省庁起草法令案の情報を把握・収集するプロセス、および、既に確認された法令案の情報収集担当者を教えてください。	—	—	—

質問票#	大分類	小分類	宛先	質問	2/19 第5班(法人登記)メンバー(班長:イエン・シナー次官補) Mr. Khy Chit キャン・ソアナ Ms. Phan Chanly Mr. Or Pichveasna Mr. Nou Sackdey H.E Yean Sina	2/19 第3班(「執行官選考の条件及び手続きに関する省令」、「国庫から支給が必要となる執行官の収入の基準額に関する政令」)メンバー(班長:ブン・ホン次官補) Ms. サイム・サイムヴィエタイ Mr. Yet Rithya Mr. Nou Rithea Mr. Hong Vanvatana H.E. Choun Tech H.E. Bun Honn Ms. Nil Philippe Ms. Chun Chamroeun Ms. You Lay Mr. Ty Vichet Mr. Khy	2/22 日本人専門家
	活動	3-3	MOJ 全体	「新法理解研修」の実施実績、またRSJPとの調整が何か必要になりましたか？どのように対応していますか？	—	—	—
	活動	3-4	MOJ 全体	「新法理解研修」の講師候補者、講師アシスタントについて、(1)彼ら/彼女らに対する研修の実績 (2)彼ら/彼女らによる講義実績 を教えてください。	—	—	—
	プロ目	1	MOJ 全体	附属法令や運用指針の起草において、日本側の関与はどのように変わってきましたか？	[西畑] 法人登記の検討について、起草班では、日本人専門家と起草班メンバーの間でどのようにやり取りして進めているのか？ [H.E Yean] 専門家も一緒に入って協議している。民法適用法の18-32条に関係しているのではないかと認識している。最終的に法人登録の管轄は司法省なのだが、情報収集をした結果、外務省・内務省だけが関係省庁かと当初は考えていたが、他の関係省庁が多いので、そこを巻き込みながら進めていくことになると思う。 [樋渡] それらの検討結果を出すまでに、日本人専門家からはどのような技術的なインプットがあったか？ [H.E Yean] この起草班は、まだ具体的な作業を進めるための情報収集段階にあるため、日本人専門家はまだしっかり入ってもらっているわけではない。この起草班もコミッティの下部組織なので、そこから情報をおろしてもらっていて、今の所は日本人専門家から直接的なインプットをしてもらわなくても大丈夫。 [Ms. Phan] 会合には参加してもらっているが、外務省/内務省の検討結果待ちということもあるため、まだ意見を出してもらってはいない。	[H.E. Bun] 専門家は起草班会合に参加するばかりではなく、起草班の作業で質問が出た際に相談している。我々が必要としている情報を調べてきたりしてくれている。会合では、積極的に発言するというよりも、聞いた時にコメントしてくれるというスタンス。法案を作るにあたって、骨格を考えなければいけない。その際に日本の場合どうなっているかを聞いたりした。また近い制度の国を調査したりするが、その結果起草した法案に対してコメントを依頼したりする。コミッティーまであげてから差し戻されると、長い時間がかかってしまうため。フェーズ1では日本側が起草してきたが、フェーズ3ではカンボジア側が起草するという考え方に基づいていると理解している。専門家がいなければ起草作業はできないので、常に会合に同席してくれていることは大変助かる。	—

質問票#	大分類	小分類	宛先	質問	2/19 第5班(法人登記)メンバー(班長:イエン・シナー次官補) Mr. Khy Chit キャン・ソアナ Ms. Phan Chanly Mr. Or Pichveasna Mr. Nou Sackdey H.E Yean Sina	2/19 第3班(「執行官選考の条件及び手続きに関する省令」、「国庫から支給が必要となる執行官の収入の基準額に関する政令」)メンバー(班長:ブン・ホン次官補) Ms. サイム・サイムヴィエタイ Mr. Yet Rithya Mr. Nou Rithya Mr. Hong Vanvatana H.E. Choun Tech H.E. Bun Honn Ms. Nil Philippe Ms. Chun Chamroeun Ms. You Lay Mr. Ty Vichet Mr. Khy	2/22 日本人専門家
	プロ目	1	MOJ 全体	附属法令や運用指針の起草において、引き続き必要と思われる日本側の関与はどのようなものですか？	[H.E Yean] いまの問題は、内務省/外務省が準備している政令と民法適用法とが整合していないこと。民法適用法が先に成立すれば、この起草班の活動は終わってしまうので、今後どうなるかは分からない。 [Ms. Phan] 民法については、若手職員層はほとんど理解できていない。日本人専門家が、最もCC/CCPIについての知識があるので、ぜひ直接講義をしてほしい。また、職員は、いくつもの起草班を掛け持ちしているので、起草班会合と、他の業務だけで日中は大変忙しい。できれば、講義をしてもらう時間は、職員の時間外であれば、本当にたくさんの方が参加すると思う。 [Mr. Khy] 一般的に司法省のメンバーは、給料は低いから(公務員はでUSD50程度、局長、次官級でUSD200～400程度)本業以外で学校で教えるなどして稼がないと生活ができない。定例会合を設定してメンバーを増やしても、常に出席することが不可能になってしまう。司法省の職員は300人以上いるが、実働は20人もいないのではないかな。 [Mr. Or] JICAには出張旅費など会計基準があると思うが、現地の状況に合っていないのではないかなと思う。カンボジアにはカンボジアの実情に合った基準が必要。 [Mr. Khy] 日本が新政権になって予算が削られるのではないかと心配している。 [西畑] JICAの旅費基準は、全世界一律ではなく、カンボジアにおいては現地事務所が現地の物価水準から実費負担分に相当の旅費基準を定めている。プロジェクトは、JICAだけのものではなく、C/PであるMOJと共同で実施するものである。本来であれば、相手国政府にも応分の負担をしてもらう必要があり、そういう意味で、旅費は実費程度の金額になっている。ほかの省庁も同じ扱い。	[H.E. Bun] 関与の仕方については、起草作業の時は現在のスタンスでよいと思う。また、せっかく若い職員が起草班に入って、意欲を持ちCC/CCPをすこく勉強したいと思っている。したがって、新法に関する講義を起草班の若手メンバーにしてもらえればありがたい。起草の時の別の問題としては、予算的なもの。今まではJICAオフィスに来て資料を調べるのが基本だが、土日に個人で調べたりすると私費がかかってしまう。そういうところの支援がお願いできれば嬉しい。 時間的制約が非常に大きい。不定期な会合開催にせざるを得ない状況。それが重なって、予定より遅い進捗になる。起草班もコミッティーも予定通り開催されず、それを待つうちにどんどん作業が遅れる。若い職員を育てていくことで、次官たちの時間も有効活用できるようになる。 難しいのは、今までは経験豊富な人がいいという考えが強かったが、そういう人は作業や会合の途中で抜けてしまう。それもあるって、若い人を育てていかなければと考えている。若い職員の育成にぜひ日本の支援をお願いしたい。	—
	プロ目	2	MOJ 全体	立法プロセスにおける他省庁との調整において、引き続き必要と思われる日本側の関与はどのようなものですか？	[H.E Yean] CC/CCPIは日本が起草をしてきたので、起草会合で日本の法律や制度に関する知見を提供してほしい。 [Mr. Or] いまのやり方は日本がこうやっているからカンボジアでもこうするべき、というアドバイスが中心。しかしカンボジアはさまざまな進め方が遅い。一度法律を成立させて、不具合があれば改正すればよいと専門家は言うが、カンボジアでは一度法律を成立させてから改正することは大変難しいため、じっくり詰めていく方がいいということも理解してほしい。プロジェクトの期限と目標があるのも理解できるが、カンボジアの状況も理解してほしい。例えばもう少し起草班作業をスピードアップするために、完全に隔離してしまうという方法もある。他省庁との会合は合宿形式等にして、日々の業務から離れて協議を行う。そういう予算があれば集中討議などをやりたい。	[西畑] 閣僚評議会で執行官法関係で何か問題が出た際に、対応作業はこの起草班メンバーまでおいてくるのか？ [H.E. Bun] 政令以上は閣僚評議会の審議が必要だが、省令までは上げる必要がない。法案の検討会の手続きは、司法省が出した後に閣僚評議会の中の法律家委員会がまず見て、省庁間会議の審議となって、問題があれば司法省からの代表者(次官以上)がその場で決定できる権限をもっているが、決定できなければその法案を提出した省内に戻す。その場合は、コミッティーで検討する(起草班までは戻さない)。実際にはMOJ関連の法案は、省内に戻ってくることはほとんどなく、MOJの内容をよく分かっている人間が決定権をもって省庁間会議で解決することが多い。他の省庁からの法案は、結構差し戻されているが。執行官法については、閣僚評議会に提出した後に問題点に気付いて、差し止めてもっている。	—
	プロ目	3	MOJ 全体	普及活動において、引き続き必要と思われる日本側の関与はどのようなものですか？	—	—	—

質問票#	大分類	小分類	宛先	質問	2/19 第5班(法人登記)メンバー(班長:イエン・シナー次官補) Mr. Khy Chit キャン・ソアナ Ms. Phan Chanly Mr. Or Pichveasna Mr. Nou Sackdey H.E Yean Sina	2/19 第3班(「執行官選考の条件及び手続きに関する省令」、「国庫から支給が必要となる執行官の収入の基準額に関する政令」)メンバー(班長:ブン・ホン次官補) Ms. サイム・サイムヴィエタイ Mr. Yet Rithya Mr. Nou Rithea Mr. Hong Vanvatana H.E. Choun Tech H.E. Bun Honn Ms. Nil Philippe Ms. Chun Chamroeun Ms. You Lay Mr. Ty Vichet Mr. Khy	2/22 日本人専門家
17	外部条件		MOJ全体	共同所管の法令、調整が必要な法令の起草に関して、他省庁の協力は十分に得られていますか？	[H.E Yean] 外務省と内務省はNGO法案を作成中であるが、まだ提供してくれていない。閣議に諮る際にはMOJも参加するので、そこで内容は分かるだろう。閣議提出前に省庁間会議があるので、そこで意見を出せる。閣僚評議会の中の法律家委員会にかけられる。そこに司法省メンバーもいる。その委員会が省庁間会議を招集する。 [Ms. Phan] 権限の関係で、一部の登録業務が関係しているために外務省・内務省がその部分を自分たちの管轄にしようとしている。権益が絡むことが調整する上で難しい問題である。一般には、法律(民法適用法)の方が政令より上位ではあるが、省庁間の力関係もあるためそれだけで決まる訳ではない。 [H.E Yean] MOJとしては、同法と矛盾する政令は無効にしたいが、省庁間の力関係もあるためどうなるか分からない。	—	[西畑]Yean Sina次官補が、NGO法との関係で「民法適用法で、同法と矛盾する政令は無効化することもできる」というようなことを言っていたが、どういうことか。 [坂野専門家] カンボジアの悪しき伝統として、「この法律が成立した際に、関連した過去の法令等は全て無効とする」と一文が入ることがよくある。しかしNGO法と民法の関連ではどこが抵触するか、まだ内務省が準備している法令の内容が分からないし、そもそも民法適用法にそのような包括的な一文は入らない。まずは先方が準備しているものの内容を明らかにしなければならない段階。
18	実施プロセス	0-b-2	MOJ全体	司法省プロジェクトにおける日本側からの技術移転の方法(現地での専門家の助言や研修、日本側委員会からの助言や教材資料の提供、日本における研修)は、司法省関係者の理解度、知識、スキルを向上させる上でタイミングがよく、また適切であると思われますか？	—	—	—
19	実施プロセス	0-b-3	MOJ全体	プロジェクト関係者同士(司法省内、司法省と上位機関、他の関係機関、司法省と日本人専門家・JICA事務所など)のコミュニケーションに問題はありますか？	[西畑] 国土省との共同コミッティ会合に、日本人専門家がオブザーバではなく自由に発言、関与できる立場で参加できるように位置づけを再整理することができないか打診したら、検討してもらえる可能性はあると思うか？ [H.E Yean] 実際は、土地法を起草したドナーがJICAを近寄せたくないというのが裏事情としてあるのではないか？ [西畑] ドナー(フィンマップ、GTZ)と以前に協議した際は、「法令の根拠があればシステムを改変することもありうる」という言い方だったのだが。 [H.E Yean] ドナーは、表向き協力すると言うが、裏面にはやはり先述のような思惑があるのではないかと自分は考える。但し、国土省とJICAの間は、そういう打診をしても特に問題がないと思う。 [Ms. Phan] 国土省側では、JICA側が会合で自由に発言することには、特に問題を感じていないのではないか。でなければ、そもそも共同コミッティなど作らないと思う。	—	—
20	実施プロセス	0-b-4	MOJ全体	現状の政府予算割り当てと、今後の見通しについて教えてください。	[H.E Yean] 予算がない。オフィスの運営費や給料しか政府から予算がつかない。 [西畑]普及セミナーの予算について、新しい法律が成立した最初の年の普及セミナーにしか財務省は予算を承認しないと聞いているが。 [Ms. Phan] 普及に関しては、年間計画を作って財務省に出し、その計画にもとづいて予算が配賦される。2年目から同じ法律について普及セミナー予算が承認されない、ということはない。承認の基準があるのでそれに則っていれば予算はつく。例えば、対象者が同じ普及セミナーに毎年予算をつけることはできないが、対象を変えていけば普及予算は継続承認される。	—	—

質問票#	大分類	小分類	宛先	質問	2/19 第5班(法人登記)メンバー(班長:イエン・シナー次官補) Mr. Khy Chit キャン・ソアナ Ms. Phan Chanly Mr. Or Pichveasna Mr. Nou Sackdey H.E Yean Sina	2/19 第3班(「執行官選考の条件及び手続きに関する省令」、「国庫から支給が必要となる執行官の収入の基準額に関する政令」)メンバー(班長:ブン・ホン次官補) Ms. サイム・サイムヴィエタイ Mr. Yet Rithya Mr. Nou Rithea Mr. Hong Vanvatana H.E. Choun Tech H.E. Bun Honn Ms. Nil Philippe Ms. Chun Chamroeun Ms. You Lay Mr. Ty Vichet Mr. Khy	2/22 日本人専門家
21	実施プロセス	0-b-5	MOJ全体	人員配置上の問題はありませんか？また、今後の人員配置上の見通し、対策案についても教えてください。	—	[西畑] 若い職員を育成したいということであるが、今後若い職員をもっとC/Pとして配置していくことは可能だとお考えか？ [H.E. Bun] 専任のスタッフは非常に難しいだろう。報酬が無ければ続かない。自分はMs. Philippeに起草班作業に係る事務作業を頼んでいるが、見返りは今の所何もなく、「そのうちもらえるかも」と言って我慢してもらっている状況。若い職員が入ってきて頑張っているが、JICAが支援できればして欲しい。そういうものがなければ他の活動に引き抜かれてしまうのではないかと心配。	—
	妥当性		MOJ全体	プロジェクトは、「カ」国のニーズに合致していますか？	—	—	—
	有効性	2-3	MOJ全体	プロジェクト目標達成に向けて、PDMに設定された外部条件は充足される見通しですか？	—	—	—
				他に何かあればご自由にご意見をください	—	[H.E. Choun] 若い職員に対する育成は非常に重要。この起草班メンバーのうち3人は、1年以上も神木専門家の勉強会に参加してきたが、ルティさんの方は講義というよりも自主勉強会で、条文を読み合わせるような形。できればもっと体系的な民法の講義を専門家をお願いしたい。起草班会合には、以前は経験豊富な裁判官や検事が入っていたが来なくなってきた。若手ばかりでは、集まっても意味がなくて開催できないことになる。しかし、若い職員が育成されれば、高官が起草班会合に参加できないときにも会合がキャンセルされず作業を進めることもできる。また会合には引き続き、専門家に参加してほしい。すぐにコメントをもらえるということが非常に有効である。 [Ms. Philippe] 本邦研修があれば是非とも若い人を優先的に参加させて欲しい。今までの本邦研修は男性中心だった気がするがもっと女性も参加させて欲しい。 [H.E. Choun] 意欲がある若い人が起草班に入ってきているので、奨励金などの手当を可能であればお願いしたい。	—

質問票 #	大分類	小分類	宛先	質問	2/22 コミッティ/サブコミッティメンバー Mr. Tith Rithy Mr. Touch Tharith Mr. Chuon Tech Mr. Soueung Panhavuth H.E Hy Sophea Ms. Nil Philippe H.E Yean Sina	2/23 第4班(供託法)メンバー(班長:カオ・ルット次官補) Mr. Or Pichveasna Mr. Son Sor H.E Chuon Tech H.E Koeut Rith リーダー Mr. Se Veng Mr. Tith Rithy Mr. Sar Phoumra Mr. Khy Chit	2/23 第1班(不動産登記に関する法令)メンバー(班長:ソティアヴィ次官) Mr. Touch Tharith Mr. Tith Rithy Mr. Nou Sackdey Ms. Phan Chanly H.E Chan Sotheavy リーダー H.E Pen Pichsaly H.E Yean Sina Mr. Lox Sok Leang Mr. Or. Pichveasna Mr. Keo Setha
	活動	0-2	MOJ 全体	司法省プロジェクトのベースライン指標(プロジェクトの目標成果の指標:2008/5に合意したもの)はどの程度共有されていますか？	[西畑] 2008/5/15のコミッティにて合意したという事実の確認。および、その合意結果が、コミッティ、サブコミッティメンバー間で文書により共有されたかどうか。 [H.E Hy Sophea] はっきり覚えていないので資料を調べる必要がある。確認して回答する。	—	—
	活動	1-3	MOJ 全体	各起草グループの、ミーティング開催実績(日時、内容、参加者、合計回数など)を教えてください。		[西畑] 起草中の供託法の審議状況は？ [H.E Koeut Rith] 本邦研修で指摘された様々な課題を議論してきた。①供託の範囲について、②供託の管轄について ③供託の目的物 ④民法と民訴法の改正項目、寄託と供託の関係。④が一番大きな問題である。最終的には、裁判所への寄託と供託の二つを包含するものを作りたいと考えている。 本邦研修では、民事訴訟法作業部会の柳田先生から、寄託はなくし、供託に統一すべきという助言を受けた。場合によって、寄託制度、供託制度を使い分けるのは複雑だからである。(しかし、その場合、民事訴訟法に定めた寄託の規定を改正する必要がある。)カンボジアに戻って内部で議論した結果、できたばかりの民訴法を改正したくないという結論になった。まだ確定していないが、暫定案として、民法の供託という単語を、寄託と読み替える扱いを考えている。 裁判寄託省令は、民訴部会柳田先生の案に基づいて、昨年12月9日に発令された。その際、この省令を出すべきかどうかでも議論した。最終的に供託と統合するなら待つ方がいいのではないか、という意見もあった。しかし、一方で、すでに裁判官などにはセミナー等で裁判寄託省令の内容を教えていたので、省令は出し、供託法が出た時にこの省令を無効化するという結論になった。 その後、供託法案についても検討し、内容的には寄託省令とほぼ同じ内容とすることにした。ほぼ柳田先生の考え方通り、寄託を供託に一本化する内容になっている。我々の班では、今のところ別の概念である「供託」と「寄託」とを統合したときに、問題のないようにしていくことだが、いろいろな問題点は残っており、コミッティの中でも議論していかなければいけない。作業班での議論をコミッティにあげて議論する段階。 現在、刑法・刑訴法が適用されているので、それに時間を割かざるを得ず、自分は非常に忙しいが、あと4-5回議論すれば、供託法案の骨格をコミッティに出せるのではないかと考えている。コミッティで問題点を解決したら、作業班にもどし、肉付けして行く予定。	[H.E Chan Sotheavy] 民訴に関する登記の共同省令は準備中で、司法省内の協議はだいぶ進んでいるが、国土省との協議はできていない。また、民法に関する登記の共同省令は、骨格は準備できたが、まだ一度もミーティングを開いていない。国土省との合同ミーティングはスムーズに開催できない。双方が多忙でタイミングが合わない。特に国土省は多忙な省である。しかし本邦研修で合意に至って帰ってきたものであるから、実現していきたい。本邦研修では日本側関係者に向けて実現を約束したが、現状は芳しいものではない。しかし週2回の起草班会合を開いており、迅速な起草に向けて努力している。司法省の中で、詳細項目に関して、自分たちで確認し、日本人専門家に相談している。省令の内容はMOJと専門家が参加して作っており、国土省の方はミーティングの時に確認して合意を取るだけという状況。
				—		[西畑] 班会合を24回ほど開催したと聞いている。これは定例か？ [H.E Koeut Rith] 当初は何も分からない状況から始めた。最初は大きな項目を決めた程度で、本格的に活動を開始したのは本邦研修のあとである。本邦研修から戻ってからも会合を開催したが、自分は、個人的な事情や地方出張などで参加できないこともあった。しかし、参加できない場合も、4班のルティさん、テッチさんなどに依頼して開催してもらった。この班の会合は定期的には毎週水曜日の午後が予定されているが、必要に応じ、月曜朝にも追加開催して、ルティさん、テッチさん、セン・ヴェンさんの3人で予備的に議論した後、それを水曜日に正式に議論した。水曜日の定期会合では専門家にもコメントももらっている。これからも定例に関しては続けるし、予備会合も随時やっていく。ただ、今後会合の開催回数は減らさざるを得ない見通し。他の法律もかなり担当しており、その普及活動にも出なければならない。たとえば3/2、3日には、地方で新任裁判官の任命をしなければならぬため、自分は参加できない。また、刑法に関する普及セミナーにも、ヒー・ソビア次官やブンホン次官補、自分が交代で参加しなければならない。ただ起草班に私が欠席しても、他のメンバーが進めてくれる。	—
				—		[西畑] 他の班では、リーダーが欠席したら会合キャンセルというケースもあるが、この班ではリーダーがいなくても議論が進められるのはよいことだと思う。 [H.E Koeut Rith] 刑法・刑訴法であれば、全部対応できるが、民法・民訴法は、私にとってはまったく新しい分野である。本邦研修では、起草に関すること等、情報をたくさん頂いた。4班の中では、例えばルティさんが民法起草メンバーで、コミッティにも参加しているということがあり、よく知っている。セン・ヴェンさんがミーティングの重要な点に関して、私が欠席していても報告してくれる。それに私がコメントして、班会合でまた議論してもらっている。法案に関する重要な点は私だけで決められないこともあるので、コミッティで決めてもらうようにしている。供託機関をどうするのか、供託と寄託を一緒にするにはどうするか、など。仮に私が刑法に関する普及で抜けたとしても、この班の運営はほかのメンバーで出来ると思う。	—

質問票#	大分類	小分類	宛先	質問	2/22 コミッティ/サブコミッティメンバー	2/23 第4班(供託法)メンバー(班長:カオ・ルット次官補)	2/23 第1班(不動産登記に関する法令)メンバー(班長:ソティアヴィ次官)
1	活動	1-3	MOJ全体	各起草グループの、ミーティング議事録の作成担当者、作成実績(日時、作成者など)、保管場所を教えてください。	Mr. Tith Rithy Mr. Touch Tharith Mr. Chuon Tech Mr. Soueung Panhavuth H.E Hy Sophea Ms. Nil Philippe H.E Yean Sina	Mr. Or Pichveasna Mr. Son Sor H.E Chuon Tech H.E Koeut Rith リーダー Mr. Se Veng Mr. Tith Rithy Mr. Sar Phoumra Mr. Khy Chit	Mr. Touch Tharith Mr. Tith Rithy Mr. Nou Sackdey Ms. Phan Chanly H.E Chan Sotheavy リーダー H.E Pen Pichsaly H.E Yean Sina Mr. Lox Sok Leang Mr. Or Pichveasna Mr. Keo Setha
					[西畑] 会合の議事録を取るという活動について、必要性は感じているが、参加メンバーは皆一定以上の役職のため忙しく難しいと聞いた。議事録などの事務を担当する職員を配置して事態を改善する方法もあると思うがどうお考えか？ [H.E Hy Sophea] 総務部の方の職員も非常に少ないので、その方法は難しいだろう。起草班によっては議事録を取っているので、取っていない班はまだ立ち上げ当初で必要性を感じていないのだろう。実質的な議論をする段階に入ったら議事録をつけるように言っている。議事録の取り方として、一字一句ではなく要約でもよいので、工夫して録るように言っている。事務職を充当したとしても、法律の内容がわからないため、議論の議事録を取ることはできないであろう(法律の知識があれば事務職にはならない)。それもあって現実的な対応策だとは思えない。	[西畑] セー・ヴェンさんがカオ・ルット次官補に報告するのは口頭か？ [H.E Koeut Rith] 口頭。 [西畑] メモや議事録等は作成しているか？ [H.E Koeut Rith] 毎回の議事録はとっていないかった。以前は日本人専門家が記録していたが、その後それはなくなり、我々の方でもできなくなった。そのため、法案を修正した後の結果しか残っていない。しかし、参加者それぞれがメモをとっているので、どういう問題が出て、どういう風に解決したか、というような重要な点をまとめて、コミッティに出さなければならぬ。詳細な報告でなくても、後日コミッティでプレゼンする資料として、その程度は作る必要がある。	[H.E Chan Sotheavy] その都度担当者が記録しているが、詳細ではなく、要約の1ページ程度としている。多くの場合は3人(Mr.Or、Mr. Nou、Mr.Son)が担当。色々な議論をしており、詳細にとると膨大になるので、要約にとどめている。議論の経緯はなく、結果だけになっている。 [磯井] 要約を記録しているのは良いことだと思う。本当は結論に至った理由も書くとうり良いと思う。工夫して議事録を残していることは良いと思う。議事録はどこに保管しているか？ [H.E Chan Sotheavy] Ms. Phan Chanly が管理している。彼女は、その記録以外に出席者名簿の管理をしている。Mr.Orは条文データの修正等を管理している。骨格をつくるのはMr.RithyとMr.Setha。Mr.Touchは民事に関わる司法省起草法案について、省庁間会議に出席する役割があるので、この班の会合に全て出席できるわけではない。班会合と省庁間会議が重なった場合は、省庁間会議を優先してもらう。次官が班会合を優先してこちらに参加するため、代わりに彼に行かせている。 [西畑] 他省庁起草法令についても、省庁間会合にはMr.Touchを参加させているか？ [H.E Chan Sotheavy] 司法大臣がその都度担当者を指名しているので、私も全て把握しているわけではない。
2	活動	1-5	MOJ全体	最新の法律・法案をどのように一元管理していますか？	—	[西畑] 起草中の法案の管理状況は？ [H.E Koeut Rith] セー・ヴェンさんが自分のコンピュータ内で管理。修正履歴を残している。彼はフランスで民法を勉強してきたので、民法の知識があり、PC操作にも長けている。MOJ職員になる前、議論の初期の頃から、参加していた。残念ながら、本邦研修には、正規のMOJ職員ではなかったので参加できなかった。その後正式な試験に合格してMOJ職員になった。	—
3	活動	1-6	MOJ全体	司法省内部でのCC、CCP関連の勉強会の開催実績(日時、講師、参加者、研修内容など)を教えてください。	[西畑] 若手起草班メンバーの民法の理解が不十分であり、日本の支援を活用する等して民法理解度を高め、それによって、多忙な次官クラスの業務負担の軽減も見込めるという意見が司法省職員から出た。若手起草班メンバーが育成されることで、高官が会合に出席できない場合でも、若手職員が中心となり議論を進めていけることも考えられるという意見もあった。コミッティメンバーの目から見て、若手職員の民法理解度についてどのように見ているか？ [H.E Hy Sophea] 若手は民法起草時の議論に参加していないので、理解度は非常に低いと思われる。そのため、リーダーが欠席した起草班会合では議論ができない。リーダーがいる場合は、知識量の差が圧倒的なため、若手は口を挟めない。どちらも問題。ルティ判事が内部勉強会を開催しているように、日本人専門家からも定期的に勉強会を開催してくれと嬉しい。 [Mr. Tith Rithy] 参加者からの質問に私が答えられない時、日本人専門家が回答をしてくれている。しかし、勉強会の時間自体が毎週火曜日の9:00-11:00と短い。 [H.E Hy Sophea] 若手が学校で勉強したのは旧民法。さらに大学での講義のレベルは担当教員によってばらばらで、教員自身が勉強した国(例えばフランスやドイツ等)の法律に基づいて教えているので一貫性がない。来年から大学で新民法を教えることが予定されているが、司法省にその卒業生が来るのは4年後になる。ルティ判事の勉強会には、司法省職員だけでなく、元司法省職員だった高裁の判事等も参加している。勉強会の前半90分はルティさん、残り30分は日本人専門家に質問して回答をもらえる時間としている。	—	—
4	活動	1-6	MOJ全体	研修を通じて参加者の理解度は向上していますか？何か課題を感じていれば教えてください。	—	[Mr. Tith Rithy]毎週火曜日の勉強会は、司法省職員は、起草班メンバーでなくても、自由に参加できるようにしている。しかし、たとえば民法346条については3週間議論してきたが、まだ結論が出ていない。この条文は色々な所に関係してくるためである。例えば、和解について、どういう内容の合意にかかわらず、和解調書を書いて和解し、合意の中身までは議論せず、その後、和解無効の訴えがあった場合に初めて内容を審議する。これは従来のやり方と違う。346条とも関連してくるが、どのように関連してくるかはっきりしない。特に、錯誤に関わる728条と関わってくる。ほかにも双務契約などいろいろなものに関わるが、具体的にどれに関わるか、全体像がわからない。 [H.E Chuon Tech] 錯誤の定義も従来とちがう。従来は政令38号の中で定義されていたが、今の用語と少し違う。	—
7	活動	2-1	MOJ全体	MOJが提出した法案の審議情報をコミッティ内で共有するプロセスと担当者を教えてください。	[西畑] 担当者、その決め方、情報共有の仕方等を教えてほしい。 [H.E Hy Sophea] 基本的には、閣僚評議会での審議には、司法省からの代表として、自分が出席する。その際、カオ・ルット次官補かブン・ホン次官補等、1、2名を同行させる。司法省からの出席者の数は、先方へお願いして通常よりも多い人数を承認してもらっている。他の職員に行ってもらい、議論の状況を確認してもらうこともある。特に問題が無い場合は他のコミッティメンバーと情報共有はしない。	—	—

質問票 #	大分類	小分類	宛先	質問	2/22 コミッティ/サブコミッティメンバー	2/23 第4班(供託法)メンバー(班長:カオ・ルット次官補)	2/23 第1班(不動産登記に関する法令)メンバー(班長:ソティアヴィ次官)
8	活動	2-1	MOJ 全体	MOJが提出した法案の審議に対してコミッティから意見提出した実績(法案名、内容、日付など)を教えてください。	[西畑]人事訴訟法、非訴訟事件手続法などについては検討したと聞いているが、他に実績はあるか。 [H.E Hy Sophea] 人事訴訟法に関しては、手数料などについて、一部修正してほしいという要望が来た。持ち帰って日本人専門家や日本側部会の先生方の意見を聞いて、修正した。 [西畑] コミッティーまで戻して検討した実績としては、人事訴訟法と非訴訟事件手続法だけということですか。 [H.E Hy Sophea] そうだ。	Mr. Or Pichveasna Mr. Son Sor H.E. Chuon Tech H.E Koeut Rith リーダー Mr. Se Veng Mr. Tith Rithy Mr. Sar Phoumra Mr. Khy Chit	Mr. Touch Tharith Mr. Tith Rithy Mr. Nou Sackdey Ms. Phan Chanly H.E Chan Sotheavy リーダー H.E.Pen Pichsaly H.E Yean Sina Mr. Lox Sok Leang Mr. Or. Pichveasna Mr. Keo Setha
9	活動	2-2	MOJ 全体	他省庁起草法令案の情報を把握・収集するプロセス、および、既に確認された法令案の情報収集担当者を教えてください。	[H.E Hy Sophea] 司法省が関わっていない法案の場合は司法大臣だけが審議の場に参加する。起草にあたって参加した場合は他の関係者も審議の場に参加して議論にも加わる。大臣だけが参加する場合、情報収集はできないが、要約の議事録は出る。ただし要約なので詳細までは分からない。そうした際、例えば商業省の場合は民法と関わりが多いので、法案を別途入手してコミッティで検討している。システムティックに情報収集をすることは不可能に近い。相手の判断で司法省が関係ないとされた法案の審議の場合には、司法省は招待されない。当初、他省の判断で「関係ない」とされ、司法省は呼ばれなかったが、後から関係があるとわかったケースも、まったくないわけではない。	—	—
	活動	3-3	MOJ 全体	「新法理解研修」の実施実績、またRSJPとの調整が何か必要になりましたか？どのように対応していますか？	[西畑] RSJPで本件を確認した際、両研修の共通のキーマンがH.E Hy Sopheaであるので自然に調整できているとのことであったが、調整状況について必要性や現状をどう考えるか？ [H.E Hy Sophea] その二つの活動は、似ているように見えるが全然違うものだ。CLEは検察・裁判官に対する教育。一方、司法省の普及活動はもっと一般的な者を対象としている。裁判官を対象に開催するとしても、市町村長も参加するため、どうしても内容は一般的なものにならざるを得ない。また、普及活動の際には多くの質問が出るが、大きく2種類に分けられる。裁判官からの質問は、実務上直面している点についてのもの。市町村長からの質問は一般的なもので、裁判官が聞いていてもあまり意味がないものが多い。 [西畑] 2008年はMOJの新法理解研修では裁判官・検察官を対象とし、2009年は一般の行政職員を対象としたと聞いたが、それはなぜか？ [H.E Hy Sophea] 対象者は拡大しただけで、変更したわけではない。2008年は主に法律専門家を対象として、若干の行政区の長を含めた。2009年はもう少し小さい行政単位からの長の参加が増えたということ。なぜ枠を拡大したかと言うと、地方では村長が小さな紛争の調停をしている実情に鑑み、なるべく新民訴法の考え方にのっとって調停がなされるように企図した。 [磯井] 民訴のどのようなことを教えているのか？ [H.E Hy Sophea] 訴訟に対する基本的な考え方だけ。どういう場合に、どうやって訴状を出すのか。そういった基本の説明だけ。本当は、もっと地方の小さな行政単位レベルまでニーズとしては裾野が広いものであるが、一方で司法省職員は少ないため、全ての地域をカバーできている訳ではない。 [磯井] 地方の行政区長向けの内容だが、そこに地方の裁判官や検察官も来ることがあるという理解で良いか？ [H.E Hy Sophea] 基本的には市町村長向け。職業裁判官と市区町村長は、対象者として区別した方がよいが、RSJPのCLEに参加する時期まで待てないような実務上の課題を解消するために、こちらに参加する。自分の裁判所で緊急の仕事がない裁判官が、数多くこの普及セミナーに参加してきているのが実態。裁判官からの質問のレベルは上がってきており、一部には法律条文に規定がないため回答できないもの(条文に追加すべきケース)も出てくるようになった。裁判官にとってこのセミナーの内容自体はレベルが低くとも、参加することで解釈の間違いに気付けるなど、重要な効果もある。	[西畑] 民訴法については、理解が進んでおり、カンボジア側でトピックを選んで日本側に講義依頼を出せるとのことであった。RSJPでは教官候補生を育成しており、民法民訴についての講義を日本人専門家がやった後に、候補生が教材作成をするというプロセス。民訴法については、RSJP教官候補生がMOJに来て講義をするという連携をするというようなアイデアについてどう考えるか。 [H.E Koeut Rith] 私たちのレベルで意思決定は難しい。以前MOJ内でも議論があり、自前の教官候補生を育成しなければ、ということは話した。今はヒー・ソピア次官一人に頼り切りなので、若手の育成が必要という主旨。したがってヒー・ソピア次官に相談する必要がある。民法普及活動の際にヒー・ソピア次官一人しかできないということが問題になると予測される。刑法とは状況が大きく異なる。	—
	活動	3-4	MOJ 全体	「新法理解研修」の講師候補者、講師アシスタントについて、(1)彼ら/彼女らに対する研修の実績 (2)彼ら/彼女らによる講義実績を教えてください。	—	[西畑] 現在、まだ新法理解研修の若手講師の育成は着手されていないということか？ [H.E Koeut Rith] 議論をしたが、誰がふさわしいかが決まらなかった。研修の最初の説明は、プティさんやフリリップさんがやっている場合もある。しかしその後の質問への対応はできないので、ヒー・ソピア次官がやらざるを得ない。 [西畑] 残り2年、今後の講師候補養成を強化していきたいという意向でよいのか？ [H.E Koeut Rith] そうである。ヒー・ソピア次官は教官ではないが、ほかに人材がいない。普及セミナーで裁判官に教えるにはそれなりの立場が必要。ルティさんは裁判官なのでOKだが、他の人が裁判官に教えるのは難しい。 [磯井] 司法省の若手職員とRSJPの教官候補生と一緒に勉強するというのは考えられないか？お互い勉強になるという効果を期待して。 [H.E Koeut Rith] ヒー・ソピア次官に相談しなければ答えられない。	—

質問票 #	大分類	小分類	宛先	質問	2/22 コミッティ/サブコミッティメンバー	2/23 第4班(供託法)メンバー(班長:カオ・ルット次官補)	2/23 第1班(不動産登記に関する法令)メンバー(班長:ソティアヴィ次官)
	プロ目	1	MOJ 全体	附属法令や運用指針の起草において、日本側の関与はどのように変わってきましたか？	Mr. Tith Rithy Mr. Touch Tharith Mr. Chuon Tech Mr. Soueung Panhavuth H.E Hy Sophea Ms. Nil Philippe H.E Yean Sina	Mr. Or Pichveasna Mr. Son Sor H.E. Chuon Tech H.E Koeut Rith リーダー Mr. Se Veng Mr. Tith Rithy Mr. Sar Phoumra Mr. Khy Chit	Mr. Touch Tharith Mr. Tith Rithy Mr. Nou Sackdey Ms. Phan Chanly H.E Chan Sotheavy リーダー H.E.Pen Pichsaly H.E Yean Sina Mr. Lox Sok Leang Mr. Or. Pichveasna Mr. Keo Setha
				—		[西畑] 起草班開始時点は、前提としての民法知識等が無かったと理解したが、日本側からどのように支援があったか？ 皆さんはどのように知識をつけていったか？ [H.E Koeut Rith] 4月に始めた頃は、仕事の進め方に関해서かなり衝突があった。それまでの他の法案に関しては、骨格も肉付けも日本が案を出してくれて、カンボジア側はそれをもとに議論して内容を理解していたが、今回、カンボジアが自分たちで起草しなければならないことになったので、最初に、民法民訴法の基礎知識と、供託に関する基礎知識を知りたいという話をした。専門家に、供託に関する資料が欲しいと依頼したが、当初、日本の法令などの資料を提供するとカンボジア側がそれをコピーするのでは、という心配から、提供してもらえなかった。最初のころ、班員はかなり怒っており、資料がなければ会議をしても意味がなく、それぞれがネットで調査すればいい、数年かかるがやむをえない、という話にもなったので、定例開催を中断して、内部で議論をしていた。その後、供託に関する基礎資料を少しもらった。最初はお互いの考え方が理解できていなかったのであろう。我々は、まずこれから作ろうとしている法律の内容が何なのかということを理解するためにも、日本側からの情報が必要であった。 本邦研修の前は、資料もなく、理解が進まなかった。本邦研修で日本の教授からいろいろな資料をもらった。本邦研修がなければ今の状態には到達しなかったであろう。本邦研修を準備してくれて、非常に感謝している。日本では、どのような供託制度になっているか、運用の現場を実際に見せてもらって、制度の内容がだいぶ理解できたし、本邦研修でいろいろな説明を受けることもできた。一部の先生に怒られてしまったぐらい、いろいろな質問をすることができた。研修前は、専門家に対しても、ごくわずかの質問が出るだけであったが、今は色々な質問ができるようになった。 民法の一部の条文が、供託を実施していくとおかしいことが分かった。例えば、民法457条2項や421条。後で、それらの条文が民法適用法の中で調整されていることがわかった。 本邦研修の時には、カンボジア側で使っている用語に問題があり、教授に色々質問したが、日本語版では問題がなかったために、当初、教授もこちらの言う問題が理解できなかったが、議論していくうちに用語の問題だと分かった。 英語も使ったので、教授もわかってくれたと思うが、その後適用法を見たら、調整されていた。若手もそういった議論を通じてある程度理解が進んだであろう。したがって、実質的な活動が始まった	—
				—		[西畑] 供託制度そのものの知識と、民法・民訴における供託の位置づけに関する知識の、両方が不足していたのではないかと思ったが。 [H.E Koeut Rith] 民法と民訴法の中で、どの条文が供託に関わるかということは、ほとんど内部で洗い出した。質問がある場合だけ日本人専門家に協力してもらって教えてもらった。始めたころはいろいろな問題があったが、最近になってお互いに理解し合って、必要な時に協力してもらえるようになった。 最初は、起草を放棄しようかと思うくらい、うまく行かなかった。このようなやり方なら、日本人専門家がいる意味がないとも考えた。本邦研修に行った段階でもほとんど骨格ができていなかった。日本側は、カンボジア側は民法起草で長く日本の支援を受けて来たので、供託制度についてもある程度起草できているのではないか。しかしこの班は未経験者が多いためそうではなかった。それが本邦研修を通じて日本側にも伝わり、必要な情報を提供してもらって、いまでは実質的な議論ができるようになった。	—
	プロ目	1	MOJ 全体	附属法令や運用指針の起草において、引き続き必要と思われる日本側の関与はどのようなものですか？	[磯井] 日本側に要望することはあるか？ [Mr. Tith Rithy] 自習勉強会の場で、質問への解答だけでなく講義もして欲しいと思う。勉強会の時間が少なければ、例えば30分くらい伸ばしてもいい。 [H.E Hy Sophea] 高官は仕事が多く、閣僚評議会の法律家委員会のメンバーになっていたり、他省庁との会合があるし、CDC(カンボジア開発評議会)のメンバーであればそちらの会合がある。したがって若手を育てていかなければならないと考えている。	[H.E Koeut Rith]日本側から質問を受けたときによく話すのは、過去と比べて支援のやり方が変わってしまったということである。民法は、ゼロからやってきたので、カンボジア側も知識をつけてきたが、当時のメンバーの多くは抜けてしまった。今の省内の議論では、外部の裁判官を育成するよりも、まず司法省内部の職員を強化しなければならないということになっている。自前の人材で起草しなければならないので、日本にはそれに協力してほしいと言うようにしている。 [西畑]どんな支援が必要か。 [H.E Koeut Rith]セネラさんやボレンさんが日本に留学中で、帰国後司法省に戻ると約束してくれている。そういう支援も一つ。もう一つは、カンボジア司法省の中で単発的な講義、例えば民法や民訴法を、カンボジア人の詳しい人が講義する方法。もう一つはOJTで、起草班の会合や普及活動に同行してその内容を聞いて知識を得る、など。	—

質問票#	大分類	小分類	宛先	質問	2/22 コミッティ/サブコミッティメンバー Mr. Tith Rithy Mr. Touch Tharith Mr. Chuon Tech Mr. Soueung Panhavuth H.E Hy Sophea Ms. Nil Philippe H.E Yean Sina	2/23 第4班(供託法)メンバー(班長:カオ・ロット次官補) Mr. Or Pichveasna Mr. Son Sor H.E Chuon Tech H.E Koeut Rith リーダー Mr. Se Veng Mr. Tith Rithy Mr. Sar Phoumra Mr. Khy Chit	2/23 第1班(不動産登記に関する法令)メンバー(班長:ソティアヴィ次官) Mr. Touch Tharith Mr. Tith Rithy Mr. Nou Sackdey Ms. Phan Chanly H.E Chan Sotheavy リーダー H.E.Pen Pichsaly H.E Yean Sina Mr. Lox Sok Leang Mr. Or. Pichveasna Mr. Keo Setha
					—	[H.E Koeut Rith] 日本への具体的な依頼はすぐには思いつかないが、最初は日本側が草稿していたのを、今は軸足をカンボジアに移そうとしているが、当初のメンバーの多くは抜けていることを理解してほしい。単発のセミナーや、カンボジア人による講義をしたい。 [西畑] 単発のセミナーは、カンボジア人の専門家が行うという事？ [H.E Koeut Rith] そう。しかし教官を探すのが非常に難しいと思う。例えばヒー・ソビア次官は忙しい、よく分かっている裁判官も本務が忙しく、ほとんど時間がとれないであろう。司法省は、日本の法務省のように、省内に教育機関を作ろうとしていた。日本の法務省と同じやり方。しかし最終的に、ほとんどの権限はRSJPに取られ、省内の教育機関は普及活動が重点になってしまった。 [H.E Chuon Tech] 例えば、神木専門家が定例的に早朝の講義をしている。それを司法省内でも日本人専門家にやってもらえれば有難い。ルッティ判事も勉強会を実施しており、日本人専門家は質問回答をする形で協力してくれているが、講義をやってもらう形もお願いしたい。 [H.E Koeut Rith] ルッティ判事のこの班での活躍には期待している。長くそうした活動をしており、よくわかっている。 [H.E Chuon Tech] 日本人専門家が短期で来力して弁護士会やRSJPでセミナーをやる場合、司法省メンバーを含め、誰でも参加できるようにしてほしい。 [H.E Koeut Rith] いつかきちんと覚えていないが、日本の法務省の方が来て話をしたことがある。そのとき、すでに支援のフェーズが進んでいて、司法省職員を最初から教育するのは不可能に近いと言われた。 [磯渡] これから司法省の人材を育成支援する場合に、これまでと同じように「結局、育った人がいなくなってしまう」という懸念を日本側の一部関係者は持たざるを得ない。そこについて、今後はそうならないという見通しは？ [H.E Koeut Rith] 今は状況が異なっている。最初の頃は、もともと外部の人材育成であった。高裁の裁判官などで、もともと別に本務があった。司法省としてもいづれ参加できなくなることも予見できていた。現時点の対象は、ルッティさん以外は、司法省メンバーである。もちろん職業選択の自由があるので絶対的に引きとめることは出来ないが、司法省の職員を育成したい。	—
					—	[西畑] ルッティさんの講義など司法省主体の取組みもある中で、日本からの講義について、具体的にどのような支援を期待するか？ [H.E Chuon Tech] 基本的な民法民訴法は理解できつつあるので、わからないテーマがあるときに、カンボジア側からテーマを選んで意見を出して、スポット的に教えてもらいたい。ところで、公式の情報ではないが、民法の適用はおそらくまた3カ月くらい遅れるという意見も出ている。民法適用法案は、土地法などの関連する法令をかなり修正しているため、普及させるにはさらに時間が必要といっている。 カンボジア側は具体的な論点をあげられるようになっているので、それについて日本人専門家に講義をして欲しい。民訴法は以前から施行されていて、かなり理解が進んでいると思うが、民法はまだそうでもない。したがって民法についての日本人からの支援が重要だろう。 [磯井] 民法についても、カンボジアから論点が出してもらえるか。日本人側から出す方がよいか。 [H.E Chuon Tech] 最低でも、ルッティさんの自主勉強会の後半30分で日本人が質疑応答という今の活動は維持してほしい。それに加えて、参加メンバーによっては、日本人から講義してほしいというものも出るかもしれない。日本から先生に来てもらうのは難しいと思うが、専門家が常駐しているので、質疑応答に応じて欲しいし、可能なら講義もして欲しい。毎週火曜日の勉強会については、起草班メンバー以外のメンバーについても、司法省職員は自由に参加できるようにしている。	—
	プロ目	2	MOJ 全体	立法プロセスにおける他省庁との調整において、引き続き必要と思われる日本側の関与はどのようなものですか？	—	—	[西畑] 次官があげた問題点のうち、活動が停滞している理由として、国土省側で民法・民訴法の理解が不足している点について、国土省との共同コミッティでは、JICAはオブザーバ扱いで参加しており、自ら発言することが許されていないと聞いたが。 [H.E Chan Sotheavy] 何か行き違いがあるようだ。一時、JICAなしで始めたが、調整して参加できることになった。積極的に参加してもらってもいいが、日本人専門家がJICAの方針として、省庁間の問題であるから入るべきではないと考えて控えているようだ。 [磯井] この位置づけについて、国土省に確認してもよいか。或いは、その必要はないか。 [H.E Chan Sotheavy] 必要ない。本邦研修(2009年2月)の前に、自分が国土省側と調整してJICA専門家も参加できることになった。積極的に参加してもらってもいいが、日本人専門家がJICAの方針として省庁間の問題であるから入るべきではないと考えて控えていると言っていた。省令案の説明は、Mr.RithyやMr.Sethaが行うが、うまく説明できず、専門家に質問したいこともある。しかし、日本側がそのように考えていると聞いていたので、次官である私はそれでも質問をするが、2人からは質問がしにくい。次官が不在の場合、どうしても聞きたいが専門家に聞けない場合もある。 [磯井] JICAの方針として「共同コミッティではJICAはオブザーバであるから発言できない」と伝わっているとすればそれは誤解で、JICA側では国土省の意向と理解しており、認識齟齬があるようだ。

質問票#	大分類	小分類	宛先	質問	2/22 コミッティ/サブコミッティメンバー	2/23 第4班(供託法)メンバー(班長:カオ・ルット次官補)	2/23 第1班(不動産登記に関する法令)メンバー(班長:ソティアヴィ次官)
	プロ目	3	MOJ全体	普及活動において、引き続き必要と思われる日本側の関与はどのようなものですか？	[西畑] 現職弁護士は、MOJの行う普及活動においては現在カバーされているのか。 [H.E Hy Sophea] 普及セミナーには弁護士も参加している。しかし現在は、日弁連が弁護士会に支援していることと、弁護士会から積極的な依頼がこちらにないこともあり、それ以外は特に何もしていない。CLEには弁護士も参加できる。新人弁護士の教育はLTCが行っており問題ない。自分は、LTCでの4課目(民法、民訴法、刑法、刑訴法)で1課目あたり100時間、合計400時間を担当している。以前は、自分とブンレン高裁所長で分担していたが、彼がクメールルージュ裁判の方で多忙になり、今は自分一人で担っている。弁護士会からは、それ以上の時間を講義してほしいと依頼がきているが、来年になったら刑法起草関係の業務が終わるのでできるかもしれない。特に弁護士について感じているのは、年輩の弁護士と若手の間に大きなギャップがあるということだ。年輩者は新しい法律をなかなか受け入れられない。 [西畑] この質問をした意図は、日本が支援している弁護士会のプロジェクトが間もなく終了するが、弁護士会による今後の継続教育の実施には懸念を持っているため、MOJでの普及活動で弁護士についてはどのように考えられているのかを聞いた。 [H.E Hy Sophea] MOJの普及活動には、弁護士はいつでも参加できるし、実際に地方での普及セミナーに弁護士が参加している。但し、弁護士はほとんどが首都に在住している一方、MOJの普及活動は首都ではほとんど実施していないので、あまり参加できていないかもしれない。	—	—
17	外部条件		MOJ全体	共同所管の法令、調整が必要な法令の起草に関して、他省庁の協力は十分に得られていますか？	—	—	[H.E Chan Sotheavy] 国土省は非常に忙しいため、省令検討は停滞している。我々内部で議論する時に、問題になったところは色分けして、進められるところは先に進めている。現在かなり進んでいるものの、国土省との調整が非常に難しい。彼らを出るだけ現場業務から引き離して、司法省と国土省の担当者同士で集中的に二日程度の合宿を開いて協議をして進めたいと思っていたのだが、予算不足で一部の高官が参加できなくなり、中止となった。本来は司法省で協議をすれば一番よかったが、できるだけ彼らを現場業務から引き離して議論しないと進まない。しかし、合宿協議は、一部自己負担が発生するという制約がある。グループを引っ張っていくための非常に難しい問題である。JICAの基本的な方針は理解しているが、高官がタクシーでシェムリアップまで行ったりするのは非常に難しい。効率的に運営するために他のドナーのように支援してもらえないだろうか。目標を達成するためには国土省の高官を日常業務から隔離するしか手段がない。我々の方も努力して、シェムリアップで会合を開こうと提案した。向こうのトップは次官級で、移動手段などある程度配慮しなければならない。 昨年12月に、合同で協議しようとして提案し、国土省側の返事は、きちんとした宿泊、食事、移動手段さえあればいいとの答えであった。 JICAからは1日24ドルまでという話が出たが、宿泊だけでも最低1日25ドルはかかる。国土省としては、宿泊と食事と交通費さえあれば、他の手当は要らないので行くと云っていたが、結局JICAが24ドルまでしか出せないということで、キャンセルになった。
				—	—	—	私にとっては非常に大きな課題となってしまった。自分の給料を一年分出しても足りないし、それは不可能。国土省との協議の一番の問題。 また、国土省は、会合に参加しても、定期的に来ていないので、前の話を忘れてしまったり、途中の話が抜けていたりして、我々がまた説明し直さなければならず、それも大きな課題である。落ち着いてじっくり協議することができなければ、どんどん時間がかかるであろう。 活動が停滞している理由は、①予算の問題。②国土省の仕事が多すぎる。③国土省の民法・民訴法の知識が不十分、司法省も完全ではない。それがリーダーとして直面している課題。 [西畑] 次官があげた問題点②の、国土省があまりに多忙との状況は、どういう仕事・状況でそうなっているのか。 [H.E Chan Sotheavy] それははっきりと聞いていない。国土省内部の話。逆に彼らがこちらに来てミーティングをする際に、進捗が悪いなどと不満を行ってくるが、司法省としてはかなり準備をしているつもり。次官が時間を取れない際も、他のメンバーがほとんど休めないでやっている。奥さんの分娩にそのときだけ抜けて、終わったら戻ってきた職員もいる。

質問票 #	大分類	小分類	宛先	質問	2/22 コミッティ/サブコミッティメンバー	2/23 第4班(供託法)メンバー(班長:カオ・ルット次官補)	2/23 第1班(不動産登記に関する法令)メンバー(班長:ソティアヴィ次官)
18	実施プロセス	0-b-2	MOJ 全体	司法省プロジェクトにおける日本側からの技術移転の方法(現地での専門家の助言や研修、日本側委員会からの助言や教材資料の提供、日本における研修)は、司法省関係者の理解度、知識、スキルを向上させる上でタイミングがよく、また適切であると思われますか？	Mr. Tith Rithy Mr. Touch Tharith Mr. Chuon Tech Mr. Soueung Panhavuth H.E Hy Sophea Ms. Nil Philippe H.E Yean Sina	Mr. Or Pichveasna Mr. Son Sor H.E Chuon Tech H.E Koeut Rith リーダー Mr. Se Veng Mr. Tith Rithy Mr. Sar Phoumra Mr. Khy Chit	Mr. Touch Tharith Mr. Tith Rithy Mr. Nou Sackdey Ms. Phan Chanly H.E Chan Sotheavy リーダー H.E.Pen Pichsaly H.E Yean Sina Mr. Lox Sok Leang Mr. Or. Pichveasna Mr. Keo Setha
					—	—	[H.E Chan Sotheavy] 不動産登記については、今までいろいろな障害があった。先ず我々も十分に認識しているのは、日本側としてはカンボジアが自立できるように進めたいということ。それがカンボジアにとって利することは理解している。しかし何ことにも、最初の出発にはいろいろな問題がある。うまく進めるためには、補助は必要である。子どもも、走れるようになるまで、ハイハイから始める。新規加入のメンバーは、起草を経験していないメンバーで、最初に起草に関わっていた人はいなくなったので、経験や知識が足りない部分が多い。また、途中から参加してくると、話の内容がわからない場合もある。関連法令を起草する上で、自分の能力を大きく超えるものが必要となっているので、嫌になって、もう外れたいと言っている者もいる。これ以上は無理だと直訴してきたメンバーもいる。ミーティングをする時に、皆が不安になっている。それは当事者が悪いのではなく、途中から参加しているのでやむを得ないこと。省令の条文を一つ一つ決める前に、基礎がないと検討もできず、何から始めればいいかも分からない。 JICAの方針で、登記に関してはカンボジア側がゼロから始めるべきだと決めているのだと我々は思っていた。 とは言え、各起草班では、次官でさえ起草能力には限界がある。
					—	—	[H.E Chan Sotheavy] 他省庁との法案審議で、他省庁が起草している法案を議論する際にも、カンボジア人だけでは議論に限界がある。その際に日本人専門家から意見が聞きたいが、他の法案は担当しない、と言われてしまう。「JICAの方針だから議論には参加できない」、と専門家には言われている。他の省庁が作っている法案の議論のときに、なぜJICAの方針として参加させないのかわからない。そこで意見を色々言ってくれば、我々も勉強になる。二つの基本法を知っている人は非常に少ない。我々が意見を出せなければ、それで向こうの法案で通ってしまえば民法・民訴法との間で矛盾が現れたら手遅れである。専門家が議論に入ってくれば、長い経験をもとに、その条文の背景なども説明ができる。そうしたメリットがあるのに、なぜJICAの方針としてそれを禁じているのかが理解できない。 起草班メンバーは、立法技術の面で専門家よりもずっと経験が少ない。特に日本人専門家はずっと起草に関わって十分に理解できているだろうから、広い視野で説明できると期待する。例えば本当に緊急の場合は、通知が来て翌日協議が開かれる場合もある。その場合、準備もできず、十分に理解できていないので適切な回答ができるかどうか分からない。そういう場合は専門家にもその場に参加してもらい、司法省内でやる議論をその場でやって決めていく方がいい場合もある。我々が知識を吸収することもできる。 ある項目に対して知りたい場合に、調査する必要がある。自分で調査できればそれは非常に有意義である。調査することによって自分の能力も高められる。ただ、場合によっては調査する時間がないこともある。色々な人が入れば、解決することができる。また、専門家から、立法の際に、立法技術が足りない、相手を説得する方法など、どうすればいいかを学ぶことができる。
					—	—	[磯井] 自立を目指してやり方を変えた、というのは、方針として間違っていなかったと思う。この班の省令案も英訳して送ってもらっており、民訴法関連の登記の省令は、この班の活動として、カンボジア側で起草した初めてのものだと思うが、すごくよくできていたし、議論して進んで行っているのも見ている。 私は、カンボジアの人たちは、すごくよくできるようになっていると思うし、民法関連の登記省令も骨格はできており、もうすぐ作られると思うが、楽しみにしている。 ただ、日本側の間でも、カンボジアと日本の間でも、一部認識の齟齬があるようであり、また、カンボジア側に、言ってみれば少し任せ過ぎていた、もう少し支援をしてもいいのかなとも感じた。 意欲を持っている人が、わからなくて参加したくなるという話は残念だし、共同コミッティで、協議には日本人は口を出さないというのもやり過ぎだったのかなと思う。今後日本側がどういう関与をしていくかについては、今回のレビューで協議ができればと思う。 一方、「他の法律についても日本人専門家からアドバイスが欲しい」ということについては、我々もそうすればもっとよくなるということはわかるが、敢えてしなかったという事情があった。つまり、人の時間には限りがあり、一度にすべてはできないし、民法の教材を作るという活動が遅れていたこともあり、まずはPDMの中で優先順位でまずやるべきことを先にやるという考え方で、やむなく制限した部分があったと思う。しかし今日次官がおっしゃったことも理解できるし、もう少し柔軟に対応することも考えられるかもしれない。問題認識として説明を受けたことはありがたく、今後どうするかは改めて協議しても良いかもしれない。
					—	—	[Mr. Tith Rithy] 民法に関わる共同省令案を作成する際、自分も例えばまだ抵当(根抵当)について理解が十分ではないし、そういう難解な部分について講義をしてもらいたいと思う。根抵当は、設定後、金額がいつも変わるということだが、2月の本邦研修に参加しても分からなかった。 [磯井] これまでのアプローチは「まず草稿してみてくれ」という方法だったが、最初に少し講義をするかどうか、日本人専門家とも相談しつつ検討してみる。特に今のように、具体的にここが分からないから解説をしてくれと依頼してもらえると、民法はすごく大きな法律だが、日本側も準備がしやすいと思う。 [Mr. Tith Rithy] 根抵当や抵当権に関する登記については、準備はできているが理解できていないところがある。 [磯井] 繰り返しになるが、頑張って自分たちで起草することはよいと思う。カンボジアの人たちはそれができると思う。他方、先ほど、たとえば途中から参加してくる人がいるという話があったが、そうした人に対しては、皆さんの間でフォローし合うことも始めてみて欲しい。もちろん難しければ日本人に相談してもらってもいいがメンバー内でのフォローもやってもらいたい。 プロジェクトを前に進めるために、このあと引き続き協議したいと思う。

質問票#	大分類	小分類	宛先	質問	2/22 コミッティ/サブコミッティメンバー Mr. Tith Rithy Mr. Touch Tharith Mr. Chuon Tech Mr. Soueung Panhavuth H.E Hy Sophea Ms. Nil Philippe H.E Yean Sina	2/23 第4班(供託法)メンバー(班長:カオ・ルット次官補) Mr. Or Pichveasna Mr. Son Sor H.E Chuon Tech H.E Koeut Rith リーダー Mr. Se Veng Mr. Tith Rithy Mr. Sar Phoumra Mr. Khy Chit	2/23 第1班(不動産登記に関する法令)メンバー(班長:ソティアヴィ次官) Mr. Touch Tharith Mr. Tith Rithy Mr. Nou Sackdey Ms. Phan Chanly H.E Chan Sotheavy リーダー H.E.Pen Pichsaly H.E Yean Sina Mr. Lox Sok Leang Mr. Or Pichveasna Mr. Keo Setha
					—	—	[西畑] 次官の発言でひょっとしたら誤解が残ってはいけいないので一部補足。関連法令との調整についても支援するのは、プロジェクトの活動に含まれているとも考えられ、関与の仕方についてご意見が聞けたのはよかった。ただし、省庁間のやり取りで、緊急であっても、専門家が司法省職員の立場で代弁をするのは避けるべきである。あくまで司法省職員が対応できるための支援として助言する、という認識。 [H.E Chan Sotheavy] もちろんそれを望んでいる。司法省の立場で発言してほしいとは思っていない。助言をもとに、カンボジア側が自分で考えて、議論を進めていきたい。議論の際、どういう時に解釈するかについての意見をもらいたい。立法技術が低いので、すぐに反応できないこともある。場合によっては例えば、カンボジアに事例がない、その場合は日本の事例を参考にしたいこともある。それは日本の真似をしようということではなく、それを参考にしたいということである。 [Mr.Touch] 非訟事件など、関係評議会で議論する場合、自分が参加することがある。他法案と民事が抵触する場合があるが、自分には内容が分からないことがある。そうすると参加する前に事前に相談できればいいだろう。 また、事前相談ではなく、専門家がオブザーバーとして参加できれば、その場で議論して決着できる。今は戻ってきて専門家に相談し、次回に回答するということになってしまう。 [西畑] 関係評議会まで進んだ際に、日本人専門家がその場に同席までするのは問題がある。そこまで進んでいるのにMOJ代表者が交渉できない場合は、戻してしっかり理解するなどの対応を取るのがむしろ良いのかもしれない。 [Mr.Touch] 会議には参加してくれなくてもいいが、事前に相談できれば良い。
19	実施プロセス	0-b-3	MOJ 全体	プロジェクト関係者同士(司法省内、司法省と上位機関、他の関係機関、司法省と日本人専門家・JICA事務所など)のコミュニケーションに問題はありませんか？	—	—	—
20	実施プロセス	0-b-4	MOJ 全体	現状の政府予算割り当てと、今後の見通しについて教えてください。	—	—	—
21	実施プロセス	0-b-5	MOJ 全体	人員配置上の問題はありませんか？また、今後の人員配置上の見通し、対策案についても教えてください。	—	[H.E Koeut Rith] MOJの採用・試験については今年まで特例で、MOJが直接採用していたが、予算に限りがあるため、経済財務省から独自採用は禁止され、今後どうなるかは分からない。MOJが募集する場合、人事院からもメンバーが来て、採用委員会をつくり、試験をつくって実施する。 [Mr. Se Veng] 試験は筆記だった。試験科目は、自分の専門分野の科目、総合知識の2つからなる。仮に採用されたとしても、最初の一年間は試用期間。 [西畑] 法経済大学の日本センターで話を聞いた時、学生はMOJへの就職にも関心があるが、応募方法が分からないのではないかという話があった。 [H.E Koeut Rith] 普通の試験に応募すれば可能だと思う。現時点は、特に法律職は、人事院に依頼している。他の部局も人が足りないが、とにかく予算が足りない。職員が少ないのに仕事は多い。Mr. Sarの部局(Prosecution Affairs)は職員が17名しかいない。必要な人数はもっと多い。 [Mr. Sar] 倍ぐらいは必要だと思う。 [H.E Koeut Rith] 日本の検察が何人いるか、本邦研修で質問したのはそのため。人数をもっと増やしていかないと対応できなくなる。司法改革が進んでいて、裁判官の規則なども変わってくるので、最終的にどれくらいになるか分からない。 [磯井] Mr. Selは何の専門で試験を受けたか？ [Mr. Se] 法律職。フランス留学中に民法を勉強してきた。 [H.E Koeut Rith] 彼はカンボジアの法科大学で勉強した。法科大学の中にフランスが支援しているコースがあり、フランス語で勉強した結果フランスの大学と同じ資格をもらえる。それを修了して、フランスでマスターに進んだ。 [磯井] 法律の専門家の中では、最近はどういう専門分野で受ける人が多いか。 [H.E Koeut Rith] 専門というのは、法律、ITというレベルの区分。 [H.E. Chuon Tech] 4年間採用に関わる仕事をしていた。職員としての分類は、日本で言う一種と二種のようなもの。採用人数が多かったのは法律。その次にITと会計。法律の場合は、民法民訴法と刑法刑訴法、それと総合知識という問題を出す。最終的に決定するのは人事院。 [磯井] 民法民訴法は新法か旧法か。 [H.E. Chuon Tech] 両方とも旧法。民事か刑事かは選択制。刑事を選択する者が多い。筆記試験だけで面接はなし。	—

質問票#	大分類	小分類	宛先	質問	2/22 コミッティ/サブコミッティメンバー	2/23 第4班(供託法)メンバー(班長:カオ・ルット次官補)	2/23 第1班(不動産登記に関する法令)メンバー(班長:ソティアヴィ次官)
	妥当性		MOJ 全体	プロジェクトは、「カ」国のニーズに合致していますか？	[西畑] 四辺形戦略や法・司法改革行動計画など、このプロジェクトの政策上の位置づけは変わっていないか？何か次期行動計画などの策定状況等について、MOJに情報がきているか？ [H.E Hy Sophea] これに関しては、特にカンボジア政府の政策は変わっておらず継続している。つまり司法省の計画も従来通り。一部起草すべき法律の追加はあるが、それは人身売買などであり、民法に関係してくるものはない。経済の発展とともに状況は変化しているため、担当する法案の追加はある。例えば、外国人に対する不動産の所有に関して、政府から司法省に対して検討要請がきた。法律の目的や政府としての基本的な考え方だけ国土省が出してきて、司法省が肉付けしている。そこで民法と抵触しないように調整している。この作業は最優先と言われている。この特別法の起草は、次官が法案を作って、起草グループ会合を開催している。日本人専門家にも最初はコメントしてもらったが、民法とのかかわりは少ないので、日本人専門家の関与は開始当初だけであった。骨格を検討する場合に、問題点を指摘してもらったりしたので、それをもとにカンボジア側メンバーだけで起草を進めて来た。会合の中では、民法が使っている用語などもできるだけ使って、国土省にも民法の考え方を広めようとしている。 [磯井] メンバーは起草グループと重なるか？ [H.E Hy Sophea] メンバーは、コミッティメンバーと同じ。国土省からの代表者と、司法省からも代表的なメンバーだけが少人数参加して協議している。	—	—
	有効性	2-3	MOJ 全体	プロジェクト目標達成に向けて、PDMIに設定された外部条件は充足される見通しですか？	—	—	—
				他に何かあればご自由にご意見をください	[磯井] コミッティ、サブコミッティのメンバーについて、追加や入れ替えなどはお考えか？ [H.E Hy Sophea] どちらにも可能性はある。一部メンバーは、本拠地が遠いなどの面からほとんど参加できていない。しかし、今回のM/Mは現状のメンバーリストで良い。	—	[西畑] 経費補助の件については、我々には意思決定権がないので、具体的には当方団長が到着した後の協議の場で扱いたい。この場では具体的な情報を確認させて頂きたい。合宿形式での国土省の要求について、具体的にはどのようなものだったのか。 [H.E Chan Sotheavy] 宿泊＝1人部屋。30-35ドル/泊程度のホテルであれば良い。移動手段は一般職員はバスでもOKだが、高官は1人で1台必要。ただ高官は自分の車で移動すると思われるので、その場合はガソリン代だけでいいのではないか。食事に関しては、どこでミーティングするかに応じて、そのホテル等で食事できればよい。もしJICAの方からそれらが支援されれば彼らは参加してくれると思う。 [西畑] 「高官」は、Lim Voanさん以外にはSiak Vannaさんは該当するのかどうか。具体的に誰がそれに当たるか教えて欲しい。 [H.E Chan Sotheavy] 地位についている方。したがって、その二人だけ。

質問票#	大分類	小分類	宛先	質問	2/22 コミッティ/サブコミッティメンバー Mr. Tith Rithy Mr. Touch Tharith Mr. Chuon Tech Mr. Soueung Panhavuth H.E Hy Sophea Ms. Nil Philippe H.E Yean Sina	2/23 第4班(供託法)メンバー(班長:カオ・ルット次官補) Mr. Or Pichveasna Mr. Son Sor H.E Chuon Tech H.E Koeut Rith リーダー Mr. Se Veng Mr. Tith Rithy Mr. Sar Phoumra Mr. Khy Chit	2/23 第1班(不動産登記に関する法令)メンバー(班長:ソティアヴィ次官) Mr. Touch Tharith Mr. Tith Rithy Mr. Nou Sackdey Ms. Phan Chanly H.E Chan Sotheavy リーダー H.E.Pen Pichsaly H.E Yean Sina Mr. Lox Sok Leang Mr. Or Pichveasna Mr. Keo Setha
					—	[西畑]フランスの支援について、現状はどうなっているか。 [K.R.]フランスの支援は現在受けておらず、カンボジアが自力でやっている。刑法と民法ができたあと、フランスの専門家は引き揚げた。もう少し延長したいという意向もあったが、体制的な問題で結局できなかったようだ。 刑法の書式の準備も半分しかできていないが、支援は終了した。関連する法案起草も一部残っており、我々のみで協議している。ただ、教材を印刷する場合には、フランスが印刷費用を出してくれている。	
					—	—	[西畑] 我々はJICA本部から来ているが、手当は、現地事務所で現地の物価水準にあったものを規定しており、他の省庁との釣り合いもあり、事務所としての方針がある。そのため、我々としては検討の材料として手当てについての意見をお聞きしている。プロジェクトはカンボジアと日本との協働活動であるため、旅費についてもカンボジア側も応分の負担すべきという考えのもと、金額を決めている。なぜ現地事務所で臨機応変に負担額変更を認めないかと言うと、どの省庁についても一律同じ価格表を使っているため、それを越える金額を支援して、特例扱いと受け止められてしまうことを恐れている。ただ調査団としては、これを日本側が負担して合宿協議を実現することで、停滞した状況を打破できるのであれば、日本側が負担することもありうると考えており、トップレベルの協議で検討しようとしている。 [H.E Chan Sotheavy] これが必ず状況を打破するという100%の保証はできない。これまでは協議自体が出来ていない。合宿協議をすることで検討状況は進むとは言えるものの、100%目標を達成するということは約束できない。100%の確証を求められれば保証できないが、状況が改善されるのは確かである。議論の過程でどういう問題が出てくるかは分からないため、今後の進捗を約束できないということ。 私の経験からは、他の省庁と協議する際、他のドナーがついていればドナーが全て負担してくれていた。一般の職員であればバスをチャーターして行くのだが、高官の場合は自分の車で行くことになるため、そのガソリン代が必要。宿泊費は、高官は一般職員の倍。またこうした経費について、日本との場合は50%だけが負担だが、カンボジア政府の予算は一年前に経済省に計画を提出して予算を獲得しなければならない。本来はこのような問題については、持ち出したくなかった。しかし持ち出さなければ障害が取り除けず、それがなければ目標を達成できないことになり、それは私の責任になる。
					—	—	[西畑] 司法省の他のメンバーから、「どうして国土省側だけが優遇されるのか？」という声が出る恐れはあるか。その場合は司法省内で解決できる見込みか。 [H.E Chan Sotheavy] 我々側の士気にもかかるので、同じ水準にしてみよう必要がある。司法省が他の省より低く見られているという事実を作ってしまう。また、要求すれば高くもえる、要求しなければもらえない、という前例を作ってしまう。先ほど懸念されていた、他の省が「特別扱いではないか」と言い始めることは避けられない。JICAの基本方針に反しないためには、例えば隣国に行つて協議するということも一案ではないか。これは一つの案であつて真剣に考えてくれという意味ではないが、また、本邦研修の機会があればそれを活用するというのも一案。 [西畑] 本邦研修は9月以降しかできない。不動産登記について集中協議のために本邦研修を開催予定だが、受け入れ側の事情があり、無理をしても7月、できれば秋口に開催ということになっている。また、本邦研修を長い期間で開催しても、昨年がそうであったように、国土省側が全日程参加してくれないのでは、という点が我々としては不安な所である。
					—	—	[H.E Chan Sotheavy] 今LimVoanさんは所属が変わり、以前は技術部門にいて、彼がいなければ 国土省の仕事が進まないということがあったが、今はそうでもない。日本で協議できれば、日常業務から隔離できるということ、協議の時間が厳格になるということの2点のメリットがある。家から離れた場合に、他に考えることがなくて会議に集中できるというメリットもある。これであれば、JICA現地事務所の方針との抵触は無いだろう。これなら特別扱いを避けるという事も可能なのではないか。もしそういった提案であれば、本曜日に国土省側に、長期間の渡航が必要かどうか、確認する必要がある。 ただ、省令を早く出さないといけなくて、本邦研修は8月までは待てない。遅くとも6月でなければ間に合わないだろう。期間を長く伸ばせるのであれば、民法に関わる部分について、司法省としても勉強して協議をしたい。私の考え方は、一度行った際に両方の省令について目途を立てたい。ただし時間的に難しいので両方を目的とするのは難しいかもしれない。カンボジアでの準備が間に合わない。 民法に関わる省令についてはルッティさんとセターさんに骨格作りを依頼しているが、時間がかかりそう。したがって一方だけの完成を考えるのがいいだろう。 [西畑] それでは国土省との協議の際に、本邦研修の時期、期間の調整ができた際には長期間参加してほしい旨を要請し、こちらもその調整を打診してみる。 [H.E Chan Sotheavy] 4月、5月は国連、イタリアに行くことになっているので、可能性としては3月か6月。

議事録〈MOJ プロジェクトオフィス〉

1 日時 平成 22 年 2 月 25 日（木） 14 時 00 分～16 時 00 分

2 場所 司法省プロジェクトオフィス会議室

3 面談者

（１） 調査団側：亀井 JICA カンボジア事務所員、ピラ同現地職員、森、西村、磯井、西畑、樋渡、和多田（法務省）、

（通訳：スワイ）

（２） カンボジア側：司法省・国土省共同コミッティ 国土省メンバー（H. E. Siek Vanna、Mr. Chhy Leang、Mr. Path Sok、Mr. Ing Chang、Mr. Khin Bo、Ms. Pech Katy） 司法省メンバー（H. E. Chan Sotheavy、H. E. Yien Sina、Mr. Tith Rithy、Mr. Touch Tharith、Mr. Keo Setha、Ms. Pan Chanly、Mr. Or Pichveasna、Mr. Son Sor）

4 協議内容

H. E. Siek Vanna 共同議長の H. E. Lim Vorn は欠席させていただいた。本当は来る予定だったが、急きょ TVK の取材が入った。カンボジアの土地所有権に関して説明するもので、時間がちょうど 2 時からである。

国土省側の参加者紹介。Mr. Chhy Leang、登記局長。Mr. Path Sok、Mr. Khin Bo は、まだ WG の正式なメンバーではないが、これからメンバーにする予定。Ms. Pech Katy は、情報管理の担当で、メンバーに追加する予定。

あと 2 名、追加したいメンバーがいるが、今日は欠席である。国土省内の立法関係の担当で、今後協議に加わってもらう予定である。今まではかなりメンバーも少なく、欠席者がいるとすぐに会合がキャンセルとなっていた。メンバーを増やし、一部が欠席しても会合は開催されるようにしたい。

森次長 JICA は、司法省に対して法整備支援を行っている。土地管理関係については、この共同コミッティが重要な位置付けにも関わらず、皆さん多忙なことがあり開催されないという困難があるとお聞きした。今日は率直なご意見をお聞きしたい。どのような問題があって多忙になっているか、どうすれば頻度多く開催できるのか、JICA がそれに対してどう支援できるのか。

西畑 昨年 2 月の本邦研修で、本件を進める旨の司法省および国土省の合意書が交わされた。そこで合意した事項の進捗を聞きたい。なお、日本側は、昨年 7 月に不動産登記に関する AG を立ち上げた。

H. E. Siek
Vanna

共同省令は早く進めたいと考えている。そうしないと現場で問題が出るが、ほかの仕事もあって進まない。議論を進めるために、次の対応を考えている。

1. メンバーを追加する

2. こちらでの毎週水曜日の会合に2名が参加して勉強する

これまでも両省庁で合意できる点を探り、登記の手续や方法についても議論をしたが、これまでの協議のやり方を変えていきたいと考えている。水曜日に準備して形にしたところを、木曜日の合同の会議で合意する形にする。

進捗については、民法・民事訴訟法のうち土地に関わる条文について理解するように努力している。民法と民訴法は大きな法律で、用語も難しいため、理解するのに時間がかかる。また、その中で規定されている内容は従来のやり方や習慣と異なっている。

土地の物権に関する登記も新しい概念。裁判所の決定による仮差押え、保全は全く新しい概念。従来は、物権に関わる登記は、所有権や占有権しかなく、それ以外は行われていなかった。

目標達成までには非常な困難が伴う仕事だが、我々は全国統一的に書式を決めていかなければならない。

私が心配しているのは、登記簿の記載がすごく長くなるということである。今まで2行で書いていたものが、新しい方法ではほとんど1ページの枠を使ってしまうようになる。また、差押登記の文言なども、スタンプで済んでいたものが、2行ぐらいになってしまう。

職員が少ない中で、仕事はかなり多い。少数民族の所有権、土地の評価についての問題などにも対応する必要がある。これらも、何カ月もかけて準備をして、閣僚評議会に提出し、審議を受ける必要がある。外国人に対する区分所有権の付与に関しても準備が必要となっている。ちょうど昨日も、リム・ヴォン氏と私は、国会の特別委員会に対して案を説明し、議論が行われたところである。カンボジア国民を対象とする区分所有権に関しては、以前すでに政令が出されている。現在は、この外国人に対する区分所有権に関する法律、少数民族に対する所有権に対する政令が議論されており、また、省令として、違法建築に関するものも検討しているところである。

このようにさまざまな仕事がある中で、登記制度も整備し、各地で登記を進めるための人材も育成しなければならない。

これまで会合はキャンセルされることが多く、進んでいないが、進めていきたいと思っている。共同省令は、6月ごろを目指したい。

西畑
H. E. Siek
Vanna

その共同省令は、民訴に関わるものということか。

そうである。民法に関する共同省令はまだ取り掛かっていない。しかし、民訴の省令といっても、一部の規定は民法にも関わる。

西畑	JICA の支援として、現地専門家が常駐しており、現地セミナーを開催し、また日本にアドバイザーグループを作っている。さらに今年度は本邦研修を予定している。 本邦で研修を行う利点はいくつかあるが、日常業務から離れて集中協議を行える良い機会であると考えている。時期や内容などにつき意見・要望があればお聞きしたい。
H. E. Siek Vanna	時期については、私とリム・ヴォン氏は大変忙しい。新メンバーを追加しようと思っているので、彼らならいつでも参加できると思う。 2009 年 2 月に行った際にも、リム・ヴォン氏は多忙により参加期間が制限された。今回は専門知識を持っている人を増やして、時期の問題がないようにしたい。 研修の内容としては、物権に関わる登記についてのものを希望する。特に民訴に関わる部分では、裁判所の決定をいかに迅速に実施できるようにしていくかを考えなければならない。これまでも裁判所の決定は出ており、我々も決定どおりにやりたいと思っていたが、やり方がわからなかったために、裁判所と我々が衝突するような事態にもなっていた。 具体的には、仮差押と本差押の違いが理解できていない。また、「担保取消」についても、新民訴では従来と違う用語になった。同じ内容でも用語が変わったせいで我々としては困っている。 従来は、長期賃借権があつて、これも民法が適用されると永借権という新用語に切り替えると聞いているが、登記簿上も書き換えるか、書き換えた場合前の記載はどうするかが気になっている。 本邦研修に対する要望は、内部で取り纏めてまた連絡する。
西畑	増員は今日来ている二人に加えてさらに増員しようとお考えなのか？
H. E. Siek Vanna	まだ決まっていないが、検討中。立法部局の職員。 これからのやり方として、会合を効率的に進めるためにもまず我々が内部で準備しなければならない。火曜日に内部の会議を行い、準備して、水曜日には司法省の会議に参加し、木曜日に共同コミッティで合意する形を考えている。

以上

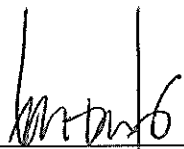
MINUTES OF MEETINGS
BETWEEN
THE JAPANESE MID-TERM REVIEW TEAM AND
THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE ROYAL GOVERNMENT OF
CAMBODIA
ON JAPANESE TECHNICAL COOPERATION
FOR
THE PROJECT FOR THE IMPROVEMENT OF THE TRAINING ON CIVIL
MATTERS AT THE ROYAL SCHOOL FOR JUDGES AND PROSECUTORS OF
THE ROYAL ACADEMY FOR JUDICIAL PROFESSIONS (PHASE 2)

The Japanese Mid-term Review Team (hereinafter referred to as “the Team”) organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”), headed by Mr. Senya Mori, Deputy Director General, Public Policy Department of JICA, visited the Kingdom of Cambodia from 17th February to 5th March 2010, for the purpose of the mid-term review of the Project for the Improvement of the Training on Civil Matters at the Royal School for Judges and Prosecutors of the Royal Academy for Judicial Professions (Phase 2) (hereinafter referred to as “the Project”).

During its stay in the Kingdom of Cambodia, the Team had a series of discussions with the Cambodian authorities concerned (hereinafter referred to as “the Cambodian side”), reviewed the progress of the Project as well as the plans for the remaining period of the Project.

As a result of the discussions, the both sides came to reach a common understanding concerning the matters referred to in the document attached hereto.

Phnom Penh, 3rd March, 2010



Mr Senya Mori
Deputy Director General
Public Policy Department
Japan International Cooperation Agency
Japan



H.E. Tep Darong
President
Royal Academy for Judicial Professions
Kingdom of Cambodia

1. Objectives of the Mid-term Review

The objectives of the Mid-term Review are set forth below:

- 1) To review the progress of project activities and the prospects for achieving the project purpose based on the Record of Discussion and Project Design Matrix (hereinafter referred to as “PDM”);
- 2) To review the Project in terms of the five evaluation criteria of Relevance, Effectiveness, Efficiency, Impact, and Sustainability;
- 3) To discuss the project activity plans for the remaining project term;
- 4) To discuss the necessary revisions for the PDM, if necessary.

2. Progress of the Project and Plans for the Remaining Project Term

The Cambodian RAJP authorities and the JICA Mid-term Review Team, through subsequent survey reviews and discussions, confirmed that the Project has made steady progress as per the PDM and has been producing tangible results. Concerning the progress in dealing with the project activities and plans for the remaining Project term, a summary of the contents verifying this are set forth below:

(1) Output 1. School management skills and know-how for recruiting and maintaining sufficient trainers, and formulating and implementing curriculums are built up within RSJP

Japanese Experts and RAJP Management maintained connections to allow for the ability to regularly discuss matters whenever necessary based on the necessities of project management (according to records alone there were 17 such meetings in 2008 and 9 such meetings in 2009 in addition to the daily discussions that were made). The contents of the discussions included the introduction of the Assistant Trainer System, Continuing Legal Education (hereinafter referred to as “CLE”) plan, and the preparation of mock trials. The prospective trainers and RAJP/RSJP staff also participated appropriately.

Continued from Phase 1, the cultivation of the continuing prospective trainers has been underway, and the Assistant Trainer System was introduced from the first year of the current phase.

The prospective trainer criteria consisted of: 1) performance; 2) individual desires; 3) suitability; and 4) whether they were a judge (for Civil Affairs education). Judges can select their work location according to their performance with those with top grades, by being appointed as a prospective trainer, having an increased probability of receiving



assignments in the suburbs of Phnom Penh, which makes it easier to commute to school.

Concerning the prospective trainer appointment plan, although no documentation is available, 7 prospective trainers are currently selected each year through the reaching of a common consensus between RAJP/RSJP and the Japanese Experts. In fact, as of the time of this review, 7 prospective trainers were selected from the graduates of RSJP in each year, such as the 1st (cultivated in Phase 1), 2nd and 3rd batches, with the prospective trainers selected in the 1st batch already being involved as Assistant Trainers at RSJP. Out of those, 2 prospective trainers are independently lecturing as trainers at the Royal School for Court Clerks (hereinafter referred to as "RSCC"). This plan was made based on a comprehensive consideration of the actual circumstance such as the supply of appropriate, capable individuals as prospective trainers, and the necessary preference for the appointments of judges to courts that lack such judges.

Moreover, the President of RAJP recognizes that the plan for training 35 prospective trainers (including the seven 1st prospective trainers cultivated in Phase 1) during 4 years of the project period cannot be said to be sufficient should the sustainability of the school management for the entire RAJP (not only including RSJP but also the other three schools) be considered, and that human resource quality and capacity should be increased within the current situational limits.

In relation to this, concerning the securing of fulltime trainers, it is recognized within RAJP/RSJP that "on the school side, it is desired that fulltime trainers be retained in the future, however, the number of legal personnel of Cambodia is overwhelmingly lacking in the present situation and priority of legal personnel allocation should be made towards the side of practice in light of this. For that reason, the retention of fulltime trainers for the school should be aspired towards, but attaining such an outcome is not realistic." The Japanese Experts share in this assessment. The fact of not retaining fulltime trainers was compensated for through the participation of many of the prospective trainers in trainer meetings and mock trials as a method for increasing their commitment to the educational performance of the schools.

Concerning the educational system, up to the present should a scheduled trainer be unable to give a lecture, an effort is made to substitute him/her with a prospective trainer. The system has thus come to be managed with only RSJP resources in accordance with the curriculum and without having lectures provided by the Japanese Experts. Still, the ratio of lectures the trainers and prospective trainers cooperatively carry out has decreased and the ratio of lectures given by only prospective trainers has increased (in 2008 the former represented 156 hours and the latter 115 hours, in 2009 the former

Handwritten signature and initials in the bottom right corner of the page.

represented 109.5 hours and the former 165 hours).

As an achievement of training activities, on the Friday of every week a Prospective Trainer Working Group meeting is held, wherein prospective trainers receive support from Japanese Experts and draft educational materials (these meetings occurred 28 times in 2008, and 23 times in 2009). Through the local seminars in Cambodia, participation in the JICA-Net Seminar and Training in Japan, and the daily question and discussion activities with Japanese Experts, Prospective trainers have come to accumulate knowledge and experience. Furthermore, discussions are at times held between prospective trainers via phone and e-mail. One prospective trainer has planned activities for his study and practice, and, while seeking advice from the Japanese Experts based on the knowledge gained from JICA-Net seminars, has independently drafted the "Manual for Demand Procedures" (commentary on procedure and sample format)". The President of RAJP and Director of RSJP expressed their plans to continue the activities to increase human resource quality and capacity through this Japanese support.

The Trainer meeting was held twice in 2008 and once in 2009 with the objective of selecting a plan for creating educational materials and examinations for the curriculum. Although it cannot be said that the meeting was held completely on the initiative of the school side, prospective trainers (including prospective trainers not providing lectures) played a central role in the discussions. RAJP/RSJP management has realized the importance of sharing the drafted minutes of the meeting as a means of systematic knowledge management, providing the summarized meeting minutes for the general meetings and a detailed meeting minutes for the important meetings.

- (2) Output 2. Trainers and prospective trainers of RSJP, including those to be recruited/selected, develop and improve skills and know-how for creating and revising teaching material

An outline of the teaching material creation results during Mid-term Review Period are provided below:

1. Materials related to the Code of Civil Procedure [Case for mock trial]

(1) Sok Sombat Case (Lease): Dec. 2008

(2) Sarika Corporation Case (Delivery of Movables based on ownership) : Dec. 2009.

2. Materials related to civil execution

Handwritten signature and initials in black ink, located at the bottom right of the page.

- (3) Mock Records and Manual on the Procedure of Compulsory Sale of Immovable (The 1st Edition): Compiled in Dec. 2009
- (4) Mock Records and Manual on Substituted Execution / Indirect Enforcement : currently drafting and under review
- (5) Teaching Material on Suits Relating to Execution : drafting since Jan. 2010.

3. Materials related to civil preservation

- (6) Mock Record and Manual on the Procedure of Provisional Attachment against Immovable (The 1st Edition): Mar. 2009
- (7) FAQs on Preservative Relief: 44 questions : May. 2009

4. Materials on common issues

- (8) Q&As on the Code of Civil Procedure 2008 (Jun. 2008 - Mar. 2009): 113 questions: Sep. 2009
- (9) Q&As on the Code of Civil Procedure 2009 (Apr. 2009 - Dec. 2009): 123 questions: under editing

*One of the prospective trainers voluntarily compiled "Manual for Demand Procedure"(commentary of procedure and sample format)

The process for creating numbers (3), (4), (5) and (6) above were created from drafts made by prospective trainers based on lectures provided by Japanese Experts and reflecting the Expert's advice. Prospective trainers revised the teaching materials based on their needs as well as discussions, question and answer sessions, and training in Japan (for example the "Manual for Civil Litigation Procedure at 1st Instance" is being amended in the early part of this year for a 2nd edition).

According to relevant individuals (on both the Cambodian and Japanese sides), the teaching materials created and revised through the Project were drafted based on the advice of Japanese Experts or the Japanese support members, and the contents of the materials were completed in a generally relevant state for training in RSJP.

With the present study, the limited level of understanding of the Civil Code and the importance of Civil Code teaching materials are issues recognized by school management. Concerning RSJP students, the 1st batch prospective trainers are reporting from the podium that the comprehension of the Civil Code is not progressing sufficiently while that of the Code of Civil Procedure is progressing relatively well. For example, the case study of the Code of Civil Procedure lecture wherein students'

comprehension of the Civil Code was still insufficient for some cases for which they were unable to determine the resolution.

In anticipation of applying the Civil Code, the remaining term of the Project will focus on enriching Civil Code training in RSJP, for example by creating a lecture plan. In terms of a detailed initiative, it is recognized that the school side and Japanese Experts will proceed with mutual discussions.

(3) Output 3. Continuous legal education on civil matters is conducted

CLE within RSJP was initiated with the support of EWMI through the 2007 RAJP initiative. On the school side, donors in legal field were invited to discussion meetings, and JICA came to be responsible for one part of the Civil Case field. For CLE concerning civil cases, one course consists of a 5 day schedule along with the teaching subjects selected by the school side with the Cambodian trainer instructing for 3 days, the Japanese Expert instructing for 1 day, and 1 day set aside for other donors (the Japanese Expert lecture was a half day in 2008 and one full day in 2009). JICA is bearing the operational cost burden for 4 days of the course.

Within CLE, participants are divided into 6 groups (with between 35-40 individuals in each group) and, according to the annual plan, each group participates in one 5-day session in Phnom Penh. The total number of participants (judges and public prosecutors) was 187 in 2008, 206 in 2009, and 269 (planned) in 2010 (the increments from each year are the RSJP graduates). Judges and public prosecutors of the court of 1st instance are obligated to take the course. Within RSJP, feedback is collected from participants, and an analysis is then done concerning what topics need to be strengthened and the results are incorporated into the contents of the next year.

Within this project, a lecture on preservation is given by Japanese Expert with each session (for one session it was a half day in 2008, and a full day in 2009). In 2009, on the suggestion of the school side, a Q&A style was adopted and questions were gathered beforehand from courts from across the country in relation to which each lecturer provided ready answers in their lecture. Japanese Experts provided advice on the introduction and use of this style.

In 2008, with the dissemination seminar for the Civil Code and the Code of Civil Procedure through the Ministry of Justice and RSJP CLE, a schedule adjustment was made in order to not overburden any special lecturers. As one of these measures, the use of prospective trainers was introduced to RSJP CLE, and in 2009 prospective trainers provided part of the lectures for the Civil Matters field within the CLE.

Handwritten signature and initials, possibly 'TA' followed by a horizontal line.

3. Prospects for the Achievement of Project Purpose

The project purpose is “the Royal School for Judges and Prosecutors (RSJP) is able to implement practical training in civil matters self-sufficiently”

The results, prospects, and tasks concerning each of the project purpose indicators set forth in the PDM are discussed below:

(1) Status of implementing the practical training on civil matters:

- In the current curriculum, the Civil Code and Code of Civil Procedure receive roughly the same amount of time and there are no issues concerning balance.
- Prospective trainers assumed a greater leadership role in operation in the 2009 mock trial as compared to the trial in 2008. Prospective trainers filled the roles of coordinator and tutor, and provided advice and comments to students. Japanese Experts provided advice to prospective trainers who were preparing comments and based on that advice, they gave appropriate comments to the students.
- The RAJP/RSJP management recognized that Civil Code education as being necessary in the school. The students’ understanding of the Civil Code, as compared to the Code of Civil Procedure, was reported to have not been sufficient by the 1st prospective trainers. In the remaining term of the Project, tangible efforts are necessary in the direction of enriching Civil Code education at RSJP in anticipation of applying the Civil Code.

(2) The number of full-time and part-time trainers increases (including Assistant Trainers)

- Within RAJP/RSJP, by 2012 it is planned that prospective trainers will be trained at a rate of 7 per year to a grand total of 35. At the time of this Review, there were 21 prospective trainers currently in training.
- The training policy for prospective trainers by RAJP/RSJP management utilizes the input of the Japanese side through the Prospective trainer Working Group and seminars to the greatest extent possible in order to gain knowledge and decide upon a time period for them to give lectures as Assistant Trainers at RSJP.
- Seven 1st prospective trainers began working as Assistant Trainers from the beginning of the current Phase.

(3) Status of curriculum development

- Curriculum is developed well in consideration of a balance referred in point 1 above.



(4) A system on how to develop teaching materials was developed and remains in RSJP

- In the Prospective Trainer Working Group, which is at the center of teaching material creation, prospective trainers build-up experience in teaching material creation and revision, and come to take on the responsibility of drafting the materials. Moreover, in the Trainer Meeting, prospective trainers proposed the teaching material creation schedule, and made the decision on the matter. Compared to the former phase where the Japanese Experts selected the contents of the teaching materials, the Cambodian side came to take a more central role in the constructing of a system for creating and revising the teaching material.
- The prospective trainers are acquiring knowledge and know-how relating to teaching material creation through training in Japan, local seminars by Japanese Experts, and JICA-Net seminars.
- The abundance of questions from judges across the country and their corresponding answers are collected in a Q&A. As a result, the number of questions from local courts was increased.
- Teaching materials for the Civil Code have yet to be created, and it is necessary as a prerequisite for prospective trainers to deepen their understanding of the Civil Code.
- Prospective trainers gave their view that the advice of the Japanese Experts concerning the creation of the teaching materials is necessary. Prospective trainers moreover must independently progress with the instruction material creation activities by cultivating know-how and knowledge in the remaining term of the Project.

4. Evaluation of the Project from the Five Evaluation Criteria

Assessment results are provided in Annex 3 hereto.

5. Recommendations

(1) Tangible indicators

In the Review, there was a question as to how to judge whether “know-how was acquired” through the indicators so as to validate the prospects for the achievement of the project purpose. Various quantitative and qualitative indicators were discussed; however, the designing of more tangible indicators has come to be desired.

(2) Civil Code Education in anticipation of applying the Civil Code

Focusing on the application of the new Civil Code, tangible efforts by RSJP are necessary in order to enhance Civil Code education.



6. Next Steps

(1) For indicators such as "Know-how for school management" and "Know-how for teaching material creation," the Cambodian side and Japanese side should regularly exchange opinions and realize them.

(2) For the Civil Code education focusing on the application of the Civil Code, the school side and the Japanese Experts should proceed with their mutual discussions.

Annex

- 1 Achievement Grid
- 2 Inputs
 - (1) Japanese Expert
 - (2) Counterpart personnel
 - (3) Counterpart Training
 - (4) Equipment
 - (5) Project Activity Cost
 - (6) Japanese Advisory Group
- 3 Summary Result of Evaluation
- 4 Project Activity Schedule (Planned/Actual)

hm TA -

Annex 1 Achievement/Progress Grid

Project for the Improvement of Civil Matters at the Royal School for Judges and Prosecutors of the Royal Academy for Judicial Professions (Phase 2)

	Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Achievement/progress
Activities	0-1 Japanese experts study base line indicators on the overall goal, project purpose and outputs of this Project	- The extent to which the situation was understood at the beginning of the Project - the existence of baseline indicators in documents	Interview with Japanese experts	The baseline study was conducted by Japanese experts from Apr to July in 2008
	0-2 Share results of the baseline study in 0-1 between the Japanese and Cambodian sides.	The extent to which the common understanding mentioned above exists	Interview with Japanese experts, President of RAJP, and Director of RSJP	Finished
	1-1 RSJP management officials hold regular meetings of management on the practical training on civil matters including the policy of school management with the participation of other officials and Japanese experts	The extent to which meetings of management on the policy of school management have been held with the participation of other officials and Japanese experts	- Interview with Japanese experts - Meeting records	- Japanese Experts and RSJP Management maintained connections to allow for the ability to ordinarily discuss matters whenever necessary with there being repeated appropriate discussions based on the necessities of project management (according to records alone there were 17 such meetings in FY2008 and 9 such meetings in FY2009 in addition to the daily discussions that were made). - The contents of the discussions included the introduction of a assistant trainer system, a continuous legal education (CLE) schedule, and the organizing of mock trials. The prospective trainers and RAJP/RSJP staff also participated when necessary.

1-2 Study and discuss on qualifications and the number of trainers to be recruited	The existence of standards regarding qualifications and the number of trainers to be recruited	- Interview with Japanese experts - Official standards of the school	● The prospective trainers have been trained as the Phase 1, and the assistant trainer system has been introduced from the first year of the current phase ● The prospective trainer recruitment criteria consist of: 1) performance on graduation exam; 2) individual desires; 3) suitability; and 4) whether they were a judge (because it is for civil affairs education). ● New graduate judges with top grades have priority choice of their work location. Therefore those with top grades, by being appointed as a prospective trainer, have an increased probability of receiving assignments in the suburbs of Phnom Penh, which makes it easier to commute to school.
1-3 Formulate a plan of recruiting trainers on when, how many and how to recruit	The existence of recruitment plan	Recruitment plan	● The plan of recruiting trainers, although no documentation is available, 7 prospective trainers are currently selected each year through the reaching of a common consensus between RAJP/RSJP and the Japanese Experts. This plan was made based on a comprehensive consideration of the actual circumstance such as the supply of appropriate, capable individuals as prospective trainers, and the necessary preference for the appointments of judges to courts that lack such judges. The President of RAJP recognizes that the plan for training 35 prospective trainers (including the 7 of the 1st batch) during 4 years of the project period cannot be said to be sufficient should the sustainability of the school management for the entire RAJP (not only including RSJP but also other training schools) be considered, and that human resource quality and capacity should be increased within the current situational limits.

1-4 Develop required budget application documents for recruiting trainers in discussion and coordination with relevant parties based on 1-3	The extent to which the budget regarding trainers recruitment is secured and implemented	Accounting report	- Budget Application documents for recruiting trainers were developed and submitted. - As Cambodia has plans from this point to establish different types of special courts, a large number of legal professionals are now necessary. In recognition of this fact, as the results of discussion among MOJ, the Supreme Council of Magistracy and RAJP, it was decided that approximately 600 judges and prosecutors were needed. Based on that, a 5 year plan was created within RAJP and the creation of 55 judges and prosecutors in every year of the plan was scheduled.
1-5 Based on 1-3, formulate a plan of training prospective trainers on when, how many and how to train	The existence of training plan	Training plan	- Prospective trainers were recruited from the graduates of the 2nd and 3rd batch (seven prospective trainers), who are currently under training. The future plan is that seven prospective trainers will be recruited from each batch's graduates and trained. (seven 4th and seven 5th prospective trainers will be recruited in 2010 and 2011) - Although no documentation is available, RAJP management executives plans to train prospective trainers as much as possible in terms of both quality and quantity with Japanese assistance
1-6 Select prospective trainers based on 1-5	The extent to which prospective trainers are selected	List of prospective trainers	As described above.

1-7 Train prospective trainers including teaching and serving as assistants at RSJP, RSJC, and RSB	The extent to which the prospective trainers are working	- Interview with Japanese experts - List of lecturers	● On the Friday of every week a Prospective Trainer Working Group Meeting is held, wherein the prospective trainers receive support from Japanese Experts and draft educational materials (these meetings occurred 28 times in FY2008, and 23 times in FY2009). ● Through the local seminars in Cambodia, participation in the JICA-Net seminars and the In-Country Training, and the daily question and discussion activities with Japanese experts, the prospective trainers have come to accumulate knowledge and experience. ● The 1st prospective trainers have worked as assistant trainer of RSJP and two of them are also serving as trainers of RSJC.
1-8 Hold trainers meetings led by RAJP president/RSJP director, study, discuss and draft curriculums and guidelines for developing teaching materials	- The extent to which the trainers meetings are held - The existence of the curriculum - the existence of the guidelines for developing teaching materials	- Meeting records - Curriculum - Guidelines - List of teaching materials under usage	● The Trainer Meeting was held twice in FY2008 and once in FY2009 with the objective of selecting a plan for creating educational materials and examinations for the curriculum. ● Although it cannot be said that the meeting was held completely on the initiative of the school side, the prospective trainers (including candidates not providing lectures) played a central role in the discussions. RAJP/RSJP management has realized the importance of sharing the drafted minutes of the meeting as a means of systematic knowledge management ● RAJP/RSJP management has realized the importance of sharing the drafted minutes of the meeting as a means of systematic knowledge management, providing a list form meeting minutes for ordinary meetings and creating a detailed minutes for formal meetings.

1-9 RSJP recruit and maintain trainers based on the curriculums developed in 1-8	Records of conducted lectures	List of conducted lectures	Concerning the educational system, up to the present should a scheduled trainer be unable to give a lecture, an effort is made to substitute him/her with a prospective trainer. The system has thus come to be managed with only RSJP resources in accordance with the curriculum and without having lectures provided by the Japanese experts.
1-10 Conduct the practical training on civil matters(initial training) based on the curriculums developed in 1-8	- Same as 1-9 - Level of understanding of participants	- Same as 1-9 - Result of evaluation by the participants	● The ratio of lectures the trainers and prospective trainers cooperatively carry out has decreased and ratio of lectures given by only the prospective trainers has increased (in FY2008 the former represented 156 hours and the latter 115 hours, in FY2009 the former represented 109.5 hours and the latter 165 hours). ● The RAJP/RSJP management recognized the education of Civil Code as being necessary in the school. ● The students' understanding of the Civil Code, as compared to the Code of Civil Procedure, was reported to have not been sufficient by 1st prospective trainers. ● One of the prospective trainers pointed that the RSJP students seem not to sufficiently understand the Civil Code because they often fail to solve the problem in case study training due to lack of comprehension of the substantive law.
1-11 The Japanese side advises in the process 1-1 through 1-10 appropriately and in a timely manner	Records of supervision by Japanese side	- Interview with Japanese experts and (prospective) trainers	The knowledge necessary to compile teaching materials has been provided through consultation with RSJP management officials, trainers meeting, prospective trainers working group, seminars in Cambodia and training in Japan.

2-1 Trainers and prospective trainers develop and produce teaching materials for the practical training on civil matters	The existence of teaching material developed by the Project	Teaching material developed by the Project	1. <u>Materials related to the Code of Civil Procedure</u> (Case for mock trial) (1) Sok Sombat Case (Lease): Dec. 2008 (2) Salika Cooperation Case (Delivery of Movables based on ownership): Dec. 2009. 2. <u>Materials related to civil execution</u> (3) Mock Records and Manual on the Procedure of Compulsory Sale of Immovable (The 1st Edition): Compiled in Dec. 2009 (4) Mock Record and Manual on Substituted Execution / Indirect Enforcement: currently drafting and under review (5) Teaching Material on Suits Relating to Execution: drafting since Jan. 2010. 3. <u>Materials related to civil preservation</u> (6) Mock Record and Manual on the Procedure of Provisional Attachment against Immovable (The 1st Edition): Mar. 2009 (7) FAQs on Preservative Relief: 44 questions: May. 2009 4. <u>Materials on common issues</u> (8) Q&As on the Code of Civil Procedure 2008 (Jun. 2008 - Mar. 2009): 113 questions: Sep. 2009 (9) Q&As on the Code of Civil Procedure 2009 (Apr. 2009 - Dec. 2009): 123 questions: under editing *One of the prospective trainers voluntarily compiled "Manual for Demand Procedure" (commentary of procedure and sample format)
2-2 Invite members from relevant parties to develop teaching materials, according to necessity	The extent to which the external members are invited	Interview with Japanese experts	This activity was not needed.

2-3 Trainers and prospective trainers revise the teaching materials, according to necessity	The existence of teaching material revised by the Project	Teaching material revised by the Project	Prospective trainers revised the teaching materials based on needs as well as discussions, question and answer sessions, and training in Japan (for example the "Manual for Civil Litigation Procedure at 1st Instance" have been revised and its 2nd edition was produced in the early part of 2010).
2-4 The Japanese side advises in the process 2-1 through 2-3 appropriately and in a timely manners	Records of supervision by Japanese side	Interview with Japanese experts	● (3), (4), (5), and (6) listed in the achievement of Activity 2-1 were drafted by the prospective trainers based on the lectures provided by Japanese experts and reflecting comments of them. ● The materials mentioned in Activity 2-3 were revised through QA discussions and consultations between the prospective trainers and the Japanese experts and the Japanese Support Members. ● According to relevant individuals (on both the Cambodian and Japanese sides), the teaching materials created and revised through the Project were drafted based on the advice of Japanese experts and the Japanese Support members, and the contents of the materials were being completed in a generally relevant state for the training in RSIP.

3-1 Courses of continuous legal education (CLE) are planned and designed by RSJP in coordination with the Ministry of Justice	- Records of consultation with MOJ - The existence of plan on the CLE	- Interview with Japanese experts and management officials of the school - Plan on the CLE	● CLE within RSJP was initiated in 2008 on RAJP's initiative with the support of EWMJ. On the school side, donors in legal field were invited to discussion meetings, and JICA came to be responsible for one part of the Civil Case field. ● In FY2008, regarding the dissemination seminars of the Civil Code and the Code of Civil Procedure by MOJ and the CLE by RSJP, schedule was coordinated to avoid extreme concentration of requests for lectures to one person. One of the solutions derived was the utilization of prospective trainers in RSJP's CLE and a prospective trainer conducted some lectures of Civil Case in FY2009. ● For CLE concerning civil cases, one course consists of a 5 day schedule along with the teaching subjects selected by the school side with the Cambodian trainer instructing for 3 days, the Japanese expert instructing for 1 day, and 1 day set aside for other donors. JICA is bearing the operational cost burden for 4 days of the course. ● Within RSJP, feedback is collected from participants, and an analysis is then done concerning what topics need to be strengthened and the results are incorporated into the contents of the next year.
---	--	---	--

Output 1	3-2 Implement continuous legal education based on the course plan developed in 3-1	Records of CLE	List of conducted CLE	● Judges and public prosecutors of the court of first instance are obligated to take the CLE course every year, and the majority of them actually participate. ● Within CLE, participants are divided into 6 groups (with between 35-40 individuals in each group) and, according to the annual plan, each group participates in one 5-day session in Phnom Penh. ● The total number of participants (judges and public prosecutors) was 187 in 2008, 206 in 2009, and 269 (planned) in 2010 (the increments from each year are the RSJP graduates). ● 6 times of one-week sessions were conducted from Oct. to Dec. 2008: the Project conducted a half-day lecture (on preservation) of the sessions. ● 6 times of one-week sessions were conducted from Aug. to Dec. 2009: the Project conducted one-day lecture (on preservation) of the sessions. ● In 2009, a 'Q and A' style was adopted: questions were collected from local courts throughout the country and assigned to respective lecturers.
	3-3 The Japanese side advises in the process above appropriately and in a timely manners	Records of supervision by Japanese side	Interview with Japanese experts	Advice on introduction and implementation of the 'Q and A' style
	School management skills and know how on recruiting and maintaining sufficient trainers, formulating and implementing curriculums are built up within RSJP	1-1 The number of regular meetings of management and changes in discussion contents in these meetings	Meeting records	Same as the result of the Activity 1-1.
		1-2 The number of trainers meetings and changes in discussion contents in these meetings	Meeting records	Same as the result of the Activity 1-8.

		1-3 The number of prospective trainers who teach and sever as assistant for trainers at RAJP or RSJP	Interview with RSJP	Same as the result of the Activity 1-7.
Output 2	Trainers and prospective trainers of RSJP, including those to be recruited/selected, develop and improve skills and know-how of developing and revising teaching materials	2-1 The number of teaching materials that trainers and prospective trainers developed	Produced teaching materials	Same as the result of the Activity 2-1
		2-2 The contents of teaching materials that trainers or prospective trainers developed (Check whether or not the teaching materials are appropriate for using at RSJP)	Questionnaire to and interview with RSJP and Japanese experts	Same as the result of the Activity 2-4
		2-3 The roles of trainers and prospective trainers in developing teaching materials and changes in these roles	Questionnaire to and interview with RSJP and Japanese experts	● Same as the result of the Activity 2-4 ● In the Trainer Meeting, prospective trainers proposed the teaching material creation schedule, and made the decision on the matter. The Cambodian side came to take a more central role in the system for creating and revising the teaching material. ● Aiming at his study and practice, while receiving advice from the Japanese Experts, one prospective trainer has voluntarily and independently drafted the “Manual for Demand Procedure” (commentary of procedure and sample format) based on the knowledge gained from IICA-Net seminars.
Output 3	Continuous legal education on civil matters is conducted	3-1 The number of CLE and the level of understanding of the participants	- Records on CLE - Evaluation on CLE by participants	● Same as the result of the Activity 3-2 ● High reputation from the participants.

Project Propose	Royal School for Judges and Prosecutors (RSJP) is able to implement the practical training on civil matters self-reliantly	1. Status of implementing the practical training on civil matters (the number of lectures taught by Cambodian trainers, and the participation of the Cambodian side in the process of developing curriculums increases, comparing with those in the Phase 1)	- Records on courses taught - Records of class lectures - Questionnaire to and interview with RSJP and Japanese experts	● In the current curriculum, the Civil Code and the Code of Civil Procedure receive roughly the same amount of time and there are no issues concerning balance. ● Prospective trainers assumed a greater leadership role in operation in the 2009 mock trial as compared to the trial in 2008. Prospective trainers filled the roles of coordinator and tutor, and provided advice and comments to students. Japanese Experts provided advice to prospective trainers who are preparing comments and based on those advices, they gave appropriate comments to the students. ● The RAJP/RSJP management recognized the education of Civil Code as being necessary in the school. The students' understanding of the Civil Code, as compared to the Code of Civil Procedure, was reported to have not been sufficient by 1st prospective trainers. In the remaining term of the Project, tangible efforts are necessary in the direction of enriching Civil Code education at RSJP, in anticipation of applying Civil Code
		2. The number of full-time and part-time trainers increases.	Records on trainers recruited	● Same as the result of the Activity 1-5, 1-7 ● The retention of fulltime trainers for the school should be aspired towards, but attaining such an outcome should not be a realistic. The Japanese experts share in this assessment. ● The points of not retaining fulltime trainers were supplanted with the participation of many of the prospective trainers in Trainer meetings and mock trials as a method for increasing their commitment to the educational performance of the schools.

		3. Status of curriculum development	- Records of curriculum development - Questionnaire to and interview with RSJP and Japanese experts	In the current curriculum, the Civil Code and the Code of Civil Procedure receive roughly the same amount of time and there are no issues concerning balance.
		4. The system on how to develop teaching materials is developed and remains in RSJP.	Questionnaire to and interview with RSJP and Japanese experts	● In the Prospective Trainer Working Group, prospective trainers build up experience in teaching material creation and revision, and come to take on the responsibility for drafting the materials. ● Same as the achievement of the Indicator 2-3 for Output 2. ● The prospective trainers are acquiring knowledge and know-how relating to teaching material creation through training in Japan, local seminars, and JICA-Net seminars. ● The abundance of questions from judges across the country and their corresponding answers are collected in a Q&A. ● Teaching materials for the Civil Code have yet to be created. ● Prospective trainers gave their view that the advice of the Japanese experts concerning the creation of the teaching materials is necessary.
Overall Goal	Civil trials are appropriately conducted based on the Civil Code (the CC) and the Code of Civil Procedure (the CCP).	The quality of civil trials based on the Civil Code and the Code of Civil Procedure after the application of these Codes	Interview with lawyers, judges, prosecutors and etc.	Too early to evaluate

Annex 2 (1) Japanese Expert

1 Long-term Expert

	NAME	FIELD	PERIOD	
1	Mr Ryota Tatemoto	Advisor on the training of legal professions	1 Apr 2008	31 Mar 2010
2	Mr Ryu Morita	Operations Management/Coordinator	1 Apr 2008	30 Sep 2010

2 Short-term Expert

	NAME	FIELD	PERIOD	
1	Mr Tomoki Miyazaki	Advisor on the training of legal professions (Mock Trial)	17 Dec 2008	27 Dec 2008
2	Mr Takeshi Isokawa	Trainer for Civil Matters	11 Feb 2009	15 Feb 2009
3	Mr Tomoki Miyazaki	Trainer for Civil Matters	9 Feb 2009	15 Feb 2009
4	Mr Tomoki Miyazaki	Trainer for Civil Matters	21 June 2009	28 June 2009
5	Mr Tomoki Miyazaki	Trainer for Civil Matters	31 July 2009	9 Aug 2009
6	Ms Emiko Nishimura	Trainer for Civil Matters	21 June 2009	28 June 2009
7	Ms Emiko Nishimura	Trainer for Civil Matters	31 July 2009	9 Aug 2009
8	Mr Takeshi Isokawa	Trainer for Civil Matters	1 Aug 2009	5 Aug 2009
9	Ms Emiko Nishimura	Trainer for Civil Matters (Mock Trial)	7 Dec 2009	26 Dec 2009

Annex 2 (2) Counterpart personnel

- 1 H.E Tep Darong, President of RAJP Project Director
- 2 H.E Vann Phann, Director of RSJP Project Manager
- 3 H.E Koet Sekano, Secretary General of RAJP*responsible for the management of the Project

4 Trainers of Civil Matters of RSJP

	NAME	POSITION
1	Mr You Ottara	Judge, Supreme Court
2	H.E You Bunleng	President of Appeal Court
3	H.E Hy Sophea	Secretary of State, MOJ
4	Mr Mong Monichariya	President of Court of first instance of Preah Shihanouk Province
5	Mr Saly Theara	Judge, Supreme Court
6	H.E Pen Pichsaly	Technical Director General, MOJ
7	Mr Som Sereyvuth	Judge, Supreme Court

5 Prospective Trainers of Civil Matters of RSJP

- (1) 1st Prospective Trainers since March 2006

	NAME	POSITION
1	Mr IN Vanvibol	President of Court of first instance of Kandal Province
2	Ms CHAING Sinath	Judge, Phnom Penh Capital
3	Ms SEM Sakola	Judge, Court of first instance of Phnom Penh Capital
4	Mr YOU Bunna	Judge, Court of first instance of Phnom Penh Capital
5	Mr PLANG Samnang	Judge, Court of first instance of Shihanouk Ville Province
6	Mr TAING Sunlay	Judge, Appeal Court
7	Mr SENG Neang	Judge, Court of first instance of Phnom Penh Capital

- (2) 2nd Prospective Trainers since May 2008

	NAME	POSITION
1	Mr NGUON Ratana	Judge, Court of first instance of Pursat Province
2	Mr KONG Tarachhath	Judge, Court of first instance of Kampong Chhnang Province
3	Mr MONG Monysophea	Judge, Court of first instance of Prey Veng province
4	Mr KIM Meng	Judge, Court of first instance of Batambang Province
5	Mr HENG Sokna	Judge, Court of first instance of Takeo Province
6	Mr HOUT Heang	Judge, Court of first instance of Kandal Province
7	Mr CHEA Sok Heang	Judge, Court of first instance of Phnom Penh Capital

- (3) 3rd Prospective Trainers since May 2009

	NAME	POSITION
1	Ms YETH Molin	Judge, Court of first instance of Phnom Penh Capital
2	Ms PICH Mareine	Judge, Court of first instance of Phnom Penh Capital
3	Ms Srun Chhunvoleak	Judge, Court of first instance of Kandal Province
4	Ms SOR Lyina	Judge, Court of first instance of Shihanouk Ville Province
5	Mr NGUON Vuthy	Judge, Court of first instance of Kampong Cham Province
6	Ms THLANG Phaneth	Judge, Court of first instance of Batambang Province
7	Mr KET Socheat	Judge, Court of first instance of Kratie Province

Annex 2 (3) Counterpart Training

1 Mock Record Development (6 Oct 2008-18 Oct 2008)

	NAME	POSITION	INSTITUTION	PERIOD
1	Mr Nguon Ratana	Judge	Court of first instance of Pursat Province	6 Oct 2008-18 Oct 2008
2	Mr Kong Tarachhath	Judge	Court of first instance of Kampong Chhnang	6 Oct 2008-18 Oct 2008
3	Mr Mong Monysophea	Judge	Court of first instance of Prey Veng Province	6 Oct 2008-18 Oct 2008
4	Mr Kim Meng	Judge	Court of first instance of Batambang Province	6 Oct 2008-18 Oct 2008
5	Mr Hout Heang	Judge	Court of first instance of Kandal Provincial Court	6 Oct 2008-18 Oct 2008
6	Mr Chea Sok Heang	Judge	Court of first instance of Phnom Penh Capital	6 Oct 2008-18 Oct 2008
7	Mr Heng Sokna	Judge	Court of first instance of Takeo Province	6 Oct 2008-18 Oct 2008

2 Development of materials (9 Mar 2009-18 Mar 2009)

	NAME	POSITION	INSTITUTION	PERIOD
1	Ms Chaing Sinath	Judge	Court of first instance of Phnom Penh Capital	9 Mar 2009-18 Mar 2009
2	Mr Taing Sunlay	Judge	Appeal Court	9 Mar 2009-18 Mar 2009
3	Mr Seng Neang	Judge	Court of first instance of Phnom Penh Capital	9 Mar 2009-18 Mar 2009
4	Mr Kong Tarachhath	Judge	Court of first instance of Kampong Chhnang	9 Mar 2009-18 Mar 2009

3 Mock Record Development (4 Oct 2009-17 Oct 2009)

	NAME	POSITION	INSTITUTION	PERIOD
1	Ms Pich Mareine	Judge	Court of first instance of Phnom Penh Capital	4 Oct 2009-17 Oct 2009
2	Ms Yeth Molin	Judge	Court of first instance of Phnom Penh Capital	4 Oct 2009-17 Oct 2009
3	Ms Thlang Phaneth	Judge	Court of first instance of Batambang Province	4 Oct 2009-17 Oct 2009
4	Mr Ket Socheat	Judge	Court of first instance of Kratie Province	4 Oct 2009-17 Oct 2009
5	Mr Nguon Vuthy	Judge	Court of first instance of Kampong Chhnang	4 Oct 2009-17 Oct 2009
6	Ms Sor Lynna	Judge	Court of first instance of Shuikhanouk Ville Province	4 Oct 2009-17 Oct 2009

4 Development of materials (10 Nov 2009-19 Nov 2009)

	NAME	POSITION	INSTITUTION	PERIOD
1	Mr Nguon Ratana	Judge	Court of first instance of Pursat Province	10 Nov 2009-19 Nov 2009
2	Mr Kong Tarachhath	Judge	Court of first instant of Kampong Chhnang	10 Nov 2009-19 Nov 2009
3	Mr Mong Mony Sophea	Judge	Court of first instant of Prey Veng Province	10 Nov 2009-19 Nov 2009
4	Mr Kim Meng	Judge	Court of first instance of Batambang Province	10 Nov 2009-19 Nov 2009
5	Mr Hout Heang	Judge	Court of first instance of Kandal Province	10 Nov 2009-19 Nov 2009
6	Mr Chea Sok Heang	Judge	Court of first instance of Phnom Penh Capital	10 Nov 2009-19 Nov 2009
7	Mr Heng Sokna	Judge	Court of first instance of Takeo Province	10 Nov 2009-19 Nov 2009

Annex 2 (4) Equipment

(USD)

	FY 2008			FY 2009 * until the end of Dec 2009		
	ITEM	UNIT	PRICE	ITEM	UNIT	PRICE
1			0	LCD projector	1	1,040
TOTAL			0			1,040

GRAND TOTAL

1,040

Annex 2 (5) Project Activity Cost

(USD)

BREAKDOWN	FY 2008	FY 2009 * until the end of Dec 2009
workshop, seminar, etc	33,931	31,552
translation, printing, publishing	9,485	10,970
research	0	0
office maintenance	15,565	8,744
other	0	0
TOTAL	58,981	51,266

Input by Cambodian side

Project Office & Furniture

Project Meeting Room

Electricity

Annex 2 (6) Japanese Advisory Group

Member List of Advisory Group on the Training of Legal Professions

No	NAME	Position, Institution	FY 2008	FY2009
			8 persons	8 persons
1	Mr Osamu Iwaki	(Former Chairman) Lecturer, Judicial Research and Training Institute	○	-
2	Mr Kouji Yamaguchi	(Chairman) Lecturer, Judicial Research and Training Institute	-	○
3	Mr Toshifumi Minami	Judge, Tokyo High Court	○	○
4	Mr Kozo Yanagida	Judge, Tokyo High Court	○	○
5	Mr Masahiro Iseki	Lawyer, Japan Federation of Bar Associations	○	○
6	Ms Yoshiko Honma	Lawyer, Japan Federation of Bar Associations	○	○
7	Mr Takeshi Isokawa	Lawyer, Japan Federation of Bar Associations	○	○
8	Mr Kenichi Kikegawa	Lecturer & Government Attorney, ICD, Ministry of Justice	○	-
9	Mr Tomoki Miyazaki	Lecturer & Government Attorney, ICD, Ministry of Justice	○	○
10	Ms Emiko Nishimura	Lecturer & Government Attorney, ICD, Ministry of Justice	-	○

Record of Supporting Group

Advisory Group on the Training of Legal Professions

No	DATE
1	9 Sep 2008
2	8 Jan 2009
3	4 June 2009
4	8 Jan 2010

ANNEX 3: Summary Result of Evaluation

1. Relevance

The relevance of this project is deemed to be extremely high.

The Royal Government of Cambodia has continued its focusing on human resource development in the legal and judicial sector. This became clear in the “The Rectangular Strategy” of the National Development Strategy published in July, 2004 and the legal and judicial reform continues to be given a high priority. The new cabinet was inaugurated in 2008 has left the Rectangular Strategy largely intact with the “The Second Rectangular Strategy”. More specifically, within the “The Strategy for Legal and Judicial Reform” published in 2003 and the “Plan of Action for Implementing the Strategy for Legal and Judicial Reform” published in 2005, strengthening of judicial services was one of the 7 strategic objectives under the legal and judicial sector. The Ministry of Justice went so far as to confirm that there was no change in this policy trend in the course of this Review. Moreover, “Plan of Action for Implementing the Strategy for Legal and Judicial Reform” had a target duration of up to 2008 and such a review is planned by the Council for Legal and Judicial Reform in 2010. The Secretary General of RAJP, who attend the meeting of the Council for Legal and Judicial Reform, verified that there are no changes in strategy or policy concerning legal professional development.

The framework of the Project was reaffirmed as meeting the needs of RAJP (RSJP), which is the central institution relating to the development of legal professionals within Cambodia. Cambodia continues to experience a continuing shortage in legal professionals, and it becomes a primary factor largely obstructing the achievement of a healthy society and economic development. Between the management of RAJP and RSJP human resource development and organizational strengthening is essential for efficient and effective administering civil matters education and this project has been confirmed to deal with these needs.

The Project is patently consistent with Japan ODA plans and strategy. Within the “Cambodia Country Assistance Programs” of Japan settled in 2002, building and improving of the civil matters system was positioned as “Japanese Cooperation to Support the Formulation of Key Government Policies” for Cambodia.

Within the 21st Overseas Economic Cooperation Council meeting held in 2009, the “Basic Policy of the Assistance for Legal and Judicial System Development” was decided upon and it was acknowledged that further support was necessary for the

expanding and human resource development of practical training for the Civil Code, the Code of Civil Procedure and Laws and Regulations relating to them. Moreover, within JICA's "Country Assistance Implementation Strategy for Cambodia (2009)", deciding upon a policy for contributing to the promotion of legal system reforms through the continuation of human resource development support to RSJP. Additionally, up to the present within the Legal and Judicial Development Project (Phase 1 and 2) supporting the draft and legislation of the Civil Code and Code of Civil Procedure was carried out by Japan. Moreover, since the Project is based on the details of the supporting of curriculum and teaching material development for the RSJP civil matters education in the Phase 1 of the Project, Japan has technical advantages as compared to other donors, and Japan's continuing cooperating in the strengthening of RSJP's capacity centered around civil matters education contributes to the enhancing of effectiveness of existing development cooperation. Within this Review as well, RAJP management and prospective trainers repeatedly stressed that point.

In the current phase, it is the goal that the Cambodian side counterparts demonstrate independent initiative in civil matter education for activities serving as the base of the school management, such as appointment and development plans for trainers and prospective trainers, curriculum studies and teaching material creation. For example, in creating the teaching materials, first in the case of the Trainer Meeting, prospective trainers became central to the discussion and decisions of selecting the necessary teaching materials. The approach is adopted that prospective trainers draft teaching material based on the lecture through the Japanese Expert. On this point, the school side is able to be evaluated as being more independent than in the Phase 1 in which the teaching materials that should be drafted were selected by the Japanese Expert. This approach, which the upcoming results of this Review revealed to have definite outcomes and for which improvements in the remaining term of the Project should be made in order to increase effectiveness and efficiency, was verified as being valid in terms of the above specified needs.

2. Effectiveness

Despite being deemed to be highly effective, the remaining term of the Project will contain several issues that will need to be addressed.

More specifically, while generally solid progress has been seen on one hand for Output 1 and 3, some issues remain. Almost all of the activities have been

implemented without any critical delay, however, the Project activities are being adjusted to situational changes that occurred after the initiation of the Project.

To begin, concerning Output 1 of “School management skills and know-how for recruiting and maintaining sufficient trainers, and formulating and implementing curriculums are built up within RSJP,” RAJP and RSJP management and the Japanese Experts properly convene meetings according to the necessity. Even without having the Japanese side take the initiative, discussion is initiated by the RAJP and RSJP management for the necessary content. Moreover, for the Trainer Meeting, the prospective trainers independently initiate the discussions.

Though the implementation of Civil Code education within RSJP is essential, the Civil Code is complex and student comprehension is limited. The school management has recognized this point as well. The focus on the application of the Civil Code, for example by creating a lecture plan in order to enrich Civil Code education, and tangible efforts towards that focus were confirmed to be proceeding through discussions between the RAJP and RSJP side and Japanese Experts.

As for the development of prospective trainers, desirable outcomes are already being witnessed with the number of individuals endeavoring to become Assistant Trainers is steadily increasing (seven 1st prospective trainers were already appointed as Assistant Trainers), and two of the 1st prospective trainers are also appointed as Trainers at the RSCC. Moreover, the ratio of prospective trainers who are teaching independently is increasing with educational practices of RSJP utilizing prospective trainers showing a steady increase.

From the standpoint of systematic accumulation of school management know-how, a scheme is being implemented, which increases the number of individuals sharing experiences with prospective trainers participating in meetings between RAJP and RSJP management, and the Japanese Experts, and preparing of mock trials. In the remaining term of the project this scheme should be continued to be implemented as it is expected to increase effectiveness.

Secondly, concerning Output 2 of “Trainers and prospective trainers of RSJP, including those to be recruited/selected, develop and improve skills and know-how for creating and revising teaching materials” a number of educational materials have been created as described above, and progress can be gauged in terms of numbers. The contents of the created materials underwent a check by the Japanese Experts and the Japanese Supporting System and were deemed appropriate. Of the Code of Civil Procedure educational materials supported by the Japanese Experts, the manual form was the useful for practitioner development. However, for the future promotion of Civil

Code education, other educational materials such as case studies are needed in addition to the commentary and textbook currently being created by the Ministry of Justice. Moreover, it will necessary to take some measures to address the limited knowledge and understanding of the Civil Code to create educational materials as stated above.

The participation of the Cambodian side has been deepened with such activities as the drafting of educational materials by prospective trainers, and a big step forward was made in that contents and levels of the educational material were arranged to be easily utilized in Cambodia through the Cambodian side with the proposals of the Cambodian side for the educational materials which need to be created. In the remaining project term, it will be necessary for prospective trainers to begin to little by little take steps to create the educational materials through their own research and reviews and without the input of the Japanese Experts.

Finally, for Output 3 of “Continuous legal education on civil matters is conducted”, a participation plan and administration for the inclusion all judges and public prosecutors of the 1st instance across the country is being made (they are obligated to take the course), which has produced a sufficient amount of results. As for the comprehension level of participants, the comprehension level was deemed as being for the most part high and received a favorable assessment based on feedback from the participants for CLE in 2008 held by the school side and concerning such things as the listening comprehension of prospective trainers (as they participated in CLE as participants and trainers).

In order to tie these outputs of the Project purpose, it is necessary for the above points to be adequately addressed (details are provided in “Recommendations” and “Next Steps”). Yet, of the important assumptions of “Budget application for managing RSJP, which is submitted to the Ministry of Economy and Finance (MEF), is accepted and approved”, “The personnel shift within RSJP is not affected by Khmer Rouge Tribunal and commercial courts”, “Supreme Council of Magistracy arranges personnel shift as requested by RSJP”, and “Courts provide personnel as requested by RSJP”, which are necessary for achieving Project Purpose, the budget for the trainer fees was split between the government and donors. The school side has applied to the Ministry of Economy and Finance with the aim of the government taking over full budget responsibilities, however, this request has not been approved at present. Moreover, the effects of the Khmer Rouge Trial on RSJP in reality have led to many trainers being busing with that trial and unable to perform their lectures in full. In response to this situation, a secondary result of prospective trainers from the 1st batch receiving the opportunity to provide lectures as Assistant Trainers was seen. Though it was initially

fear that RSJP would encounter difficulties in delivering education, such problems did not arise. The 3rd important assumptions point, consideration on the working location of the appointed prospective trainers must be received from the Supreme Council of Magistracy so that they work within the suburbs of Phnom Penh. Prospective trainers, selected from RSJP top of the class graduates, high standing prospective trainers should have a high chance of receiving an appointment within the Phnom Penh suburbs as a method has been adopted by which appointments are selected according to the prospective trainers class standing. The school requested the Supreme Council of Magistracy to transfer the prospective trainers within the Phnom Penh suburbs. Up to the present there has been no case arising where a prospective trainer has been effected by a transfer to a remote location, however, this issue still requires continuous attention.

On the other hand, concerning personnel requests to the courts, all of the courts have been extremely cooperative with the school and this cooperation is expected to continue.

Within the current survey in terms of the verification of the prospects for achieving the Project Objective, through what type of indicator should “the accumulation of know-how” be determined remained a question. Discussion were made as to various quantitative and qualitative approaches, however, it is only hoped that this issue will continue to be discussed.

3. Efficiency

The efficiency is deemed to be comparatively high.

The timing and mount inputted are implemented in accordance with the annual plan. Continuing from Phase 1, a combination of Japanese long-term experts and the Supporting System in Japan (the Advisor Group and Japanese Ministry of Justice) as well as short-term experts have provided local seminars, JICA-Net seminars, and training in Japan have provided various forms of support activities and counterparts have been able to receive timely, wide ranging and in-depth advice. Moreover, the policy allows for the adapting of information to practical needs and its role in promoting efficiency is well recognized.

Furthermore, RAJP and RSJP management, and the Japanese Experts have frequent meetings and prospective trainers are able to quickly consult with Japanese Experts whenever needed. This favorable communication environment also is a factor in the

high level of efficiency.

It is important that the input of the Japanese side in relation to the Civil Code focus the lecture on understanding the Civil Code in its entirety, focusing mainly on the foundations of the Civil Code. In this way, the Cambodian side will be able to independently deepen their understanding of the Civil Code in the future.

4. Impact

The Compulsory Execution Manual created by the Prospective Trainer Working was distributed to the courts of 1st instance, and it is being utilized in practical situation outside of the RSJP. One prospective trainer was planning individual studies and practical exercises, and with the knowledge received from JICA-Net seminars and the advice provided from Japanese experts, independently created "Manual for Demand Procedure"(commentary of procedure and sample format).

Moreover, as mentioned earlier, two of the 1st prospective trainers are independently lecturing at the RSCC.

Additionally, within the Court of 1st instance of Phnom Penh capital, judicial decisions provided by the Japanese side are being amended so as to conform to the Cambodian situation and used in practice.

As for other impacts, many questions have received from local courts across the country, and compiled these together with their corresponding answers as a Q&A volume. As a result, the number of questions from local courts has increased. Provided that after the completion of the Project personnel will be selected who can devote time to compiling the questions and answers so that the creation and distribution of the Q&A volume is conducted without the assistance of Japanese Experts and with an improved ability to address difficult question concerning the legal problems arising in legal practice.

5. Sustainability

Within the Project, since the sustainability of the civil matters education in RSJP has been fundamentally imbedded in the achievement of the Project purpose and outputs, the achievement of the Project purpose and the Project outputs are directly linked to sustainability. Consequently, concerning the prior mentioned improvement in RSJP

organizational and personnel capacity, even from the perspective of post-project sustainability, various issues remain for which schemes will be required for resolution in the remaining term of the Project.

On the other hand, as policy and planning component to ensure future continuation, the existence of the RAJP 5 year plan (2008-2012) can be pointed out. As Cambodia has plans from this point to establish different types of special courts, a large number of legal professionals are now necessary. In recognition of this fact, as the results of discussion among MOJ, the Supreme Council of Magistracy and RAJP, it was decided that approximately 600 judges and prosecutors were needed. Based on that, a 5 year plan was created within RAJP and the creation of 55 judges and prosecutors in every year of the plan was scheduled.

The prospective trainers' limited participation may be a major risk to sustainability. In interviews, prospective trainers have generally shown interest in the continuation of their cooperation with the schools. Furthermore, the courts that they belong to have favored the prospective trainers building experience through RAJP and RSJP, which in turn promotes knowledgeable feedback to the courthouse by prospective trainers. However, the risk of prospective trainers having to leave due to family problems, health reasons, or job transfers, cannot be dismissed. The RAJP/RSJP management tier has voiced concerns that at present, the prospective trainer appointment plan (35 trained (including the 7 trained during Phase 1) prospective trainers during 4 year project) is not enough for the entire RAJP school management to be a sustainable one.

As for fiscal sustainability, since complete payment of the trainer fees by the school should be sought first, it is important to continue the schools budgetary proceedings with the government.

Regarding to these risks, within the activity period in the remaining term continuous observation will be necessary.

Annex 4. Project Activity Schedule (Planned/Actual)

RSJP Schedule	2008			2009			
	Apr. - June	Jul. - Sep.	Oct. - Dec.	Jan. - Mar.	Apr. - June	Jul. - Sep.	Oct. - Dec.
	4th intake initial training			3rd intake	4th intake internship		
5th intake initial training							
OUTPUT 1: School management skills and know-how on recruiting and maintaining sufficient trainers, formulating and implementing curriculums are built up within RSJP.							
1-1 RSJP management officials hold regular meetings of management on the practical training on civil matters including the policy of school management with the participation of other officials and Japanese experts.							Planned ● & →
1-2 Study and discuss on qualifications and the number of trainers to be recruited.	●*			→*			Actual ◆ & ⇨
1-3 Formulate a plan of recruiting trainers on when, how many and how to recruit.	●*			→*			
1-4 Develop budget application documents required for recruiting trainers in discussion and coordination with relevant parties based on 1-3.	→*	*			→*	*	
1-5 Based on 1-3, formulate a plan of training prospective trainers on when, how many and how to train.	●*			→*			
1-6 Select prospective trainers based on 1-5.	●* ◆			→*	*	◆	
1-7 Train prospective trainers including teaching and serving as an assistants at RSJP, RSCC, and RSB.	→			→			
1-8 Hold trainers meetings led by RAJP president/RSJP director, study, discuss and draft curriculums and guidelines for guideline for developing teaching materials.	● ◆		●	● ◆	●		◆
1-9 RSJP recruits and maintains trainers based on the curriculums developed in 1-8.	●		●	●		●	
1-10 Conduct the practical training on civil matters (initial training) based on the curriculums developed in 1-8.	→			→			
1-11 The Japanese side advises in the process 1-1 through 1-10 appropriately and in a timely manner.							
OUTPUT 2: Trainers and prospective trainers of RSJP develop and improve skills and know-how of developing and revising teaching							
2-1 Trainers and prospective trainers develop and produce teaching materials for the practical training on civil matters.	→			→			
2-2 Invite members from relevant parties to develop teaching materials, according to necessity.							
2-3 Trainers and prospective trainers revise the teaching materials, according to necessity.				◆			◆
2-4 The Japanese side advises in the process 2-1 through 2-3 appropriately and in a timely manner.							
OUTPUT 3: Continuous legal education on civil matters is conducted.							
3-1 Courses of continuous legal education are planned and designed by RSJP in coordination with the Ministry of Justice.		6 sessions →					
3-2 Implement continuous legal education based on the course plan developed in 3-1.		6 sessions →				6 sessions →	
3-3 The Japanese side advises in the process above appropriately and in a timely manner.		6 sessions →					

* : activities 1-2 through 1-5 also need to include planning school management and training for the following Japanese fiscal years.

達成度グリッド
裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ２）

	活動内容	確認事項	情報源	実績・達成度
活動	0-1 日本人専門家が上位目標、プロジェクト目標、成果それぞれの指標につき現状を調査・報告する。（ベースラインの設定）。	・ 開始当初の現状把握状況 ・ 報告書類	・ 専門家インタビュー	● 2008 年 4 月～7 月に日本人専門家によりベースライン調査が実施された。
	0-2 ベースラインにつき RSJP 関係者他と広く共有する。	・ 上記の共有状況	・ 現地専門家、RAJP 学院長、RSJP 校長とのインタビュー	● 完了した。
	1-1 RSJP マネジメント層と日本人専門家により民事教育に関する定例ミーティングを開催する。（学校運営の方針に関するミーティング）（必要に応じて若手職員を入れる）	・ 学校運営に関するマネジ メント層との MTG 開催状況	・ 専門家インタビュー ・ 会合議事録	● 日本人専門家と RSJP マネジメント層は必要際には常時協議できる関係を維持しており、プロジェクト運営上の必要に応じて適宜協議を重ねてきた（記録に残っている会合だけでも 2008 年度に 17 回、2009 年度には 9 回実施しており、またこれら以外にも日常的に議論をしている）。 ● 協議内容は、教官アシスタント制の導入、継続教育の計画、模擬裁判の準備等であった。教官候補生および RAJP/RSJP 職員も適宜参加している。
	1-2 教官の条件及び必要な教官数を検討する。	・ 教官の条件、必要数に関する基準の有無	・ 専門家インタビュー ・ 学校の公式基準	● フェーズ 1 に引き続き教官候補生の養成が進められ、今フェーズ初年度から教官アシスタント制が導入された。 ● 教官候補生の採用基準は、(1) 成績、(2) 本人の希望、(3) 適性、(4) 裁判官であること(民事教育のため)である。 ● 裁判官は成績上位の者から任地を選択できるため、成績上位者から教官候補生を採用することでプノンペン近郊に赴任できる確率が高まり、学校へ通いやすくなる。

1-3 教官確保の計画（いつまでに何人、どこから、どのように）を策定する。	・ 教官採用計画の有無	・ 教官採用計画	● 教官候補生の採用計画については、文書化こそなされていないものの、毎年7名ずつ採用していくことでRAJP/RSJPと日本人専門家の間では共通認識に至っている。実際、当レビュー調査時点までに1期生（フェーズ1で養成）、2期生、3期生がそれぞれ7名ずつ採用され、1期生は既に教官アシスタントとして活動している。そのうち2名は書記官養成校では教官として単独で講義を担当している。この計画は、教官候補生にふさわしい人材の供給量や裁判所への配置を優先すべき実情などを踏まえて総合的に定めたものである。 ● なお、RAJP 学院長は、プロジェクト期間中4年で35名の教官候補生（1期生7名を含む）を養成するという計画は、RSJP だけではなくその他の養成校を含むRAJP 全体の学校運営の持続性を考えれば十分とは言えないものの、そうした制約条件の中で出来るだけ人材の質・量ともに高めていく努力をしていきたい、との認識を持っている。
1-4 1-3をもとに、人員確保のため関係機関との協議・調整を行い、必要な予算申請書を作成する。	・ 教官確保にかかる予算の獲得・執行状況	・ 会計報告書	● 採用に必要な予算申請書は作成・提出済みである。 ● カンボジアでは今後、各種特別裁判所が立ち上げられる予定であることから、多くの法曹人材が必要となる。この認識に立ち、MOJ、司法官職高等評議会およびRAJP で協議した結果、約600人の裁判官・検察官が必要という判断に至ったとこのことである。RAJP ではそれに基づいて5か年計画が策定されており、その中で2008-2012年の間に毎年55人の裁判官・検察官を養成する予定としている。

1-5 1-3 をもとに、教官候補生の養成計画（いつまでに何人、どのよう）に）を策定する。	・ 教官候補生の養成計画の有無	・ 教官候補生の養成計画	● 教官候補生 1 期生は、今フェーズ開始初年度から 7 名全員がアシスタント教官として活動している。 ● RAJP/RSJP では、2012 年まで毎年 7 名ずつ、計 35 名の教官候補生を養成する計画で、レビュー調査時点で 21 名の教官候補生が養成されている。 ● RAJP 学院長は、プロジェクト期間中 4 年で 35 名の教官候補生（1 期生 7 名を含む）を養成するという計画は、RSJP だけではなくその他の養成校を含む RAJP 全体の学校運営の持続性を考えれば十分とは言えないものの、そうした制約条件の中で出来るだけ、教官候補生ワーキンググループ、現地セミナー等の日本側からのインプットを活用して、人材の質・量ともに高めていく努力をしていきたい、との認識を持っている。
1-6 1-5 をもとに、教官候補生を選出する。	・ 教官候補生の選出状況	・ 教官候補生の名簿	上述の通り。
1-7 教官候補生を養成する。（授業のアシスタント、書記官・執行官養成校での授業の実施等を含む）	・ 教官候補生の稼動状況	・ 専門家インタビュー ・ 講義講師一覧	● 毎週金曜日に開催されている教官候補生ワーキンググループで、教官候補生が日本人専門家の支援のもと教材を作成している（開催実績は 2008 年度 28 回、2009 年度 23 回）。 ● カンボジアでの現地セミナー、JICA-Net セミナーおよび本邦研修への参加、あるいは日本人専門家に日常的に質問・相談するといった活動を通じて、教官候補生は知識や経験を蓄積してきた。 ● 1 期生は既に教官アシスタントとして活動している。そのうち 2 名は書記官養成校では教官として単独で講義を担当している。

1-8 学院長/校長を主体とした教官ミーティングを開催し、カリキュラム及び教材作成指針について検討し起案する。	・教官 MTG の開催状況 ・カリキュラムの有無 ・教材作成指針の有無	・教官 MTG の議事録 ・カリキュラム ・教材作成指針 ・使用している教材一覧	● 教官ミーティングは、教材作成計画やカリキュラムの検討を目的として 2008 年度に 2 回、2009 年度に 1 回開催されており、学校側が完全に開催のイニシアティブをとっているとは言えないものの、教官候補生（まだ講師をしていない候補生も含む）が議論の主体となっている。 ● RAJP/RSJP の幹部は、組織的なナレッジマネジメントとして、議事録を作成して共有することの重要性を認識しており、一般的な会議に関しては内容を要約した議事録を作成し、重要な会議に関しては詳細に議事録を作成している。
1-9 1-8 のカリキュラムをもとに RSJP が教官を確保する。	・講義実施状況	・講義実績表	● 予定していた教官が講義できなくなった場合に教官候補生が代理を務めるなど、日本人専門家が講義をせずとも RSJP のリソースだけでカリキュラムどおりに講義が運営されるようになってきている。
1-10 カリキュラムに基づき、民事教育（新規教育）を実施する。	・1-9 と同じ ・参加者の理解度	・1-9 と同じ ・参加者による評価結果	● 教官と教官候補生が共同で講義を実施する割合が減り、教官候補生だけで講義する割合が着実に上がってきている。2008 年度は前者が 156 時間で後者が 115 時間であったが、2009 年度には前者が 109.5 時間で後者が 165 時間となっている。 ● 学校運営側及び調査団側は、民法の理解が限られていること及び民法教育の重要性について、認識を共有した。 ● RSJP 学生については、民事訴訟法は理解が進んできているものの民法については十分とは言えないとの評価が、教壇に立っている教官候補生 1 期生から報告された。例えば、民事訴訟法講義のケーススタディの際に、民法の実体法が理解できていないがために、課題が解決できない事例が散見されることがある。

	1-11 上記の各過程において、必要に応じて日本側により適宜適切に助言が行われる。	・ 専門家による指導状況	・ 専門家、教官・教官候補生へのインタビュー —	● 日本人専門家と RSJP マネジメント層は必要な際には常時協議できる関係を維持しており、プロジェクト運営上の必要に応じて適宜協議を重ねてきた。 ● 教官候補生の養成については、カンボジアでの現地セミナー、JICA-Net セミナーおよび本邦研修への参加、あるいは日本人専門家に日常的に質問・相談するといった活動を通じて、知識や経験を蓄積されている。 ● 学校運営ノウハウの組織的な蓄積の観点では、RAJP・RSJP 経営陣と日本人専門家との会合や模擬裁判の準備会等に教官候補生も参加することで、経験を共有する人数を増やすという工夫がなされている。
--	--	---------------------	--	---

2-1 教官及び教官候補生が、民事教育に関する教材を作成する。	・プロジェクトで作成した教材の有無	・プロジェクトで作成した教材	1 <u>民事訴訟関係【模擬裁判用事案】</u> ①ソック・サムバット事案（賃貸借）（2008. 12） ②株式会社サリカ事案（所有権に基づく動産引渡し）（2009. 12） 2 <u>民事執行関係</u> ③不動産強制売却模擬記録・マニュアル（2009. 12 完成・発刊待ち） ④代替執行・間接強制模擬記録・マニュアル（起案・コメント中） ⑤執行手続に対する不服申立てに関する教材（2010. 1 から着手） 3 <u>民事保全関係</u> ⑥不動産仮差押え模擬記録・マニュアル（2009. 3） ⑦民事保全頻出質問集（44 問）（2009. 5） 4 <u>共通</u> ⑧民事訴訟法に関する質問集 2008（2008 年 6 月～2009 年 3 月、113 問）（2009. 9） ⑨民事訴訟法に関する質問集 2009（2009 年 4 月～2009 年 12 月、123 問）（編集集中） * 以上のほかに、教官候補生が自主的に「督促手続マニュアル」（手続の解説と参考書式）を作成した。
2-2 必要に応じて、関係機関から教材作成メンバーを招へいする。	・外部メンバーの招聘状況	・専門家インタビュー	● 結果的にこの活動を実施する必要はなかった。

2-3 教官及び教官候補生が、必要に応じて、上記教材を改訂する。	・ プロジェクトで改訂した教材の有無	・ プロジェクトで改訂した教材	● 教官候補生は、必要に応じて、日本人専門家との質疑応答や協議、本邦研修などを通じて、教材を改訂した（例えば民事訴訟第1審手続マニュアルは2010年年初に改訂第2版が完成している）。
2-4 上記の各過程において、必要に応じて日本側により適宜適切に助言が行われる。	・ 専門家による指導状況	・ 専門家インタビュー	● 上記③④⑤⑥の作成プロセスは、日本人専門家による講義にもとづいて教官候補生が草稿し、日本人専門家によるコメントを反映させて完成させるというものであった。 ● 2-3 で言及された教材は、教官候補生が、日本人専門家および日本側支援体制との質疑応答や協議、本邦研修などを通じて改訂した。 ● 関係者（カンボジア側・日本側）によれば、プロジェクトを通じて作成・改訂されたこれら教材は、日本人専門家および日本側支援体制による助言のもとに作成されており、RSJPでの教育において概ね適切な内容に仕上がっているとの認識が共有されている。

	3-1 継続教育が、司法省との協議を行いつつ、RSJPにより計画・立案される。	・ 司法省との協議状況 ・ 継続教育にかかる計画の有無	・ 専門家インタビュー ・ 学校側マネジメント層へのインタビュー ・ 継続教育にかかる計画・カリキュラム	● RSJPにおける継続教育は、2008年にRAJPのイニシアティブにより、EWMの支援を受けて開始された。学校側がドナーを招いて行った担当分野の協議会合を経て、JICAが民事分野の一部を担当することになった。 ● 2008年度には、司法省による民法・民事訴訟法の普及セミナーおよびRSJPにおける継続教育に関して、過去に特定の講師に過度な負荷がかかったため、対応策のひとつとしてRSJPの継続教育において教官候補生を活用することが提示され、2009年度の継続教育においては、教官候補生が民事分野の講義の一部を担当した。 ● 民事分野の継続教育は、1コースあたり5日間の日程で行われ、学校側が決定した教育項目に沿って、3日間はカンボジア人教官が、1日は日本人専門家が、もう1日は他ドナーが担当した（2008年は日本人専門家の講義は半日間、2009年は1日間）。JICAは実施費用の4日間分を負担している。 ● RSJPでは参加者からのフィードバックを終了後に取り纏めて、どのテーマを強化すべきか分析し、その結果に基づいて毎年内容を改善している。
--	--	--	--	---

成果 1	3-2 策定したカリキュラムに基づき、継続教育を実施する。	・ 継続教育の実施状況	・ 継続教育実績表	● 下級裁判所の裁判官・検察官は受講が義務づけられていることもあり、ほとんど全員が参加している。 ● 継続教育では、参加者を 6 グループ（35-40 人程度で 1 グループ）に分けて、年間計画に基づき各グループに対して 5 日間のセッションをブノンペンで実施している。 ● 受講者総数（裁判官および検察官）は、2008 年は 187 人、2009 年は 206 人、2010 年は 269 人（予定）となっている（2009 年以降の増分は毎年の RSJP 卒業生である）。 ● 2008 年は 10～12 月に 1 週間のセッションを 6 回開催した。本プロジェクトでは、保全についてのレクチャーを各セッションで担当した（1 セッションあたり半日）。 ● 2009 年は 8～12 月に 1 週間のセッションを 6 回開催した。本プロジェクトでは、保全についてのレクチャーを各セッションで担当した（1 セッションあたり 1 日）。 ● 2009 年は学校側の発案で Q&A スタイルが採用され、事前に全国の裁判所から質問を収集し、各講師が回答準備を担当した。 ● 日本人専門家は Q&A スタイルの導入および実践に際して助言した。
	3-3 上記の各過程において、必要に応じて日本側により適宜適切に助言が行われる。 組織的に学校運営（教官確保・カリキュラム策定）を行うノウハウが RSJP に蓄積される。	・ 専門家による指導状況 1-1 定例ミーティングの開催数及び検討内容の変遷 1-2 教官ミーティングの開催数及び検討内容の変遷 1-3 RAJP において教官もしくは RAJP においてアシスタント教官を勤める教官候補生の数	・ 専門家インタビュー ・ 定例ミーティング記録 ・ 教官ミーティング記録 ・ 学校へのインタビュー	● 活動 1-1 に同じ。 ● 活動 1-8 に同じ。 ● 活動 1-7 に同じ。

成果2	教材作成・改訂のノウハウが教官及び教官候補生に蓄積される。	2-1 教官及び教官候補生が教材作成・改訂した教材数	・ 作成された教材	● 活動 2-1 に同じ。
		2-2 教官及び教官候補生が作成した教材の内容（RSJPで活用するに相応しい内容か否か）	・ RSJP、専門家への質問票・インタビュー	● 活動 2-4 に同じ。
		2-3 教官、教官候補生が教材作成において果たした役割及びその変遷	・ RSJP、専門家への質問票・インタビュー	● 活動 2-4 に同じ。 ● 教官ミーティングで教官候補生自身が教材作成計画を提案し、決定するようになった。日本人専門家が、教材の内容を決定し、作成していた前フェーズに比べると、カンボジア側が主体となって教材整備を行う体制が構築されつつある。 ● ある教官候補生は、自らの学習および実務での活用を企図して、JICA-Net セミナーで得た知識をもとに、日本人専門家の助言を仰ぎながら、「督促手続マニュアル」（手続の解説と参考書式）を自主的に作成した。
成果3	民事に関する継続教育が行われる。	3-1 継続教育の実施回数と継続教育における参加者の理解度	・ 継続教育の実施実績 ・ 参加者による継続教育の評価	● 活動 3-2 に同じ。 ● 参加者からは高い評価が得られている。

プロジェクト目標	RSJPにおいて民法・民事訴訟法に則った裁判官・検察官に対する裁判実務に関する教育（以下、「民事教育」という）が自立的に実施できるようになる。	1. 民事教育に関する授業実施状況（カンボジア人教官の授業の数、カリキュラム等の作成過程におけるカンボジア人の関わり方がフェーズ1よりも大きくなる）	・ 授業実施実績 ・ 講義録 ・ RSJP、専門家への質問票・インタビュー	● 教育体制については、現在のカリキュラムは、民法、民事訴訟法につきほぼ同程度の時間数の講義が行われており、RSJPでは主に手続法を中心とした実務教育に重点をおきたいということと、現状の民法浸透度の両方から考えると、バランス的に問題はないといえる。 ● 2009年の模擬裁判は2008年に比べて、教官候補生がより主導する形で運営された。教官候補生はコーディネーターやチューターとしての役割を全うし、学生に対して助言や講評を与えた。日本人専門家が、講評を準備する段階で教官候補生に助言を行ったところ、それを基に教官候補生が適切な講評をした。 ● 民法の理解度については、学校運営側は学校における民法教育の必要性を認識しているところ、民事訴訟法に比較して、民法に対する学生の理解が十分とは言えないとの評価が教官候補生1期生からも報告されている。プロジェクト後半では、新民法の適用を見据え、民法教育の充実に向けて具体的な取り組みが必要である。
	2. 教官（常勤及び非常勤）の数が増加する。		・ 教官の確保実績	● 活動1-5、1-7に同じ。 ● 専任教員の確保については、RAJP/RSJPでは「学校側としては、将来的に専任教官を確保したいと思っているが、カンボジアの司法人材が圧倒的に不足しているという現状に鑑みれば、現場実務への配置を優先するべきであり、そのため当該の専任教官は将来的に確保を希望するものの当面は現実的ではない」と認識しており、日本人専門家との間で共有している。 ● 専任教官を確保できない点は、複数の教官候補生に教官ミートイングや模擬裁判等に関与させることで、学校での教育実施に対する一貫したコミットメントを高める等の方法で補ってきた。

	3. カリキュラムの策定状況	・カリキュラムの策定実績 ・RSJP、専門家への質問票・インタビュー	● 上記 1. に記載の通り、バランスよく策定されている。
	4. RSJP 内部で教材作成ができる体制が整備・維持される。	・RSJP、専門家への質問票・インタビュー	● 教材作成の中心である教官候補生ワーキンググループでは、教官候補生が教材の作成・改訂経験を積み、草稿を担えるようになった。 ● 成果 2. の指標 2-3 に同じ。 ● 教官候補生は、教官候補生ワーキンググループ、本邦研修、現地セミナーおよび JICA-Net セミナー等において、教材作成に関するノウハウや知識を習得している。 ● 全国の裁判官から来る多くの質問とその回答が Q&A 集としてまとめられた。その結果、地方裁判所からの質問がさらに増えた。 ● 民法については未だ教材が作成されておらず、今後教材作成の前提となる教官候補生の民法についての理解を深める必要がある。 ● 教官候補生からは、教材作成に関する日本人専門家の助言は今後も必要であるとの意見が出された。

上位目標	カンボジアにおいて民法・民事訴訟法に基づいて適切に民事裁判が行われるようになる。	民法・民事訴訟法適用以降の民事裁判例のうち、民法・民事訴訟法に基づいて行われた民事裁判事例の質	・ 裁判官他法曹人材へのインタビュー	● RSJP において、今後の民法の適用を見据えて、民法教育をさらに充実させることができれば、プロジェクト終了後も、民法、民訴に関する十分な教育を受け、適切な運用能力をもった卒業生を輩出することができる見込みは高いが、上位目標の達成には、RSJP での教育を受けていない既存の裁判官に対する民法の普及が必要となり、RSJP の継続教育をもつてしても時間がかかることが見込まれるほか、弁護士との能力向上、民事執行や保全などの関連制度の整備・普及も必要となる。RSJP において、今後の民法の適用を見据えて、民法教育をさらに充実させることができれば、プロジェクト終了後も、民法、民訴に関する十分な教育を受け、適切な運用能力をもった卒業生を輩出することができる見込みは高いが、上位目標の達成には、RSJP での教育を受けていない既存の裁判官に対する民法の普及が必要となり、RSJP の継続教育をもつてしても時間がかかることが見込まれるほか、弁護士の能力向上、民事執行や保全などの関連制度の整備・普及も必要となる。
------	--	---	--------------------	---

評価グリッド

裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2）

5 項目その他の基準	評価設問		判断基準・方法	結果
	大項目	小項目		
0-a. 実績				
0-a-1 投入	投入は計画どおりか	日本側投入	・ 計画と実績の比較（大幅な乖離がない） ・ 投入の遅れ等により活動が支障を来たしていない	● 年度毎の計画に沿って、適切なタイミング・量の投入が行われた。投入の詳細は、附属資料 III. 1. 「ミニッツ（署名版）」Annex2 のとおり。 ● フェーズ1に引き続き、常駐の専門家と日本における支援体制（アドバイザリーグループ、日本国法務省）の組み合わせ、及び短期専門家による現地セミナーや JICA-Net セミナー、本邦研修といった複数の形態を活用した。
		カンボジア側投入	(同上)	● カウンターパート配置 プロジェクトディレクター：RAJP 学院長 プロジェクトマネージャー：RSJP 校長 プロジェクト運営管理：RAJP 事務局長 第一審裁判所判事、控訴裁判所判事、最高裁判事、司法省職員等 からなる教官および教官候補生 ● 施設、事務室 RSJP 内にプロジェクト用の常設事務所、会議室を確保。 ● 運営経費の自己負担
0-a-2 成果	成果は計画通り産出されているか		・ 目標と実績の比較（大幅な乖離がない）	● プロジェクト活動は PDM 上の計画に沿って概ね円滑に行われ、成果が達成されつつあることが確認された（詳細は達成度グリッドを参照）。

0-a-3 プロジェクト目標	プロジェクト目標達成の見込みはあるか		・ 民事教育に関する授業実施状況	● 現在のカリキュラムは、民法、民事訴訟法がほぼ同程度の時間数で行われている。 ● 2009 年の模擬裁判は 2008 年に比べて、教官候補生がより主導する形で運営された。教官候補生はコーディネーターやチューターとしての役割を全うし、学生に対して助言や講評を与えた。日本人専門家が、講評を準備する段階で教官候補生に助言を行ったところ、それを基に教官候補生が適切な講評をした。 ● 民法の理解度については、学校運営側は学校における民法教育の必要性を認識しているところ、民事訴訟法に比較して、民法に対する学生の理解が十分とは言えないとの評価が教官候補生 1 期生からも報告されている。
			・ 教官（アシスタント教官を含む）の数が増加する	● RAJP/RSJP では、2012 年まで毎年 7 名ずつ、計 35 名の教官候補生を養成する計画で、レビュー調査時点で 21 名の教官候補生が養成されている。 ● RAJP/RSJP マネジメント層による教官候補生の養成方針は、教官候補生ワーキンググループ、現地セミナー等の日本側からのインプットを活用してできるだけ知識を得させ、教壇に立たせる時期を見定めるというものである。 ● 教官候補生 1 期生は、今フェーズ開始初年度から 7 名全員がアシスタント教官として活動している。
			・ カリキュラムの策定状況	● 現在のカリキュラムは、民法、民事訴訟法がほぼ同程度の時間数で行われており、バランスよく策定されている。
			・ RSJP 内部で教材作成ができる体制が整備・維持される	● 教材作成の中心である教官候補生ワーキンググループでは、教官候補生が教材の作成・改訂経験を積み、草稿を担えるようになった。また、教官ミーティングで教官候補生自身が教材作成計画を提案し、決定するようにになった。日本人専門家が、教材の内容を決定し、作成していた前フェーズに比べると、カンボジア側が主体となって教材整備を行う体制が構築されつつある。

					● 教官候補生は、教官候補生ワーキンググループ、本邦研修、現地セミナーおよびJICA-Net セミナー等において、教材作成に関するノウハウや知識を習得している。 ● 全国の裁判官から来る多くの質問とその回答がQ&A 集としてまとめられた。その結果、地方裁判所からの質問がさらに増えた。 ● 民法については未だ教材が作成されておらず、今後教材作成の前提となる教官候補生の民法についての理解を深める必要がある。 ● 教官候補生からは、教材作成に関する日本人専門家の助言は今後も必要であるとの意見が出された。教官候補生が、より自立的に教材作成を進めるためのノウハウや知識を、プロジェクト後半で培うことが必要である。
0-b. 実施プロセス					● プロジェクト活動はPDM 上の計画に沿って概ね円滑に行われ、成果が達成されつつあることが確認された（詳細は達成度グリッドを参照）。
	0-b-1 活動	活動は計画通りに実施されているか	進捗に問題はないか	・ 計画と実績の比較	● 2009 年の模擬裁判は 2008 年に比べて、教官候補生がより主導する形で運営された。教官候補生はコーディネーターやチャーターとしての役割を全うし、学生に対して助言や講評を与えた。日本人専門家が、講評を準備する段階で教官候補生に助言を行ったところ、それを基に教官候補生が適切な講評をした。 ● 教官候補生ワーキング・グループでは、日本人専門家がまず教材作成に必要な民法/民訴法に関する講義をして、教官候補生がノートを取り、教材のドラフトを作り、それに日本人専門家がコメントをして教材を完成させている。教官候補生からはこの手法は大変効果的であると評価されている。理由は、民法/民訴法の知識が付き、さらにコメントをもらう中で補足されるうえ、最終的には実用的な教材が完成するからである。
	0-b-2 技術移転の方法	技術移転の方法に問題はないか	ある場合、どの分野におけるどの技術移転方法に問題があるか、その解決方法は何か	・ 計画と実績の比較（進捗の大幅な遅れがない） ・ C/P の理解度・能力の深まり	

0-b-3 プロジェクトのマネジメント体制	モニタリングの仕組みが構築されているか		・各活動のモニタリング担当者配置 ・モニタリングの様式及び結果の処理方法についての、合意と実施 ・関係者会議の定期開催	● 日本人専門家と RAJP/RSJP マネジメント層は必要な際には常時協議でき、関係性を維持しており、プロジェクト運営上の必要に応じて適宜協議を重ねてきた（記録に残っている会合だけでも 2008 年度に 17 回、2009 年度には 9 回実施しており、またこれら以外にも日常的に議論をしている）。協議内容は、教官アシスタント制の導入、継続教育の計画、模擬裁判の準備等であった。マネジメント改善、モニタリング、カリキュラムの準備や各種活動にとって重要な役割を果たしている。教官候補生および RAJP/RSJP 職員も適宜参加している。
	プロジェクト内のコミュニケーションは、円滑に行われているか		・コミュニケーションに起因する問題の有無 ・活動の順調な進捗	● 日本人専門家と RAJP/RSJP マネジメント層による協議の状況については上述の通り円滑であると言える。 ● 教官候補生も、何か分からないことがあったらすぐに日本人専門家に質問・相談が出来る等、非常に良い協力関係にある。 ● 教官候補生より、教官候補生ワーキング・グループで日本人専門家が講義を始める前に、Lesson Plan を作って提示することへの高評価が聞かれた。このおかげで、その講義が今回作成する教材に関するどういう位置づけにあるのか、民法/民訴法の中での意義などについて理解しやすいとのこと。
	意思決定は円滑に行われているか		・プロジェクト実施機関内の迅速な意思決定	● 特に問題は認められない。
	JICA 本所及び在外事務所との連絡・協力体制は整備されているか		・連携・協力不足に起因する活動遅延等の有無	● 特に問題は認められない。
	カンボジア側 C/P 機関間の連絡・協力体制は整備されているか		(同上)	● 特に問題は認められない。

0-b-4 実施 機関や C/P のプロジェクトに 対する認識の高さ	関係省庁は、高いオーナーシップをもって取り組んでいるか		・ 予算措置状況に起因する活動遅延その他の支障 ・ その他必要な支援のタイミング良い実施	● 講師謝金については、現在政府とドナーが折半して負担しているところ、政府による全額負担を目指して学校側が財務省へ予算を申請しているが、現時点では承認されていない（運営経費は、政府予算で賄われている）。 ● RAJP 幹部によれば、今後もしばらく同程度の予算措置となる見通しとのこと。
	実施機関は高いオーナーシップをもって取り組んでいるか（C/P の配置状況、外部関係機関との連絡・調整など）		・ C/P 配置に対する配慮 ・ 活動内容への高い関心表明 ・ 的確かつ迅速な連絡・調整	● 適切なカウンターパートが配置され、コミュニケーションも良好になされている（良い兆候として、「0-b-2 技術移転の方法」を参照）。
0-b-5 適切な C/P 配置	プロジェクトの業務量及び業務内容に見合った能力のある C/P が十分な人数配置されているか		・ C/P 配置人数の計画との対比 ・ C/P 配置に起因する活動遅延その他の支障	● 教官候補生の採用計画については、文書化こそなされていないものの、毎年 7 名ずつ採用していくことで RAJP/RSJP と日本人専門家の間では共通認識に至っている。この計画は、教官候補生にふさわしい人材の供給量や裁判所への配置を優先すべき実情などを踏まえて総合的に定めたものである。 ● 今レビュー調査時点までに 1 期生（フェーズ 1 で養成）、2 期生、3 期生がそれぞれ 7 名ずつ採用され、1 期生は既に教官アシスタントとして活動している。 ● RAJP 学院長は、プロジェクト期間中 4 年で 35 名の教官候補生(1 期生 7 名を含む)を養成するという計画は、RSJP だけではなくその他の養成校を含む RAJP 全体の学校運営の持続性を考えれば十分とは言えないものの、そうした制約条件の中で出来るだけ人材の質・量ともに高めていく努力をしていきたい、との認識を持っている。 ● 専任教員の確保については、RAJP/RSJP では「学校側としては、将来的に専任教員を確保したいと思っているが、カンボジアの司法人材が圧倒的に不足しているという現状に鑑みれば、現場実務への配置を優

					先すべきであり、そのため専任教官は将来的に確保を希望するものの当面は現実的ではない」と認識しており、日本人専門家との間で共有している。専任教官を確保できない点は、複数の教官候補生に教官ミレーティングや模擬裁判等に関与させることで、学校での教育実施に対する一貫したコミットメントを高める等の方法で補ってきた。 ● 日本人専門家と RAJP/RSP マネジメント層は必要な際には常時協議できる関係を維持しており、プロジェクト運営上の必要に応じて適宜協議を重ねている。その他前述の通り、プロジェクトに組み込まれているミレーティングや模擬裁判等において、マネジメント層・教官候補生の積極的な関与が確認されている。 ● カンボジアでの現地セミナー、JICA-Net セミナーおよび本邦研修への参加、あるいは日本人専門家に日常的に質問・相談するといった活動を通じて、教官候補生は知識や経験を蓄積してきた。ある教官候補生は、自らの学習および実務での活用を企図して、JICA-Net セミナーで得た知識をもとに日本人専門家の助言を仰ぎながら、督促手続きのマニュアルを自主的に作成した。RAJP 学院長・RSJP 校長からは、これら日本の支援を通じて、人材養成の質・量ともにできるだけ高めたいべく活動を継続して行く旨表明があった。 ● 特にその他の問題が生じているとは認められない。
				・ 関係者などによる事業内容の認知、 ・ 関係機関等との情報交換や共同企画等の動き（他ドナー、NGO などを含む）	
	0-b-6 参加度合いや認識	各活動のターゲットとしている人材・機関が、本プロジェクトを有用な活動と認識しているか			
	0-b-7 その他の問題	その他、プロジェクトの実施過程で生じている問題はあるか	ある場合、その原因は何か		
1. 妥当性	1-1 必要性	プロジェクトは、対象国の地域・社会の状況やニーズに合致しているか			● カンボジア政府は、引き続き司法分野における人材育成を重視している。2004 年 7 月に発表された国家開発戦略である「四辺形戦略」で明らかに becoming しているとおり、司法改革は引き続き高い優先順位を与えられており、2008 年に発足した新内閣は、これまでの四辺形戦略の枠組みをそのまま引き継いだ「第二次四辺形戦略」を策定している。 ● 2003 年に発表された「法・司法制度改革戦略」や 2005 年に発表された

				「司法制度改革短期・中期行動計画」において、「司法サービスを強化すること」が司法分野の7重点分野の一つと位置づけられている。 ● これらの政策動向に関しては、今次調査においても変更がない旨を司法省に確認した。なお、「司法制度改革短期・中期行動計画」は、対象期間を2008年までとしており、法・司法改革評議会では2010年にそのレビューを予定している。 ● 法・司法改革評議会に出席しているRAJP事務局長からは、法曹人材育成について、戦略・方針に変更はないことを確認した。 ● カンボジアでは、法曹人材の不足は現在も引き続き深刻であり、健全な社会・経済開発を妨げる大きな阻害要因となっている。RAJP・RSJP経営陣との間で、人材の育成及び組織の強化が、民事教育を効率的・効果的に運営するうえで不可欠であり、RSJPプロジェクトがこれら二ーズに対応するものである旨確認された。 ● 「第二次四辺形戦略」でも司法改革が引き続き高い優先順位を与えられており、その司法改革の戦略・計画でも司法サービス強化することとが重点分野の一つとなっている。 ● 2002年に策定された日本の「カンボジア国別援助計画」において、民事法制度の構築と向上はカンボジアに対する重要政策中枢支援と位置づけられている。 ● 2009年に開催された第21回経済海外協力会議では、「法制度整備支援に関する基本方針」が策定され、民法・民事訴訟法関連法令の実務教育の拡充や人材育成への更なる支援の必要性が確認された。 ● JICAの「カンボジア国別援助実施方針(2009年)」では、裁判官・検察官養成校への人材育成支援の継続により、司法制度改革の推進に貢献する方針が定められている。
			プロジェクトは、ターゲットグループの状況やニーズに合致しているか	
	1-2 優先度	上位目標はカンボジア国の開発政策との整合性が高いか		
		プロジェクトは、日本の援助政策・JICA国別事業実施計画との整合性が高いか		

1-3 手段と しての適 切性	プロジェクトのアプ ローチ及び対象地域 は、適切な選択か	近隣地域で実施され ている JICA の他の プロジェクトとの協 力・連携は、適切に 行われているか。そ の結果、何かしらの 効果を上げているか	・ 本プロジェクトのアプ ローチの、他地域への適用 可能性 ・ 対象地域のニーズ適合性 ・ JICA の他プロジェクトの 活動内容との重複 ・ 他プロジェクトとの協 力・交流	● 今フェーズでは、学校運営の根幹をなす教官採用・養成計画、カリキ ュラム検討、教材作成といった活動において、カンボジア側カウンセタ ーパート職員・教員が、より主体性を発揮し、自立的に民事教育の実 施を行えるようになることを目指している。例えば、教材作成におい ては、まず、教官ミートイングの際に、教官候補生が中心となって作 成すべき教材について協議・決定し、日本人専門家による講義を踏ま えて、教官候補生が教材をドラフトするアプローチが採られている。 この点は、作成すべき教材について日本人専門家が決めていた前フェ ーズより、学校側の主体性が高まったと評価できる。このアプローチ については一定の成果をあげつつあることが今次調査で明らかになっ た。 ● このアプローチは人材不足に悩む他の途上国でも有用であると思われ る。また日本人専門家の、C/P に主導権を徐々に渡していく方針もキヤ パシティ・ディベロップメントを目的としたプロジェクトに広く応用 が可能であろう。 ● JICA 他プロジェクトの活動内容との重複は認められない。 ● カンボジアでの法整備支援プロジェクトとは情報や成果物（教材等） を相互に共有している。 ● カンボジアでは今後、各種特別裁判所が立ち上げられる予定であるこ とから、多くの法曹人材が必要となる。この認識に立ち、MOJ、司法 官職高等評議会および RAJP で協議した結果、約 600 人の裁判官・検察 官が必要という判断に至ったとのことである。RAJP ではそれに基づい て 5 か年計画が策定されており、その中で 2008-2012 年の間に毎年 55 人の裁判官・検察官を養成する予定としている。
	ターゲットグルー プの選定は適正か（対 象、規模など）		・ 技術的・物理的優位性の 有無 ・ 技術普及できる仕組み・ 規模・行政的又は法的位 置づけの有無 ・ 活動実施に過不足のない 人員配置	

		ターゲットグループ以外へ波及性はあるか	- 普及の仕組みの整備 - プロジェクトへの評価・関心の高さ - 技術のカンボジア国全土への普及可能性	- RAJP/RSJP はカンボジア全土の法曹人材養成の中心的役割を担う機関である。 - 教官候補生が所属している裁判所からは、RAJP で教官候補生として経験を積むことで、裁判所へも知識面でのフィードバックが得られるため、教官候補生が RAJP に協力することに好ましい評価がされている。	特に問題は認められない。
		効果の受益や費用の負担が公平に分配されるか	- 受益者設定の偏り - プロジェクト成果の実用に関する制限の有無	- RSJP における継続教育は、2008 年に RAJP のイニシアティブにより、EWMI の支援を受けて開始された。学校側がドナーを招いて行った担当分野の協議会を経て、JICA が民事分野の一部を担当することになった。このように、継続教育に関与しているドナーの間ではカリキュラム策定・実施にあたり担当範囲の調整が定期的になされる見込みである。 2009 年 4 月には AusAID 等によるモデルコートプロジェクト専門家と非公式に協議した。	
1-4 援助協調		他のドナーとの援助協調及び相乗効果が期待できるか	- 類似の協力事例 - 国内における技術的蓄積	- これまで法制度整備プロジェクト（フェーズ 1、2）において民法・民事訴訟法の起草・立法化支援を日本が実施してきた経緯、さらには本プロジェクト（フェーズ 1）で RSJP の民事教育にかかるカリキュラム策定や教材作成を支援してきた経緯を踏まえると、他ドナーに比してなお日本に技術的な優位性がある。今次調査においても RAJP マネジメント層及び教官候補生からは、その点が繰り返し強調された。 - 特に認められない。 「法司法制度改革短期・中期行動計画」は、対象期間を 2008 年までとしており、法・司法改革評議会では 2010 年にそのレビューを予定している。法・司法改革評議会に出席している RAJP 事務局長からは、法曹人材育成について、戦略・方針に変更はないことを確認した。	
1-5 日本の技術の優位性		日本の技術の優位性はあるか			
1-6 その他		プロジェクト開始以降、プロジェクトを取り巻く環境（政策、経済、社会など）の変化はないか			

2. 有効性 (見込み)						
2-1 成果の達成	成果は達成されているか					プロジェクト活動はPDM上の計画に沿って概ね円滑に行われ、成果が達成されつつある（詳細は達成度グリッドを参照）。
2-2 プロジェクト目標の達成の見込み	プロジェクト目標は達成される見込みか					0-a-3のとおり。
	プロジェクト目標の達成を促進・阻害する要因はあるか		促進する要因はあるか			各調査項目で繰り返し観察されている通り、今フェーズで採用している技術移転のアプローチ（学校運営の根幹をなす教官採用・養成計画、カリキュラム検討、教材作成といった活動において、カンボジア側力ウンターパート職員・教員が、より主体性を発揮し、自立的に民事教育の実施を行えるようになることを目指している）がこれまでのところ順調な成果達成に大きく貢献しているものと考えられる。
			阻害する要因はあるか			民法の理解度が民事訴訟法に比較して十分とは言えない点が、プロジェクト後半において阻害要因となりうる。新民法の適用を見据え、民法教育の充実に向けて具体的な取り組みが必要である。
2-3 因果関係	成果は、プロジェクト目標を達成するために十分であるか					その他に達成すべき成果は特に認められない。
	外部条件は、現時点においても正しいか。外部条件が満たされる可能性は高いか					- 講師謝金については、現在政府とドナーが折半して負担している。政府による全額負担を目指して学校側が財務省へ予算を申請しているが、現時点では承認されていない。 - クメール・ルージュ裁判等によるRSJPへの影響については、実際にクメール・ルージュ裁判等により教官が多忙をきわめ、講義が一部実施できなくなったものの、このことによって教官候補生1期生がアシスタント教官として講義を実施する機会を得たという副次的な効果があり、当初懸念されたように、RSJPでの教育が不能ないし著しく困難に

					なるといふ事態は生じなかった。 ● 採用した教官候補生の任地がブノペン近郊になるよう、司法官職高等評議会から人員配置上の配慮を得られることが必要であるという外部条件（「司法官職高等評議会により人員配置の配慮がなされる」）については、教官候補生は、RSJP 卒業生の成績上位者から採用しており、初任地は成績順に任地を選択するという方法が採用されているため、成績上位者である教官候補生がブノペン近郊に赴任する可能性は高い。しかし、裁判官は原則として任官後 4 年周期で異動となる。学校としては同評議会に対し、教官候補生の転勤先をブノペン近郊に留めるよう要望している。現在までのところ、教官候補生が遠隔地に転勤して人員体制に影響が出たというケースは無いが、この点については引き続き留意する必要がある。 ● 裁判所に対する人員提供要請については、どの裁判所も教官候補生の学校側への協力について好意的であり、引き続き協力は得られる見込みである。
3. 効率性					
	3-1 成果の産出度	成果の産出度は適切か		・ 目標と実績の比較	● プロジェクト活動は PDM 上の計画に沿って概ね円滑に行われ、成果が達成されつつある（詳細は達成度グリッドを参照）。
		成果の産出を促進・阻害する要因はあるか	促進する要因はあるか		● 「2-2 プロジェクト目標の達成見込み」と同様。 ● RAJP・RSJP マネジメント層と日本人専門家は頻繁に会合を持ち、また教官候補生は疑問点をすぐに日本人専門家に相談することができている。こうした良好なコミュニケーションもプロジェクトの効率性を高めている。
			阻害する要因はあるか		● 「2-2 プロジェクト目標の達成見込み」と同様。

3-2 因果関係	成果を産出するために十分な投入であったか		・ 投入の不足或いは不適切性に起因する遅延その他の支障の発生	● 年度毎の計画に沿って、適切なタイミング・量の投入が行われた。 ● フェーズ1に引き続き、常駐の専門家と日本における支援体制（アドバイザリーグループ、日本国法務省）の組み合わせ、及び短期専門家による現地セミナーやJICA-Net セミナー、本邦研修といった複数の形態を活用した支援のあり方は、カウンターパートが適時かつ広がりや深みのある助言を得ることができ、また実務上のニーズに即した情報提供ができる方策であり、効率性の促進要因となっている旨が確認された。
3-3 タイミング	計画に沿って活動を行うために、過不足ない質・量の投入がタイミングよく実施されたか		・ 計画に沿ったタイミングでの投入実施 ・ タイミングに起因する遅延その他の支障の発生	(同上)
3-4 コスト	類似プロジェクトと比較して、総投入コストは妥当であるか		・ 類似案件の総投入コストとの比較	(比較可能なプロジェクトが存在しない)
4. インパクト（見込み）				
4-1 上位目標の達成見込み	上位目標は達成される見込みか		・ 裁判官・検察官に任命される RSJP 修了生の数 ・ RSJP 修了生の民事裁判手続にかかる理解度	● RSJP において、今後の民法の適用を見据えて、民法教育をさらに充実させることができれば、プロジェクト終了後も、民法、民訴に関する十分な教育を受け、適切な運用能力をもった卒業生を輩出することができる見込みは高いが、上位目標の達成には、RSJP での教育を受けていない既存の裁判官に対する民法の普及が必要となり、RSJP の継続教育をもってしても時間がかかることが見込まれるほか、弁護士との能力向上、民事執行や保全などの関連制度の整備・普及も必要となる。
	上位目標の達成を促進・阻害する要因は	促進する要因はあるか		● 教材作成ワーキンググループで作成した強制執行のマニュアル等は地方裁判所に配布され、RSJP 内部のみならず実務の現場で活用されている

		あるか			● プノンペン市首都裁判所では、日本側が提供した判決書等多数の書式をカンボジアに適合するように修正して実際に使っている。 ● MOJ 成果物（民法、民訴法の解説、教科書）は RSJP での新規教育で使用されており、学生にも配布されている。
			障害する要因はあるか		● 特に認められないが、前述のとおり民法の理解度促進・普及はプロジェクト後半のみならず、上位目標の達成に向けて継続的に取り組まねば課題となるであろう。
4-2 因果関係		上位目標とプロジェクト目標は乖離していないか	プロジェクトの結果がどの程度上位目標の達成に貢献するか		● 依然として、プロジェクト目標の達成は、民法・民事訴訟法に基づいた適切な民事裁判の運営に対して非常に重要な貢献を果たすと想定される。
		外部条件は、現時点においても正しいか。外部条件が満たされる可能性は高いか		.	● 特に問題は認められない。
4-3 波及効果		上位目標以外の効果・影響が想定されるか	マイナスの影響については、それを軽減するための対策は採られているか	・ プロジェクト実施前後の変化	● 前述のとおり、1 期生の教官候補生のうち 2 名は、書記官養成校で教官として単独で講義を担当している。 ● ある教官候補生は、自らの学習および実務での活用を企図して、JICA-Net セミナーで得た知識をもとに、日本人専門家の助言を仰ぎながら、督促手続きのマニュアルを自主的に作成した。 ● 全国の裁判官から来る多くの質問とその回答が Q&A 集としてまとめられた。その結果、地方裁判所からの質問がさらに増えた（ただし、本プロジェクト終了後に Q&A 集の作成と配布を日本人専門家の支援なしで実施して行くためには、実務で時に発生する複雑な問題に回答できる能力の向上や、質問及び回答の取りまとめ作業に時間を割くことができない担当者の配置が課題である）。

					● プノンペン市首都裁判所では日本側が提供した書式をカンボジアに適合するように修正して実際に使っている（判決書等多くの種類）。それは、裁判所内に書式検討のためのコミッティーを作り修正したものである。
				(同上)	● 特に問題点は認められない。
					● 特に問題点は認められない。
5. 自立発展性（見込み）					
	5-1 政策・制度面	政策支援は協力終了後も継続するか			● RAJP の 5 か年計画(2008-2012 年)の存在が挙げられる。カンボジアでは今後、各種特別裁判所が立ち上げられる予定であることから、多くの法曹人材が必要となる。この認識に立ち、MOJ、司法官職高等評議会および RAJP で協議した結果、約 600 人の裁判官・検察官が必要という判断に至ったとのことである。RAJP ではそれに基づいて 5 か年計画が策定されており、その中で 2008-2012 年の間に毎年 55 人の裁判官・検察官を養成する予定としている。
		関連規制、法制度は整備されているか。整備される予定か			● 現在の所、必要な関連規制や法制度は認められない。
	5-2 組織・財政面	協力終了後も、効果を上げていくための活動を実施するに足			● RSJP プロジェクトでは、プロジェクトの目標および成果に、RSJP における民事教育の自立発展性を埋め込んでいるため、基本的には目標・成果の達成が自立発展性と直結している（したがって、前述した RSJP

		関連機関との業務提携・連携関係が良好に維持され、発展していく見通しはあるか			● MOJ、司法官職高等評議会およびRAJPで協議した結果としてRAJPの5か年計画(2008-2012年)が策定されている例に見られるように、関連各機関との良好な関係が認められる。 ● とりわけMOJとのコミュニケーションについても、特に問題は認められない。現状は司法省次官がRSJPで教官を兼務していることもあり、自然と情報が共有される条件が整っている。普及活動についてのRSJPとMOJの住み分けの必要性も共通認識がある。
		C/Pスタッフの多くが、プロジェクト終了後も実施機関に残る見通しはあるか			● 今次中間レビューに際して実施したインタビューの範囲では、教官候補生は今後もRAJPと密に協力し合いたいとの声が多い。理由としては、教官をすることで民法/民訴法に関する知識が向上するうえ、それを用いて裁判官・検察官養成に協力するのは義務であるから、という趣旨が多かった。
		資機材の維持管理は適切に行われているか			● 特に問題点は認められない。
5-4 社会・文化・環境面		女性、貧困層等への配慮不足により持続性を妨げる可能性はないか			● 特に問題点は認められない。
		環境への配慮不足により、持続性を妨げる可能性はないか			● 特に問題点は認められない。
5-5 その他		自立発展性を阻害するその他の要因はあるか			● 最大のリスクのひとつは、教官候補生が様々な理由で活動に参加できなくなることである。教官候補生にインタビューした範囲では、今後もRAJPと密に協力し合いたいとの声が多く、彼らが所属している裁判所からも、RAJPで教官候補生として経験を積むことで、裁判所へも知識面でのフィードバックが得られるため、教官候補生がRAJPに協力することについて好ましい評価がされている。一方で、家庭・健康上の

						理由、転勤等により活動が継続できなくなるといふリスクは排除できない。 ● RAJP・RSJP マネジメント層からは、現時点の育成計画（プロジェクト期間中４年で３５名（フェーズ１で養成された７名を含む）の教官候補生を養成する）は、RSJP だけではなくその他の養成校を含む RAJP 全体の学校運営の持続性を考えれば十分とは言えないとの懸念が表明された。
--	--	--	--	--	--	---

質問票#	大分類	小分類	宛先	質問	2/17 日本人専門家	2/18RAJP学院長、RAJP事務局長、RSJP校長	2/18 教官候補生その1 2期生 Mr. Hout Heang フート・ヘエン(カンダル州) 2期生 Mr. Kong Tarachhath コン・ダラチャート(コンボンチュナン州)	2/18 教官候補生その2 1期生 Ms. Chaing Sinath チャン・シナ(ブノンペン) 3期生 Mr. Nguon Vuthy ングオン・ブティー(コンボンチャム州) 2期生 Mr. Nguon Ratana ングオン・ロタナー(プルサット州)
1	活動	1-1	RSJP全体	RSJPマネジメント層と日本人専門家のミーティング実績(日時、参加者、内容など:2008年4月以降現在まで)を教えてください。	[建元専門家]マネジメント層とのMTGIは、学院長、事務局長、校長が基本、内容によって校長だけ、など様々。模擬裁判に関するMTGIは、校長と教官候補生2名だけということもある。 [森田・建元両専門家]マネジメント層とのミーティング実績(26回)については、日本側の週報で記録が残っていたものをカウントした。内容については日本側で作成した備忘メモが残っているのは、そのうち11件。また、森田専門家と事務局長だけで簡単に打合せて決めたようなケースは週報には載ってこないの、実績として挙げた計26回に加えて、他にもそういった打ち合わせはある。開催頻度は、特に議題がない場合は、2か月間が空くこともあるし、逆に1か月の間に3回開催することもあった。このミーティングでは、学校のマネジメントを網羅的にチェックしているわけではない。このプロジェクトは民事分野をスコープとしているので、そこを切り口にできる範囲での学校のマネジメント問題には口を出す、全てに口出しするわけにはいかない。民事分野でのマネジメント改善を目標にしても、CP側は民事以外にも含めて運営していて、様々な分野に共通の課題があったりするため、そこまで口出しはできない。 また、マネジメント層とはいつでも会って話せる関係なので、定期開催にこだわる必要はないと考えている。なお、イニシアティブは大体、日本側がとっている。こちらが話す機会を作れば、先方もいろいろ言いたいことを言ってくる。なお、PDMでこの点が書かれた当初の問題意識は、教官候補生の活用を実現するためにマネジメントとの協議をしたというものであったが、その目的はプロジェクト開始後すぐに達成されたために、当初の意味でのプライオリティは下がったということだと認識している。	[RSJP校長] 議事録が取れていないのが我々のmissing pointで、どんなミーティングも、各自が自分の手帳に記録しているだけの状態。今回の質問票を見て、議事録を取る必要があることを再確認したので、担当者をアサインすることとした。 [RAJP学院長] リスト形式で、会合の記録をとったものもある。参加者、会議の要点(多くて数行)など。 [RSJP校長] 多くの会議があるので、全ての議事録を取るには人員不足というところもある。現スタッフたちはITスキルが十分にあるわけではない。 [RAJP事務局長] もっとも、重要な会合類はきちんと議事録をつけるようにしている。組織的なナレッジマネジメントとしては、議事録をつけて共有することは重要だと考えているし、我々としては既に取り組んでいる。	—	—
3	活動	1-3	RSJP全体	短期あるいは中長期の採用計画はありますか？	[建元専門家]専任教官は、カンボジアでは非現実的だという考え方を現地ではカウンターパートと共有している。日本の法曹養成の感覚から、専任教官が重要だという感覚があるのは共有しているが、カンボジアでは必ずしもそうではない。専任をつけると、その専任教官が全てをまかなう運営になるだろう。そうすると、その専任教官の能力に問題がある場合は、現時点の外部講師に依存する体制よりも状況が悪くなってしまいうリスクもある。専任のメリットは、カリキュラムや教材作成にコミットする人がいるということだが、一応校長がその任を担っている。また、外部講師でも、そうしたことに十分な時間を割いてコミットできるのであれば、この点は補うことができる。 [建元専門家]採用計画について、カンボジア政府側には、大まかな見通しはあるだろう。計画はあるだろうけど、それぞれの国によって事情もあるだろう、日本でも揺れているくらいだから。国全体で裁判官が何人必要という計画があって、RSJPが彼らを輩出するために教官候補生を何人養成すべきかを決めるのは難しい。変数が多すぎるので、それらをきちんと考慮していくと、結局決めきれない。	—	—	—
4	活動	1-5	RSJP全体	教官候補生の養成計画を教えてください。	—	[西畑]2、3期生が教官として教えられるようになるまでにどれくらいの期間が必要と考えているか？ [RAJP学院長]一概には言えない。能力、意欲、経験などを日々観察するようにしている。 [RSJP校長]2、3期生には毎週金曜日のJICA専門家とのWGにて知識を吸収するように言っている。教官候補生1期生が他の任地に異動した際には、2期生に引き継いでもらいたい。 [RSJP校長]養成計画として、文書化されたものはないが、日本の技術協力を通じてできるだけ質・量ともに高めていきたい。 [西畑]毎年7人を採用して行くという現状の見通しは、学校が自立的に民事教育を継続していくために十分だと思うか？ [RAJP学院長]持続性を考えると十分ではない。すなわち2012年にプロジェクトが終了してしまうとその後は厳しい。しかし仮に2012年に終了した場合にも、プロジェクト中に経験したことを活用して引き続きトレーニングをしていくつもりではある。現時点では民事は日本の支援だけで成り立っており、極めて重要な法分野なので引き続き日本には支援してもらいたい。 [RAJP事務局長]フェーズ1から通算して、プロジェクト期間中5年で35名の教官候補生を養成するというのは、一見十分そうな数字だが、RSJPだけではなくRAJP全体として見ると足りない。教官候補生はRAJP全体で活用したいので。 [RAJP学院長]2010年に公証人養成校と執行官養成校が開講する。また、今後は弁護士も養成も図らなければならないので、そのために教官候補生の能力向上が必要と考えている。	—	—
5	活動	1-7	RSJP全体	教官候補生の養成実績(内部の勉強会、セミナー参加などにつき、氏名、日時、内容など:2008年4月以降現在まで)を教えてください。	[建元専門家]候補生養成の中心活動は、教材作成ワーキンググループ(教官候補生WG)である。教官候補生が、教材作成を通じて知識をつけていく。私が講義して、彼らが内容を教材にとりまとめていく作業をし、それを通じて民法・民訴法の理解を深めるとともに、教材も増やそうという活動。WGでどのような教材を作るかは、教官ミーティングで決めている。ワーキンググループは毎週定例なので、キャンセル連絡をしない限りは開催している。現職裁判官(教官候補生)が毎週このWGのために学校に来られるように、学校から所属元の裁判所へ正式レターを出している。教官養成の目玉となる活動が、この場である。これら以外に、CP側内部の勉強会については、裁判所内部で自主勉強会があるかは厳密には把握していないが、熱心な所長がいる裁判所ではやっついそうな雰囲気である。RSJP内部での自主的勉強会は聞いたことがない。他のドナーとの関係でRSJP職員がイベントに参加しているというのはあるようだ。	—	[西畑]プロジェクトの他に養成の機会(教官になるための知識習得、研鑽の機会)として(はどのようなものがあるか？ [Mr. Kong]金曜の教官候補生WG以外には特にない。他の教官候補生等と電話やemailで議論したりはしている。また日本人専門家にも適宜相談している。その他にはJICA-Netなどでセミナーが開催されれば参加する。我々二人(2期生)はまだアシスタント講師をしていない。WGの議事録は個人的なメモしか取っていない。	[Mr. Nguon Ratana]WGの他にもJICAネットセミナーおよびCLEに参加している。民事関係以外では他のドナーやMOJ主催のセミナーに参加したこともある。 [Ms. Chaing]自分も同じ。 [Mr. Nguon]自分は3期生なので、まだ他のセミナー等に参加したことはない。

質問票#	大分類	小分類	宛先	質問	2/17 日本人専門家	2/18RAJP学院長、RAJP事務局長、RSJP校長	2/18 教官候補生その1 2期生 Mr. Hout Heang フート・ヒエン(カンダル州) 2期生 Mr. Kong Tarachhath コン・ダラチャート(コンボンチュナン州)	2/18 教官候補生その2 1期生 Ms. Chaing Sinath チャン・シナ(ブノンベン) 3期生 Mr. Nguon Vuthy ングオン・ブティー(コンボンチャム州) 2期生 Mr. Nguon Ratana ングオン・ロタナー(プルサット州)
6			RSJP全体	教官候補生の活動実績(RSJP授業のアシスタント実施、RAJP内の他校や他大学での授業実施などにつき、氏名、日時、内容など:2008年4月以降現在まで)を教えてください。	—	[RAJP学院長]教官候補生2期生はまだ経験が浅く、教壇に立てる状態ではない。1期生でも3年間ほどはオブザーバーとしての経験を積んでいる。2期生がオブザーバー出席することは可能ではあるが、そうすると教官らが2期生に講義を任せてしまうおそれもあるので注意が必要である。	[西畑]教官候補生の身分、立場はどうなっているか。 [Mr. Kong]学校から任命されている。学校から自分の所属長である裁判所長に公式レターが発出されており、裁判官が学校での教官候補生としての活動に参加できるようになっている。 [西畑]教官候補生2期生が、教官の講義を見学するといったことは考えられるか。 [Mr. Kong]講義の見学はしていない。セミナーがある場合は参加できるが。 [Mr. Hout]講義見学が学校側から禁止されているわけではないが、我々はまだ1年半で経験が少ないので見学していない。 [Mr. Kong]ブノンベン外から通っている場合は時間的にも難しい。自分の場合は任地から99kmの道のりを車で通うので片道2時間かかる。 [Mr. Hout]自分は20km。 [西畑]督促手続きのマニュアルを作ったそうだが、どうして作ろうと思ったのか。 [Mr. Hout] JICAネットセミナーで西村教官にその部分を教えてもらった。マニュアルを作れば自分も勉強になると思い、作成した。日本人専門家にも助言をもらった。自分の裁判所でも活用できると思ったのもある。次は小額訴訟のマニュアルをまた作ろうと思っている(宮崎教官によるJICAネット講義をベースにして)。	[Ms. Chaing]自分は1期生でRSJPで講義をしている。また、自分とMr.IN Vanvibolは、書記官養成校でも講師をしている。
8	活動	1-8	RSJP全体	教官ミーティングの実施実績(日時、参加者、内容など:2008年4月以降現在まで)を教えてください。	[建元専門家]教官ミーティングは、学校運営よりも、実際に講義を担当している人が集まって教材やカリキュラムの検討をするのが本来の目的。したがって学院長や事務局長は、来ることもあるが、議論に深く入るわけではなく、最初に挨拶をするくらい。現状は、教壇に立っている人もそうでない人も参加している。教官は、多忙のためほとんど参加はなく、教官候補生が中心となっている。開催のイニシアティブは、日本側がとることもあればRSJP側がとることもある。日本が気にしている教材関係の作成について、日本側から言い出すこともあれば、RSJP側から、「カリキュラムをそろそろ検討したい」と開催を提案する等、どちらのパターンもある。 [森田専門家]そもそも成果1については、PDM作成時に、学校運営やノウハウという言葉の定義でかなり議論になった。 [建元専門家]カリキュラム作成、教材作成にしても、ノウハウというのは、民法・民訴法をしっかりと理解している人がたくさんいれば自ずと解決される問題。日本でも裁判官・検察官としての実務経験者が司法修習所の教官になった時にカリキュラムや教材が作れる。教育の専門家なわけではない。カリキュラムや教材が作れるための、特殊な技能というのはあまり必要ないと思うし、日本でもそういう人はあまりいない。昨日までの現場実務家が、司法修習所に来て教員になる。 [森田専門家]何かしらのノウハウはあるのだろうか、PDMのこの表現を見せられたら普通の人はピンと来ないだろう。組織的なノウハウの蓄積をどうするかという点は、研究されている段階で答えがない。日本人側のプロジェクト運営ですら、人が交代した際に継承されないものもたくさんある。 [建元専門家]一つの手段としては、例えば模擬裁判の準備のミーティングでは、校長だけではなく教官候補生2名を参加させたりしている。人が変わっても知識が残るようにしている。カリキュラム作成にしても教材作成にしても、そういう方法は、組織にノウハウが残っていく工夫と考えている。ただし紙に残しているかというところではないだろう。 [森田専門家]紙にできないものがあるので、人から人へということを考えている。そういうものは議事録には出てこない。 また、マネジメントというのは少数(RAJP学院長、RAJP事務局長、RSJP校長の三役)がやっていることであるため、ノウハウとして共有されていく、残っていくかということは難しい。質問票を見ると、定量的な内容に偏っている気がしたので、注意が必要だと思う。 [西畑]質問票は、あくまでCP側が事前に資料を用意するなど準備の必要なもの	—	—	—
9	活動	1-9～1-10	RSJP全体	新規教育の講義の実績(日時、講師、参加者、内容など:2008年4月以降現在まで)を教えてください。	—	—	—	—

質問票#	大分類	小分類	宛先	質問	2/17 日本人専門家	2/18RAJP学院長、RAJP事務局長、RSJP校長	2/18 教官候補生その1 2期生 Mr. Hout Heang フート・ヒエン(カンダル州) 2期生 Mr. Kong Tarachhath コン・ダラチャート(コンボンチュナン州)	2/18 教官候補生その2 1期生 Ms. Chaing Sinath チャン・シナ(ブノンペン) 3期生 Mr. Nguon Vuthy ングオン・ブティー(コンボンチャム州) 2期生 Mr. Nguon Ratana ングオン・ロタナー(プルサット州)
10	活動	1-10	RSJP全体	講義に参加している学生の理解度は順調に向上していると思いますか？また、理解度をどのように把握していますか？	—	—	—	[Ms. Chaing]RSJP学生の理解度は、民訴は理解が進んできているが民法はあまり理解できていない。現在の教育方法としては、最初に当該法律の主要な点の講義をして、その後ケーススタディを紹介する。
	活動	3-1	RSJP全体	継続教育の実施における司法省との調整。	—	[RAJP学院長] コミュニケーションとしては特に問題を認識していない。普及についても、MOJとのすみ分けはお互いに理解している。対象者が違うため双方で分担してやっている。 [西畑] CLEIに関して司法省との調整について、2008年については聞いている。2009年は？ [RSJP校長] 普及とトレーニングはきちんと区別しなければならない。それは賛成。MOJは普及が主な任務である。とは言えMOJはトレーニングをやっていた。そこで、MOJとの重複を防ぐために調整を始めた。ソビア氏が、普及と研修の両方の講師をしていることもあり、明確な区別がないということもある。カンボジア人としてはセミナーというトリックスできるので好まれるが、研修というと後にテストされるということがイメージされるので嫌がられることが多い。司法省が担うのは前者であり、RSJPは後者。 [RAJP事務局長] CLEは現在裁判官は受講が必須になっている。セミナーは証明書は出さないが、研修は証明書を出す。トレーニング(研修)と言った場合は通常テストがあるものだが、CLEでは毎回必ずテストをするわけではない。	—	
11	活動	3-1	RSJP全体	継続教育の実施体制(講師、事務局員など)を教えてください。また、何か体制上の課題を感じていれば教えてください。	—	[RAJP事務局長]参加者からのフィードバックを取り纏めて、どの分野の教育を強化すべきかに反映している。それに基づき毎年、教育内容を改善している。	—	
12	活動	3-2	RSJP全体	継続教育の講義の実績(日時、講師、参加者、内容など:2008年4月以降現在まで)を教えてください。	—	[西畑]CLEが2008年から始まった経緯を教えてください。 [RAJP事務局長]学院側のイニシアティブにより、EWMの支援を受けて始まった。当初は丸1日のレクチャーを開催し、その報告書を配布したところから始まった。各ドナーを集めて学校で協議し、どのドナーがどの分野を担当できるか選択して、JICAは民事分野担当になった。フランスは刑事。ユニセフは少年法、EWMは土地法と倫理、GTZはDV法。6グループに分けて実施している(35-40人程度で1グループ)。受講者総数は2008年は下級裁判所だけで187人、翌年は206人、今年は269。増えた分はRSJPの卒業生。下級裁判所の裁判官は受講が義務づけられており、ほとんど参加している。	—	

質問票#	大分類	小分類	宛先	質問	2/17 日本人専門家	2/18RAJP学院長、RAJP事務局長、RSJP校長	2/18 教官候補生その1 2期生 Mr. Hout Heang フート・ヒエン(カンダル州) 2期生 Mr. Kong Tarachhath コン・ダラチャート(コンボンチュナン州)	2/18 教官候補生その2 1期生 Ms. Chaing Sinath チャン・シナ(ブノンペン) 3期生 Mr. Nguon Vuthy ングオン・ブティー(コンボンチャム州) 2期生 Mr. Nguon Ratana ングオン・ロタナー(ブルサット州)
	成果	2-1	RSJP全体	今後必要と思われる教材は、どんなものがありますか。	—	—	—	—
13	成果	2-3	RSJP全体	教官および教官候補生が教材作成において果たした役割は、どのように変わってきましたか？	—	—	[西畑]教官候補生が、今後どういう教材が必要かについて意見を言う場はあるか。 [Mr. Hout] 教官候補生はどういうトピックの教材が必要か、教官ミーティングなどに参加した際に言える。	—
14	プロ目	1	RSJP全体	授業実施およびカリキュラム作成において、日本側の関与はどのように変わってきましたか？	—	—	—	[Ms. Chaing] WGにおける日本人専門家の役割は非常に重要なもので、支援なしでは混乱してなかなか進めなかったであろう。民事分野は日本の支援で変わりつつあるので、その意味でも効果的であった。裁判所の実務で戻って不明な点があった際にも日本人専門家に問い合わせることができる。 2007年～2009年の期間で、日本人専門家の関与は少し変わってきている。専門家の人員交代があったため、やり方がその人の手法になったことが一つ。教官候補生WGでは、当初は日本人専門家がトピックを決めて、今後WGで作成する教材に関係する民法・民訴法の講義を実施していた。その後は、教官ミーティングで教官や教官候補生が作成する教材に関してトピックを提案して決まるようになった。フェーズ1でも教官ミーティングはあったが、民法・民訴法はまだできたばかりだったので、専門家がトピックを選ぶのが当然だった。それがフェーズ2になって必要な知識の幅も広がり、優先的なトピックを候補生が考えられるようになった。

質問票#	大分類	小分類	宛先	質問	2/17 日本人専門家	2/18RAJP学院長、RAJP事務局長、RSJP校長	2/18 教官候補生その1 2期生 Mr. Hout Heang フート・ヒエン(カンダル州) 2期生 Mr. Kong Tarachhath コン・ダラチャート(コンボンチュナン州)	2/18 教官候補生その2 1期生 Ms. Chaing Sinath チャン・シナ(ブノンペン) 3期生 Mr. Nguon Vuthy ングオン・ブディー(コンボンチャム州) 2期生 Mr. Nguon Ratana ングオン・ロタナー(プルサット州)
15	プロ目	1	RSJP全体	授業実施およびカリキュラム作成において、引き続き必要と思われる日本側の関与はどのようなものですか？	—	—	—	[Ms. Chaing] 今マニュアルを作る際に提供してくれている支援を、次のマニュアル作成に対しても続けて欲しい。今までと違うことをもっと支援してほしいという要望はない。 [Mr. Nguon Vuthy]自分の所属する裁判所でも日本の書式を修正するコミッティを作って検討しているのだが、国レベルで使われるような統一書式の作成に支援をもらえればいいのではないかと思っている。かつてAusAID支援で刑事訴訟法の書式が提供されたが、民訴についても同様になればと思う。
16	プロ目	1	RSJP全体	講師としてのノウハウ(外部教官からのノウハウ獲得等も含む)がRSJPに組織として共有され、今後に継承されていく仕組みは出来ていますか？	—	—	—	—
17	プロ目	4	RSJP全体	教材作成において、日本側の関与はどのように変わってきましたか？	—	—	—	—
18	プロ目	4	RSJP全体	教材作成において、引き続き必要と思われる日本側の関与はどのようなものですか？	—	—	—	—
19	外部条件		RSJP全体	人員体制、人員配置に関する外部条件(クメール・ルーージュ裁判、商事裁判の影響を受けないこと、司法官職高等評議会により人員配置の配慮がなされること、裁判所からの提供があること)は充足されていますか？	—	—	—	—
20	実施プロセス	0-b-2	RSJP全体	当プロジェクトにおける日本側からの技術移転の方法(マネジメント層との協議、教官ミーティング、候補生WG、現地セミナー、本邦研修、成果物へのコメント、助言など)は、RSJP関係者の理解度、知識、スキルを向上させる上でタイミングがよく、また適切であると思われますか？	—	—	[西畑] 日本人専門家からの支援として、WGでの民法・民訴法の講義、教材ドラフトへのコメントや日常的な助言などがあるが、この手法についてどのように考えるか。 [Mr. Hout] 教官候補生WGでは、日本人専門家がまず教材作成に必要な民法・民訴法に関する講義をして、教官候補生がノートを取り、教材のドラフトを作り、それに日本人専門家がコメントをして教材を完成させている。この手法は大変よい。なぜなら、民法・民訴法の知識がつき、さらにコメントをもらう中で補足されるし、最終的には実用的な教材が完成するからである。	—

質問票#	大分類	小分類	宛先	質問	2/17 日本人専門家	2/18RAJP学院長、RAJP事務局長、RSJP校長	2/18 教官候補生その1 2期生 Mr. Hout Heang フート・ヒエン(カンダル州) 2期生 Mr. Kong Tarachhath コン・ダラチャート(コンボンチュナン州)	2/18 教官候補生その2 1期生 Ms. Chaing Sinath チャン・シナ(ブノンペン) 3期生 Mr. Nguon Vuthy ングオン・プディー(コンボンチャム州) 2期生 Mr. Nguon Ratana ングオン・ロタナー(プルサット州)
21	実施プロセス	0-b-3	RSJP全体	プロジェクト関係者同士(RSJP内、RSJPとRAJPやその他上位機関、RSJPと日本人専門家・JICA事務所など)のコミュニケーションに問題はありますか？	—	[西畑] プロジェクト開始以降、日本人専門家の教官MTGや教官候補生WG等での関与の仕方に変化があったか？ [RAJP学院長]よい変化があったと認識している。教官候補生が模擬裁判を主導し、模擬裁判は去年よりうまく運営された。参加者は想像以上にうまく運営されているので驚いたようだ。2008年以降、頻繁に日本人専門家と会合を持っている。教官候補生は、何か分からないことがあったらすぐに日本人専門家に相談することができるし、非常によい協力関係にある。 [RSJP事務局長]日本人専門家は支援のために非常に一生懸命働いてくれる。教材作成にあたっては、日本人専門家からの日常的なインプット、ワーキンググループにおける指導、地方裁判所の裁判官や検察官から来る多くの質問を集めて回答し、それを本にまとめた(QA集)等、さまざまな形で貢献している。このQ&A集のおかげで地方裁判所からの質問がさらに増えた。 また、教官候補生は、2008年、2009年と本邦研修にて日本側支援体制の協力の下、民事第一審マニュアルを改訂したり、複数回のJICA-Netセミナーにて民法・民訴法に関して日本側から体系的インプットを受けており、教官候補生にノウハウや知識が蓄積され、学校の自立的運営に資するものとして評価している。	[Mr. Hout] 自分と日本人専門家とのコミュニケーションにはまったく問題ない。非常に満足している。 [Mr. Kong] 質問がある時にいつでも専門家に聞くことができる。日本人専門家は、教官候補生ワーキンググループで講義を始める前にLesson Planを作って提示してくれるのも良い。このおかげで、その講義が今回作成する教材に関してどういう位置づけにあるのか、民法・民訴法の中での意義などについてわかる。	[Ms. Chaing]全く問題がない。問題があれば学校に伝えるので専門家に伝えるだろう。 (他2人も同意見)
22	実施プロセス	0-b-4	RSJP全体	現状の政府予算割り当てと、今後の見通しについて教えてください。	—	[RAJP事務局長]教官と候補生とは同じ金額。民事については、1講義＝90分＝USD 30 (USD 15JICA負担、USD 15カンボジア政府負担)。刑事については、同様にフランスが半分負担している。日本人専門家ではどの教官がいつ講義をしたか全て把握することが難しいので、JICAが直接教官に支払うのではなく、学校に払って学校が教官に払い、精算報告をJICAにする。我々としてはJICA側から教官に直接支払ってもらっても問題ない。他のドナーは直接払っているところもある。我々はどちらでもよい。 [RAJP事務局長] 講師謝金については、政府に予算を要請したが手当がつかなかったので、現状は民事については半額を政府が、半額をJICAが手当てしている。運営経費は、政府予算で賄われている。傾向としては、今後も同程度の予算措置であろう。 * 予算申請プロセスについて補足:各省のプロポーザルはその使途が明記されている。その合計額が各省ごとに決められている。 政府予算からの経常予算は事務所運営費だけ。人件費は財務省からの直接支給。その他、学生への手当て、講師謝金、オフィス設備・備品など、各種予算があるので、全体額を確認するのは簡単ではない。オフィス施設・備品費だけでいうと概算で、400百万リエル(USD94,540)/年/RAJP(4校)全体。	—	—
25	有効性		RSJP全体	マネジメント層と日本人専門家との協議、および教官ミーティングを開催したことは、学校運営方針の協議の場として機能していますか？成果および今後の課題の両面につき教えてください。	—	[西畑] 日本人専門家との協議は、マネジメント改善、モニタリングなどに貢献したか。どういう意義があったと考えているか。 [RAJP学院長] 有意義で、経営に貢献してくれている。採用やプロジェクト活動に関する改善がそこでなされている。 [RSJP校長]カリキュラムの準備など、各種活動のために重要な役割を果たしている。課題に対して日本人専門家からの回答・コメントを共有できる場にもなっている。(教官候補生もカリキュラムなどの議題の場合は参加している)	—	—
28	自立発展性	5-2	RSJP全体	プロジェクト期間終了後にRSJPで民事教育を自立的に実施していくための短期および中長期計画は策定されていますか？	—	[西畑]法曹人口がどれくらいが適正か政府方針のようなものはあるか。 [RAJP学院長] MOJと司法官職高等評議会 と我々が協議したところによると、各種の特別裁判所を立ち上げようとしているため、多くの人材が必要と考え、全体で600人の裁判官、検事が必要と結論づけた。それを受けて「RAJPの2012年までの5か年計画」を策定し、2008-2012年はRSJPで毎年55人を養成する予定。その後は社会状況に応じて再度検討しなければいけないと考えている。	—	—

質問票#	大分類	小分類	宛先	質問	2/17 日本人専門家	2/18RAJP学院長、RAJP事務局長、RSJP校長	2/18 教官候補生その1 2期生 Mr. Hout Heang フート・ヒエン(カンダル州) 2期生 Mr. Kong Tarachhath コン・ダラチャート(コンボンチュナン州)	2/18 教官候補生その2 1期生 Ms. Chaing Sinath チャン・シナ(ブノンベン) 3期生 Mr. Nguon Vuthy ングオン・ブディー(コンボンチャム州) 2期生 Mr. Nguon Ratana ングオン・ロタナー(ブルサット州)
	自立発展性	5-3	RSJP全体	他省庁との協力・調整について、現状の課題認識および今後の対応案をお聞かせください。	—	—	—	—
29	自立発展性	5-3	RSJP全体	プロジェクト期間終了後も、プロジェクトに関わった学校マネジメント層、教官、教官候補生は引き続きRSJPの業務に従事する見通しですか？	—	—	[Mr. Kong]今後も学校に協力していくつもり。 [Mr. Kong]同意。	[Ms. Chaing]自分の考えとしては、今後もRAJPと密に協力し合いたい。理由は、教官をすることで民法・民訴法に関する知識が向上するし、それを用いて裁判官・検察官養成に協力するのはRSJPで教育を受けた者の義務であると考えているから。 [Mr. Nguon Vuthy]協力していきたいと思っている。 [Mr. Nguon Ratana]学生の前に立って教えると、質問が出てくる。それさらに自分が学ぶことになる。
30	効率性		RSJP全体	司法省プロジェクト・弁護士会プロジェクトとの成果物(法令解説、教科書、マニュアル等)の共有の実績(成果物名称、時期、用となど)およびプロセスについて教えてください。	—	—	[西畑] プロジェクト開始時には、他のJICAプロジェクトとの成果物の共有を関係者で合意していた。MOJプロジェクトの成果物はこちらでも活用されているか？あるいは、このプロジェクトの成果物の共有状況はどうか？ [Mr. Hout] カンボジアの状況としては地方裁判所に十分な資料が無い。したがって共有していく必要性が高い。具体例としては、WGで作った強制執行のマニュアル等を地方裁判所に配布している。 [Mr. Kong] マニュアル類は、CLEに参加した裁判官に配布している。 [Mr. Hout] CC/CCPの解説等は、RSJPの新規教育でも使われている。学生に配布されている。	—
				日本側が提供した書式を用いて、裁判所内で勉強会が開かれたということですが、詳細を教えてください。	—	—	—	[Ms. Chaing]ブノンベン市首都裁判所では日本側が提供した書式をカンボジアに適合するように修正して実際に使っている(判決書等多くの種類)。それは、裁判所内に書式検討のためのコミッティーを作り修正したものである。
				他に何かあればご自由にご意見をください	—	—	[Mr. Hout] 毎週金曜日のWGが非常に多くのものを得られる良い機会になっている。まだ得ていない重要な知識についてはレクチャーをしていった欲しい。 [Mr. Kong] 将来講義ができるようになるための、よい訓練を実施していると思う。日本で研修を受けられたらなお良いと思う。職務を離れて専念できること、地方裁判所からここに通うのは移動の時間が多いこと等が理由。	—

質問票#	大分類	小分類	宛先	質問	2/23日本人専門家	2/24 日本人専門家	2/24 教官候補生その3 2期生 Mr. Nguon Ratana ングオン・ロタナー(プルサット州) 2期生 Mr. Hout Heang フート・ヒエン(カンダル州) 2期生 Mr. Kong Tarachhath コン・ダラチャート(コンボンチュナン州) 3期生 Mr. Nguon Vuthy ングオン・ブティー(コンボンチャム州) 1期生 Mr. Seng Neang セン・ニエン(ブノンベン)
1	活動	1-1	RSJP全体	RSJPマネジメント層と日本人専門家のミーティング実績(日時、参加者、内容など:2008年4月以降現在まで)を教えてください。	—	—	—
3	活動	1-3	RSJP全体	短期あるいは中長期の採用計画はありますか？	—	—	—
4	活動	1-5	RSJP全体	教官候補生の養成計画を教えてください。	—	【補遺】フェーズ2初年度から教官アシスタント制が導入されたのか。 【建元専門家】そうだ。導入することは前フェーズの最後の時期から決まっていて、実施したのは2008年5月からで、遅やかに導入できた。 【補遺】専任教官を不要とする場合、本来専任教官が有しているはずのメリットをどのように他の方法で代替するのか、具体的な例を教えてください。 【建元専門家】非常勤でも一貫したコミットメントが確保できるのであればよい。教官の候補生の人数が増えれば余裕もできて、全員が非常勤でも学校運営に時間が割けるようになる。教官候補生は教官ミーティング、WGIにきちんと参加している。参加姿勢を見てもよくコミットしている。窓口、取り纏め役になるべき人は、校長だが。 【森田専門家】教官の数が増えることによって、カリキュラムを予定通り進められる可能性が高まったことも、メリットの一つである。 【建元専門家】ニアの教官達は時間がなかったため、カリキュラム作りと教材作成の面でコミットできなかったが、教官候補生を養成することでそれが変わった。但し、現状では司令塔の半分は学校だが、半分は日本人専門家が担っている。教官ミーティングも専門家側から提案することもある。 【建元専門家】模擬裁判では、校長を司令塔にしているが、教官候補生1期生2名が実質的には仕切った。これは、校長の担う役割を、教官候補生が引継ぐことを意図している。 【森田専門家】我々は、民事分野の協力を行っているわけで、組織を強化しているわけではない。制度を作ること、プラス制度を動かす環境も重要である。特にカンボジアでは、校長を育てればいいかという、それだけでもない。 【西村】教材にしても横のつながりは必要になるはず。皆で集まって考えてもいいのだろうが、多くなりすぎるとまとめ役もいるだろう。そういうことは考えないのだろうか。 【森田専門家】教官は、何となく専任教官がいたらいいなあとと思っているが、いない場合にどうするか、ということまでは考えていないだろう。 【建元専門家】模擬裁判では、教官候補生2名が専任教官に近い働き方をした。人が増えてくればそういう事もできるようになる。 【西村】しかし、もっと全体を見る人がいて欲しいという気がする。 【森田専門家】その役割は、校長であるべき。今の校長はそこまでできないし、次に校長になった人がしっかりしている保証もない。制度的に、そこまでできる人がRSJPの校長に擔任することも難しい。 【建元専門家】そういう校長のもとで数人の教官が全体に責任を持つ場合は、教官ミーティングであるが、模 【藤井】いま仕切っているのは誰か。 【建元専門家】校長が司会。教官候補生もみな意見をきちんと言う。 【藤井】模擬裁判のときの、校長補佐役としての教官候補生2名はどのような方法で選んだのか。 【建元専門家】校長が選んだ。去年と同じ教官候補生である。2007年は1期生の1名が同じ役割を担った。	—
5	活動	1-7	RSJP全体	教官候補生の養成実績(内部の勉強会、セミナー参加などにつき、氏名、日時、内容など:2008年4月以降現在まで)を教えてください。	—	—	【西村】2-3期生が教壇に立つ前に、教える訓練として何かやっておきたいことはあるか。 【Mr. Hout Heang】現在の講師がどういふ風に教えているかを見て学びたい。また、実際に見る前に、講義の方針、意見を聞きたい。 【Mr.Kong Tarachhath】専門家が教えた時のやり方と、カンボジア人のやり方がちよっと違う。日本人専門家がどういふ観点で教えているかを知りたい。具体的に言えば、カンボジア人の場合は先生が一方向的に話す、日本では学生に議論させる、など。 【Mr.Nguon Ratana】教える前に、①教材の作成のしかた、②教え方、③学生の理解度の評価を明確にしないと不安になる。それを明確にしておいて、講義の主導権を握る必要がある。セミナーや現地専門家の講義がある場合は、週末にしてほしい。金曜日も支障が少ない。 【西村】金曜日の朝からセミナーをするのはどうか。 【Mr.Nguon Ratana】午前中でも場合によっては可能。頻度によるかもしれない。

質問票#	大分類	小分類	宛先	質問	2/23日本人専門家	2/24 日本人専門家	2/24 教官候補生その3 2期生 Mr. Nguon Ratana ングオン・ロタナー(プルサット州) 2期生 Mr. Hout Heang フート・ヒエン(カンダル州) 2期生 Mr. Kong Tarachhath コン・ダラチャート(コンボンチュナン州) 3期生 Mr. Nguon Vuthy ングオン・フティー(コンボンチャム州) 1期生 Mr. Seng Neang セン・ニエン(ブンペン)
6			RSJP全体	教官候補生の活動実績(RSJP授業のアシスタント実施、RAJP内の他校や他大学での授業実施などにつき、氏名、日時、内容など:2008年4月以降現在まで)を教えてください。	[建元専門家] 2期生はまだアシスタント教官どころか、講義に同席すらしていない。離れた任地の人が多いせいもある。	—	[西村] Mr. Seng Neangとしては、2-3期生が講義を見に来るのは大丈夫か？[Mr. Seng Neang] 逆にオブザーバとして入られたら嬉しい。一緒にやろうと誘っているくらいだ。一部講義もやってくれと誘っているのだが。
8	活動	1-8	RSJP全体	教官ミーティングの実施実績(日時、参加者、内容など:2008年4月以降現在まで)を教えてください。	[建元専門家] 2008年6月(カリキュラム策定後)に第1回目を開催。2009年2月に第2回目を開催し、カリキュラムを検討した。さらに、同年12月に第3回目を実施し、ここでは今後作成すべき教材を選定した。	[西村] 現行の教官ミーティングは、参加人数が多すぎるのではないかと。 [森田専門家] 当初は、シニアの教官も来ることを期待していた。 [建元専門家] 教官7人のうち3人は一度も講義を持っていない。一方で、理事会での承認を受けていない教官候補生は30時間も講義を持っている。名と実が乖離している。本来は、理事会で承認をとって、実質的に教官をしている者が教官になるべきだし、その人たちが教官ミーティングに来るべき。 [森田専門家] 教官7人のうち4人はECCCの方が忙しく、RSJPの教育実施に協力できていない。名と実を実態に合わせてスッキリさせるというのも、面子の問題もあり難しい。 [西畑] 外部条件にあがっているECCCの影響というものについては、それによって教官候補生が教官をする機会が生まれたという怪我の功名があったというように考えている。 [森田専門家] プラスにとれば、外部条件が満たされたのに乗り越えたと言えるし、その外部条件がそもそも間違っていたとも言える。ECCCがプロジェクトに悪影響を及ぼすのではないかと当時の危機感はあるが、カンボジアでは、「ミーティング」と言った場合、伝統的に議論や情報共有の場ではなく、上から下に伝達する場という意識がある。ミーティングも、教官候補生だけだったらうまくいったかもしれない。ただ、今の校長は幸か不幸か専門知識の面で教官候補生にめめられているところもあり、逆に若手の意見を聞く。また、教官も、教官候補生を認めているからこそ講義を任せていることもある。若手がシニアを教えることは許されない、という慣習もあったが、背に腹は代えられなくなつて若手を活用したら意外によくやったというように学校側からは受けとめられた。 [樋渡] 教官候補生が、教官ミーティングの主体となっているのか。 [建元専門家] 校長が招集し、司会をする。校長からカリキュラムを昨年からどこを変えたらいいかと質問する。そうすると、候補生から口々に、「昨年保全是時間数が足りなかったが、実務では大事だ」、「督促手続きは全然勉強する機会ないのでコマでも入れるべきだ」、「控訴上告も入れるべきだ」など意見が出る。日本人専門家からは、民法の時間数を減らすという議論になった場合に、「大学で民法をきちんと教育しているのならそれでもいいが(現状はそうではないのだから、RSJPで民法教育をしっかりやる必要がある)」、と口を挟んだ。他には、「控訴上告は重要ではあるが、高裁、最高裁に行くような程度シニアの人材に必要な知識であるから、RSJPで教えなくてもよいのではないか。」といった意見	[西畑] あまり頻繁に実施していないようだが、理由はあるか。 [Mr. Seng Neang] 回数は学校側の問題なので何とも言えない。開催した時の内容は、カリキュラムを決めて分担を決める。講義の中身は担当者に任される。もう少し学校で統一した教材を作るべきではないかと思う。 [西畑] 学校側として、教官にレジュメを提出してほしいとは言いきれないのか。個々の教官の教育内容はどのようにして把握できるだろうか。 [Mr. Seng Neang] 学校の問題なので答えられない。他の教官がどういう風に教えているか分からない。自分の場合は教えた内容は学校に提出している。
9	活動	1-9~1-10	RSJP全体	新規教育の講義の実績(日時、講師、参加者、内容など:2008年4月以降現在まで)を教えてください。	[西畑] 民法と刑法の講義実績についてどのような割合になっているのか？ [森田専門家] 民法: 今年148.5←去年162、刑法: 今年162←去年163.5 民法が減った理由は、試験が増えて演習が減ったため。 大した理由はないと思うがそうになっている。	[建元専門家] 民法適用がまだ先になっている。もともと、民法がいつ適用されてもいいように組み立てたカリキュラムである。したがって、民法適用が近づいたからと言って民法の時間数を増やすものでもない。教官ミーティングでは、「民法は大学で多く勉強しているため民法優先だ」という意見が多く出る。しかし、我々日本側から見るところ民法が理解できているとは思えない。調べたところ、大学では旧民法を中心に教えているということがわかってきた。近くカリキュラムに関するミーティングがあると思うが、そこでまた民法の時間数を減らそうという意見が出てくると思うが、こちらも材料を得たのでそういった意見はある程度抑えられると思う。将来的には民法は大学でしっかり教育すべき、というのはわかるが、今現在ではそうはいかない。 [西村] 仕事で直面しないから民法の講義がいらんかと思っているのではないかと。 [建元専門家] 事件を扱っていないからという点はあると思う。民法の理解度が低いと言っていたという教官候補生のチャン・シナは、1年前は、民法全体の時間数を減らすべきだと言っていたのだが、最近になって、民法の重要性がわかったのだろうか。 [森田専門家] 民訴について、交渉して当初与えられた時間数を増やした経緯がある。そのような背景があって、民法の時間数が足りないという意識があったのかも。本当は不要かもしれないITや語学などにも相当の時間数が割り当てられて、フランス語を削るわけにはいかない事情があるとしても他の時間数を削ったら捻出できるのかもしれない。 [西村] 教官ミーティングはそろそろ開催されるのではないかと。 [建元専門家] 今の時期には開催されるだろうと思っていたが、まだ開かれていない。昨年はカリキュラムを策定しようとして、RSJP自らが提案してきたが、今年は未だである。 [森田専門家] 経営陣だけの会議は頻繁に開いている様子。トップダウンで決めていくのが慣行なので、あまり多くの人は参加させないだろうが、ドナー会合についても同様で、ドナーを一堂に集める方法はRAJPは好きではない。個別に協議しようとする。しかしながら、OLEの割り当てを決めるために、必然的に年一回は一堂に会している。学校側は、OLEと新規教育の峻別をし始めて来たが、ドナー側はその峻別ができていないところがある。 [西村専門家] 私が参加したのは何回目だったか。 [建元専門家] 今年度は3回目だったか。2008年6月が初回、カリキュラムがスタートした後で、まず「教官ミーティングをする」ということを説明するため、要する[磯井] フランスの支援は、刑事とフランス語か。 [森田専門家] 主には刑法だが、RSJPについての経営全般を支援していた。カリ	[西畑] 民法を教えることになったとしたら、自信のほどは？ [Mr. Nguon Vuthy] 自分自身はまだ講師としては無理がある。どうやって能力を向上するかが課題。まず物権、各種契約、相続の3つをどう分担するかが問題になる。 [西村] 教官ミーティングで教官候補生の希望等で決まる事だと思う。ただ民法の時間は減らしてもいいという意見が出たようなので、当方としては民法の重要性の理解が大丈夫かなという懸念はある。 [Mr. Nguon Vuthy] 日本人の講義で、物権と債務は教わった。理解度はまだ不十分だと思うが、講義しろと言われればできるかもしれない。昨年の模擬裁判では即時取得について講評した。 [Mr. Hout Heang] JICA-Netセミナーなどでの講義に参加した。初歩的な講義だけなので学生に教えることは難しい。もう少し高度な講義を受けないと教えられるのではないかと思う。分かっている範囲のことは教えられるが、深く理解するのは無理があるのではないかと。民訴等も細かいことになると教えられる。自分がマニュアルを作った部分については教えられる。 [Mr. Kong Tarachhath] この学校を卒業した時点では民法はかなり知識が低かった。学生時に教えられた民法は配布物もなく、聞いたことを書きとめるだけで、よく理解できなかった。JICA-Netセミナー等を通じて少しは理解できたが、まだ教えるには不安がある。本邦研修は業務を離れて集中できるので良かった。 [Mr. Nguon Ratana] 他の人と同意見。もし教えるのであれば、それぞれの条文の起草した背景を聞けばわかる。しかし自分の視野が非常に狭いので、総合的な問題を出された場合に対応できない。

質問票#	大分類	小分類	宛先	質問	2/23日本人専門家	2/24 日本人専門家	2/24 教官候補生その3
10	活動	1-10	RSJP全体	講義に参加している学生の理解度は順調に向上していると思いますか？また、理解度をどのように把握していますか？		[西畑]作ったマニュアルは、教材としてRSJPの講義で使っているのか。 [建元専門家]教材は、教官が手控えとして持って生徒に講義するという発想の教官が多い。プロジェクトでは生徒にも1部ずつ配ったが、そのこと自体に違和感があるというような反応を感じた。不動産仮差押マニュアルや不動産強制執行マニュアルも、狭い分野であるが、一コマ授業がある。そのときにも、マニュアルは教官が使って、生徒には特に使われていなかった。講義をモニタリングしていないので全体的にはわからないが、裁判官は、執務参考資料として参照しているようだ。 [森田専門家]実務で使えるようにという狙いがあるので、マニュアルという形式で作成している。 [建元専門家]教官候補生には、作成したマニュアル等の教材を直接配っている。全国の裁判官には、学校を通して配っている。学校を通すと時間がかかるため、教官候補生が、同僚や上司の分を取り次いでくることがある。ニーズはあるようであるが、教しがついているからと言って実際に使っているかはわからない。まだできたばかりなので使用機会は少ないと思うが。 [西村]教官候補生は、講義レジュメを自分で作っているのか。 [建元専門家]自分で作っている。ある教官はパワーポイントで作っている。RSJPには1クラスしかないため、教官の間で統一する必要がないので、各自でばらばらに作成している。 [森田専門家]教官がレジュメを共有したがないのは、ネタを出してしまうと話すことがなくなってしまうという恐れもあるからだ。 [西村]学校が、教官からレジュメを集めるというのはどうか。 [森田専門家]学校側は、畏れ多くて教官にレジュメを提出してくださいとは言えない。プロジェクトでは、以前に講義録をとって教官の間でシェアした。しかし、それを使って教材を作る時間がないので、モニタリング用として使うのみだった。 [建元]現在であれば、レジュメを作っている教官・教官候補生も増えている。教官候補生であれば、学校が提出するよう要望すれば、出すかもしれない。 [森田専門家]しかし現状で、教材を学校に蓄積して、それを教官候補生がシェアしたいかどうかという点が問題だ。 [磯井]講義カリキュラムに穴があいて代理の人が教えるときはどうしているのか。 [建元専門家]講師の都合が悪くなったときに、本来予定されていた講義と同じ内容を別の人が代理で講義をするということは今のところない。まずは、最低限教えることができる人について、十分な数の教官候補生を育成しようとしている段階である。民法は教材がないので、レジュメの共有・体系化をめざす段階だ。 [西村]レジュメを集めて教材の叩き台にするのも難しい状況か。 [建元専門家]可能とは思いますが、手間がかかって大変かもしれない。 [森田専門家]実際には、レベルも形式もバラバラである。 [建元専門家]実際に職取するくらいであればすぐに実務を使える。それでレベルを確認するぐらいはして [磯井]事案は国それぞれ難しいだろうが、講義の内容としての実体法の解説のレベルは分るのでは [森田専門家]どうだろう。教官とアシスタント教官で分担してやっていたら内容はバラバラだった、というこ [建元専門家]講義のモニタリングを今年やっていないので、雰囲気をつかむためにはやってみてもいい	2期生 Mr. Nguon Ratana インゴアン・ロタナー(プルサット州) 2期生 Mr. Hout Heang フート・ヒエン(カンダル州) 2期生 Mr. Kong Tarachhath コン・ダラチャート(コンボンチュナン州) 3期生 Mr. Nguon Vuthy インゴアン・フティ(コンボンチャム州) 1期生 Mr. Seng Neang セン・ニエン(ブンペン)
	活動	3-1	RSJP全体	継続教育の実施における司法省との調整。	—	—	[西畑] 学生の理解度はどのように把握しているか。 [Mr. Seng Neang] 他の教官も同じだが、試験で把握。科目ごとの試験。自分の担当は消費貸借と強制執行。 [西畑] 一期生は民法法だけを担当しているのか。民法は？ [Mr. Seng Neang] 両方。人による。カリキュラムに応じて決まる。分担は、年度開始時に日本人専門家も入った協議で決めた。 [西畑] 学生の理解度として、民法と民法法とで大きく違うという情報があったか。 [Mr. Seng Neang] 個人的意見だが、実体法は非常に複雑。学校はどちらかというと手続法を重視している。実体法は大学で学んできているから、というもののだが、実際には、大学では新民法を学んでいない。だから時間を増やしているが、理解が進んでいない。 [西畑] 今年は民法の時間を減らしたのは、大学で学んでいるからという理由なのか。 [Mr. Seng Neang] その議論には参加したが、ここで学ぶ人はまず現場に入るわけなので、まず手続法が大事だと考えた。 [西畑] 民法と民法法の優先度の折り合いをどうつけたらよいのか。 [Mr. Seng Neang] 民法は、大学で確かに教えられている。しかし教えている人の理解度が低い。法律家にならない人もいるので、大学ではその程度でいいかもしれないが、RSJP卒業生は法律家になるのであるから、もっときちんと教育すべきだと思う。 [Mr. Nguon Ratana] 大学で教えている先生は、経験豊富であっても民法の理解度は低いと思う。勉強する機会が非常に少ない。実務上重要なので、重点的に教えた方がよい。 [Mr. Kong Tarachhath] 大学で勉強していた人たちの中には、旧民法を勉強している人もいた。だいたい前に卒業した人もおり、全く新民法を勉強していない人もいるので、教えないといけない。12月の模擬裁では、同じ記録でも結論は異なっていた。これは民法の解釈が間違っていたと言うこと。証拠が同じであればほぼ同じ答えにならないといけない。もし解釈を間違えると、実務では裁判官の責任となる。 [Mr. Hout Heang] 民法法の理解度が進んでいるのは、既に適用されているから一生懸命勉強しているということもある。民法は未適用なので必死になっっていないということがあるかもしれない。現地セミナーでは緊急事態が発生して、21名の予定だったのに10名しか参加しなかった場合もあった。
11	活動	3-1	RSJP全体	継続教育の実施体制(講師、事務局員など)を教えてください。また、何か体制上の課題を感じていれば教えてください。	[建元専門家]実務に携わっている裁判官・検察官に対する教育としては、一方的に講義をするのは適切でないと感じていたところ、Q&Aスタイルを導入して欲しいという要望があったため、受講者からあらかじめ質問を募るという方法を採用した。しかし、直前まで質問が集まらないなどの問題はあった。	—	—
12	活動	3-2	RSJP全体	継続教育の講義の実績(日時、講師、参加者、内容など:2008年4月以降現在まで)を教えてください。	[建元専門家]継続教育のうち、学校では4日間を担当しており、そのうち保全講義の1日を日本人専門家が担当した。現職裁判官のレベルを知る良い機会であるからという理由もあって行ってきたが、今後日本人専門家が講義をしないで「カ」国側に任せるという選択肢もあり得る。教官候補生も講義できるレベルにまで育っている。	[樋渡]CLEのQ&Aスタイルの導入と実施に際してどんな支援をしたか。 [建元専門家]2008年に参加者からアンケートを取った。実施の形式について、Q&Aスタイルがよいという答えが圧倒的に多かった。我々の方でもCLEのあり方を考えた際に、一方的に講義をするだけでは、現職裁判官に対してあるべき継続教育になっていないのではないかと考えた。日本では、実務で生じた疑問点を持ち寄り、議論して解決を見出すというようなスタイルを採っている。カンボジアでは、そこまでいなくても、もう少し実務に絡めて進めた方がよいのではないかと考えていたため、アンケートの結果を好機として、学校側に水を向けた。 実施の段階でも、いきなりその場で質問を受けても答えられないので、事前に質問を集めようということを提案した。まず各地の裁判所ヘレターを出そう、ということは学校が提案したが、レターでは質問が集まらなかったため、各地の裁判所に散らばっている教官候補生に集めてきてもらってはどうかといったアドバイスをした。なお、CLEのQ&A集はない。 教材にもいくつかパターンがあって、専門家が講義したものを教官候補生がまとめたというものも幾つかある。このやり方については、前提となる知識があればできるようになってきている。Q&A集のようなパターンは、日本人専門家が作成している。とりまとめるだけなのでたいしたことはやっていないが、音頭を取れる人が必要である。教官候補生のフート・ヒエンなどは、質問に答えた回答シートをこれまでの分をまとめて本にしたいと言ってきた。たまたまこちらで既に本にしていたので、そのときには任せられなかったが。 教官候補生にやってくれと言えば、とりまとめはやるかもしれない。しかしQ&Aの場合は回答する人が必要である。教官候補生が答えられるものもあるが、中には非常に難しい質問もあって、私でも容易に答えられない場合があり、日本の学者に聞いたりして作成した。	

質問票#	大分類	小分類	宛先	質問	2/23日本人専門家	2/24 日本人専門家	2/24 教官候補生その3 2期生 Mr. Nguon Ratana ングオン・ロタナー(プルサット州) 2期生 Mr. Hout Heang フート・ヒエン(カンダル州) 2期生 Mr. Kong Tarachhath コン・ダラチャート(コンボンチュナン州) 3期生 Mr. Nguon Vuthy ングオン・プティー(コンボンチャム州) 1期生 Mr. Seng Neang セン・ニエン(ブノンペン)
	成果	2-1	RSJP全体	今後必要と思われる教材は、どんなものがありますか。	[建元専門家]民事訴訟法については、知識をインプットすればマニュアルなどを作成するノウハウは蓄積されている。但し、民法についてはマニュアル作成という手法はなじまないため、どのような形態の教材を作成するかは今後検討の余地がある。 [建元専門家]民法についての知識は必要であるが、理解していればそれほど精緻な教材はなくてもいい。教え方も人それぞれ。シラバス程度があって、重要事項を漏らさないようにすれば足りるのではないか。いわゆる教科書を作成するとすると、全てを網羅しなければならぬが、学校教育ではそれ不要である。現在のカリキュラムはかなり大雑把にしか定められていないので、場合によっては抜けや漏れが生じないとも限らない。シラバスと対応した教材といったものであれば、教える範囲の整理もしやすいだろう。	[建元専門家]実は、民法の教材はどういうものかというところが問題だと考えている。司法省プロジェクトで教科書、逐条は作るが、教科書ではない教材はどのようなものかと考えると、ケーススタディになると思う。マニュアルは、民法については想像できない。 [森田専門家]わかりやすいものを書けるということは、一番よくわかっている人である。カンボジア側には、そこまで民法を理解している人はいない。 [建元専門家]RSJPでも民訴、一審手続きは一通り教えることができていと思うが、民法はかなり厳しいのではないだろうか。 [磯井]シラバス程度のものを共有することがいいのではないか。それがあれば、複数の講師が担当しても抜けや漏れがなく、知識がある人は教えられるようになるのでは。 [建元専門家]知識は必要。知識がついていなければ、教材があっても使えない。逆に、教官・教官候補生が民法を理解していれば、それほど精緻な教材がなくてもよいと思う。シラバス程度があって、一単元を漏らす、というようなことを防止すればよいのではないか。教材は、何もなければ教えることが難しいため必要である。しかし、教材によって、民法で教えるべき項目に漏れが無いようにするということを担保するのは違う。それはシラバスで抜け漏れを防げばいいのではないか。債務という科目では、代理を教えているのか。代理については何を教えているのか。そのレベルで言うと、いまのカリキュラムだけでは抜け漏れがあるだろう。シラバスと対応した教材、という風になれば教える範囲の整理もしやすいのであろう。 [森田専門家]知識をインプットし、教材を作りだす、そしてシラバスで全体感を整理する。そうすれば知識がある人が誰でも教えられるようになるということか。 [西村]教える人が基本原則を知らない、ということは避けたい。 [磯井]優先順位が低いものも分かるようにしたい。教科書や逐条解説は網羅的に作成するしかないが、教材を作る時は優先度の低いものは省略してしまうというの手だろう。 [建元専門家]これまでの現地セミナーの民法に関するもののレジュメを集めれば、教材ができる程度にはなるかもしれない。	[Mr. Seng Neang] 1期生の時に比べて今は雲泥の差がある。かなり良くなっている。セミナーで教えていなくても、人の部分を資料をもらってそれを参考にして作っている。教材の作成方法に関しては、今までそれぞれの教官が自分の教材を作っているが、急ぎょ交代で教える場合に統一がとれてない。グループで作成するという形がいいように思う。ただ、経験豊富な日本人専門家や教官は、対象によってどのレベルまで教えるべきか分かるが、我々にはそれが分からない。 [西畑]我々も全体の整合性をとれた教材を作るにはどうしたらよいだろうという議論をしていたところ。 [Mr. Seng Neang] おそらくそのような教材を作成する活動に、大学で教えている教員も参加するとよい。それによって大学の卒業生のレベルもあがっていきRSJPで教えなくてもよくなる。 [Mr. Seng Neang] ぜひ教官ミーティングの中で優先順位を決めていきたい。 [西村] 民訴分野で他に必要な教材はあるか？ [Mr. Hout Heang] 判決書の書き方、不服申立(3種類:執行異議、請求異議、第三者異議。但しこれらは全て現在作成中) [Mr.Nguon Ratana] 一番重要なのは執行手続における不服申立てだが、それが終わったら不動産仮執行が必要と考える。 [西村] 民法は民訴法と違ってマニュアルというかたちの教材は作りにくい。ケーススタディなど、どういう形態がいいか考えておいてほしい。
13	成果	2-3	RSJP全体	教官および教官候補生が教材作成において果たした役割は、どのように変わってきましたか？	[建元専門家]教官ミーティングで自主的に必要な教材を選定できるようになってきた。	—	[樋渡] 教材は実際に使われているか？評判を聞いたことがあるか？ [Mr.Nguon Vuthy] どれも結構使われている。使われ方は不十分で、最初から最後まで読んでない。Q & Aや第一審マニュアルは使われているが、直面している問題の部分だけ読んで、分かなければすぐに担当者に聞いてしまう。
14	プロ目	1	RSJP全体	授業実施およびカリキュラム作成において、日本側の関与はどのように変わってきましたか？	[建元専門家]2009年2月に行った教官ミーティングで、カリキュラムの策定を行った。また、同年12月にも教官ミーティングを開いて、今後作成する教材を決定した。開催については、まだこちらから持ちかけなければならない場合もあるが、内容については教官候補生が主体となって議論している。日本人専門家は、意見を求められた場合に助言する程度まで関与の度合いが下がっている。なお、今フェーズでは、1度も日本人専門家が生徒に対して講義を行ったことはなく、「力」国側だけでカリキュラムを実施できている。	[樋渡]聞き取りによると、日本側がイニシアティブを取らずとも必要な内容が選択され議論される割合が増えているということだが、①イニシアティブの変化、②協議内容の適切性、③ノウハウの蓄積、についてどのように見えているか。 [建元専門家]模擬裁判については、2008年はスケジュール案を専門家側で考えたが、2009年は学校側が準備した内容にこちらはコメントをしただけである。模擬裁判は、12月に実施すると決まっているので、この時期になると準備を開始しないといけない、という意識は定着している。 [森田専門家]ノウハウかどうかはわからないが、専門家側に依存しなくなった、というのはある。RSJPの授業に(教官が来られないために)穴が開いた場合にも、日本人専門家の講義を依頼しなくなった。プロジェクト全般についても、他の養成校についての支援要請をしなくなった。ことあるごとに、「将来専門家がいなくなったときに備えて今しっかりやってくれ」というようなことを言ってくる。ノウハウというのではないが、意識が変わってきた。 [樋渡専門家]教官確保の面については、どう考えているか。 [建元専門家]アシスタント教官制の導入で危機を脱した。そろそろ教官候補生2期生をアシスタント教官として講義に参加させた方がいいのではないかと、ということが学校側で協議されるべきではないかと思って様子を見ている。2008年のOLEはシニア教官を使うことにこだわっていて、延期を繰り返した結果、教官候補生を使うという手段を最終的にはとった。 [森田専門家]重要な意識改革はうまく行っていると思う。もともとノウハウがなかったのではなく、人材や資金などの不足が大きな原因だったのかもしれない。 [樋渡]PDCA(plan-do-check-act)のサイクルがマネジメントのノウハウの基本であるように、教官養成についても計画を作ってもらうというのはどうか。 [森田専門家]教官候補生というのは教官の不足を補うための中期的な問題解決手段。今後、教官候補生を具体的にどう活用していくか、というのは学校側へ聞いてみればよいと思うが。 [建元専門家]日本では教官候補生という制度はない。現職裁判官が司法研修所に配置されても、法律の内容がわかっているから教えられる。カンボジアでは、現職裁判官がそもそも新法の内容をわかっているから教官候補生という制度を設けた。プロジェクト期間限定の緊急避難的なものだった。ただ、学院長としては35人よりもう少し増やしたいのかもしれない。それであれば、プロジェクト	—

質問票#	大分類	小分類	宛先	質問	2/23日本人専門家	2/24 日本人専門家	2/24 教官候補生その3 2期生 Mr. Nguon Ratana インゴアン・ロタナー(プルサット州) 2期生 Mr. Hout Heang フート・ヒエン(カンダル州) 2期生 Mr. Kong Tarachhath コン・ダラチャート(コンボンチュナン州) 3期生 Mr. Nguon Vuthy インゴアン・フティー(コンボンチャム州) 1期生 Mr. Seng Neang セン・ニエン(ブノンベン)
15	プロ目	1	RSJP全体	授業実施およびカリキュラム作成において、引き続き必要と思われる日本側の関与はどのようなものですか？	[建元専門家]学校側が自主的に議論をしているので、その点はこのままでよいと考える。ただし、議論の内容が偏ったり、好ましくない方向へ向いたときは、注意を促すことはある。教材にも幾つかパターンがあり、WGで作っているマニュアルは講義をして教官候補生が原稿を作り、これに手直しをする。知識さえあれば作るノウハウはある。Q&Aについては、専門家が回答しており、とりまとめについては、音頭をとれる人が必要。また、回答できる人も必要。なお、自分でQ&Aシートを製本したいと提案してきた教官候補生もいる。	—	—
16	プロ目	1	RSJP全体	講師としてのノウハウ(外部教官からのノウハウ獲得等も含む)がRSJPに組織として共有され、今後に継承されていく仕組みは出ていますか？	[建元専門家]2009年12月実施の模擬裁判では、教官候補生1期生2名がアシスタントとして進行を担った。この2名の働きは、実質的には専任教官と同視しうる程度であり、2007年、2008年から着実にノウハウが蓄積されつつあると評価できる。	—	[西畑] 実際にどのように講義の準備をしているのか。 [Mr. Seng Neang] 教材については、一部は日本人専門家に助言を仰いで修正したりする。専門家が使っていたレジュメ(民訴)は長すぎたので、参考にし、自分で作りなおした。理解が難しい部分もあるので、一部だけ抜き出して教えている。 [Mr.Nguon Ratana] Mr. Sengと同意見。大学で勉強する機会は非常に低いと思う。現場に出る前の教育として民事は重要なのでしっかり教えた方がよいだろう。 [Mr.Kong Tarachhath] 他の二人と同意見。大学で勉強していた人達は旧民法(政令第38号)を勉強していた人もいた。その人たちは新民法を全く勉強していない。また、去年の模擬裁判の時に同じ証拠を出されたのに判決が違った。それは民法の理解が違ったということ。証拠の不足で判決が違えば当事者の責任だが、法文の解釈の違いで間違えたらそれは裁判官の責任。
17	プロ目	4	RSJP全体	教材作成において、日本側の関与はどのように変わってきましたか？	[建元専門家]どのような教材を作るかについては、教官ミーティングで検討されるようになり、学校側が決定している。	—	[西畑] フェーズ1時は、専門家がトピックを決めていて、フェーズ2時に入ってから、トピックは教官候補生が選んでいると聞いているがそうか。フェーズ1時の、専門家発案のものと教官候補生発案のものとはどういう比率か？ [Mr. Seng Neang] 教官候補生は教材は作ってなかったと思う。よく覚えていない。
18	プロ目	4	RSJP全体	教材作成において、引き続き必要と思われる日本側の関与はどのようなものですか？	—	—	—
19	外部条件		RSJP全体	人員体制、人員配置に関する外部条件(クメール・ルージュ裁判、商事裁判の影響を受けないこと、司法官職高等評議会により人員配置の配慮がなされること、裁判所からの提供があること)は充足されていますか？	—	—	[西畑] 学校の活動に協力することについて、所属裁判所の捉え方は？ [Mr. Seng Neang] 自分のところは特に反応は無い。いつWG出席のために不在となるかは認識されているが、そのことに対する反応は知らない。 [Mr.Kong Tarachhath] 裁判所長は何も言わない。むしろ好意的。ここで得た知識は所属裁判所の同僚裁判官から聞かれて教えたりしている。 [Mr. Hout Heang] 自分の場合は、教官候補生1期生が所属裁判所の所長なのでよくわかっている。 [Mr. Seng Neang] 全体として裁判所の所長から積極的に出してもらっている。裁判所の中の一人か二人は参加していた方が助かる。問題を解決できるし、日本人専門家に聞くこともできるから。
20	実施プロセス	0-b-2	RSJP全体	当プロジェクトにおける日本側からの技術移転の方法(マネジメント層との協議、教官ミーティング、候補生WG、現地セミナー、本邦研修、成果物へのコメント、助言など)は、RSJP関係者の理解度、知識、スキルを向上させる上でタイミングがよく、また適切であると思われますか？	—	—	—

質問票#	大分類	小分類	宛先	質問	2/23日本人専門家	2/24 日本人専門家	2/24 教官候補生その3 2期生 Mr. Nguon Ratana イングオン・ロタナー(プルサット州) 2期生 Mr. Hout Heang フート・ヒエン(カンダル州) 2期生 Mr. Kong Tarachhath コン・ダラチャート(コンボンチュナン州) 3期生 Mr. Nguon Vuthy イングオン・ブティ(コンボンチャム州) 1期生 Mr. Seng Neang セン・ニエン(ブノンペン)
21	実施プロセス	0-b-3	RSJP全体	プロジェクト関係者同士(RSJP内、RSJPとRAJPやその他上位機関、RSJPと日本人専門家・JICA事務所など)のコミュニケーションに問題はありませんか？	—	—	—
22	実施プロセス	0-b-4	RSJP全体	現状の政府予算割り当てと、今後の見通しについて教えてください。	—	—	—
25	有効性		RSJP全体	マネジメント層と日本人専門家との協議、および教官ミーティングを開催したことは、学校運営方針の協議の場として機能していますか？成果および今後の課題の両面につき教えてください。	[建元専門家]2009年には、学校側の発案で教官ミーティングが開かれ、カリキュラムが策定された。今後、開催回数や検討事項を増やしていけば、専任教官がいなくとも、学校教育に一貫性を持たせるような活動は可能となるはずである。その点では今後もまだ改善の余地がある。	—	—
28	自立発展性	5-2	RSJP全体	プロジェクト期間終了後にRSJPで民事教育を自立的に実施していくための短期および中長期計画は策定されていますか？	—	—	—
	自立発展性	5-3	RSJP全体	他省庁との協力・調整について、現状の課題認識および今後の対応案をお聞かせください。	—	—	—

質問票#	大分類	小分類	宛先	質問	2/23日本人専門家	2/24 日本人専門家	2/24 教官候補生その3 2期生 Mr. Nguon Ratana イングオン・ロタナー(プルサット州) 2期生 Mr. Hout Heang フート・ヒエン(カンダル州) 2期生 Mr. Kong Tarachhath コン・ダラチャート(コンボンチュナン州) 3期生 Mr. Nguon Vuthy イングオン・プティー(コンボンチャム州) 1期生 Mr. Seng Neang セン・ニエン(ブノンベン)
29	自立発展性	5-3	RSJP全体	プロジェクト期間終了後も、プロジェクトに関わった学校マネジメント層、教官、教官候補生は引き続きRSJPの業務に従事する見通しですか？	—	[樋渡]MM本文の記載にある教官候補生について、「家庭・健康上の理由、転勤等のリスクは排除できない」という箇所について、どう考えるか。 [森田専門家]中間レビューで、対応案まで考えるべきかどうかは問題だ。 [西畑]そういう実態・リスクがあるかどうかを学校側へ聞いておこうとは思う。 [森田専門家]出席率だけを理由にすると、教官候補生から外したいが、(出席率はよいため)外せない教官候補生が出てくる。 [建元専門家]3期生でWGに来ていない人がいることは、どこまでマネジメント層がおさえているだろうか。 [森田専門家]教官候補生同士が話題にしているので、そのあたりから情報が広がるかもしれない。 [西畑]そのあたりも、協議の際に学校側へ話を向けてみる。	[Mr. Seng Neang] 人材育成は大事だと思っているし、自分も好きだ。知識を他の人に伝えられるだけでなく、教えることを通じて自分も学べる。
30	効率性		RSJP全体	司法省プロジェクト・弁護士会プロジェクトとの成果物(法令解説、教科書、マニュアル等)の共有の実績(成果物名称、時期、用となど)およびプロセスについて教えてください。	—	—	—
				日本側が提供した書式を用いて、裁判所内で勉強会が開かれたということです。詳細を教えてください。	—	—	—
				他に何かあればご自由にご意見をください	[西畑] 金曜日にきてもらうときの日当は？ [森田専門家] WGは、どこから来るかに関わらず半日USD10を支給している。講義の場合、アシスタントでも教官でも、USD15(政府からもUSD15負担)をプロジェクトで負担。講義担当は、教官だけ、教官+教官候補生がアシスタント、教官候補生だけ、というパターンがあるが、どの場合でもそれぞれに対して満額支払う。この仕組みはRSJPでフランスが始めた。 ちなみに、教官候補生と教官が二人で講義するケースは減ってきている。教官は理事会で承認された人(8人程度)だけ。しかしアシスタントでも、つまり理事会を承認を受けていなくても実質は教官につかずに単独で講師をする科目があったりする。 給与補てんは、ドナーにおしつけられて始めたものでもあるので、なくなったらなくなつたで、それでも動くだろう。	—	[磯井] 消費貸借について何を教えているか [Mr. Seng Neang] 消費貸借の定義、成立要件、終了要件など。 [磯井] 強制執行でも、人でも、55人くらいを相手にこれまで教えた中で、みんな、分かった、という感じか？ [Mr. Seng Neang] 実際にどうかはわからない。講義を聞いている聞き方と態度などで判断する。変な質問をしてきたら、それは理解度不足を示している。大体は理解していると思うが本当の所は何とも言えない。教える時に、教育方法について誰も勉強していない。どういう風に教えるかというのは、自分が教わった経験から考えている。新たな民法・民訴法は、分かりにくい用語がでてきたりするので、学生がそれでつまづく全体が理解できないので、分かりやすい言葉に置き換えたりする。消費貸借・クメール語では食べるという単語が中に入ったっている。旧来は違う用語を使ってきた。用語がおかしいといって反発して受け入れられないという生徒もいるので、もう法律になっているから仕方ないと説得する。試験結果からは、かなり理解できているのではないと思う。

議事録〈名大日本法教育研究センター〉

- 1 日時 平成 22 年 2 月 17 日（水） 11 時 00 分～12 時 00 分
- 2 訪問先 王立法科経済大学内名古屋大学日本法教育研究センター
- 3 面談者

- (1) 調査団側：西畑、樋渡
- (2) 相手側：宮島氏（特任講師）、永戸氏（講師）

4 協議内容

西畑 JICA プロジェクト、訪問趣旨の説明

宮島 最近のカリキュラム：日本語と日本法が、1、2、年と 3、4 年で別れるような形だったが、日本法を勉強し始める前に背景知識が必要ではないかという話になり、日本史と公民とを 2 年生のうちに始めるようになった。さらにその全段階で、家族構成、考え方、会社や労働制度や最近の傾向など、「日本事情」をやっている。その中で少し法律が絡むような内容にしている（こういう事情だからこういう法がある、など）。

日本史・公民の教科書は日本語だが、2 年生でいきなり全てを読める日本語力はまだついていないので、基本的な用語集などをレジュメにして配り、本授業の前に日本語教師が、用語解説・質疑応答をしている。本授業の後にはまた日本語教師がフォローをしている。

西畑 部分的に、あるいはパートタイムで受講してついていけるようなカリキュラムか？

宮島 前提となる日本語力によるが難しいと思う。

宮島 カンボジアは、まだ 2 年目までしか在学していないが、他の国の日本法センターの卒業生は、電子辞書を使いながら日本語の文献はたいいてい読めるようになっている。名古屋大に留学して戻って卒業した人間がいる（いまここで講師をするようになっている）が、読むこともでき、大まかな研究計画書が立てられるようになった。もちろんネイティブチェックが必要なところはあるが。

宮島 入学に際しては選抜試験がある。

第一段階は筆記。クメール語での論述（提示された問題に対する賛否とその理由の表明）、人造言語による日本語への適性チェック、漢字認識テスト。

100 名くらいから 40 名に絞る。

第二段階が面接で、そこから 20 名強に絞る。

宮島 授業料は大学に修める以外には必要ない。教材は自費。

西畑 なぜ 100 名も応募があるのか。

宮島 時々聞いてみるが、何となく、可能なら留学したい、という感じ。個別には、何かしら以前に日本と縁があったという人も少なくない。「自国の CC/CCP が日本の支援でできているから、ここで学べば貢献できると思う」、という発言もあった。

- 西畑 卒業後の進路についての学生の希望は？
- 宮島 多いのは法曹。しかし外資系や政治家という漠然とした目標を持つ人も多い。しかしきちんと日本語ができるようになれば、カンボジアでは需要が多いだろう。ここでは、プノンペン大学の日本語学科に匹敵するレベルの日本語を習得させているので。
- 西畑 司法省職員を目指す人はいるか？
- 宮島 いると思う。どうやってなれるかというのが具体的に分かっていないのだろう。あるいは多くのお金を積まないと行けないと感じているのでなれないのではないか、という心配もある。同時に、汚職に対する嫌悪感も持っているもので、自分たちが就職する頃にはそのような面が減ってくる未来を期待しているという感じ。
- 樋渡 英語は教えているのか？
- 宮島 法学部の授業で英語を教えていると思う。
3、4年生は、午前に法学部の授業、午後にこのセンター。1、2年生はその反対の時間割。
- 西畑 法学部の授業はどんな内容か？他の大学では、適用前なので民法については旧法を教えていると聞いたが。また、教官は専任か。
- 宮島 ここでも旧法を教えている。学生が逆に新法の準備状況を知っているので、それを教官に質問して、先生の方が分からないと回答しているらしい。法学部の先生は、専任も兼任もいるようだ。
- 西畑 JICA プロジェクトとの双方の情報共有を深められればと考える。
- 宮島 名古屋大学の日本法（英語コース）に文科省留学生として2人留学するのだが、「サバイバルジャパニーズ」というコースで、留学してすぐに使える日本語を教えている。こういう授業なら毎日でもないのに、日本語を手始めにやる機会としては参加してもらってもいいかもしれない。留学合格が分かってから、4月～9月の5カ月間、週に2-3回。読み書きはできるようになる。文科省の留学生がいる時に開講しているが、文科省留学生は毎年いるので、毎年開講している。
名大の英語コースは文科省費用、日本語コースは名大費用。本人負担はない。
- 西畑 「サバイバルジャパニーズ」にもし外部の人が参加するとしたらどのような費用負担になるか。
- 宮島 計算すればコストは出と思うが。講師の追加負担がない形で開講すれば、大きな費用はかからない。人がいなくて調達してくることにすれば費用がかかってくる。ウズベクでは、青年海外協力隊員等が入って共同運営していた。
- 宮島 中身としては、レストランで注文する場合など、生活に必要な日本語を教えるという内容。教材はいろんな本から選んで作る。例えば、文献を日本語で読めるようにという目的にすると、教える内容を現状から変える必要がある。彼らは名大での修士課程は英語で行われるので、そこまでのレベルの日本語は必要がないため。

宮島 時間帯は夕方。しかし合格者の時間帯にあわせて調整している。
西畑 週2、3回、5ヶ月の受講では、日本の大学院で日本語で日本法を学ぶための前提となる日本語能力を身につけるのは難しいか。
宮島 かなり困難。

以上

1 日時 平成 22 年 2 月 18 日 (木) 16 時 00 分～17 時 00 分

2 訪問先

3 面談者

(1) 調査団側：建元専門家、西畑、樋渡

(2) 相手側： Mr. Rajah Shah (Deputy Chief of Party), Steven M. Austermiller (Legal Education Specialist), Peng Sokunthea (Legal Officer)

通訳：なし

4 協議内容

西畑 (JICA の RSJP プロジェクトの説明)

Mr. Shah EWMI は、USAID の委託を受けて、「権利と正義」アプローチで活動中。2013 年まで 10 年間を実施期間としており、人権擁護から司法サービス（需要サイドから供給サイドまで）まで非常に幅広くプロジェクトを展開している。市民の人権意識向上や行動促進、法や関連規則の普及支援など司法機関・制度が機能するための支援も実施している。市民社会レベルから司法省や裁判所など政府レベルまで網羅的に対象としている。

西畑 CCJAP と関連があるのか？

Mr. Shah 関連している。4 つのモデル裁判所を定めて活動中で、現在はそのうちカンダル州だけがスタートしている。MOJ と計画検討中の状況である。MOJ とはデータ収集・分析などに対する支援や、MOJ と裁判所が情報をシェアして活用できるような、コンピュータシステムを含む支援を実施している。これは、現状や今後の課題を MOJ が定量的に把握できることが必要という発想から。

ロースクール、養成校などその他人材養成も含めて活動している。

西畑 EWMI の組織機構について聞きたい。

Mr. Shah NY 拠点の NGO。主に東欧の体制移行国への支援が中心だが、アジアでもカンボジア等を重点的に支援しており、他にはアフリカでも活動中。法整備支援以外に財政改革分野も対象。Management の改善を得意分野として、開発協力を実施している。このプロジェクトは USAID がドナーとなっており、パートナーにはアメリカ弁護士会（ABA）も入っている。Steven 氏は ABA から来ており、私も弁護士である。

西畑 MOJ への支援では、PC や裁判所をつなぐ光ファイバーネットワーク等も提供しているのか。

Mr. Shah MOJ には 10 機のコンピュータとイントラネットワークを提供。地方裁判所には提供しておらず、将来的には必要であると思うが、現在の計画には入っていない。まず、司法省の近代化が先と考えている。

Mr. Austermiller インターネットがまだ高価な地域が多く、恒常的な維持費が問題となるので、当面は MOJ のイントラネット構築を中心に行う。

西畑 EWMI の弁護士支援は 2007 年に終了したと聞いたが。

Mr. Shah 成功裏に終了したと言えるが、実際のところは弁護士会内のリーダーシップに問題を抱えていて終了したのが実情である。つい最近（数日前）から、トライアルとして非常に小規模の支援を再開した。弁護士養成校では、1 年間の課程修了後に、全員インターンシップを 1 年間しなければならないが、このプログラムでは、そのインターン先を提供する予定である。このプログラムの結果を見て、今後の支援再開を検討するための材料にする予定。

西畑 最高裁や控訴裁への支援もあると聞いているが。

Mr. Shah 実際には、それは裁判所をモニタリングする NGO などへの支援である。

西畑 RAJP や RSJP への支援について詳細を聞かせてほしい。

Mr. Austermiller 新規教育：RSJP は、2 年の課程で毎年 55 人が入学する。EWMI は、土地法と倫理の教育実施に支援を行っている。

CLE：学校側から各ドナーへの割り当て案が提示され、EWMI は毎年土地法と倫理について担当している。

RAJP 主催で昨年 2 月に、どのドナーが何をやるかを討議した。今年はまだその会合案内が来ていない。講師を依頼するのには、時間がかかるため、本来は今の時期にはもう実施しておくべきなのだが。

建元専門家 毎年 5、6 月に新規入学者が決まって調整し、結局 6、7、8 月から講義が始められるという状況。

Mr. Austermiller CLE については、講義後に参加した現職裁判官からフィードバックをもらっているが、土地法が重要だから教えて欲しいという要望がある。新土地法(2001 年成立)は複雑で分かりにくく、現場の裁判官には混乱があるので研修がかなり必要な状況。

RAJP は基本的な事務運營業務はしっかりできるが、教育の実施そのものをもっと能力強化する必要がある。すなわち、適正なカリキュラムを作って実施するということである。資金的なサポートも各ドナーがやっているの、教育の実施に集中し彼らが主導権を持ってやるべき。各ドナーは、その上で適宜技術的なサポートをするべき。RAJP は、我々が見たところまだそこまでの段階に行っていない。

「全て新法がそこに準備されていて、そこから教育を開始する」という状態だから、自分たちで教育を企画・実施できないのではないかと考えている。私見では、RAJP が主導的に学校運営を行っていくためには、ドナーからは財政的な支援をまとめて学校側へ行い、その使途・運用についてカ国側へ一任するというやり方が、主体性を高めるためには有効だと思う。

西畑 学校側のオーナーシップが重要との問題意識は共有するが、財政支援方式に参画するのは JICA としては、現状では難しい。

Mr. Austermiller USAID も実は直接の資金援助はできないので、この構想を我々が推進するのは難しい。本音で言えば、講師への謝金支払なども CP 機関の自主運営

に移管していきたいが。

西畑 先ほどフランスの支援窓口と会った際に、フランスの RAJP 支援は 2009 年に終了したということだったが、学校運営資金の支援も終わったのか、何か情報はあるか。

Mr. Austermiller 自分も、フランスの支援終了という話を聞いたときに運営資金の件が気になり関係者へ聞いたことがある。確認した情報ではないが、聞いたところによると、フランスは何年分かまとめて資金を RAJP 側へ残して去っていったという話だ。

Mr. Shah RAJP では資金は問題ではないはず。支援を要請してくるが、本当はなくても、副首相と近い関係にあると聞いているので、やっていけると思う。私見ではあるが。

西畑 ドナーからの財政的自立性について、重要であると認識している。

Mr. Shah 同感だ。先ほどの運営に政治が絡むという話も、RAJP は国家機関なので、そうなるのだろうと思う。

建元 RSJP プロジェクトでは、終了までに 35 人の教官候補生を養成することで、今後学校側が教育を自立的にやっていけると考えている。

Mr. Shah 賛成。自立させるために非常によいアプローチだと思う。

Ms. Peng 民事以外の、土地法やその他の分野では教官候補生の養成はまだまだこれからといった状況だと認識。

Mr. Austermiller 土地法の CLE は実務家（国土省の H. E. レベルの高官）が教えている。持続性を鑑みた場合、若い人を教官として養成することを考えていきたいが、学校は若い人が年輩の裁判官等に対して講義をすることを嫌うため、学校側の承認を得るために、毎年 CLE の講師には国土省の高官に依頼している。

建元 RSJP プロジェクトでは若い教官候補生が CLE の RSJP 割り当て分の講義で講師をやることができた。どうしても講師が確保できなかったのが、学校側としてはやむを得ず教官候補生にやらせたという経緯があったが、結果的には成功し、受講者である年輩の裁判官からも異論は出なかった。確かにその前までは、学校側は「若い教官候補生に CLE 講師は無理だ」と言っていたが、この件以降は認識を変えつつある。

Mr. Austermiller 学校の意識が変わりつつあるというのは我々にもいいニュースである。

西畑 ところで、土地法の講義を EWMI が担当するからには、世銀、フィンマップ、GTZ などの土地法関連プロジェクトと関係があるのか。

Mr. Shah そちらには、EWMI の別部門が関与している。土地法は、ADB、アメリカ国務省と支援主体が変わってきた。

西畑 なぜこの質問をしたかという、EWMI が土地法と倫理を対象としている理由が気になったからだ。

Mr. Shah 人権擁護をやってきた結果、市民の人権と土地法との関連が強いことを認

識して土地法を講義で担当することになった。倫理も、法曹のプロフェッショナルリズムを高めることが重要との認識から始まったもの。

以上

議事録〈フランス支援窓口〉

1 日時 平成 22 年 2 月 18 日（木） 15 時 00 分～15 時 50 分

2 訪問先 フランス支援窓口

3 面談者

（１）調査団側：建元 RSJP プロジェクト専門家、西畑、樋渡

（２）相手側： Ms. Cindy Rince

通訳：なし

4 協議内容

西畑 (RSJP プロジェクトの説明)

Ms. Rince フランスのプロジェクトは 3 コンポーネントがあり、2002 年に開始し、2009 年 9 月に終了。

1 つめ：司法官の養成支援で、RSJP が 2002 年にサブデクリーにより設立され、RAJP がその後設立された。RAJP 下には、他に書記官養成校、執行官養成校（2010 年開講予定）、公証人養成校（2010 年開講予定）の 3 校がある。RAJP への支援は、主に、RSJP の教員養成（刑事分野）を中心とし、良い成果を生んだと評価している。

2 つめ：警察学校の支援については、捜索の業務強化など刑事分野の支援を行っている。

3 つめ：対 MOJ 支援。仏人専門家（法律家）が MOJ と緊密に連携し、刑法、刑事訴訟法の起草支援を行った。弁護士養成校との連携も一部あり。何年も前には汚職防止法の起草支援をしていたが、その後草案が、カンボジア政府内でどの段階にあるのかわからない（他のドナー達も一緒にやっていたのだが）。2 月以降常駐の仏人専門家はいない。自分は移行期間の窓口として 1 年間の契約で滞在中。今後新たなプロジェクトが始まるかどうかは知らない。本国では検討中かもしれないが、2009 年 9 月に終了時評価があったので、それをもとに考えているのではないか。

弁護士会と弁護士養成校でも刑事分野で支援しているが、そちらでも特に今後の支援の必要性は無いように見える。

西畑 RAJP には、運営資金の支援もしていたと聞いているが、そちらも支援は終了したのか。午前中に学校運営側と話した際には、フランスからの資金援助が終了したというような話は出なかったが。

Ms. Rince 自分は、1 年契約で来ている。それ以前に、学校運営費の資金援助をしているかどうかについて、よく知らない。

西畑 王立法科経済大学にも支援を行っていると言っているが。

Ms. Rince 経済の修士課程及び法分野でフランス修士課程を支援している。フランス人教師、カンボジア人教師がおり、フランス人教師はリヨン大学やリール大学などから来ていてフランス本土と同じレベルの授業やテストをしているので、それを修了した場合はフランスの学位を取得できる。修士号は英語でも

取れる。

西畑 RAJP において、当初は 2009 年、現在では 2010 年度に開講予定と聞いている公証人養成校にもフランスの支援が入るということだが。

Ms. Rince 公証人養成校の設立も支援してきた。入試の実施に関する上位機関（RAJP 理事会か？）の承認を待っていると RAJP 学院長が言っていて、それで開講が 1 年遅れたのだろう。フランス人公証人の調査団が来る予定だったが準備だけしてまだ実施はできていない。調査団によると入試を待っている入学希望者は多くいるので、後は承認の問題だけだと言っていた。

西畑 Ms Rince は週に 1 回 RSJP のオフィスに来て、他は RULE にいるということだが、フランスの協力全体をマネジメントしている事務所はどこか。

Ms. Rince 大使館の国際協力関係の部局が統括している。

以上

議事録 〈CCJAP(Cambodia Criminal Justice Assistance Project by AusAID)〉

1 日時 平成 22 年 2 月 26 日（金） 8 時 00 分～9 時 00 分

2 場所 司法省 2 階 JICA 会議室

3 面談者

(1) 調査団側：坂野専門家、清原専門家、寺内専門家、亀井 JICA カンボジア事務所員、ピラ同現地職員、森、西村、磯井、西畑、樋渡、和多田（法務省）

(2) 相手側： Mr. Marcus Cox (Consultant, Agulhas)、 Mr. David Moore (Australian Team Leader、 CCJAP)、 Mr. Don Whinfield (Federal Agent、 Program analysis、 International Deployment Group、 Australian Federal Police)、 Mr. Chor Siek Veng (Natal Adviser、 Capacity Building and Aid Effectiveness、 CCJAP)、 Ms. Seng Sophea(M.A Literature、 Royal Academy of Cambodia / Interpreter)、 Mr. Kong Phallack (Managing Partner)

4 協議内容

西畑 (メンバー紹介、JICA の法整備支援の説明)

Mr. Cox プロジェクトの中間レビューをするために来訪した。

Mr. Moore CCJAP は、AusAID が実施するプロジェクトで、以下の 6 つのコンポーネントから成っている。①法・司法改革戦略の策定・実施支援（法・司法改革評議会（CLJR）の能力強化）、②犯罪予防とコミュニティでの治安向上（6 州）、③警察部門支援（科学的捜査・法廷や刑務所の設備改善など）、④MOJ による裁判所（モデルコート）の運営改善、⑤刑務所の衛生、運営改善、⑥小規模・中規模プロジェクト運営（青少年や社会的弱者にインパクトを与えるような警察、裁判所、刑務所に対する支援）。

Mr. Cox 1997 年から切れ目なく支援を継続していて、現在はフェーズ 3 に入っている。CCJAP の特長は、法・司法改革プロセスに対して、ある特定の分野に限るのではなく、総合的なアプローチを取っている点である。

今日この面会では、刑事分野(CCJAP)と民事分野（JICA）の支援を比較することができ、とても興味深い。

西畑 フランスは、MOJ や RAJP/RSJP などに対する刑事分野のプロジェクトを終了したと聞いている。刑事分野では、AusAID が残った唯一の主要ドナーということか。

Mr. Cox 以前は多くのドナーが入っていたが、この 10 年で多くのドナーが法整備支援から離れていった。

Mr. Chor Siek Veng モデルコート：モデルコートの成果を図るために、「裁判所のアクセシビリティ」、「運営の透明性」、「独立性」等 11 の基準と、それぞれの基準に対する指標が設定されている。モデルコートは、事前の質問票調査により 4 箇所（バンテアイミエンチャイ、カンダル、プノンペン、コンポンチャム）が選定されており、設定された基準と指標を達成するために、それぞ

れのコートが3ヵ年計画を策定し改善に取り組んでいるところである。モデルコートプロジェクトを実施するために、カンボジアの関係省庁の職員、検察官、裁判官等から成るモデルコート・テクニカル・ワーキング・グループ（TWG）を設置している。上位にはモデルコートの戦略計画を策定するための、モデルコート・ハイレベル・ワーキング・グループ（HLWG）がある。MOJ のソティアヴィ次官もこれらモデルコートの活動に参加している。CCJAP と EWMi が活動計画を立て、財務省の予算策定と連動している。

- Mr. Moore DANIDA もデンマークの NGO である DIHR（Danish Institute for Human Rights）を通じ、モデルコートプロジェクトを支援している。
- 西畑 事前の質問票調査について、質問内容は一般的なものか、それとも刑事分野に限ったものか。
- Mr. Kong 質問は 53 問あり、一般的な質問が多い。質問票を準備する段階では、法制度整備プロジェクトの真鍋前専門家が民事分野について JICA から参加していた。TWG は、スイ＝モン＝リアン CLJR 長官が議長を務め、カンボジアの関係省庁職員から構成されている。HLWG は意思決定機関であり、カンボジア人の議長と関係機関職員及びドナーから構成されている。モデルコートでは、①事件管理、②裁判所管理（人材、設備等）、③裁判所運営強化の3つの分野に取り組んでいる。
- Mr. Cox モデルコートは、JICA のプロジェクトとの接点となる部分だと思う。モデルコートで取り組んでいるのは、裁判所のキャパシティ向上であり、現在カンボジアでは民事・刑事の実体法と手続法の4つの基礎的な法案が準備されている段階にある。モデルコートを接点として、民事・刑事両面において裁判所の組織改革を実現するタイミングだと考えられる。
- 清原専門家 われわれのプロジェクトにも、物理的な制限や手続き的な問題でできることに限りがある。MOJ がどれくらいこの複雑な手続きの導入を引っ張っていけるかが今後の課題であるが、総合的なアプローチが必要である。
- 清原専門家 以前は、裁判所から MOJ へくる質問への回答を日本人専門家に依存していたため、MOJ 職員の能力が向上していなかった。しかし、最近はいえ MOJ 職員に裁判所からの質問に答えさせるように努めている。もちろん今でもまだ完全な回答を MOJ 職員がすることはできていないが、徐々に民訴法の理解が深まっており、近い将来この点に関して日本からの支援を得ずとも、MOJ 職員が単独で対応できるようになると考えている。モデルコートからも質問が出てくるであろうが、MOJ に回答させることになるだろう。それが MOJ 職員の能力向上につながる。
- Mr. Cox MOJ は、どのような仕組みで裁判官を教育しているのか。
- 清原専門家 MOJ には明確な仕組みはなく、裁判官教育の計画もない。代わりに、MOJ では行政官向けの普及活動を実施している。
- 寺内専門家 2007 年から 2009 年にかけて、全国の裁判所に対して CCP セミナーをして

おり、拡大しようとして財務省に予算を申請したが承認されなかった。理由は、一つの新法に対し普及セミナーは1回でよいのではないかと判断されたためである。RSJPのCLEではMOJ職員が講師となって実施している講義もある。普及セミナーは以前JICAがロジを支援していたが現在はMOJが自ら企画・運営している。裁判所から寄せられる質問への回答は、民事局が対応する部局となっているが、Q&Aを体系的に行うことは担当の高官が多忙のため、まだできていない。

磯井 新任の裁判官や検察官の教育、継続教育はRSJPで実施している。また、RSJPの教官候補生が全国の裁判所から質問を収集し、日本の支援でQ&A集をまとめている。民訴法関連のマニュアルを作成し、配布している。

Mr. Cox MOJには多くの部局があり、連携するのが難しいと感じている。

寺内専門家 立法は立法局が本来の担当部局だが、5～7名程度しか職員がいない。プロジェクトにおいては、CC・CCP関連法令を起草するために、部局をまたがったメンバーによる起草班を作ったが、これは立法局の組織的キャパシティを考えると良い方法だったと考えている。

Mr. Cox 日本の支援の中心は、起草だと理解した。法そのものの発展と運営能力の強化との両方が必要であり、CCJAPとJICAの支援プロジェクトは良い補完関係にあるようだ。新しい法や手続きの内容の理解とともに、実務の訓練もキャパシティ向上には欠かせないと思う。

西畑 モデルコートの選定について、具体的な基準はどのようなものか。

Mr. Moore 人口規模等。4つのモデルコートは、地方部と都市部からそれぞれ選ばれ、HLWGが最終的に選定した。なお、これら4つのモデルコート地域以外でも、ワークショップなどは行っている。

Mr. Kong 選定の基準にはさまざまなものがあり、例えばUNICEFは人身売買等が横行する国境地帯を活動の対象地域としており、最終的にはカンボジア側の妥協もあり、4つのモデルコートが決まった。モデルコートプロジェクトの報告書が、2010年4月には英訳されWeb公開される予定であるため、それで詳細は確認できる。

民事領域は日本において他にドナーはいないので、将来協力してもらえるとありがたい。我々には、民事分野について適切な実務での運用がなされているかどうか判断することができないため。

Mr. Cox RSJPの支援について、JICAは民法・民訴法分野の支援に限定しているのか。学院に対する全般的な予算援助などはしていないのか。

西畑 民事分野に限り、運営や教育実施に支援を行っている。RAJP全体への運営支援は、フランスが資金面・技術面で支援をしていたが、2009年秋にプロジェクトは終了したと聞いている。

Mr. Cox MOJ内での、組織的な縦割りの分業にはドナーは留意しなければならない。また、同じリソースを各プロジェクトで奪い合うことがないように、戦略レベルで共通認識を持つ必要がある。

Mr. Kong MOJ 内の TWG メンバーが、日本人専門家に質問に来たことはないのか。
坂野専門家 当初は、JICA 専門家にも何度か声がかかり、私も個人的に会合に参加したが、残念ながら我々のプロジェクトのスコープ外であった。今後 MOJ が関わる範囲で我々も協力できることがあると思う。

寺内専門家 ソティアヴィ次官はモデルコートプロジェクトの目的について、判例の統計化くらいにしか理解していない。

Mr. Cox 指摘は、重要なポイントである。多くの組織と協働しているため、MOJ を十分にプロジェクトに巻き込めていない点もあるだろう。

以上

議事録〈カンボジア弁護士会表敬訪問〉

1 日時 平成 22 年 3 月 4 日（木） 9 時 00 分～10 時 00 分

2 訪問先

3 面談者

（1） 日本側：（調査団）森、西村、磯井、西畑

（通訳）スワイ

（プロジェクト）神木専門家

（2） 相手側：チュ・ソンハ BAKC 会長、ソオン・ビスアル BAKC 事務局長、イン・バンチョン LTC 事務局長

4 協議内容

森 訪問趣旨説明。現状確認及び本年 6 月のプロジェクト終了に向けて、弁護士への普及活動をどのように進めていくかについて意見交換をしたい。まずは、懸案となっていた民事実務委員会の開催状況はどうか。

会長 民事実務委員会の活動状況や、プロジェクト終了後の継続教育について、我々の考えを説明したい。

LTC LTC 校長に弁護士養成の計画策定を指示、予算面での計画、予算確保のための手段について検討しているところ。作成した計画は BAKC の運営委員会に提出したが、LTC に入学する学生に対する学費の金額が未定である。特に BAKC では、会員弁護士の会費を上げて LTC の運営資金にまわすことは難しい状況。選択肢のひとつは、学生から学費を徴収することである。おそらく、一人 2,500 ドル～3,000 ドルくらいになるため、貧しい学生は支払いが難しい。BAKC は、現在の活動や弁護士の重要性を理解してもらうように各ドナーに向けて活動しているが、ドナーからの資金調達手段ができなかった場合、学生からの学費徴収しか選択肢はない。BAKC として大きな課題であり、学費増額ができなければ LTC を閉鎖するしか手段がない。

CLE 継続教育について、弁護士に対する民法及び民訴法の教育は重要。BAKC も、2 つの法律をカンボジアで法律を運用するために、重要なものであると考えている。継続教育に関して、日本から何らかの形で支援を継続してもらいたい。BAKC の計画では、年間 4 回のセミナーを実施したい。私が見たところ、裁判官、弁護士は、民法を未だ理解できていない。MOJ 関係者や裁判官が、どのようにインタビューに回答したのかはわからないが、弁護士の民法の理解度は、間違いなく低い。この 2 つの法律を最もよく使うのは弁護士であり、弁護士の役割は重要である。よって、弁護士の能力向上は、民事法の運用に貢献する。

民事委員会 私の発案により、民事委員会を昨年初めに発足したが、会合はこれまで 3 回しか開かれていない。現在委員会がスムーズに運営できていない理由は、情報収集のため常任の事務局が一人必要であるのに、現状ではその予算がなく雇用できていないからである。これまでの会合を運営しているのは、

私自身で、いろいろな方面から情報を収集している。日本側から委員会活動に対する手当てはあるが、給与補填の形ではない。委員会の活動が予定どおり動いていないことは遺憾であるが、神木専門家が支援しているワーキンググループは、順調に動いている。私の初期の予定では、両方の活動が平行して進むはずであった。現在は BAKC の理事会メンバーに対し委員会の運営に対して、協力を要請している。

民事委員会の位置づけ、活動は非常に重要と認識している。委員会では、次の３点について分析することを考えている。１．裁判所での執行が適切に行われているか、２．裁判所で条文の解釈が正しく行われているか、３．判決に関して、民事分野の確定判決に問題がないのか、を分析し、法・司法改革評議会や司法官職高等評議会に報告したいと考えている。そして、また BAKC の会報にも載せたいと考えている。

刑事委員会の活動は上手くいっている。事務局に対して国境なき弁護士団が給与補填をしているため、情報収集ができる。この委員会活動は、2010 年から２年間の実施予定である。

森 人件費支援が、最大の課題という問題提起だったと理解したがそういう意味か。

会長 まず、民事委員会は人件費支援がなければ動かないと考える。LTC については、学生から学費を徴収する方法もある。民事委員会については、各地での民法、民訴法の運用に違う解釈があれば情報提供してくれるように、弁護士に自分から呼びかけている。各地で民法、民訴法の運用にどういう傾向があるのか、各地の弁護士に知らせる必要があると考えているためである。日本側は継続教育を重視しており、これまでセミナーを何度も実施してくれたが、今後も年１回は法曹三者を対象とした継続教育セミナーを合同で開催したい。そこでは、日本側は中立的な立場でどの解釈がよいのか判断してほしい。

森 ご提案については、RSJP と司法省プロジェクトがまだ２年間の期間があるので、JICA としても検討する余地がある。一方で、人件費については、カンボジア全体としてドナーが直接人件費を補填することはできないということに政府方針で最近なっており、JICA でも支援のやり方を再検討しているところである。そもそもの前提として、直接の人件費補填については、JICA は支援できない。それ以外のところ、例えば技術移転で何かできないか検討していきたい。

会長 給与補填ではなく、成果報酬という形で支援をお願いしたい。ところで、人件費については、民間も含まれるのか。

森 詳細は確認したいが、ドナーの立場からすると、C/P に人件費補填するということは、民間であれ同じことになるのではないか。

会長 今後の計画が知りたい。いつ頃を目処に計画を立ててくれるのか。

森 JICA の技術協力は、仕組みを作ることである。一般的な例えで言うと、JICA

は魚はあげないけれども、魚を釣る方法を教える。すなわち、プロジェクトが終了した後も、プロジェクトを通じて培った技術、仕組みを継続していけるようになる、自立的に運営できるようになることが目的である。継続教育についても、最も重要なことは、それができる講師を養成すること。BAKC でもそういう活動をしてきたのが重要である。民事教育は幅が広いので、プロジェクト期間だけでは全てはできないだろうが、講師の確保・育成は引き続き必要。同様の課題は、RSJP でも抱えており、RSJP では教官候補生の育成に注力している。同時に、MOJ は広く一般に法律を普及する役割があるため、同様に講師となる省内人材を育成している。3つのプロジェクトで養成されたこれら講師を共有し活用していくことが重要である。仕組みづくりに目を向けると、RSJP ではすでにできている。だからこそ、RSJP と上手く連携していくほうがよいのではないかというアイデアがある。RAJP 学院長からも、教官候補生の共有などの提案があった。

会長 RSJP と LTC は状況が違う。RSJP の教官・教官候補生は公務員で指示がある程度可能。弁護士を講師として養成しても、彼らが忙しいときに来られないとなると一番困る。BAKC でも教官となる人材養成については、重要性は認識している。RSJP の教官候補生の力を借りなければならないこともあるかもしれない。

森 弁護士に対する継続教育の必要性は認識しているので、現行のほかの JICA プロジェクトの枠組みの中でやっていけるような方策を検討したい。

会長 民事委員会の役割は重要であり、多くの国民に民事とは何かを発信していきたいと考えている。BAKC は弁護士の会費だけでは事務経費にあてるだけで精一杯で、いろいろな仕組みを作っても予算面で上手く動かせないことが予想される。日本で6月に森団長と会ったときにも言ったが、「車があって運転手もいるが、ガソリンがなければただの玩具になってしまう」ということだ。皆さんからは、弁護士会の会費を値上げしないのかという質問があるが、弁護士の仕事はカンボジアではまだ限定的であるから、難しい。私は会長になって、組織を改革し、弁護士倫理を高めていきたかった。継続教育は弁護士の能力を向上させるために重要であるが、予算的な制約は大きい。弁護士の倫理についても継続教育で教えなければならない、またもし反汚職法が成立した場合、弁護士会規則を改正しないと、多くの弁護士は法律に違反してしまう可能性が高い。委員会活動の経費を私が個人的に経費を負担しているケースもあるが、それについても一部の BAKC メンバーから批判があった。自分としては、何らか貢献していきたいと考えている。

通常の仕事をする予算も足りないため、いろいろな機関に支援を依頼している。例えば、弁護士に対する情報発信は BAKC の HP を制作し、いろいろな書式の情報も掲載しており、現場の弁護士からかなり好評を得ている。また、今まで BAKC には活動計画がなかったが、今は2ヵ年計画を策

定しており、これをもとに支援してくれるドナーを探したいと考えている。計画がなければ具体的にドナーに話をしても、聞いてもらえないため、我々は計画を策定し、予算計画を立てようと考えている。カンボジアでは、まだ民法、民訴法の理解度は低いため、ぜひとも今後とも継続教育への支援をお願いしたい。

森 重要性は理解しているし、日弁連も懸念を持っている。

西畑 BAKC の会費は月額 10 ドルで、弁護士業をしていない人は 5 ドルと聞いている。また、LTC の入学金を一人あたり 500 ドル徴収し始めていると聞いているが、その徴収状況と用途はどうなっているか。

会長 会費は、70%程度の人から徴収している。それ以外の人は何ヶ月も払っていない、3年以上払っていない人もいる。一部は収入がなく払っていない人もいるが、資力があるのに払っていない人もいる。このような人に対しては、督促しているがなかなか上手くいかない。HP を作ったり、書式集を CD で配布したりとサービス向上に努めている。弁護士会の規則では会費未納に対する罰則規定があるが、実施していない。BAKC の委員会では、彼らへの処遇を検討中。実情は、会費の収入は 5,000 ドル、支出は 7,000 ドル。赤字が 2,000 ドル程度。会費の罰則を適用するのであれば、毎月 30 人くらい対象になる。払っていないのは、年配の資力のない弁護士が多いので、悩ましいところ。未払いの原因の分析が必要と考えている。一部の意見では、経験年数に応じて会費を決めたらどうかという提案があったが、経験年数と収入は比例していない場合がある。

LTC への入学金は、全員徴収しており、事務経費の不足分をそこから補填している。

最後に、ぜひお願いしたいことがある。民法適用法ができているのに、まだ全く審議されていない。現在は、民訴法しかまだ適用されていないが、民法も早く適用されることが必要である。例えば、遺産関係は民訴で何度出てくるが、裁判所は現状ではどういう判断をするのか私もよくわからない。

以上